

# 第503回

## 岡山地方最低賃金審議会

開催日時 令和5年7月31日（月曜日） 13時30分～

開催場所 岡山市北区下石井1-4-1

岡山第2合同庁舎 2階共用会議室A

### 議事次第

- 1 地域別最低賃金額改定の目安の伝達について
- 2 最低賃金基礎調査結果等の資料説明について
- 3 岡山県最低賃金専門部会の運営について
- 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）
- 5 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書及び意見発表について
- 6 議事の公開について
- 7 今後の審議日程について
- 8 その他

## 第503回 岡山地方最低賃金審議会資料

### 資料目次

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）・・・資料No. 1

令和5年賃金改定状況調査結果（目安関係資料）・・・・・・資料No. 2

- ① <調査の概要>
- ② 第1表 賃金改定実施状況別事業所割合
- ③ 第2表 事業所の平均賃金改定率
- ④ 第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値
- ⑤ 第4表 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率
- ⑥ 参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合
- ⑦ 参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合
- ⑧ 付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

令和5年度岡山県最低賃金基礎調査結果・・・・・・資料No. 3

- ① 岡山県最低賃金基礎調査結果報告書
- ② 岡山県最低賃金基礎調査結果（令和5年6月）
- ③ 総括表（1）
- ④ 総括表（2）
- ⑤ 岡山県最低賃金基礎調査結果（経年）：特性値
- ⑥ 最低賃金改正の影響率
- ⑦ 時間額に対するその該当労働者の分布
- ⑧ 賃金階級に対する労働者の累積度数分布（前年度との比較）
- ⑨ 賃金階級に対するその該当労働者数（復元数）の分布  
（前年度との比較）
- ⑩ 賃金階級（100円刻み）に対する該当労働者（復元数）の分布  
（前年度との比較）

足下の経済状況等に関する補足資料・・・・・・資料No. 4

主要統計資料 都道府県統計資料編・・・・・・資料No. 5

岡山県最低賃金年別時間額引上額・・・・・・資料No. 6

岡山県最低賃金年別時間額引上率・影響率・・・・・・資料No. 7

岡山県時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者）	資料No. 8
岡山県及び全国春季賃上げ妥結状況	資料No. 9
岡山市 世帯人員数別（1人）標準生計費の推移	資料No.10
雇用情勢（2023年6月）	資料No.11
岡山県金融経済月報（2023年7月3日）	資料No.12
岡山県内経済情勢報告（令和5年7月）	資料No.13
岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数（速報）（令和5年5月分）	資料No.14
岡山県 実質賃金指数・名目賃金指数の推移	資料No.15
岡山県雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金支給状況	資料No.16
岡山県最低賃金専門部会委員名簿	資料No.17
岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書等	資料No.18

令和5年7月28日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会  
会長 藤村 博之

## 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

## 記

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一



層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 5 年 7 月 28 日

- 1 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	41 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	40 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	39 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和 5 年全員協議会報告の 1 (2) で「最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた。

## ア 賃金

まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 3.58%、中小でも 3.23%となっており、30 年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算は 5.01%となっている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で 3.91%、中小企業では 2.94%となっている。賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃

金上昇率（ランク計）は2.1%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の結果（1.5%）を上回っている。また、平成14年以降、第4表①②における賃金上昇率（男女計及び一般・パート計）は、今年度初めて全てのランクで2%以上の結果であった。さらに、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.5%となっており、これも昨年の結果（2.1%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

## イ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、令和3年は6.3%であるところ、令和4年は6.6%と安定している。また、業況判断D Iを見ても、日銀短観では、令和4年6月は+2であったものの、令和5年6月は+8と上昇し、また、中小企業景況調査では、令和4年4～6月の▲19.4から今年4～6月には▲10.5となっているように、昨年からさらに改善が見られる。

なお、昨年はコロナ禍の影響が引き続き見られた「宿泊業、飲食サービス業」においても、令和4年の売上高経常利益率は0.0%と3年ぶりにマイナスから脱し、今年1～3月期は+1.1%と改善しており、加えて日銀短観による業況判断D Iは、令和元年9月から令和4年9月までマイナスだったものの、令和5年6月には+25と大幅に改善している。

しかしながら、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁は、いまだ不十分な状況にある。価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和5年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和4年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、コスト上昇分のうち高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できたとする企業の割合が増加（35.6%→39.3%）し、転嫁状況は一部では好転する一方、「全く転嫁できない」又は「減額された」とする企業の割合も増加（20.2%→23.5%）しており、二極化が進行している。また、コスト要素別にみると、原材料費は転嫁率が約48%である一方、エネルギーコストや労務費コストはこれに比べて約11～13%ポイント低い水準であることを踏まえると、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。

さらに、国内企業物価指数は、今年6月（速報値）は対前年同月比4.1%と昨年より低下しているが、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支

払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

#### ウ 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る水準となった。直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっており、昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」が4%を超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べると対前年同月比の上昇幅は縮小傾向であるが、引き続き高い水準である。また、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている(「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられていると試算されている)。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていない。加えて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇もありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる。

#### エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、特に中小企業で人手不足感が強まり続けており、労働需給逼迫の観点から、人手確保のために賃金上昇圧力が高まって、業績に関係なく賃金を引き上げた場合が一定程度あることを考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は30年ぶりの高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であり、男女計及び一般・パート計において全てのランクで初めて2%以上とな

った。

②通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、昨年から改善傾向は見られる。しかし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の状況としては、コスト上昇分を7割以上転嫁できた企業の割合が増加した一方、全く転嫁できない又は減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行していることや、コスト要素別で見ると、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことから賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

③しかしながら、労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以来、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。

これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率はAランクが、第4表③における賃金上昇率はCランクが最も高くなっている。一方、今年1～

6月の消費者物価の上昇率は、Aランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとは言いがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。

#### オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金

等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

#### カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

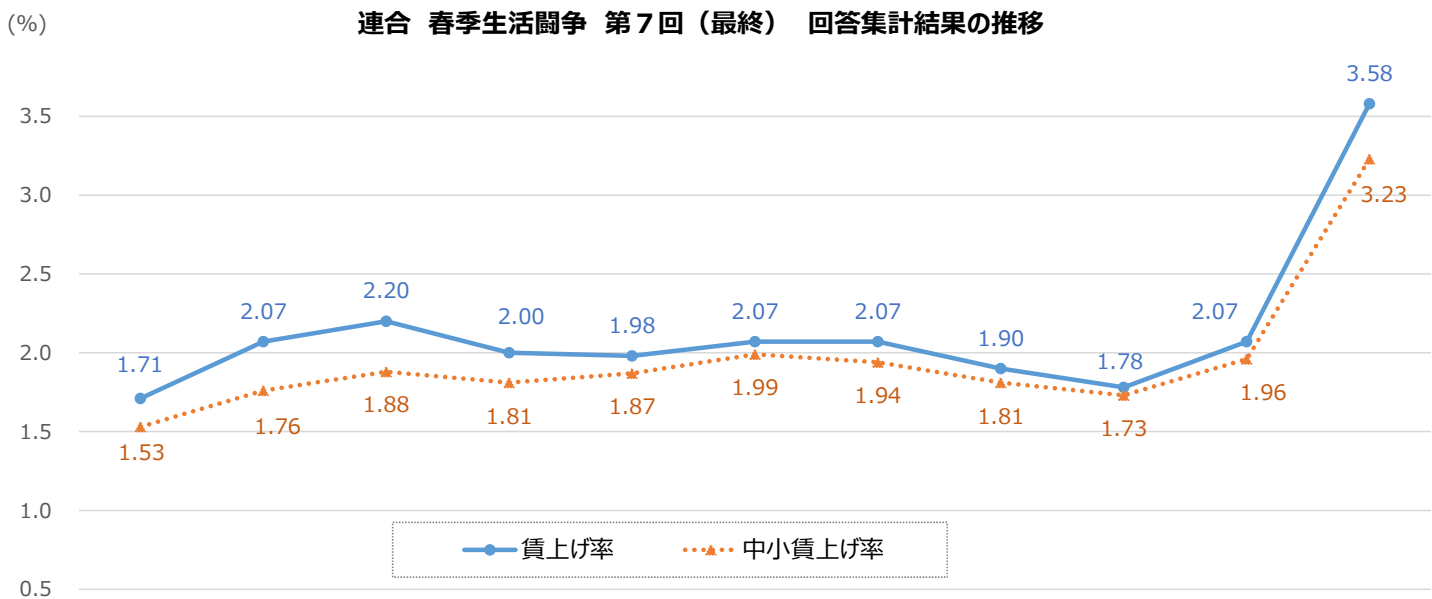
なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

## 参考資料

### 連合 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(2023年7月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.58%(中小賃上げ率は3.23%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

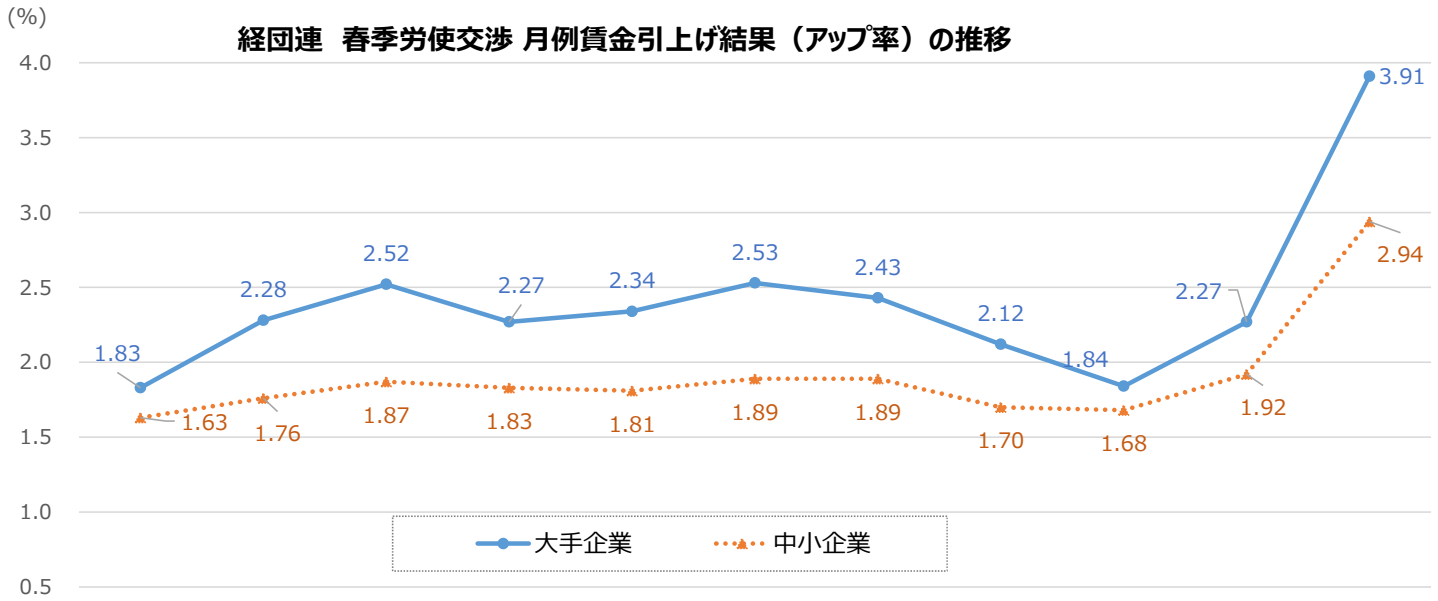


	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23



# 経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%（第1回集計）、中小企業2.94%（第1回集計）となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.91
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	2.94

（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。  
 （注）2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

# 賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	(円、%)																																
	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月					
女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男 計	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
女 計	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

# 賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業形態 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率													
	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年	R 5年6月										
	R 4年		R 5年		R 4年		R 5年		R 4年		R 5年		R 4年		R 5年		R 4年		R 5年		R 4年		R 5年		R 4年		R 5年		R 4年		R 5年		R 4年		R 5年		R 4年		R 5年									
一般パート	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3															
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2															
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9															
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3															
一般	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0															
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6															
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0															
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0															
パート	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2															
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6															
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9															
	計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7															

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものを。

# 賃金改定状況調査結果第4表③

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

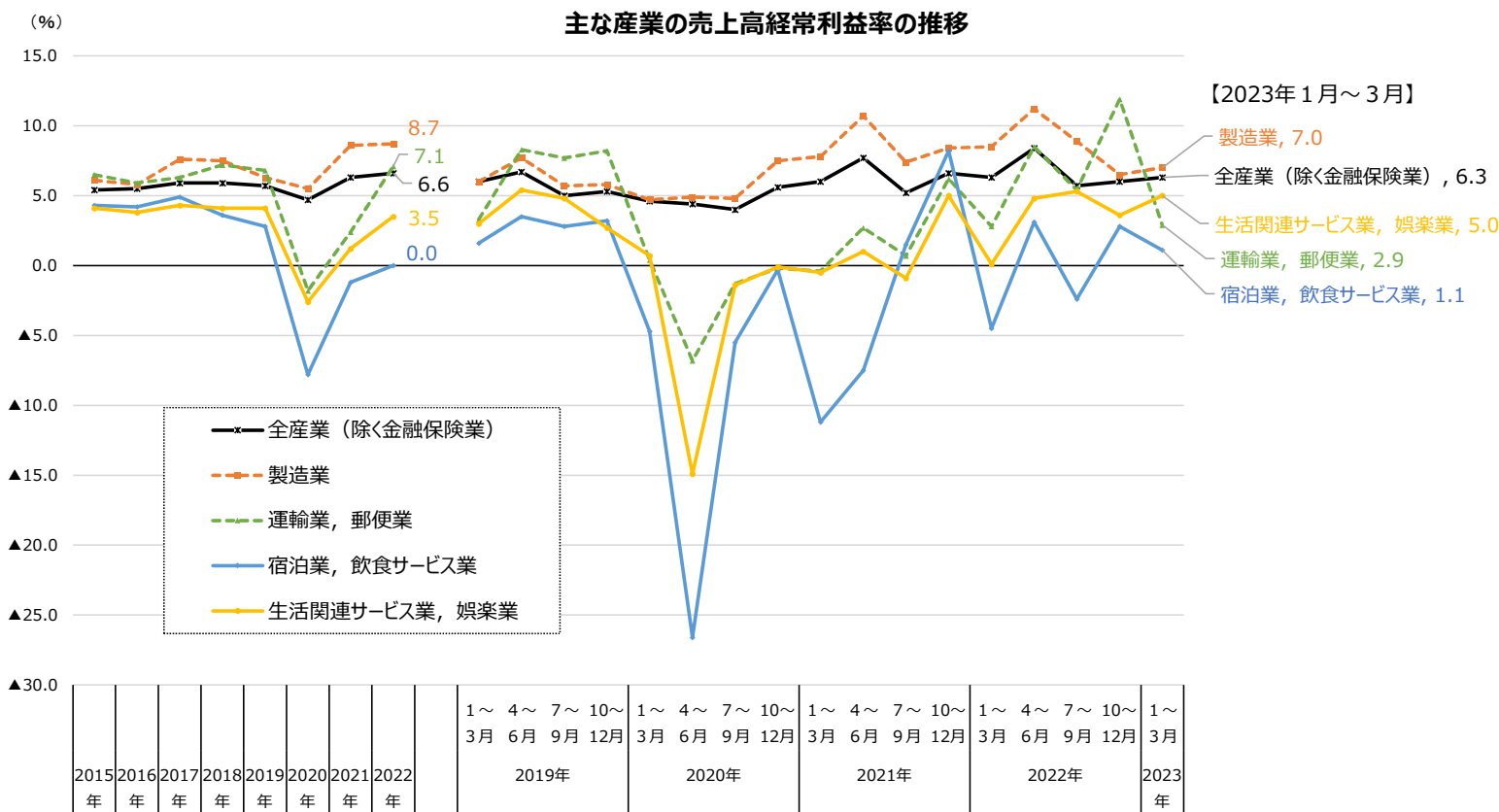
(円、%)

性 就業形態 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率													
	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年	R 5年6月	R 4年	R 5年6月												
	R 4年		R 5年		R 4年		R 5年		R 4年		R 5年		R 4年		R 5年		R 4年		R 5年		R 4年		R 5年		R 4年		R 5年		R 4年		R 5年		R 4年		R 5年		R 4年		R 5年									
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6															
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9															
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0															
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5															
男	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7															
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7															
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3															
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4															
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6															
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3															
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7															
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6															
一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5															
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9															
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2															
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4															
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4															
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1															
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4															
	計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093	3.8	1.9	1,082	1,099	1.6	1.3	1,304	1,329	1.9	2.5	1,231	1,265	2.8	1.8															

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものを。

# 主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。  
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。  
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

## (参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

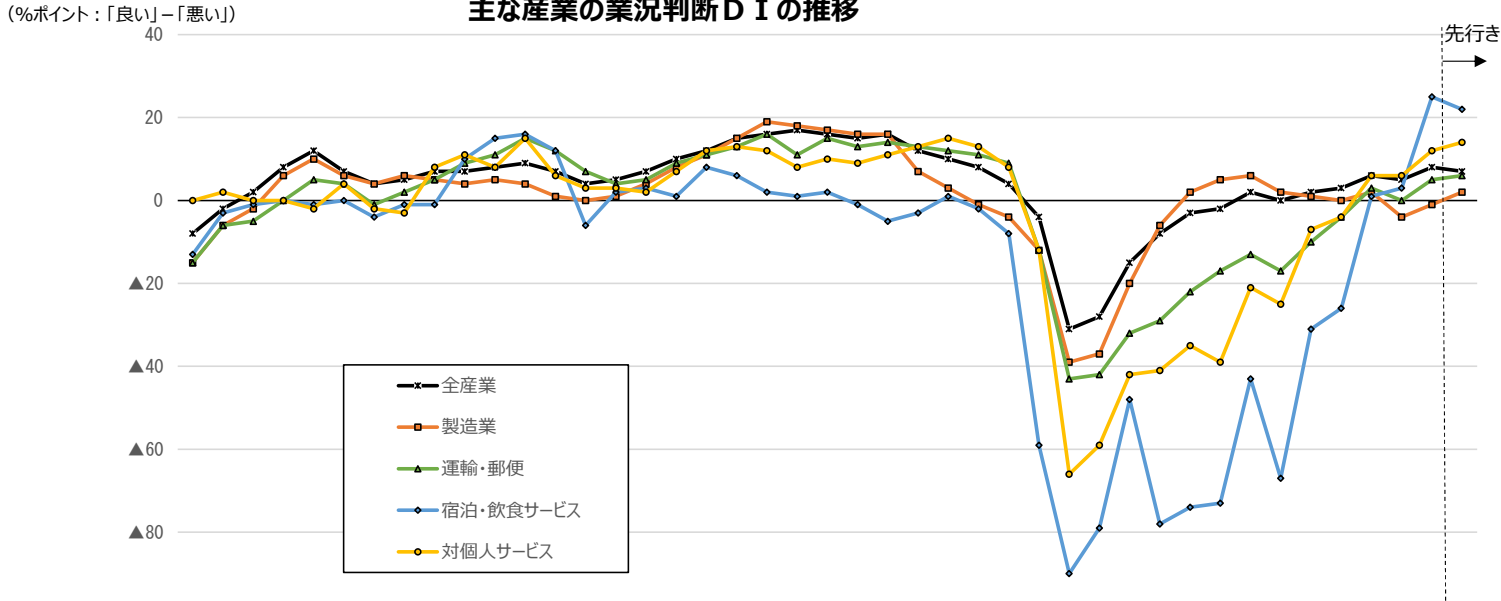
(単位: %)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年				2020年				2021年				2022年				2023年				
							1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月				
全産業 (除く金融保険業)	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
製造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0
非製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	23.3
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。  
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。  
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

# 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

主な産業の業況判断DIの推移



	2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年				2023年		
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月					
全産業	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	8	7
製造業	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲1	2
運輸・郵便	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲4	3	0	5	6
宿泊・飲食サービス	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲26	1	3	25	22
対個人サービス	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲4	6	6	12	14

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」  
 (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業(「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く)。  
 2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き(3か月後)」の状況の数値。  
 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」、「学習塾」、「教養・技能教授業」、「老人福祉・介護事業」、「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

# 中小企業景況調査による業況判断DIの推移

(「好転」 - 「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年	
	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり(全国で約1万9千社)である。

- 製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
- 建設業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
- 卸売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下
- 小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

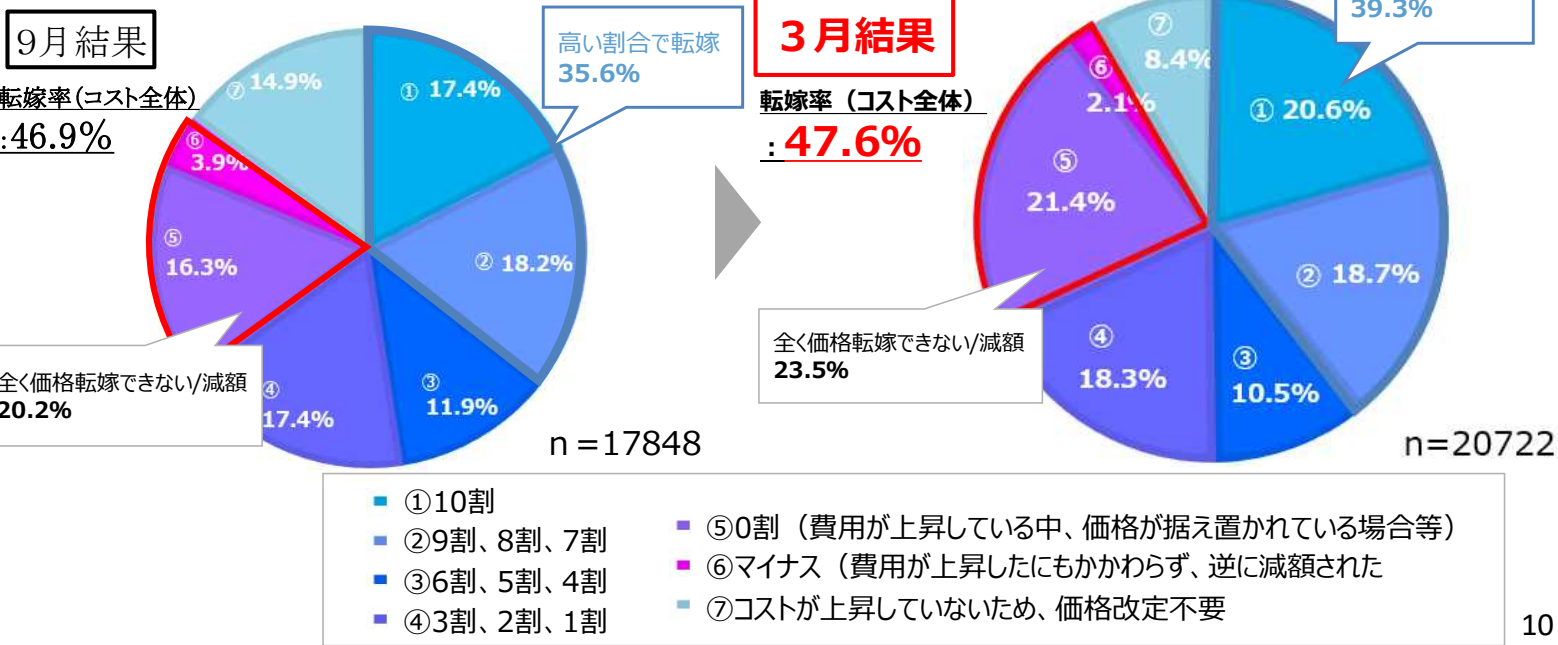
2 「DI」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合(百分率)から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合(百分率)を引いた値である。

# 価格転嫁の状況① 【コスト全般】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- 「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した**価格転嫁率は47.6%**、前回(9月:46.9%)に比し**微増**。
- コスト上昇分のうち**高い割合(10割、9割~7割)を価格転嫁できた回答(①・②)が増加**(35.6%→39.3%)し、**転嫁状況は一部では好転**。
- 他方で、「**全く転嫁できない(⑤) + 減額された(⑥)**」割合も**増加**(20.2%→23.5%)しており、**二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず**価格改定(値上げ)不要**」の割合(⑦)は**減少**(14.9%→8.4%)しており、コスト上昇の影響は拡大。

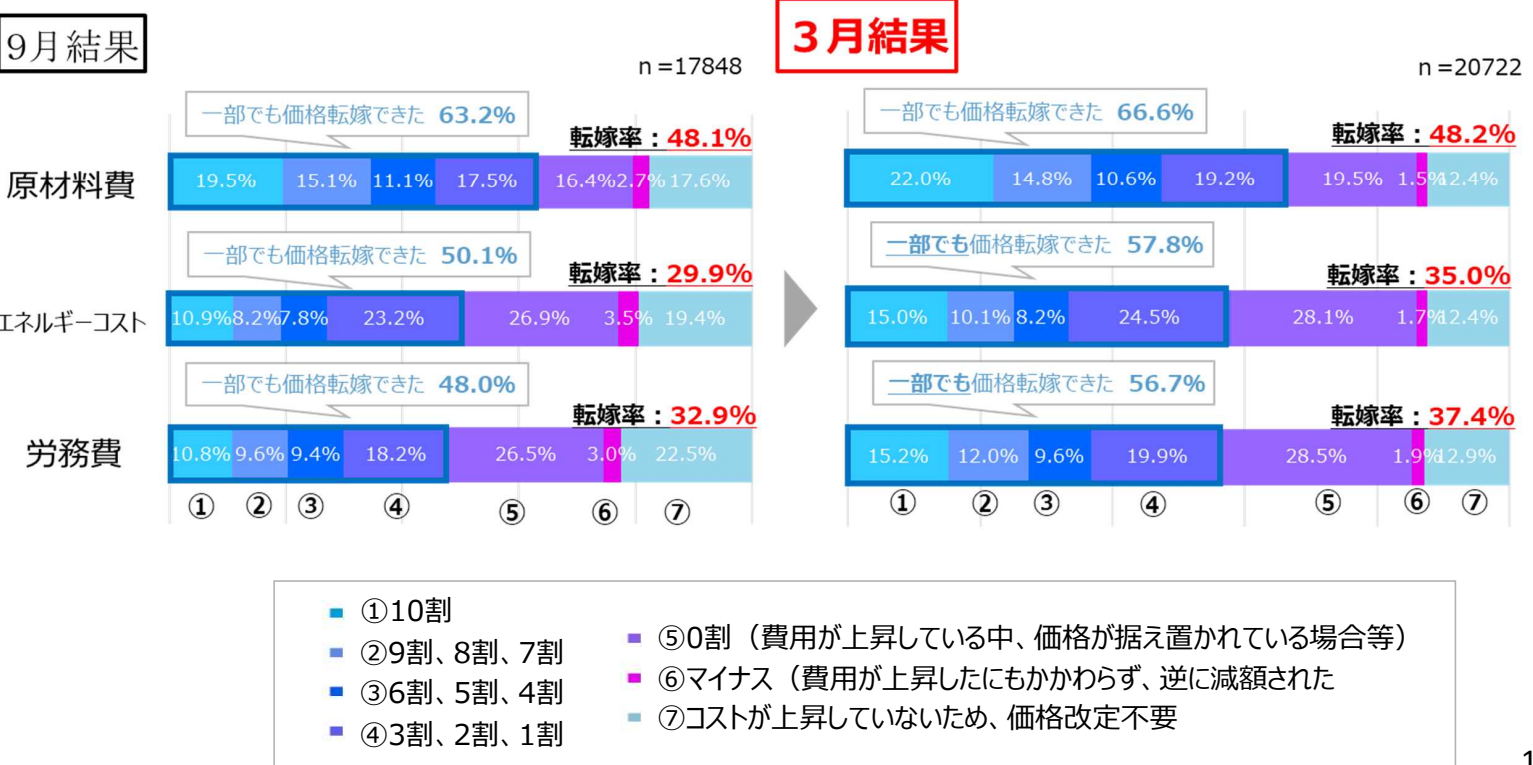
問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。



# 価格転嫁の状況② 【コスト要素別】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- **エネルギーコスト、労務費**の価格転嫁率は、それぞれ**約5ポイントの上昇**。「一部だけでも転嫁できた割合」が増加(+約8ポイント)。但し、**原材料費の転嫁率よりは約1割、低い水準**。
- **原材料費**の転嫁率は、「一部だけでも転嫁できた割合」は増加したが(63.2%→66.6%)、「転嫁0割」も増加し(16.4%→19.5%)、**全体としては横ばい**。



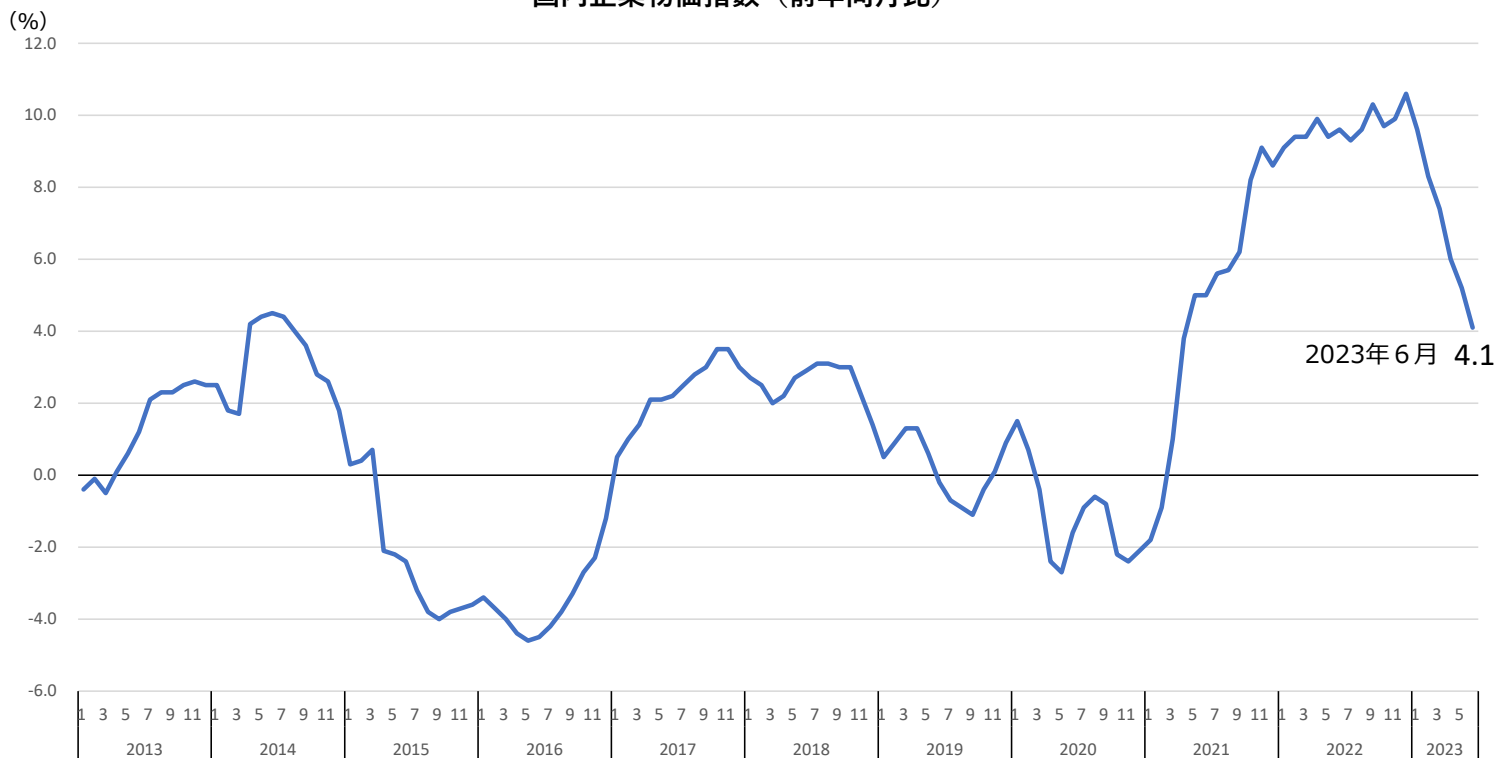
- ① 10割
- ② 9割、8割、7割
- ③ 6割、5割、4割
- ④ 3割、2割、1割
- ⑤ 0割 (費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等)
- ⑥ マイナス (費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された)
- ⑦ コストが上昇していないため、価格改定不要



# 国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。

国内企業物価指数（前年同月比）



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」  
(注) 2023年6月は速報値。

# 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比		
平成24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
3年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4

(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

# 消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	<p>消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。</p> <p>※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。</p> <p>※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。</p>

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

14

## 令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、全国では3.8%～5.1%で推移し、令和4年10月～令和5年6月の対前年同期の上昇率は4.3%となっている。

（単位：％）

区分	年・月	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	A ランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
	B ランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
	C ランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。

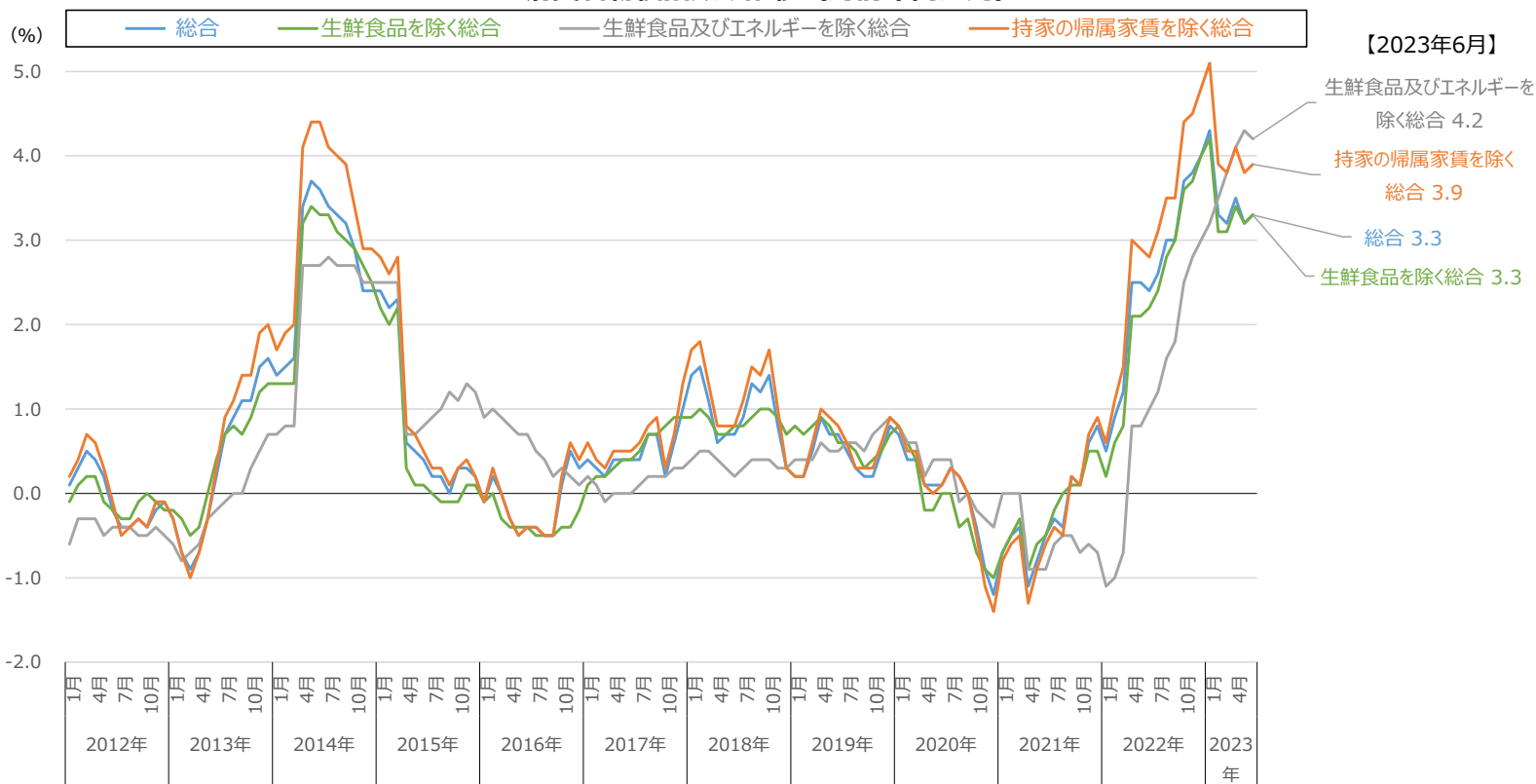
4 「令和4年10月～令和5年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

15

# 消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

## 消費者物価指数の推移(対前年同月比)



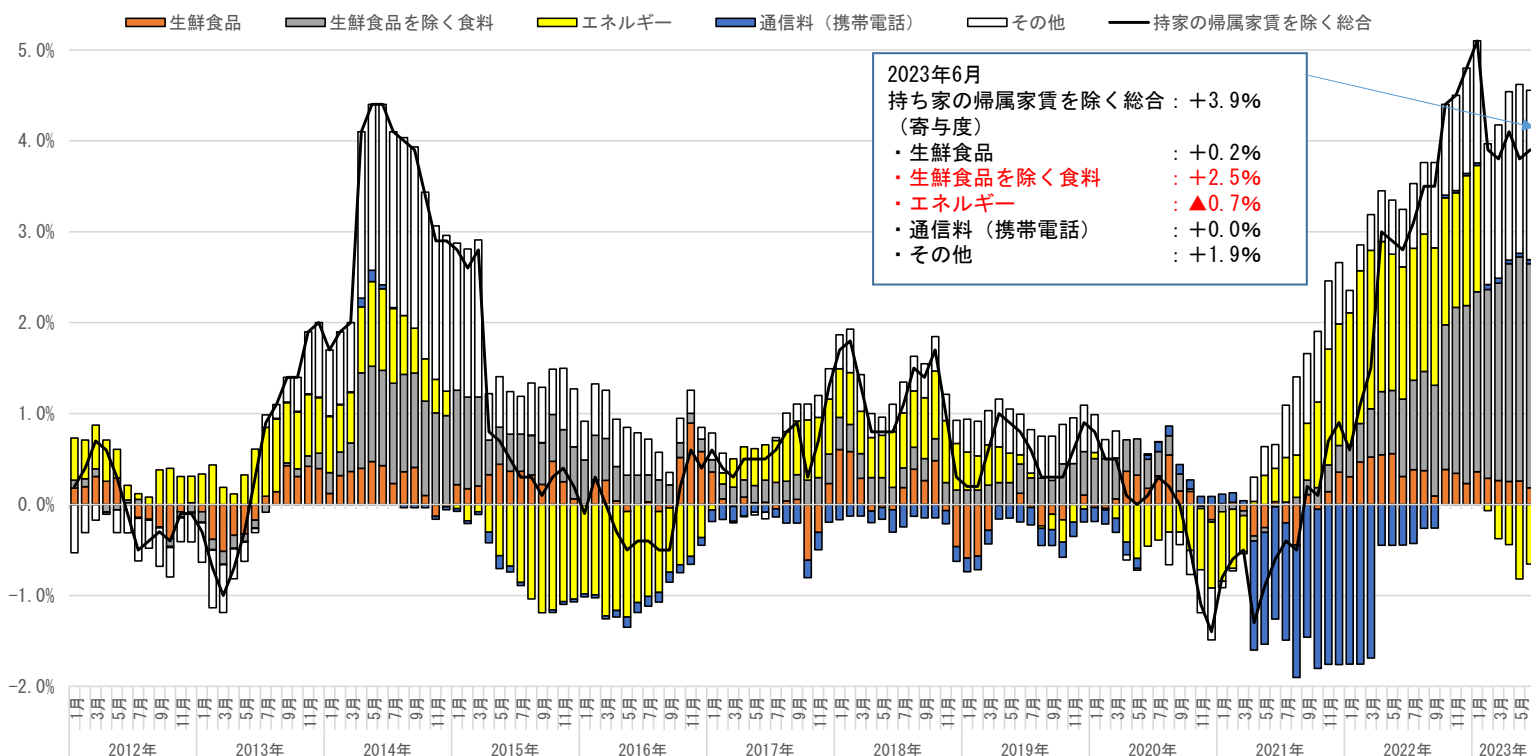
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の「総合」に対する影響(寄与度)は-1.00 [試算値]

## 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

### 消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



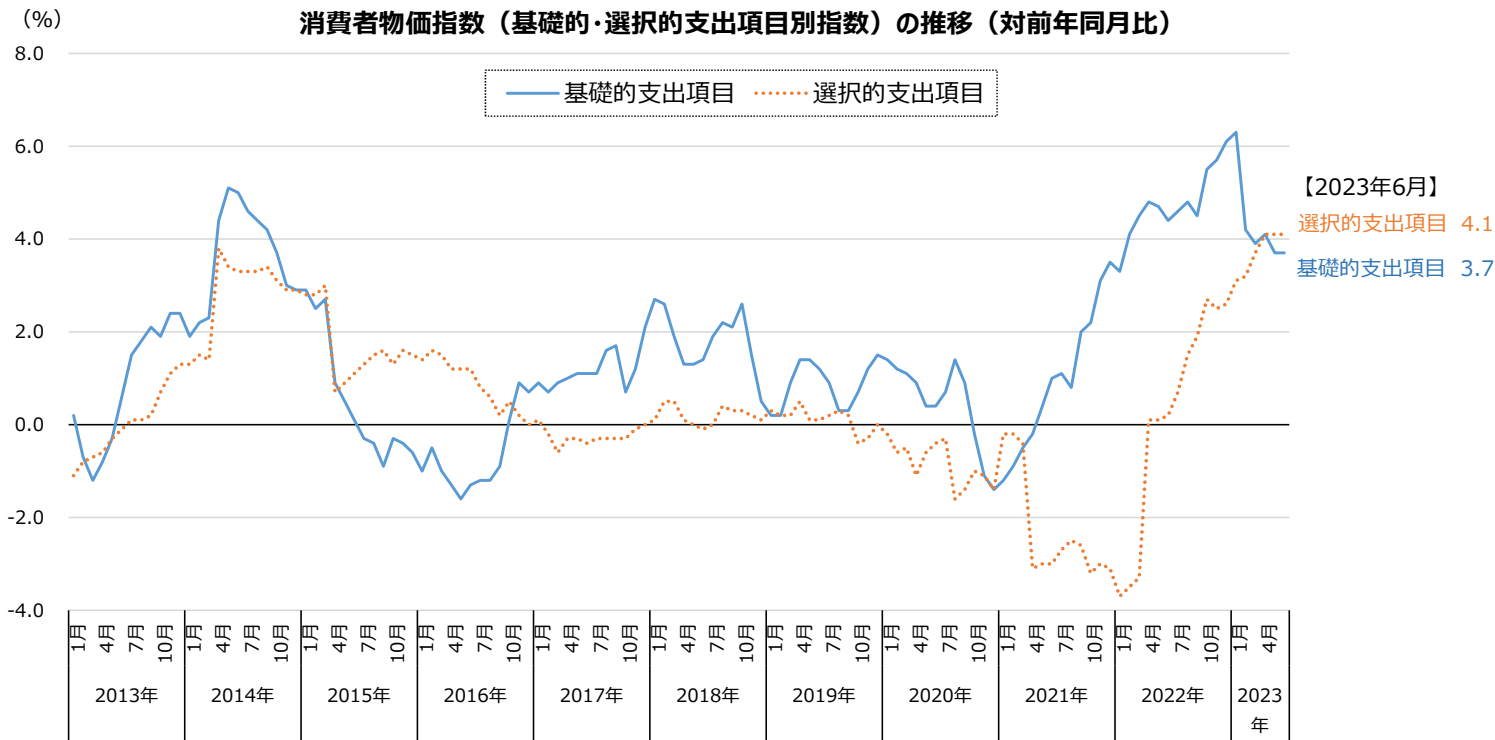
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト÷持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)÷前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。  
 2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。  
 3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。



# 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。  
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。  
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。  
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

## 電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、**需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施**。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。**令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上**。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバー**する約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について**交付決定**。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始**。

### 値引き単価

#### <電気>

低圧：7円/kWh（9月3.5円/kWh）  
 高圧：3.5円/kWh（9月1.8円/kWh）

#### <都市ガス>

30円/m<sup>3</sup>（9月15円/m<sup>3</sup>）  
 ※家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象

### 実施スキーム



・補助を原資に料金を値引き  
 ・検針票・請求書等に値引きを反映

# 標準的な家庭における電気料金の試算結果

令和5年5月16日物価問題に関する関係閣僚会議資料(一部改変)

- 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh/月）における電気料金は、**ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下**となった。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	-	16,491円 41円/kWh (+48%)	-	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	-	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	-	▲612円 15,879円 (+42%)	-	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	-	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	-	▲936円	-	▲1,216円	▲864円	-	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※3
改定後※2 (7月請求分)	14,301円 36円/kWh (▲9%)	11,829円 30円/kWh (▲12%)	11,722円 29円/kWh (▲19%)	10,818円 27円/kWh (▲24%)	11,323円 28円/kWh (+2%)	8,664円 22円/kWh (▲29%)	11,978円 30円/kWh (▲8%)	11,639円 29円/kWh (▲10%)	8,569円 21円/kWh (▲28%)	12,877円 32円/kWh (▲9%)
【参考】 ウクライナ侵攻前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。

※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。

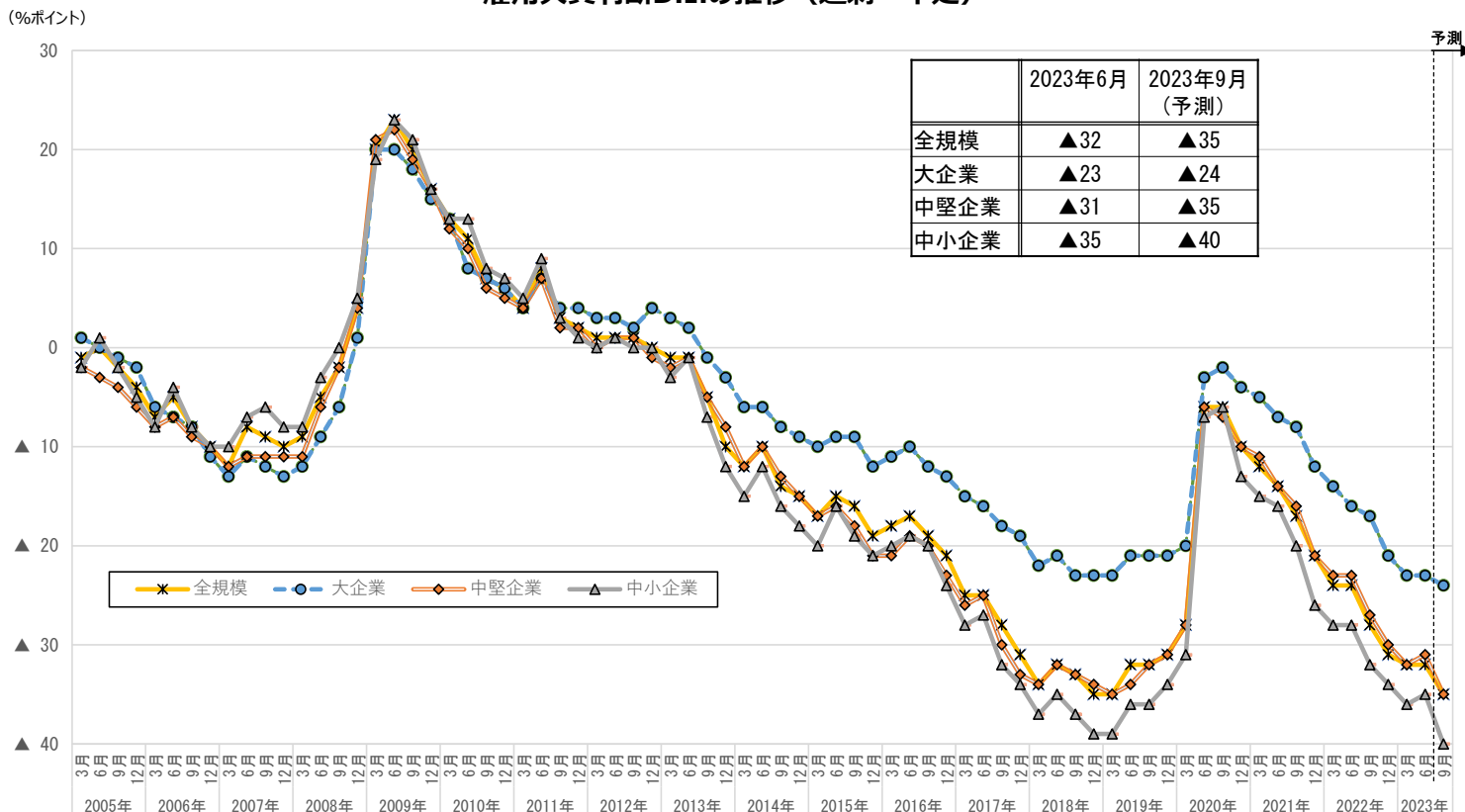
※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

20

## 雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

### 雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

21

# ランク別消費者物価指数(全国・ランク別)

(単位：%)

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
												全国	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6
Aランク	0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	
Bランク	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	
Cランク	0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	

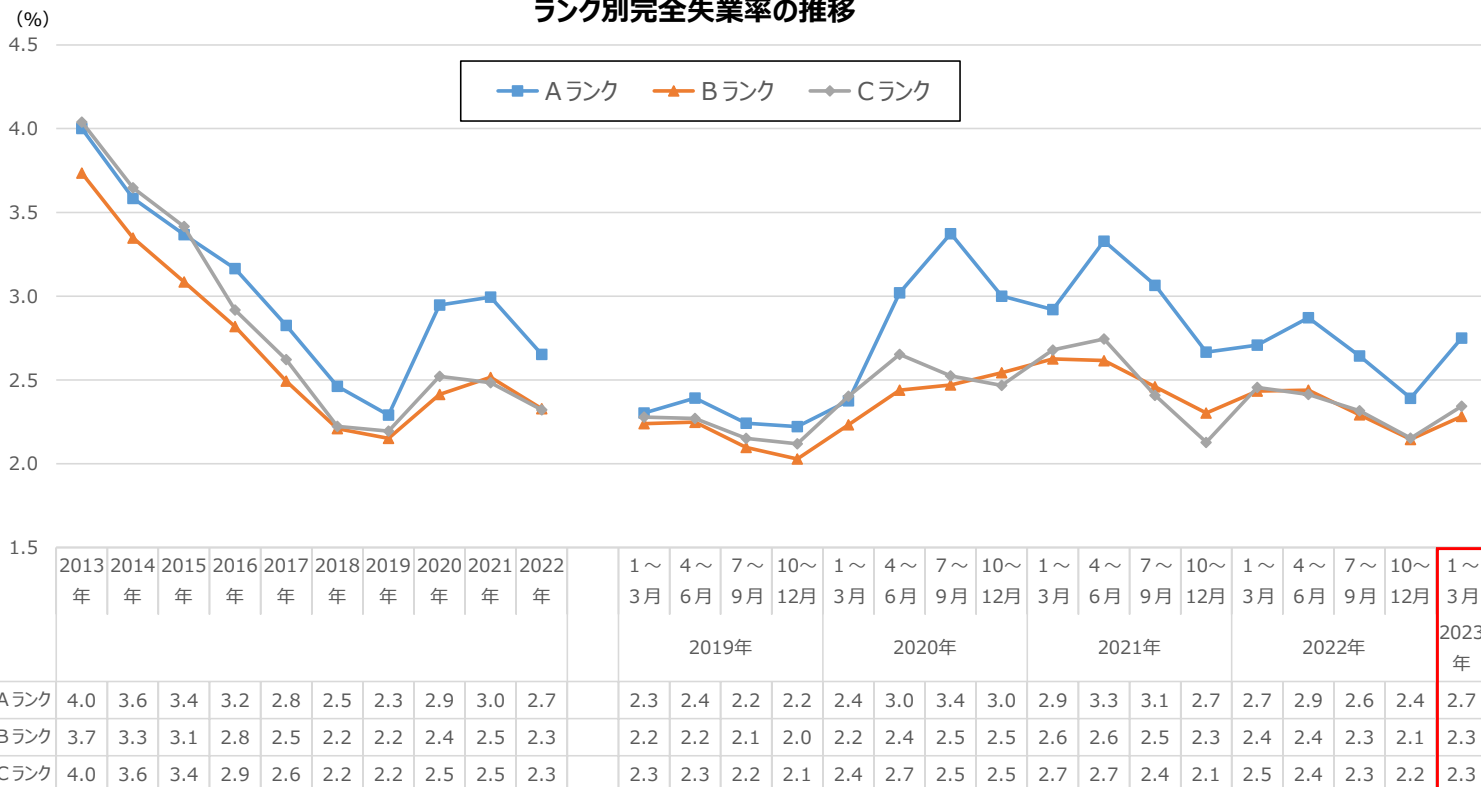
資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

## ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

- (注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
- 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。



## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 5 年 7 月 28 日

## 1 はじめに

令和 5 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金に対する社会的な注目度が年々高まっている中、30 年ぶりの賃上げの流れも受け従来にも増して注目されている状況について述べ、最低賃金法第 1 条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきであることを主張した。

本年の春季生活闘争は、コロナ禍で落ち込んだ経済からの回復のみならず、20 年以上にわたる日本社会のデフレマインドを払拭し局面を転換する大きな意味を持った労使交渉であり、この賃上げの成果を、社会へ広く確実に波及させることで、賃上げの流れを中長期に継続する必要があると主張した。

加えて、現在の最低賃金の水準では、2,000 時間働いても年収 200 万円程度といわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、連合が公表している「最低限必要な賃金水準」の試算によれば、最も低い県であっても時間単価で 990 円を上回らなければ单身でも生活できないことから、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきであると主張した。

さらに、2021 年度後半以降の物価上昇が働く者の生活に大きな打撃を与えていること、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇がとりわけ最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していること、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策効果により足元の表面上の消費者物価指数の数値が押し下げられていることから、この政策が終了する 10 月以降も見通して議論しなければならないということをも主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきであること、人材不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、むしろ人材確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務であることを主張した。なお、就業調整

問題については、労働組合としても税・社会保険の正しい知識の周知などを進めており、最低賃金を上げていっても就業調整が起こらないようにしていくことが重要だと主張した。

加えて、地域間格差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響が懸念される。雇用指標の状況なども鑑みれば、とりわけB・Cランクにおける引上げ、格差是正が実現するよう意識すべきであると主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間格差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

### 3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く状況について、足元の物価動向は高い数値であるものの、国内企業物価指数は消費者物価指数より高い水準であることや、業況判断DIは上昇しているものの、マイナス圏で推移するほか、先行きについては悪化を見込んでいる業種が多くなっていること、また、小規模事業者の景況感は中規模事業者と比べて回復が遅れていることを主張した。

加えて、ゼロゼロ融資の本格的な返済も始まったことなどを受けて、上半期の倒産も全業種にわたり増加し、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にあるとの認識を示した。

また、今年の春季労使交渉では、中小企業を含め多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しているものの、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた中小企業が一定程度存在していることを考慮すべきであると訴えた。

加えて、最低賃金の大幅な引上げとなれば、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもある地方の中小企業を中心に、経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねた廃業・倒産が増加するとの懸念があると述べた。

また、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることで、特に年末の繁忙期等において人手不足に拍車がかかっているだけでなく、近年の最低賃金額の大幅な引上げが、労働者の実質的な所得向上につながっていない事例も生じていると指摘した。

さらに、地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要であると主張した。

今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解しており、加えて、今年度は、目安のランク区分が4から3に変更されて初めての目安審議であり、地域間格差の是正の観点も踏まえた検討が求められていることも認識していると述べた。

また、中小企業の「賃金支払能力」を高め、足元の賃上げの流れを「自発的かつ持続的な賃上げ」につなげていくことが重要であり、価格転嫁と生産性向上の取組みを粘り強く推進していくことが不可欠であると主張した。

以上を踏まえ、今年度の目安審議においても、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの認識を示した。その上で、企業物価の動向、従業員への人件費の原資を含めたマークアップを確保するための価格転嫁の遅れなど、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続・存続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、全国の企業経営者に対して納得感のある目安を示す責務があることを強調するとともに、「10月1日発効」を前提とした審議スケジュールに必要以上にとらわれることなく、慎重の上にも慎重な議論を重ねていきたいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に留意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性に

については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 記

(以下、別紙1と同じ)



# 令和5年賃金改定状況調査結果

## < 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
  - (ア) 製造業
  - (イ) 卸売業，小売業
  - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
  - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
  - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
  - (カ) 医療，福祉
  - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

### 3. 調査事業所

(1) 数 16,489 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（速報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	6,612	1,847	27.9%
B ランク	4,849	1,624	33.5%
C ランク	5,028	1,810	36.0%
合計	16,489	5,281	32.0%

### 4. 集計労働者 32,180 人

（うち、令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人（81.6%））

### 5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和5年6月1日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和5年6月1日現在〕

ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和5年6月分〕

ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和3年度分、令和4年度分〕

ホ 賃金改定の状況〔令和5年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和5年6月1日現在〕

ロ 賃金形態〔令和4年6月分、令和5年6月分〕

ハ 基本給額、諸手当〔令和4年6月分、令和5年6月分（見込額）〕

ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和4年6月分、令和5年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	43.1	1.0	39.4	16.5	100.0	46.6	1.9	34.6	16.9	100.0	41.7	1.4	38.2	18.8	100.0	44.6	0.5	43.7	11.2
B	100.0	44.1	0.6	37.7	17.7	100.0	44.2	0.0	35.1	20.7	100.0	38.9	0.6	38.5	21.9	100.0	58.3	1.1	26.4	14.2
C	100.0	42.4	0.6	38.2	18.8	100.0	43.1	0.0	35.3	21.6	100.0	37.3	0.7	41.9	20.0	100.0	52.7	1.7	36.5	9.1
計	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2
R4年	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	35.3	0.4	44.4	19.8	100.0	29.0	1.1	56.7	13.2	100.0	56.7	0.0	27.2	16.2	100.0	44.2	0.9	41.3	13.6
B	100.0	34.9	0.0	48.7	16.4	100.0	37.2	1.2	43.7	17.9	100.0	67.3	0.4	17.0	15.3	100.0	40.5	1.6	49.7	8.2
C	100.0	31.8	0.0	45.9	22.3	100.0	39.1	0.0	48.2	12.7	100.0	63.2	0.9	17.8	18.1	100.0	42.8	0.8	37.8	18.6
計	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5
R4年	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.5	4.4	4.8	5.2	3.9	4.9	4.2	4.4	-17.9	-13.2	-18.7	-2.5	-34.0	-30.5		-13.6	1.8	1.8	1.7	2.3	1.2	1.1	2.4	1.8
B	4.1	4.0	4.3	4.6	4.8	5.7	2.9	4.0	-11.4		-11.1	-1.1		-40.0	-0.4	-2.6	1.8	1.8	1.6	2.7	1.7	1.6	2.0	1.6
C	4.0	4.4	3.7	3.6	5.0	5.1	3.5	3.9	-6.2		-8.2	-5.0			-1.4	-8.7	1.7	1.9	1.3	1.8	1.6	2.0	2.2	1.6
計	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7
R 4 年	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-36.7	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.8 %	3.2 %	5.3 %	0.55	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.3 %	3.8 %	7.0 %	0.75
B	1.1	2.8	5.0	0.70	1.7	3.0	5.0	0.55	1.2	3.0	5.0	0.63	2.0	3.0	5.0	0.50
C	1.2	2.6	5.0	0.73	1.2	2.8	4.5	0.59	1.5	3.0	4.5	0.50	1.3	2.1	4.3	0.71
計	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70
R4年	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.4 %	3.0 %	4.8 %	0.57	1.0 %	3.0 %	7.6 %	1.10	1.2 %	2.3 %	5.0 %	0.83	1.7 %	2.8 %	5.0 %	0.59
B	1.2	3.4	5.0	0.56	1.3	4.5	7.0	0.63	1.0	1.7	3.1	0.62	1.0	2.9	5.5	0.78
C	1.2	4.5	5.9	0.52	1.3	3.0	5.8	0.75	1.0	1.9	3.3	0.61	1.6	2.4	5.0	0.71
計	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65
R4年	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = 
$$\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	
男 女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
女	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものです。

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	
一般 パート 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
一般	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
パート	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
	計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものです。

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年					
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
男	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4
	計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093	3.8	1.9	1,082	1,099	1.6	1.3	1,304	1,329	1.9	2.5	1,231	1,265	2.8	1.8

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

(資料注) 第4表①、②の集計労働者32,180人のうち、本表の集計対象となる令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人(81.6%)。



## 参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	75.5	8.7	1.8	14.0
B	100.0	77.0	9.5	1.5	12.0
C	100.0	75.6	9.9	2.2	12.3
計	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8
R 4 年	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、  
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.1	2.3	13.7	56.8	8.2	100.0	20.8	3.5	8.9	58.3	8.5	100.0	21.4	2.4	12.2	54.9	9.2	100.0	10.0	3.7	18.0	61.6	6.7
B	100.0	20.3	2.3	12.4	55.7	9.3	100.0	24.9	2.3	14.3	48.6	9.9	100.0	25.4	2.4	14.7	49.0	8.6	100.0	23.5	2.4	2.3	62.7	9.1
C	100.0	19.1	3.0	17.2	49.8	10.9	100.0	21.9	3.6	21.1	40.9	12.5	100.0	18.3	2.6	17.2	50.6	11.3	100.0	12.5	0.0	22.2	57.8	7.5
計	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6
R 4 年	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	18.7	2.3	14.5	54.6	9.9	100.0	10.2	2.0	13.0	68.2	6.7	100.0	29.8	1.3	24.1	38.6	6.2	100.0	17.3	0.0	7.6	67.5	7.5
B	100.0	14.5	1.1	18.5	56.3	9.5	100.0	15.9	1.2	7.5	63.5	11.9	100.0	28.8	6.2	13.0	39.6	12.4	100.0	5.7	2.3	2.7	83.1	6.2
C	100.0	19.5	3.1	17.9	49.4	10.0	100.0	11.6	0.8	15.5	63.7	8.5	100.0	32.1	4.1	13.8	35.6	14.3	100.0	16.8	5.9	14.1	52.9	10.3
計	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2
R 4 年	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定  
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定  
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定  
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定  
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

## 付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

### 1 パートタイム労働者比率

(%)

令和4年	令和5年
40.0	41.0

### 2 男女別労働者数比率

(%)

	令和4年	令和5年
男性	40.9	40.9
女性	59.1	59.1

### 3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和3年度	令和4年度
245.4	246.2

# 岡山県最低賃金基礎調査結果報告書 (令和5年度分)

## I 令和5年度 最低賃金基礎調査実施要領

### 1 調査の趣旨

本調査は、最低賃金の改正決定等の審議のための基礎資料を得ることを目的として、岡山県内における地域別最低賃金の対象となる賃金労働者の賃金実態を明らかにしようとするものである。

### 2 調査の範囲

#### (1) 地域

岡山県全域

#### (2) 産業

日本標準産業分類に定める産業のうち、岡山県最低賃金が適用される

ア 製造業

イ 情報通信業のうち新聞業及び出版業

ウ 卸売業、小売業

エ 学術研究、専門技術サービス業

オ 宿泊業、飲食サービス業

カ 生活関連サービス業、娯楽業

キ 医療、福祉

ク サービス業（他に分類されないもの）

### 3 調査事業所

前記2に掲げる産業に属し、製造業、情報通信業のうち新聞業及び出版業は100人未満、その他ウ～クまでの産業は30人未満の労働者を雇用する民営事業所のうちから、一定の方法により抽出された民営事業所

### 4 調査労働者

前記3の調査事業所のうち、30人未満の労働者を雇用する事業所については雇用される全ての労働者、30～100人未満の労働者を雇用する事業所については雇用される労働者の2分の1（臨時労働者・パートタイム労働者を含む。）

### 5 調査事項

令和5年6月分の所定内賃金等

### 6 集計

調査結果を母集団に復元して集計した

集計調査事業所数	1, 101	事業所
集計調査労働者数	12, 491	人
復元母集団労働者数	260, 820	人

## Ⅱ 最低賃金基礎調査による現行最低賃金未満率

(単位 %)

区 分	地 域 別 ( 男 女 別 )	最低賃金未満率
現 行 額 ( 8 9 2 円 )	男	0 . 8 7 (0.83)
	女	2 . 0 1 (1.93)
	合 計	1 . 4 9 (1.44)

( )内は前年

## Ⅲ 最低賃金基礎調査における特性値一覧表

(単位 円)

項 目	地 域 別	岡山県合計
	月 平 均 賃 金 額	1 9 3 , 8 1 9
時 間 当 た り 平 均 賃 金 額	1 , 3 6 9	(1,289)
第 1 ・ 2 0 分 位 数	8 9 5	(864)
第 1 ・ 1 0 分 位 数	9 0 0	(870)
第 1 ・ 4 分 位 数	9 5 0	(910)
中 位 数	1 , 1 7 5	(1,108)

( )内は前年

岡山県最低賃金基礎調査結果（総括表（1）の左半分を拡大したもの）

【上段】累積労働者数、【下段】累積構成比

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
計	260,820	102,229	122,172	36,419
円	3,508	2,092	930	486
- 881	(1.3)	(2.0)	(0.8)	(1.3)
882 - 882	3,510 (1.3)	2,092 (2.0)	932 (0.8)	486 (1.3)
883 - 883	3,513 (1.3)	2,092 (2.0)	932 (0.8)	488 (1.3)
884 - 884	3,608 (1.4)	2,184 (2.1)	932 (0.8)	491 (1.3)
885 - 885	3,708 (1.4)	2,184 (2.1)	1,033 (0.8)	491 (1.3)
886 - 886	3,763 (1.4)	2,239 (2.2)	1,033 (0.8)	491 (1.3)
887 - 887	3,767 (1.4)	2,239 (2.2)	1,037 (0.8)	491 (1.3)
888 - 888	3,767 (1.4)	2,239 (2.2)	1,037 (0.8)	491 (1.3)
889 - 889	3,767 (1.4)	2,239 (2.2)	1,037 (0.8)	491 (1.3)
890 - 890	3,798 (1.5)	2,239 (2.2)	1,037 (0.8)	522 (1.4)
891 - 891	3,898 (1.5)	2,340 (2.3)	1,037 (0.8)	522 (1.4)
892 - 892	11,303 (4.3)	6,088 (6.0)	4,478 (3.7)	738 (2.0)
893 - 893	11,883 (4.6)	6,245 (6.1)	4,495 (3.7)	1,143 (3.1)
894 - 894	11,885 (4.6)	6,247 (6.1)	4,495 (3.7)	1,143 (3.1)
895 - 895	17,216 (6.6)	8,335 (8.2)	7,686 (6.3)	1,195 (3.3)
896 - 896	17,318 (6.6)	8,382 (8.2)	7,739 (6.3)	1,197 (3.3)
897 - 897	17,416 (6.7)	8,385 (8.2)	7,739 (6.3)	1,293 (3.5)
898 - 898	17,428 (6.7)	8,385 (8.2)	7,748 (6.3)	1,295 (3.6)
899 - 899	17,510 (6.7)	8,386 (8.2)	7,798 (6.4)	1,326 (3.6)
900 - 900	36,090 (13.8)	15,611 (15.3)	18,634 (15.3)	1,845 (5.1)

901 -	901	36,270 (13.9)	15,697 (15.4)	18,636 (15.3)	1,937 (5.3)
902 -	902	36,545 (14.0)	15,790 (15.4)	18,738 (15.3)	2,017 (5.5)
903 -	903	36,580 (14.0)	15,792 (15.4)	18,738 (15.3)	2,050 (5.6)
904 -	904	36,773 (14.1)	15,792 (15.4)	18,839 (15.4)	2,143 (5.9)
905 -	905	37,838 (14.5)	15,936 (15.6)	19,695 (16.1)	2,207 (6.1)
906 -	906	38,107 (14.6)	16,068 (15.7)	19,799 (16.2)	2,240 (6.2)
907 -	907	38,199 (14.6)	16,156 (15.8)	19,800 (16.2)	2,243 (6.2)
908 -	908	38,249 (14.7)	16,156 (15.8)	19,850 (16.2)	2,243 (6.2)
909 -	909	38,771 (14.9)	16,618 (16.3)	19,910 (16.3)	2,243 (6.2)
910 -	910	43,326 (16.6)	18,000 (17.6)	22,849 (18.7)	2,477 (6.8)
911	911	43,416 (16.6)	18,090 (17.7)	22,849 (18.7)	2,477 (6.8)
912	912	43,523 (16.7)	18,144 (17.7)	22,899 (18.7)	2,479 (6.8)
913	913	43,598 (16.7)	18,144 (17.7)	22,965 (18.8)	2,489 (6.8)
914	914	43,660 (16.7)	18,144 (17.7)	22,965 (18.8)	2,551 (7.0)
915	915	44,252 (17.0)	18,427 (18.0)	23,266 (19.0)	2,559 (7.0)
916	916	44,373 (17.0)	18,467 (18.1)	23,316 (19.1)	2,590 (7.1)
917	917	44,486 (17.1)	18,513 (18.1)	23,366 (19.1)	2,606 (7.2)
918	918	44,717 (17.1)	18,557 (18.2)	23,518 (19.2)	2,642 (7.3)
919	919	44,789 (17.2)	18,557 (18.2)	23,585 (19.3)	2,647 (7.3)
920	920	48,356 (18.5)	19,867 (19.4)	25,797 (21.1)	2,691 (7.4)
921	921	48,400 (18.6)	19,907 (19.5)	25,801 (21.1)	2,691 (7.4)
922	922	48,539 (18.6)	19,911 (19.5)	25,926 (21.2)	2,702 (7.4)
923	923	48,689 (18.7)	19,994 (19.6)	25,989 (21.3)	2,705 (7.4)

924	924	48,735 (18.7)	20,038 (19.6)	25,989 (21.3)	2,707 (7.4)
925	925	49,210 (18.9)	20,389 (19.9)	26,098 (21.4)	2,723 (7.5)
926	926	49,296 (18.9)	20,389 (19.9)	26,150 (21.4)	2,757 (7.6)
927	927	49,489 (19.0)	20,481 (20.0)	26,251 (21.5)	2,757 (7.6)
928	928	49,725 (19.1)	20,656 (20.2)	26,303 (21.5)	2,765 (7.6)
929	929	49,774 (19.1)	20,705 (20.3)	26,303 (21.5)	2,765 (7.6)
930	930	54,006 (20.7)	22,548 (22.1)	28,495 (23.3)	2,963 (8.1)
931	931	54,242 (20.8)	22,717 (22.2)	28,550 (23.4)	2,974 (8.2)
932	932	54,558 (20.9)	22,774 (22.3)	28,724 (23.5)	3,060 (8.4)
933	933	54,808 (21.0)	22,985 (22.5)	28,724 (23.5)	3,098 (8.5)
934	934	55,290 (21.2)	23,180 (22.7)	28,986 (23.7)	3,124 (8.6)
935	935	55,791 (21.4)	23,285 (22.8)	29,308 (24.0)	3,199 (8.8)
936	936	55,885 (21.4)	23,331 (22.8)	29,312 (24.0)	3,242 (8.9)
937	937	56,564 (21.7)	23,497 (23.0)	29,787 (24.4)	3,280 (9.0)
938	938	56,893 (21.8)	23,497 (23.0)	30,089 (24.6)	3,308 (9.1)
939	939	57,078 (21.9)	23,540 (23.0)	30,189 (24.7)	3,349 (9.2)
940	940	58,285 (22.3)	23,881 (23.4)	31,024 (25.4)	3,380 (9.3)
941	941	58,472 (22.4)	23,981 (23.5)	31,075 (25.4)	3,415 (9.4)
942	942	58,592 (22.5)	24,035 (23.5)	31,079 (25.4)	3,477 (9.5)
943	943	58,945 (22.6)	24,035 (23.5)	31,396 (25.7)	3,513 (9.6)
944	944	58,961 (22.6)	24,035 (23.5)	31,405 (25.7)	3,521 (9.7)
945	945	59,250 (22.7)	24,037 (23.5)	31,675 (25.9)	3,538 (9.7)
946	946	59,358 (22.8)	24,084 (23.6)	31,725 (26.0)	3,549 (9.7)



947	947	59,368 (22.8)	24,084 (23.6)	31,733 (26.0)	3,552 (9.8)
948	949	59,921 (23.0)	24,086 (23.6)	32,249 (26.4)	3,586 (9.8)
950	959	68,505 (26.3)	27,894 (27.3)	36,320 (29.7)	4,292 (11.8)
960	969	71,565 (27.4)	29,042 (28.4)	37,687 (30.8)	4,836 (13.3)
970	979	73,755 (28.3)	29,551 (28.9)	39,183 (32.1)	5,021 (13.8)
980	989	77,200 (29.6)	30,667 (30.0)	40,919 (33.5)	5,615 (15.4)
990	999	78,799 (30.2)	31,216 (30.5)	41,798 (34.2)	5,785 (15.9)
1000	1099	110,822 (42.5)	45,274 (44.3)	55,189 (45.2)	10,359 (28.4)
1100	1199	134,361 (51.5)	53,930 (52.8)	65,241 (53.4)	15,190 (41.7)
1200	1299	154,020 (59.1)	61,882 (60.5)	73,958 (60.5)	18,180 (49.9)
1300	1399	171,651 (65.8)	67,572 (66.1)	82,464 (67.5)	21,615 (59.3)
1400	1499	186,207 (71.4)	73,262 (71.7)	88,945 (72.8)	23,999 (65.9)
1500		260,820 (100.0)	102,229 (100.0)	122,172 (100.0)	36,419 (100.0)
月平均賃金額		193,819	186,268	187,618	235,818
時間当平均賃金額		1,369	1,374	1,347	1,431
月一人当たり労働時間数		136	133	131	164
第1・20分位数		895	892	895	900
第1・10分位数		900	900	900	950
第1・4分位数		950	950	940	1,069
中位数		1,175	1,157	1,152	1,300
四分位偏差係数		0.2590	0.2625	0.2555	0.2336

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）

05年

総括表（１）

産業：（全て）

就業形態：（全て）

産別適用除外含む全労働者

時間当たり所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			地域別				年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	全県				17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	260,820	102,229	122,172	36,419	260,820				3,966	7,704	178,119	21,592	19,773	29,666
円	3,508	2,092	930	486	3,508					135	1,654	287	167	1,265
-	881	(1.3)	(2.0)	(0.8)	(1.3)					(1.7)	(0.9)	(1.3)	(0.8)	(4.3)
882 -	882	3,510	2,092	932	486	3,510				135	1,656	287	167	1,265
		(1.3)	(2.0)	(0.8)	(1.3)	(1.3)				(1.7)	(0.9)	(1.3)	(0.8)	(4.3)
883 -	883	3,513	2,092	932	488	3,513				137	1,656	287	167	1,265
		(1.3)	(2.0)	(0.8)	(1.3)	(1.3)				(1.8)	(0.9)	(1.3)	(0.8)	(4.3)
884 -	884	3,608	2,184	932	491	3,608				137	1,751	287	167	1,265
		(1.4)	(2.1)	(0.8)	(1.3)	(1.4)				(1.8)	(1.0)	(1.3)	(0.8)	(4.3)
885 -	885	3,708	2,184	1,033	491	3,708				137	1,852	287	167	1,265
		(1.4)	(2.1)	(0.8)	(1.3)	(1.4)				(1.8)	(1.0)	(1.3)	(0.8)	(4.3)
886 -	886	3,763	2,239	1,033	491	3,763				137	1,853	341	167	1,265
		(1.4)	(2.2)	(0.8)	(1.3)	(1.4)				(1.8)	(1.0)	(1.6)	(0.8)	(4.3)
887 -	887	3,767	2,239	1,037	491	3,767				137	1,857	341	167	1,265
		(1.4)	(2.2)	(0.8)	(1.3)	(1.4)				(1.8)	(1.0)	(1.6)	(0.8)	(4.3)
888 -	888	3,767	2,239	1,037	491	3,767				137	1,857	341	167	1,265
		(1.4)	(2.2)	(0.8)	(1.3)	(1.4)				(1.8)	(1.0)	(1.6)	(0.8)	(4.3)
889 -	889	3,767	2,239	1,037	491	3,767				137	1,857	341	167	1,265
		(1.4)	(2.2)	(0.8)	(1.3)	(1.4)				(1.8)	(1.0)	(1.6)	(0.8)	(4.3)
890 -	890	3,798	2,239	1,037	522	3,798				137	1,857	372	167	1,265
		(1.5)	(2.2)	(0.8)	(1.4)	(1.5)				(1.8)	(1.0)	(1.7)	(0.8)	(4.3)
891 -	891	3,898	2,340	1,037	522	3,898				137	1,857	372	167	1,365
		(1.5)	(2.3)	(0.8)	(1.4)	(1.5)				(1.8)	(1.0)	(1.7)	(0.8)	(4.6)
892 -	892	11,303	6,088	4,478	738	11,303			560	595	5,518	971	909	2,751
		(4.3)	(6.0)	(3.7)	(2.0)	(4.3)			(14.1)	(7.7)	(3.1)	(4.5)	(4.6)	(9.3)
893 -	893	11,883	6,245	4,495	1,143	11,883			560	595	5,992	1,063	909	2,764
		(4.6)	(6.1)	(3.7)	(3.1)	(4.6)			(14.1)	(7.7)	(3.4)	(4.9)	(4.6)	(9.3)
894 -	894	11,885	6,247	4,495	1,143	11,885			560	595	5,995	1,063	909	2,764
		(4.6)	(6.1)	(3.7)	(3.1)	(4.6)			(14.1)	(7.7)	(3.4)	(4.9)	(4.6)	(9.3)
895 -	895	17,216	8,335	7,686	1,195	17,216			1,148	1,212	8,067	1,269	1,438	4,082
		(6.6)	(8.2)	(6.3)	(3.3)	(6.6)			(28.9)	(15.7)	(4.5)	(5.9)	(7.3)	(13.8)
896 -	896	17,318	8,382	7,739	1,197	17,318			1,148	1,212	8,070	1,269	1,484	4,135
		(6.6)	(8.2)	(6.3)	(3.3)	(6.6)			(28.9)	(15.7)	(4.5)	(5.9)	(7.5)	(13.9)
897 -	897	17,416	8,385	7,739	1,293	17,416			1,148	1,212	8,101	1,304	1,517	4,135
		(6.7)	(8.2)	(6.3)	(3.5)	(6.7)			(28.9)	(15.7)	(4.5)	(6.0)	(7.7)	(13.9)
898 -	898	17,428	8,385	7,748	1,295	17,428			1,148	1,212	8,110	1,306	1,517	4,135
		(6.7)	(8.2)	(6.3)	(3.6)	(6.7)			(28.9)	(15.7)	(4.6)	(6.0)	(7.7)	(13.9)
899 -	899	17,510	8,386	7,798	1,326	17,510			1,148	1,212	8,193	1,306	1,517	4,135
		(6.7)	(8.2)	(6.4)	(3.6)	(6.7)			(28.9)	(15.7)	(4.6)	(6.0)	(7.7)	(13.9)
900 -	900	36,090	15,611	18,634	1,845	36,090			2,617	3,373	19,287	1,891	2,207	6,715
		(13.8)	(15.3)	(15.3)	(5.1)	(13.8)			(66.0)	(43.8)	(10.8)	(8.8)	(11.2)	(22.6)
901 -	901	36,270	15,697	18,636	1,937	36,270			2,617	3,373	19,466	1,893	2,207	6,715
		(13.9)	(15.4)	(15.3)	(5.3)	(13.9)			(66.0)	(43.8)	(10.9)	(8.8)	(11.2)	(22.6)
902 -	902	36,545	15,790	18,738	2,017	36,545			2,617	3,373	19,716	1,905	2,210	6,725
		(14.0)	(15.4)	(15.3)	(5.5)	(14.0)			(66.0)	(43.8)	(11.1)	(8.8)	(11.2)	(22.7)
903 -	903	36,580	15,792	18,738	2,050	36,580			2,617	3,373	19,719	1,905	2,242	6,726
		(14.0)	(15.4)	(15.3)	(5.6)	(14.0)			(66.0)	(43.8)	(11.1)	(8.8)	(11.3)	(22.7)
904 -	904	36,773	15,792	18,839	2,143	36,773			2,617	3,373	19,850	1,966	2,242	6,726
		(14.1)	(15.4)	(15.4)	(5.9)	(14.1)			(66.0)	(43.8)	(11.1)	(9.1)	(11.3)	(22.7)
905 -	905	37,838	15,936	19,695	2,207	37,838			2,769	3,373	20,582	2,098	2,242	6,775
		(14.5)	(15.6)	(16.1)	(6.1)	(14.5)			(69.8)	(43.8)	(11.6)	(9.7)	(11.3)	(22.8)
906 -	906	38,107	16,068	19,799	2,240	38,107			2,769	3,374	20,818	2,098	2,273	6,775
		(14.6)	(15.7)	(16.2)	(6.2)	(14.6)			(69.8)	(43.8)	(11.7)	(9.7)	(11.5)	(22.8)

907 -	907	38,199 (14.6)	16,156 (15.8)	19,800 (16.2)	2,243 (6.2)	38,199 (14.6)				2,769 (69.8)	3,374 (43.8)	20,824 (11.7)	2,135 (9.9)	2,274 (11.5)	6,823 (23.0)
908 -	908	38,249 (14.7)	16,156 (15.8)	19,850 (16.2)	2,243 (6.2)	38,249 (14.7)				2,769 (69.8)	3,374 (43.8)	20,874 (11.7)	2,135 (9.9)	2,274 (11.5)	6,823 (23.0)
909 -	909	38,771 (14.9)	16,618 (16.3)	19,910 (16.3)	2,243 (6.2)	38,771 (14.9)				2,769 (69.8)	3,374 (43.8)	21,130 (11.9)	2,187 (10.1)	2,320 (11.7)	6,990 (23.6)
910 -	910	43,326 (16.6)	18,000 (17.6)	22,849 (18.7)	2,477 (6.8)	43,326 (16.6)				3,344 (84.3)	3,734 (48.5)	23,252 (13.1)	2,761 (12.8)	2,821 (14.3)	7,414 (25.0)
911	911	43,416 (16.6)	18,090 (17.7)	22,849 (18.7)	2,477 (6.8)	43,416 (16.6)				3,344 (84.3)	3,734 (48.5)	23,342 (13.1)	2,761 (12.8)	2,821 (14.3)	7,414 (25.0)
912	912	43,523 (16.7)	18,144 (17.7)	22,899 (18.7)	2,479 (6.8)	43,523 (16.7)				3,344 (84.3)	3,734 (48.5)	23,342 (13.1)	2,761 (12.8)	2,821 (14.3)	7,521 (25.4)
913	913	43,598 (16.7)	18,144 (17.7)	22,965 (18.8)	2,489 (6.8)	43,598 (16.7)				3,344 (84.3)	3,734 (48.5)	23,417 (13.1)	2,761 (12.8)	2,821 (14.3)	7,521 (25.4)
914	914	43,660 (16.7)	18,144 (17.7)	22,965 (18.8)	2,551 (7.0)	43,660 (16.7)				3,344 (84.3)	3,734 (48.5)	23,448 (13.2)	2,792 (12.9)	2,821 (14.3)	7,521 (25.4)
915	915	44,252 (17.0)	18,427 (18.0)	23,266 (19.0)	2,559 (7.0)	44,252 (17.0)				3,344 (84.3)	3,734 (48.5)	23,989 (13.5)	2,792 (12.9)	2,821 (14.3)	7,572 (25.5)
916	916	44,373 (17.0)	18,467 (18.1)	23,316 (19.1)	2,590 (7.1)	44,373 (17.0)				3,344 (84.3)	3,734 (48.5)	24,039 (13.5)	2,832 (13.1)	2,852 (14.4)	7,572 (25.5)
917	917	44,486 (17.1)	18,513 (18.1)	23,366 (19.1)	2,606 (7.2)	44,486 (17.1)				3,344 (84.3)	3,736 (48.5)	24,144 (13.6)	2,832 (13.1)	2,857 (14.5)	7,572 (25.5)
918	918	44,717 (17.1)	18,557 (18.2)	23,518 (19.2)	2,642 (7.3)	44,717 (17.1)				3,344 (84.3)	3,736 (48.5)	24,294 (13.6)	2,832 (13.1)	2,939 (14.9)	7,572 (25.5)
919	919	44,789 (17.2)	18,557 (18.2)	23,585 (19.3)	2,647 (7.3)	44,789 (17.2)				3,344 (84.3)	3,736 (48.5)	24,366 (13.7)	2,832 (13.1)	2,939 (14.9)	7,572 (25.5)
920	920	48,356 (18.5)	19,867 (19.4)	25,797 (21.1)	2,691 (7.4)	48,356 (18.5)				3,344 (84.3)	3,909 (50.7)	26,694 (15.0)	3,202 (14.8)	3,031 (15.3)	8,176 (27.6)
921	921	48,400 (18.6)	19,907 (19.5)	25,801 (21.1)	2,691 (7.4)	48,400 (18.6)				3,344 (84.3)	3,909 (50.7)	26,735 (15.0)	3,202 (14.8)	3,031 (15.3)	8,178 (27.6)
922	922	48,539 (18.6)	19,911 (19.5)	25,926 (21.2)	2,702 (7.4)	48,539 (18.6)				3,344 (84.3)	3,909 (50.7)	26,756 (15.0)	3,202 (14.8)	3,038 (15.4)	8,290 (27.9)
923	923	48,689 (18.7)	19,994 (19.6)	25,989 (21.3)	2,705 (7.4)	48,689 (18.7)				3,344 (84.3)	3,913 (50.8)	26,898 (15.1)	3,202 (14.8)	3,040 (15.4)	8,292 (28.0)
924	924	48,735 (18.7)	20,038 (19.6)	25,989 (21.3)	2,707 (7.4)	48,735 (18.7)				3,344 (84.3)	3,913 (50.8)	26,900 (15.1)	3,202 (14.8)	3,040 (15.4)	8,336 (28.1)
925	925	49,210 (18.9)	20,389 (19.9)	26,098 (21.4)	2,723 (7.5)	49,210 (18.9)				3,344 (84.3)	3,915 (50.8)	27,271 (15.3)	3,259 (15.1)	3,084 (15.6)	8,336 (28.1)
926	926	49,296 (18.9)	20,389 (19.9)	26,150 (21.4)	2,757 (7.6)	49,296 (18.9)				3,344 (84.3)	3,915 (50.8)	27,305 (15.3)	3,259 (15.1)	3,134 (15.9)	8,338 (28.1)
927	927	49,489 (19.0)	20,481 (20.0)	26,251 (21.5)	2,757 (7.6)	49,489 (19.0)				3,344 (84.3)	3,961 (51.4)	27,351 (15.4)	3,259 (15.1)	3,185 (16.1)	8,388 (28.3)
928	928	49,725 (19.1)	20,656 (20.2)	26,303 (21.5)	2,765 (7.6)	49,725 (19.1)				3,344 (84.3)	3,961 (51.4)	27,443 (15.4)	3,306 (15.3)	3,185 (16.1)	8,485 (28.6)
929	929	49,774 (19.1)	20,705 (20.3)	26,303 (21.5)	2,765 (7.6)	49,774 (19.1)				3,344 (84.3)	3,961 (51.4)	27,448 (15.4)	3,306 (15.3)	3,185 (16.1)	8,529 (28.8)
930	930	54,006 (20.7)	22,548 (22.1)	28,495 (23.3)	2,963 (8.1)	54,006 (20.7)				3,396 (85.6)	4,591 (59.6)	30,209 (17.0)	3,548 (16.4)	3,352 (17.0)	8,909 (30.0)
931	931	54,242 (20.8)	22,717 (22.2)	28,550 (23.4)	2,974 (8.2)	54,242 (20.8)				3,396 (85.6)	4,637 (60.2)	30,296 (17.0)	3,553 (16.5)	3,353 (17.0)	9,006 (30.4)
932	932	54,558 (20.9)	22,774 (22.3)	28,724 (23.5)	3,060 (8.4)	54,558 (20.9)				3,396 (85.6)	4,637 (60.2)	30,469 (17.1)	3,557 (16.5)	3,408 (17.2)	9,090 (30.6)
933	933	54,808 (21.0)	22,985 (22.5)	28,724 (23.5)	3,098 (8.5)	54,808 (21.0)				3,396 (85.6)	4,640 (60.2)	30,503 (17.1)	3,606 (16.7)	3,508 (17.7)	9,155 (30.9)
934	934	55,290 (21.2)	23,180 (22.7)	28,986 (23.7)	3,124 (8.6)	55,290 (21.2)				3,396 (85.6)	4,640 (60.2)	30,810 (17.3)	3,609 (16.7)	3,678 (18.6)	9,157 (30.9)
935	935	55,791 (21.4)	23,285 (22.8)	29,308 (24.0)	3,199 (8.8)	55,791 (21.4)				3,396 (85.6)	4,640 (60.2)	30,975 (17.4)	3,833 (17.8)	3,736 (18.9)	9,212 (31.1)

936	936	55,885 (21.4)	23,331 (22.8)	29,312 (24.0)	3,242 (8.9)	55,885 (21.4)				3,396 (85.6)	4,640 (60.2)	30,995 (17.4)	3,835 (17.8)	3,801 (19.2)	9,217 (31.1)
937	937	56,564 (21.7)	23,497 (23.0)	29,787 (24.4)	3,280 (9.0)	56,564 (21.7)				3,396 (85.6)	4,640 (60.2)	31,372 (17.6)	4,038 (18.7)	3,898 (19.7)	9,219 (31.1)
938	938	56,893 (21.8)	23,497 (23.0)	30,089 (24.6)	3,308 (9.1)	56,893 (21.8)				3,396 (85.6)	4,640 (60.2)	31,539 (17.7)	4,099 (19.0)	3,898 (19.7)	9,320 (31.4)
939	939	57,078 (21.9)	23,540 (23.0)	30,189 (24.7)	3,349 (9.2)	57,078 (21.9)				3,396 (85.6)	4,640 (60.2)	31,654 (17.8)	4,108 (19.0)	3,901 (19.7)	9,379 (31.6)
940	940	58,285 (22.3)	23,881 (23.4)	31,024 (25.4)	3,380 (9.3)	58,285 (22.3)				3,443 (86.8)	4,686 (60.8)	32,545 (18.3)	4,204 (19.5)	3,901 (19.7)	9,505 (32.0)
941	941	58,472 (22.4)	23,981 (23.5)	31,075 (25.4)	3,415 (9.4)	58,472 (22.4)				3,443 (86.8)	4,686 (60.8)	32,571 (18.3)	4,365 (20.2)	3,901 (19.7)	9,505 (32.0)
942	942	58,592 (22.5)	24,035 (23.5)	31,079 (25.4)	3,477 (9.5)	58,592 (22.5)				3,443 (86.8)	4,686 (60.8)	32,604 (18.3)	4,398 (20.4)	3,901 (19.7)	9,559 (32.2)
943	943	58,945 (22.6)	24,035 (23.5)	31,396 (25.7)	3,513 (9.6)	58,945 (22.6)				3,443 (86.8)	4,782 (62.1)	32,811 (18.4)	4,449 (20.6)	3,901 (19.7)	9,559 (32.2)
944	944	58,961 (22.6)	24,035 (23.5)	31,405 (25.7)	3,521 (9.7)	58,961 (22.6)				3,443 (86.8)	4,784 (62.1)	32,815 (18.4)	4,451 (20.6)	3,909 (19.8)	9,559 (32.2)
945	945	59,250 (22.7)	24,037 (23.5)	31,675 (25.9)	3,538 (9.7)	59,250 (22.7)				3,443 (86.8)	4,788 (62.1)	33,041 (18.5)	4,454 (20.6)	3,911 (19.8)	9,614 (32.4)
946	946	59,358 (22.8)	24,084 (23.6)	31,725 (26.0)	3,549 (9.7)	59,358 (22.8)				3,443 (86.8)	4,788 (62.1)	33,087 (18.6)	4,454 (20.6)	3,972 (20.1)	9,614 (32.4)
947	947	59,368 (22.8)	24,084 (23.6)	31,733 (26.0)	3,552 (9.8)	59,368 (22.8)				3,443 (86.8)	4,788 (62.1)	33,091 (18.6)	4,456 (20.6)	3,977 (20.1)	9,614 (32.4)
948	949	59,921 (23.0)	24,086 (23.6)	32,249 (26.4)	3,586 (9.8)	59,921 (23.0)				3,443 (86.8)	4,788 (62.1)	33,531 (18.8)	4,458 (20.6)	3,982 (20.1)	9,720 (32.8)
950	959	68,505 (26.3)	27,894 (27.3)	36,320 (29.7)	4,292 (11.8)	68,505 (26.3)				3,681 (92.8)	5,792 (75.2)	38,887 (21.8)	4,965 (23.0)	4,355 (22.0)	10,825 (36.5)
960	969	71,565 (27.4)	29,042 (28.4)	37,687 (30.8)	4,836 (13.3)	71,565 (27.4)				3,731 (94.1)	5,930 (77.0)	40,851 (22.9)	5,227 (24.2)	4,604 (23.3)	11,221 (37.8)
970	979	73,755 (28.3)	29,551 (28.9)	39,183 (32.1)	5,021 (13.8)	73,755 (28.3)				3,731 (94.1)	6,078 (78.9)	42,372 (23.8)	5,287 (24.5)	4,791 (24.2)	11,495 (38.7)
980	989	77,200 (29.6)	30,667 (30.0)	40,919 (33.5)	5,615 (15.4)	77,200 (29.6)				3,864 (97.4)	6,085 (79.0)	44,759 (25.1)	5,594 (25.9)	4,946 (25.0)	11,953 (40.3)
990	999	78,799 (30.2)	31,216 (30.5)	41,798 (34.2)	5,785 (15.9)	78,799 (30.2)				3,867 (97.5)	6,095 (79.1)	45,751 (25.7)	5,782 (26.8)	5,111 (25.8)	12,193 (41.1)
1000	1099	110,822 (42.5)	45,274 (44.3)	55,189 (45.2)	10,359 (28.4)	110,822 (42.5)				3,914 (98.7)	7,176 (93.1)	66,353 (37.3)	7,976 (36.9)	7,860 (39.8)	17,543 (59.1)
1100	1199	134,361 (51.5)	53,930 (52.8)	65,241 (53.4)	15,190 (41.7)	134,361 (51.5)				3,966 (100.0)	7,652 (99.3)	83,390 (46.8)	9,491 (44.0)	9,930 (50.2)	19,931 (67.2)
1200	1299	154,020 (59.1)	61,882 (60.5)	73,958 (60.5)	18,180 (49.9)	154,020 (59.1)					7,702 (100.0)	98,064 (55.1)	10,744 (49.8)	11,464 (58.0)	22,079 (74.4)
1300	1399	171,651 (65.8)	67,572 (66.1)	82,464 (67.5)	21,615 (59.3)	171,651 (65.8)					7,702 (100.0)	111,548 (62.6)	12,145 (56.2)	12,740 (64.4)	23,550 (79.4)
1400	1499	186,207 (71.4)	73,262 (71.7)	88,945 (72.8)	23,999 (65.9)	186,207 (71.4)					7,702 (100.0)	123,141 (69.1)	13,193 (61.1)	13,481 (68.2)	24,723 (83.3)
1500		260,820 (100.0)	102,229 (100.0)	122,172 (100.0)	36,419 (100.0)	260,820 (100.0)					7,704 (100.0)	178,119 (100.0)	21,592 (100.0)	19,773 (100.0)	29,666 (100.0)
月平均賃金額		193,819	186,268	187,618	235,818	193,819				36,429	71,483	208,278	224,144	205,772	129,778
時間当平均賃金額		1,369	1,374	1,347	1,431	1,369				911	945	1,401	1,506	1,401	1,228
月一人当たり労働時間数		136	133	131	164	136				40	73	144	144	141	107
第1・20分位数		895	892	895	900	895				892	892	900	895	895	892
第1・10分位数		900	900	900	950	900				892	895	900	909	900	895
第1・4分位数		950	950	940	1,069	950				895	900	989	980	988	912
中位数		1,175	1,157	1,152	1,300	1,175				900	920	1,237	1,300	1,195	1,010
四分位偏差係数		0.2590	0.2625	0.2555	0.2336	0.2590				0.0085	0.0319	0.2488	0.3228	0.2618	0.1928

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

総括表（２）（産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別表）

05年

総括表（２）

産業：（全て）

就業形態：（全て）

産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	男						女								
		男性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
計	260,820	118,071	1,591	2,827	81,871	9,562	9,933	12,287	142,749	2,375	4,877	96,248	12,030	9,840	17,379	
円	3,508	918		2	429	81		406	2,590		132	1,226	206	167	859	
-	881	(1.3)	(0.8)	(0.1)	(0.5)	(0.8)		(3.3)	(1.8)		(2.7)	(1.3)	(1.7)	(1.7)	(4.9)	
882 -	882	3,510	920	2	431	81		406	2,590		132	1,226	206	167	859	
		(1.3)	(0.8)	(0.1)	(0.5)	(0.8)		(3.3)	(1.8)		(2.7)	(1.3)	(1.7)	(1.7)	(4.9)	
883 -	883	3,513	923	5	431	81		406	2,590		132	1,226	206	167	859	
		(1.3)	(0.8)	(0.2)	(0.5)	(0.8)		(3.3)	(1.8)		(2.7)	(1.3)	(1.7)	(1.7)	(4.9)	
884 -	884	3,608	925	5	433	81		406	2,682		132	1,318	206	167	859	
		(1.4)	(0.8)	(0.2)	(0.5)	(0.8)		(3.3)	(1.9)		(2.7)	(1.4)	(1.7)	(1.7)	(4.9)	
885 -	885	3,708	976	5	484	81		406	2,733		132	1,368	206	167	859	
		(1.4)	(0.8)	(0.2)	(0.6)	(0.8)		(3.3)	(1.9)		(2.7)	(1.4)	(1.7)	(1.7)	(4.9)	
886 -	886	3,763	976	5	484	81		406	2,788		132	1,370	260	167	859	
		(1.4)	(0.8)	(0.2)	(0.6)	(0.8)		(3.3)	(2.0)		(2.7)	(1.4)	(2.2)	(1.7)	(4.9)	
887 -	887	3,767	979	5	488	81		406	2,788		132	1,370	260	167	859	
		(1.4)	(0.8)	(0.2)	(0.6)	(0.8)		(3.3)	(2.0)		(2.7)	(1.4)	(2.2)	(1.7)	(4.9)	
888 -	888	3,767	979	5	488	81		406	2,788		132	1,370	260	167	859	
		(1.4)	(0.8)	(0.2)	(0.6)	(0.8)		(3.3)	(2.0)		(2.7)	(1.4)	(2.2)	(1.7)	(4.9)	
889 -	889	3,767	979	5	488	81		406	2,788		132	1,370	260	167	859	
		(1.4)	(0.8)	(0.2)	(0.6)	(0.8)		(3.3)	(2.0)		(2.7)	(1.4)	(2.2)	(1.7)	(4.9)	
890 -	890	3,798	979	5	488	81		406	2,819		132	1,370	291	167	859	
		(1.5)	(0.8)	(0.2)	(0.6)	(0.8)		(3.3)	(2.0)		(2.7)	(1.4)	(2.4)	(1.7)	(4.9)	
891 -	891	3,898	1,026	5	488	81		452	2,872		132	1,370	291	167	913	
		(1.5)	(0.9)	(0.2)	(0.6)	(0.8)		(3.7)	(2.0)		(2.7)	(1.4)	(2.4)	(1.7)	(5.3)	
892 -	892	11,303	2,507	153	65	1,424	227	90	548	8,796	406	530	4,094	743	818	2,203
		(4.3)	(2.1)	(9.6)	(2.3)	(1.7)	(2.4)	(0.9)	(4.5)	(6.2)	(17.1)	(10.9)	(4.3)	(6.2)	(8.3)	(12.7)
893 -	893	11,883	2,556	153	65	1,470	227	90	550	9,327	406	530	4,522	836	818	2,214
		(4.6)	(2.2)	(9.6)	(2.3)	(1.8)	(2.4)	(0.9)	(4.5)	(6.5)	(17.1)	(10.9)	(4.7)	(6.9)	(8.3)	(12.7)
894 -	894	11,885	2,556	153	65	1,470	227	90	550	9,329	406	530	4,524	836	818	2,214
		(4.6)	(2.2)	(9.6)	(2.3)	(1.8)	(2.4)	(0.9)	(4.5)	(6.5)	(17.1)	(10.9)	(4.7)	(6.9)	(8.3)	(12.7)
895 -	895	17,216	3,941	292	316	1,943	227	146	1,017	13,275	856	896	6,124	1,042	1,292	3,065
		(6.6)	(3.3)	(18.3)	(11.2)	(2.4)	(2.4)	(1.5)	(8.3)	(9.3)	(36.1)	(18.4)	(6.4)	(8.7)	(13.1)	(17.6)
896 -	896	17,318	3,946	292	316	1,946	227	146	1,019	13,372	856	896	6,124	1,042	1,338	3,116
		(6.6)	(3.3)	(18.3)	(11.2)	(2.4)	(2.4)	(1.5)	(8.3)	(9.4)	(36.1)	(18.4)	(6.4)	(8.7)	(13.6)	(17.9)
897 -	897	17,416	3,946	292	316	1,946	227	146	1,019	13,470	856	896	6,155	1,076	1,371	3,116
		(6.7)	(3.3)	(18.3)	(11.2)	(2.4)	(2.4)	(1.5)	(8.3)	(9.4)	(36.1)	(18.4)	(6.4)	(8.9)	(13.9)	(17.9)
898 -	898	17,428	3,953	292	316	1,953	227	146	1,019	13,475	856	896	6,157	1,079	1,371	3,116
		(6.7)	(3.3)	(18.3)	(11.2)	(2.4)	(2.4)	(1.5)	(8.3)	(9.4)	(36.1)	(18.4)	(6.4)	(9.0)	(13.9)	(17.9)
899 -	899	17,510	4,003	292	316	2,003	227	146	1,019	13,507	856	896	6,189	1,079	1,371	3,116
		(6.7)	(3.4)	(18.3)	(11.2)	(2.4)	(2.4)	(1.5)	(8.3)	(9.5)	(36.1)	(18.4)	(6.4)	(9.0)	(13.9)	(17.9)
900 -	900	36,090	8,676	866	1,277	4,225	272	204	1,832	27,413	1,751	2,096	15,062	1,618	2,003	4,883
		(13.8)	(7.3)	(54.4)	(45.2)	(5.2)	(2.8)	(2.1)	(14.9)	(19.2)	(73.7)	(43.0)	(15.6)	(13.5)	(20.4)	(28.1)
901 -	901	36,270	8,765	866	1,277	4,312	274	204	1,832	27,506	1,751	2,096	15,155	1,618	2,003	4,883
		(13.9)	(7.4)	(54.4)	(45.2)	(5.3)	(2.9)	(2.1)	(14.9)	(19.3)	(73.7)	(43.0)	(15.7)	(13.5)	(20.4)	(28.1)
902 -	902	36,545	8,821	866	1,277	4,364	274	204	1,837	27,723	1,751	2,096	15,352	1,631	2,006	4,888
		(14.0)	(7.5)	(54.4)	(45.2)	(5.3)	(2.9)	(2.1)	(14.9)	(19.4)	(73.7)	(43.0)	(16.0)	(13.6)	(20.4)	(28.1)
903 -	903	36,580	8,824	866	1,277	4,366	274	204	1,837	27,756	1,751	2,096	15,352	1,631	2,038	4,889
		(14.0)	(7.5)	(54.4)	(45.2)	(5.3)	(2.9)	(2.1)	(14.9)	(19.4)	(73.7)	(43.0)	(16.0)	(13.6)	(20.7)	(28.1)
904 -	904	36,773	8,855	866	1,277	4,366	305	204	1,837	27,918	1,751	2,096	15,483	1,662	2,038	4,889
		(14.1)	(7.5)	(54.4)	(45.2)	(5.3)	(3.2)	(2.1)	(14.9)	(19.6)	(73.7)	(43.0)	(16.1)	(13.8)	(20.7)	(28.1)
905 -	905	37,838	9,036	916	1,277	4,447	355	204	1,837	28,802	1,853	2,096	16,135	1,743	2,038	4,938
		(14.5)	(7.7)	(57.6)	(45.2)	(5.4)	(3.7)	(2.1)	(14.9)	(20.2)	(78.0)	(43.0)	(16.8)	(14.5)	(20.7)	(28.4)
906 -	906	38,107	9,130	916	1,277	4,541	355	204	1,837	28,977	1,853	2,098	16,277	1,743	2,069	4,938
		(14.6)	(7.7)	(57.6)	(45.2)	(5.5)	(3.7)	(2.1)	(14.9)	(20.3)	(78.0)	(43.0)	(16.9)	(14.5)	(21.0)	(28.4)

907	-	907	38,199 (14.6)	9,176 (7.8)	916 (57.6)	1,277 (45.2)	4,541 (5.5)	355 (3.7)	204 (2.1)	1,883 (15.3)	29,023 (20.3)	1,853 (78.0)	2,098 (43.0)	16,283 (16.9)	1,780 (14.8)	2,070 (21.0)	4,940 (28.4)
908	-	908	38,249 (14.7)	9,176 (7.8)	916 (57.6)	1,277 (45.2)	4,541 (5.5)	355 (3.7)	204 (2.1)	1,883 (15.3)	29,074 (20.4)	1,853 (78.0)	2,098 (43.0)	16,333 (17.0)	1,780 (14.8)	2,070 (21.0)	4,940 (28.4)
909	-	909	38,771 (14.9)	9,282 (7.9)	916 (57.6)	1,277 (45.2)	4,547 (5.6)	355 (3.7)	204 (2.1)	1,983 (16.1)	29,489 (20.7)	1,853 (78.0)	2,098 (43.0)	16,583 (17.2)	1,832 (15.2)	2,116 (21.5)	5,007 (28.8)
910	-	910	43,326 (16.6)	10,270 (8.7)	1,350 (84.8)	1,327 (46.9)	5,004 (6.1)	355 (3.7)	250 (2.5)	1,983 (16.1)	33,056 (23.2)	1,994 (84.0)	2,407 (49.3)	18,247 (19.0)	2,406 (20.0)	2,571 (26.1)	5,431 (31.2)
911		911	43,416 (16.6)	10,270 (8.7)	1,350 (84.8)	1,327 (46.9)	5,004 (6.1)	355 (3.7)	250 (2.5)	1,983 (16.1)	33,146 (23.2)	1,994 (84.0)	2,407 (49.3)	18,338 (19.1)	2,406 (20.0)	2,571 (26.1)	5,431 (31.2)
912		912	43,523 (16.7)	10,326 (8.7)	1,350 (84.8)	1,327 (46.9)	5,004 (6.1)	355 (3.7)	250 (2.5)	2,040 (16.6)	33,197 (23.3)	1,994 (84.0)	2,407 (49.3)	18,338 (19.1)	2,406 (20.0)	2,571 (26.1)	5,481 (31.5)
913		913	43,598 (16.7)	10,329 (8.7)	1,350 (84.8)	1,327 (46.9)	5,007 (6.1)	355 (3.7)	250 (2.5)	2,040 (16.6)	33,269 (23.3)	1,994 (84.0)	2,407 (49.3)	18,410 (19.1)	2,406 (20.0)	2,571 (26.1)	5,481 (31.5)
914		914	43,660 (16.7)	10,360 (8.8)	1,350 (84.8)	1,327 (46.9)	5,038 (6.2)	355 (3.7)	250 (2.5)	2,040 (16.6)	33,300 (23.3)	1,994 (84.0)	2,407 (49.3)	18,410 (19.1)	2,437 (20.3)	2,571 (26.1)	5,481 (31.5)
915		915	44,252 (17.0)	10,462 (8.9)	1,350 (84.8)	1,327 (46.9)	5,140 (6.3)	355 (3.7)	250 (2.5)	2,040 (16.6)	33,790 (23.7)	1,994 (84.0)	2,407 (49.3)	18,849 (19.6)	2,437 (20.3)	2,571 (26.1)	5,532 (31.8)
916		916	44,373 (17.0)	10,512 (8.9)	1,350 (84.8)	1,327 (46.9)	5,190 (6.3)	355 (3.7)	250 (2.5)	2,040 (16.6)	33,860 (23.7)	1,994 (84.0)	2,407 (49.3)	18,849 (19.6)	2,477 (20.6)	2,602 (26.4)	5,532 (31.8)
917		917	44,486 (17.1)	10,518 (8.9)	1,350 (84.8)	1,330 (47.0)	5,193 (6.3)	355 (3.7)	250 (2.5)	2,040 (16.6)	33,968 (23.8)	1,994 (84.0)	2,407 (49.3)	18,951 (19.7)	2,477 (20.6)	2,607 (26.5)	5,532 (31.8)
918		918	44,717 (17.1)	10,518 (8.9)	1,350 (84.8)	1,330 (47.0)	5,193 (6.3)	355 (3.7)	250 (2.5)	2,040 (16.6)	34,199 (24.0)	1,994 (84.0)	2,407 (49.3)	19,101 (19.8)	2,477 (20.6)	2,688 (27.3)	5,532 (31.8)
919		919	44,789 (17.2)	10,520 (8.9)	1,350 (84.8)	1,330 (47.0)	5,195 (6.3)	355 (3.7)	250 (2.5)	2,040 (16.6)	34,270 (24.0)	1,994 (84.0)	2,407 (49.3)	19,171 (19.9)	2,477 (20.6)	2,688 (27.3)	5,532 (31.8)
920		920	48,356 (18.5)	10,670 (9.0)	1,350 (84.8)	1,330 (47.0)	5,343 (6.5)	355 (3.7)	250 (2.5)	2,042 (16.6)	37,686 (26.4)	1,994 (84.0)	2,579 (52.9)	21,350 (22.2)	2,847 (23.7)	2,781 (28.3)	6,135 (35.3)
921		921	48,400 (18.6)	10,670 (9.0)	1,350 (84.8)	1,330 (47.0)	5,343 (6.5)	355 (3.7)	250 (2.5)	2,042 (16.6)	37,730 (26.4)	1,994 (84.0)	2,579 (52.9)	21,392 (22.2)	2,847 (23.7)	2,781 (28.3)	6,137 (35.3)
922		922	48,539 (18.6)	10,748 (9.1)	1,350 (84.8)	1,330 (47.0)	5,359 (6.5)	355 (3.7)	252 (2.5)	2,103 (17.1)	37,791 (26.5)	1,994 (84.0)	2,579 (52.9)	21,398 (22.2)	2,847 (23.7)	2,786 (28.3)	6,187 (35.6)
923		923	48,689 (18.7)	10,808 (9.2)	1,350 (84.8)	1,333 (47.2)	5,414 (6.6)	355 (3.7)	252 (2.5)	2,103 (17.1)	37,881 (26.5)	1,994 (84.0)	2,579 (52.9)	21,484 (22.3)	2,847 (23.7)	2,788 (28.3)	6,189 (35.6)
924		924	48,735 (18.7)	10,808 (9.2)	1,350 (84.8)	1,333 (47.2)	5,414 (6.6)	355 (3.7)	252 (2.5)	2,103 (17.1)	37,927 (26.6)	1,994 (84.0)	2,579 (52.9)	21,486 (22.3)	2,847 (23.7)	2,788 (28.3)	6,233 (35.9)
925		925	49,210 (18.9)	10,877 (9.2)	1,350 (84.8)	1,333 (47.2)	5,481 (6.7)	358 (3.7)	252 (2.5)	2,103 (17.1)	38,333 (26.9)	1,994 (84.0)	2,582 (52.9)	21,791 (22.6)	2,902 (24.1)	2,832 (28.8)	6,233 (35.9)
926		926	49,296 (18.9)	10,908 (9.2)	1,350 (84.8)	1,333 (47.2)	5,511 (6.7)	358 (3.7)	252 (2.5)	2,103 (17.1)	38,388 (26.9)	1,994 (84.0)	2,582 (52.9)	21,793 (22.6)	2,902 (24.1)	2,882 (29.3)	6,235 (35.9)
927		927	49,489 (19.0)	10,954 (9.3)	1,350 (84.8)	1,380 (48.8)	5,511 (6.7)	358 (3.7)	252 (2.5)	2,103 (17.1)	38,535 (27.0)	1,994 (84.0)	2,582 (52.9)	21,840 (22.7)	2,902 (24.1)	2,933 (29.8)	6,286 (36.2)
928		928	49,725 (19.1)	10,956 (9.3)	1,350 (84.8)	1,380 (48.8)	5,513 (6.7)	358 (3.7)	252 (2.5)	2,103 (17.1)	38,768 (27.2)	1,994 (84.0)	2,582 (52.9)	21,930 (22.8)	2,948 (24.5)	2,933 (29.8)	6,382 (36.7)
929		929	49,774 (19.1)	10,956 (9.3)	1,350 (84.8)	1,380 (48.8)	5,513 (6.7)	358 (3.7)	252 (2.5)	2,103 (17.1)	38,818 (27.2)	1,994 (84.0)	2,582 (52.9)	21,935 (22.8)	2,948 (24.5)	2,933 (29.8)	6,426 (37.0)
930		930	54,006 (20.7)	11,346 (9.6)	1,350 (84.8)	1,492 (52.8)	5,732 (7.0)	360 (3.8)	304 (3.1)	2,108 (17.2)	42,660 (29.9)	2,046 (86.2)	3,099 (63.5)	24,477 (25.4)	3,188 (26.5)	3,048 (31.0)	6,801 (39.1)
931		931	54,242 (20.8)	11,436 (9.7)	1,350 (84.8)	1,492 (52.8)	5,776 (7.1)	360 (3.8)	304 (3.1)	2,154 (17.5)	42,805 (30.0)	2,046 (86.2)	3,145 (64.5)	24,519 (25.5)	3,193 (26.5)	3,049 (31.0)	6,852 (39.4)
932		932	54,558 (20.9)	11,500 (9.7)	1,350 (84.8)	1,492 (52.8)	5,782 (7.1)	360 (3.8)	352 (3.5)	2,164 (17.6)	43,058 (30.2)	2,046 (86.2)	3,145 (64.5)	24,688 (25.7)	3,197 (26.6)	3,056 (31.1)	6,926 (39.9)
933		933	54,808 (21.0)	11,611 (9.8)	1,350 (84.8)	1,492 (52.8)	5,782 (7.1)	360 (3.8)	398 (4.0)	2,229 (18.1)	43,197 (30.3)	2,046 (86.2)	3,148 (64.5)	24,721 (25.7)	3,246 (27.0)	3,110 (31.6)	6,926 (39.9)
934		934	55,290 (21.2)	11,666 (9.9)	1,350 (84.8)	1,492 (52.8)	5,832 (7.1)	360 (3.8)	401 (4.0)	2,231 (18.2)	43,624 (30.6)	2,046 (86.2)	3,148 (64.5)	24,978 (26.0)	3,249 (27.0)	3,277 (33.3)	6,926 (39.9)
935		935	55,791 (21.4)	11,672 (9.9)	1,350 (84.8)	1,492 (52.8)	5,838 (7.1)	360 (3.8)	401 (4.0)	2,231 (18.2)	44,120 (30.9)	2,046 (86.2)	3,148 (64.5)	25,137 (26.1)	3,473 (28.9)	3,334 (33.9)	6,981 (40.2)

936	936	55,885 (21.4)	11,728 (9.9)	1,350 (84.8)	1,492 (52.8)	5,842 (7.1)	363 (3.8)	447 (4.5)	2,234 (18.2)	44,156 (30.9)	2,046 (86.2)	3,148 (64.5)	25,152 (26.1)	3,473 (28.9)	3,354 (34.1)	6,983 (40.2)
937	937	56,564 (21.7)	12,032 (10.2)	1,350 (84.8)	1,492 (52.8)	5,943 (7.3)	563 (5.9)	450 (4.5)	2,234 (18.2)	44,532 (31.2)	2,046 (86.2)	3,148 (64.5)	25,429 (26.4)	3,475 (28.9)	3,448 (35.0)	6,985 (40.2)
938	938	56,893 (21.8)	12,046 (10.2)	1,350 (84.8)	1,492 (52.8)	5,954 (7.3)	566 (5.9)	450 (4.5)	2,234 (18.2)	44,847 (31.4)	2,046 (86.2)	3,148 (64.5)	25,585 (26.6)	3,533 (29.4)	3,448 (35.0)	7,086 (40.8)
939	939	57,078 (21.9)	12,054 (10.2)	1,350 (84.8)	1,492 (52.8)	5,957 (7.3)	566 (5.9)	453 (4.6)	2,236 (18.2)	45,023 (31.5)	2,046 (86.2)	3,148 (64.5)	25,697 (26.7)	3,542 (29.4)	3,448 (35.0)	7,142 (41.1)
940	940	58,285 (22.3)	12,371 (10.5)	1,396 (87.7)	1,492 (52.8)	6,110 (7.5)	616 (6.4)	453 (4.6)	2,303 (18.7)	45,914 (32.2)	2,046 (86.2)	3,194 (65.5)	26,435 (27.5)	3,588 (29.8)	3,448 (35.0)	7,202 (41.4)
941	941	58,472 (22.4)	12,421 (10.5)	1,396 (87.7)	1,492 (52.8)	6,114 (7.5)	663 (6.9)	453 (4.6)	2,303 (18.7)	46,051 (32.3)	2,046 (86.2)	3,194 (65.5)	26,457 (27.5)	3,703 (30.8)	3,448 (35.0)	7,202 (41.4)
942	942	58,592 (22.5)	12,421 (10.5)	1,396 (87.7)	1,492 (52.8)	6,114 (7.5)	663 (6.9)	453 (4.6)	2,303 (18.7)	46,170 (32.3)	2,046 (86.2)	3,194 (65.5)	26,490 (27.5)	3,736 (31.1)	3,448 (35.0)	7,256 (41.8)
943	943	58,945 (22.6)	12,520 (10.6)	1,396 (87.7)	1,588 (56.2)	6,117 (7.5)	663 (6.9)	453 (4.6)	2,303 (18.7)	46,425 (32.5)	2,046 (86.2)	3,194 (65.5)	26,694 (27.7)	3,786 (31.5)	3,448 (35.0)	7,256 (41.8)
944	944	58,961 (22.6)	12,522 (10.6)	1,396 (87.7)	1,588 (56.2)	6,119 (7.5)	663 (6.9)	453 (4.6)	2,303 (18.7)	46,439 (32.5)	2,046 (86.2)	3,196 (65.5)	26,696 (27.7)	3,789 (31.5)	3,456 (35.1)	7,256 (41.8)
945	945	59,250 (22.7)	12,546 (10.6)	1,396 (87.7)	1,592 (56.3)	6,136 (7.5)	663 (6.9)	455 (4.6)	2,306 (18.8)	46,704 (32.7)	2,046 (86.2)	3,196 (65.5)	26,905 (28.0)	3,791 (31.5)	3,456 (35.1)	7,309 (42.1)
946	946	59,358 (22.8)	12,546 (10.6)	1,396 (87.7)	1,592 (56.3)	6,136 (7.5)	663 (6.9)	455 (4.6)	2,306 (18.8)	46,811 (32.8)	2,046 (86.2)	3,196 (65.5)	26,951 (28.0)	3,791 (31.5)	3,517 (35.7)	7,309 (42.1)
947	947	59,368 (22.8)	12,549 (10.6)	1,396 (87.7)	1,592 (56.3)	6,136 (7.5)	663 (6.9)	457 (4.6)	2,306 (18.8)	46,820 (32.8)	2,046 (86.2)	3,196 (65.5)	26,955 (28.0)	3,794 (31.5)	3,519 (35.8)	7,309 (42.1)
948	949	59,921 (23.0)	12,660 (10.7)	1,396 (87.7)	1,592 (56.3)	6,247 (7.6)	663 (6.9)	457 (4.6)	2,306 (18.8)	47,261 (33.1)	2,046 (86.2)	3,196 (65.5)	27,284 (28.3)	3,796 (31.6)	3,525 (35.8)	7,414 (42.7)
950	959	68,505 (26.3)	14,507 (12.3)	1,491 (93.7)	2,164 (76.6)	6,931 (8.5)	667 (7.0)	516 (5.2)	2,738 (22.3)	53,998 (37.8)	2,190 (92.2)	3,628 (74.4)	31,956 (33.2)	4,298 (35.7)	3,839 (39.0)	8,087 (46.5)
960	969	71,565 (27.4)	15,088 (12.8)	1,541 (96.8)	2,216 (78.4)	7,298 (8.9)	672 (7.0)	524 (5.3)	2,837 (23.1)	56,477 (39.6)	2,190 (92.2)	3,714 (76.1)	33,553 (34.9)	4,556 (37.9)	4,080 (41.5)	8,384 (48.2)
970	979	73,755 (28.3)	15,272 (12.9)	1,541 (96.8)	2,277 (80.6)	7,400 (9.0)	675 (7.1)	530 (5.3)	2,848 (23.2)	58,482 (41.0)	2,190 (92.2)	3,800 (77.9)	34,973 (36.3)	4,611 (38.3)	4,261 (43.3)	8,647 (49.8)
980	989	77,200 (29.6)	16,076 (13.6)	1,587 (99.7)	2,282 (80.7)	7,899 (9.6)	796 (8.3)	581 (5.9)	2,930 (23.8)	61,125 (42.8)	2,277 (95.9)	3,803 (78.0)	36,860 (38.3)	4,798 (39.9)	4,365 (44.4)	9,023 (51.9)
990	999	78,799 (30.2)	16,624 (14.1)	1,590 (99.9)	2,287 (80.9)	8,208 (10.0)	926 (9.7)	584 (5.9)	3,029 (24.7)	62,175 (43.6)	2,277 (95.9)	3,808 (78.1)	37,543 (39.0)	4,856 (40.4)	4,527 (46.0)	9,164 (52.7)
1,000	1,099	110,822 (42.5)	26,862 (22.8)	1,591 (100.0)	2,655 (93.9)	14,343 (17.5)	1,406 (14.7)	1,748 (17.6)	5,117 (41.6)	83,960 (58.8)	2,323 (97.8)	4,521 (92.7)	52,009 (54.0)	6,570 (54.6)	6,112 (62.1)	12,426 (71.5)
1,100	1,199	134,361 (51.5)	36,067 (30.5)		2,816 (99.6)	20,896 (25.5)	1,682 (17.6)	2,789 (28.1)	6,291 (51.2)	98,294 (68.9)	2,375 (100.0)	4,836 (99.1)	62,494 (64.9)	7,809 (64.9)	7,140 (72.6)	13,640 (78.5)
1,200	1,299	154,020 (59.1)	45,429 (38.5)		2,827 (100.0)	27,783 (33.9)	2,237 (23.4)	3,570 (35.9)	7,421 (60.4)	108,591 (76.1)		4,875 (100.0)	70,281 (73.0)	8,507 (70.7)	7,894 (80.2)	14,658 (84.3)
1,300	1,399	171,651 (65.8)	56,161 (47.6)			35,766 (43.7)	3,183 (33.3)	4,641 (46.7)	8,152 (66.3)	115,490 (80.9)		4,875 (100.0)	75,782 (78.7)	8,962 (74.5)	8,099 (82.3)	15,398 (88.6)
1,400	1,499	186,207 (71.4)	64,991 (55.0)			42,661 (52.1)	3,794 (39.7)	5,190 (52.3)	8,927 (72.7)	121,216 (84.9)		4,875 (100.0)	80,480 (83.6)	9,399 (78.1)	8,291 (84.3)	15,795 (90.9)
1,500		260,820 (100.0)	118,071 (100.0)			81,871 (100.0)	9,562 (100.0)	9,933 (100.0)	12,287 (100.0)	142,749 (100.0)		4,877 (100.0)	96,248 (100.0)	12,030 (100.0)	9,840 (100.0)	17,379 (100.0)
月平均賃金額		193,819	248,984	33,476	74,606	262,052	302,703	269,987	171,156	148,191	38,409	69,674	162,537	161,699	140,956	100,525
時間当平均賃金額		1,369	1,591	910	946	1,624	1,823	1,653	1,383	1,185	911	945	1,212	1,253	1,147	1,119
月一人当たり労働時間数		136	153	37	77	160	163	161	127	131	42	71	131	129	120	93
第1・20分位数		895	900	892	895	900	937	950	895	892	892	892	895	892	892	891
第1・10分位数		900	937	895	895	994	1,000	1,034	900	900	892	892	900	900	895	892
第1・4分位数		950	1,113	900	900	1,193	1,312	1,150	1,000	920	895	900	930	930	910	900
中位数		1,175	1,428	900	930	1,470	1,690	1,435	1,159	1,011	900	920	1,061	1,050	1,000	980
四分位偏差係数		0.2590	0.2587	0.0059	0.0313	0.2284	0.2428	0.2962	0.2196	0.1786	0.0057	0.0329	0.1854	0.2374	0.1638	0.1201

【上段】

累積労働者数

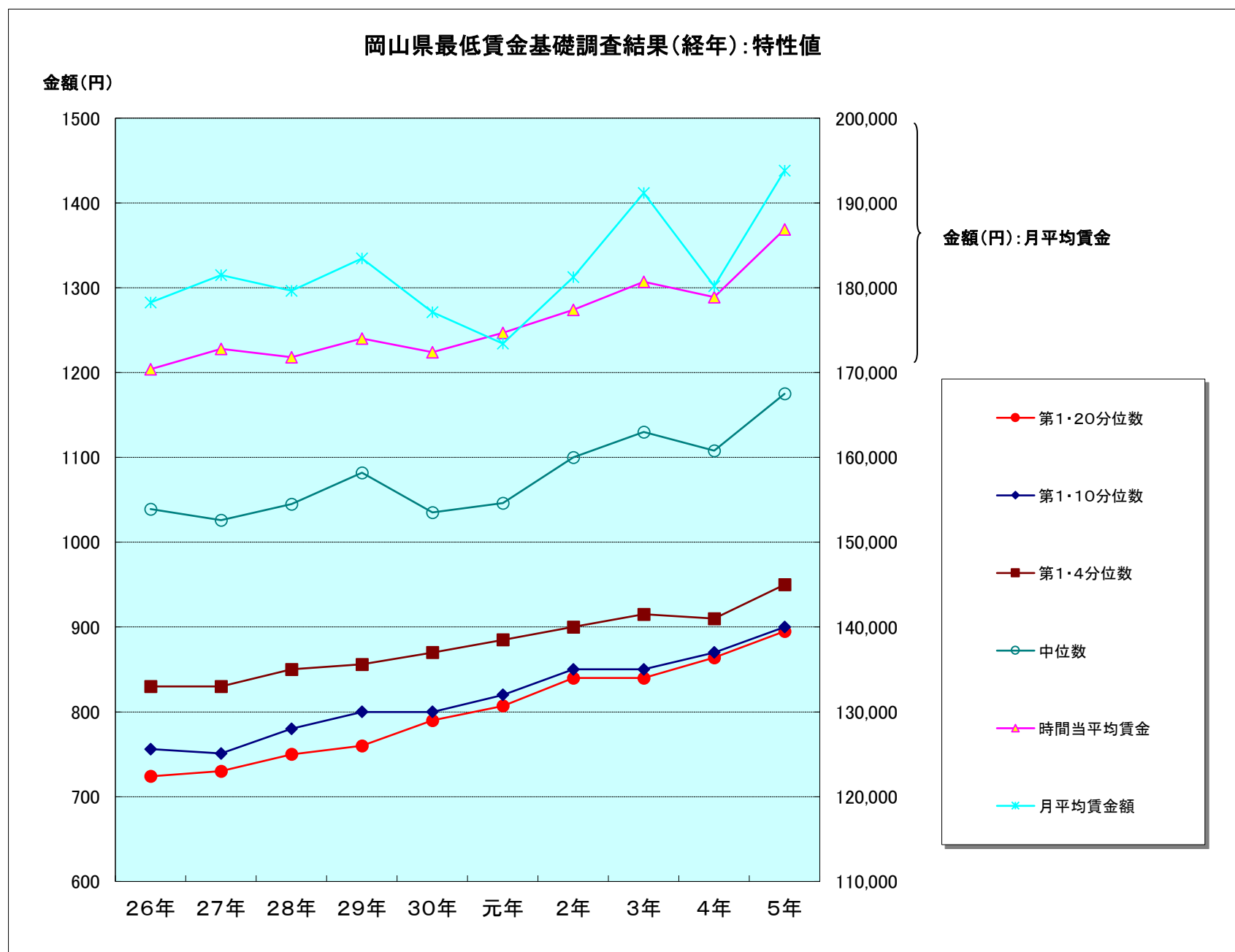
【下段】

累積構成比

## 岡山県最低賃金基礎調査結果(経年):特性値

(単位:円)

項目	調査年次	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
第1・20分位数		724	730	750	760	790	807	840	840	864	895
第1・10分位数		756	751	780	800	800	820	850	850	870	900
第1・4分位数		830	830	850	856	870	885	900	915	910	950
中位数		1,039	1,026	1,045	1,082	1,035	1,046	1,100	1,130	1,108	1,175
時間当平均賃金		1,204	1,228	1,218	1,240	1,224	1,247	1,274	1,307	1,289	1,369
月平均賃金額		178,269	181,506	179,639	183,454	177,127	173,418	181,255	191,178	180,194	193,819





最低賃金改正の影響率

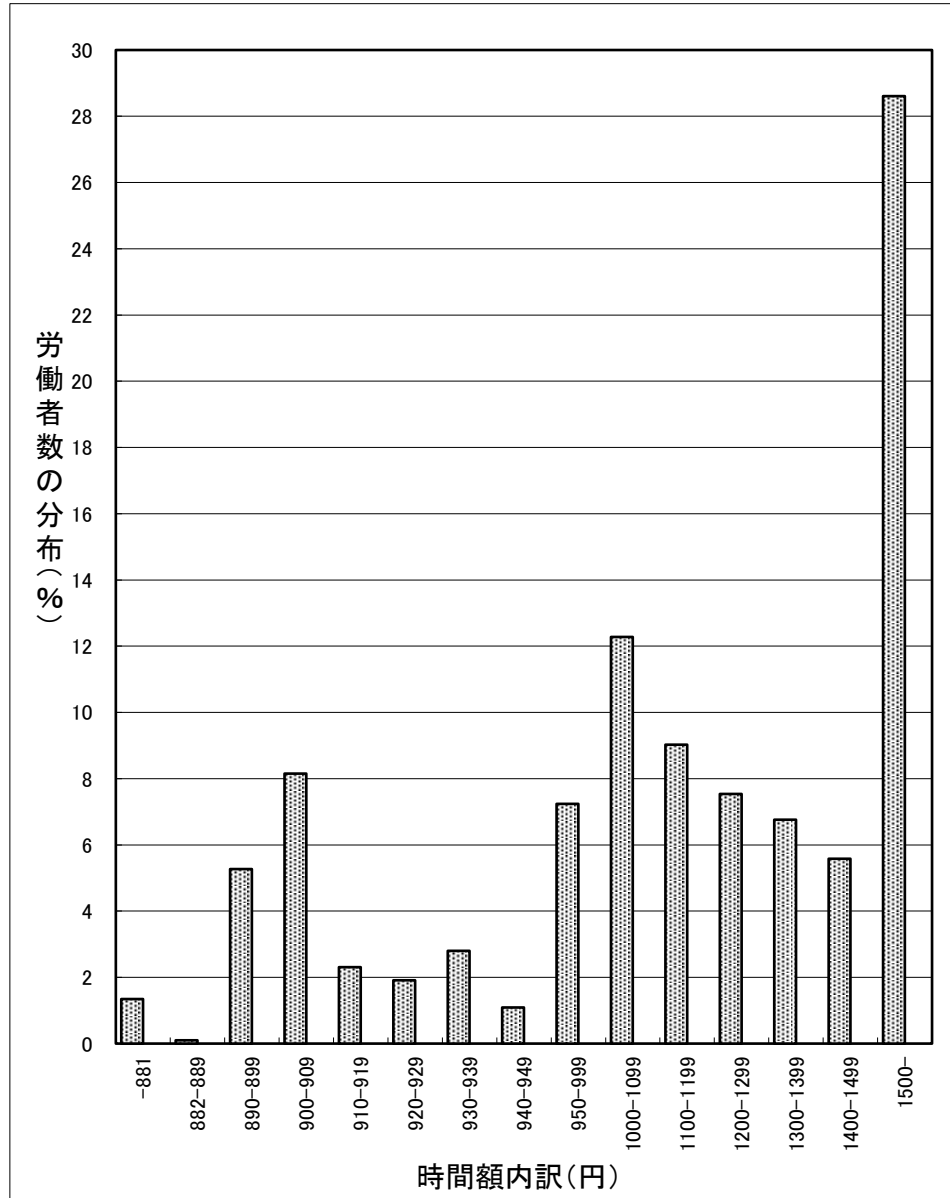
現行最賃 892

	最賃額	引上率	影響率
現行	892	0.00%	1.49%
+ 1	893	0.11%	4.33%
+ 2	894	0.22%	4.56%
+ 3	895	0.34%	4.56%
+ 4	896	0.45%	6.60%
+ 5	897	0.56%	6.64%
+ 6	898	0.67%	6.68%
+ 7	899	0.78%	6.68%
+ 8	900	0.90%	6.71%
+ 9	901	1.01%	13.84%
+ 10	902	1.12%	13.91%
+ 11	903	1.23%	14.01%
+ 12	904	1.35%	14.02%
+ 13	905	1.46%	14.10%
+ 14	906	1.57%	14.51%
+ 15	907	1.68%	14.61%
+ 16	908	1.79%	14.65%
+ 17	909	1.91%	14.66%
+ 18	910	2.02%	14.87%
+ 19	911	2.13%	16.61%
+ 20	912	2.24%	16.65%
+ 21	913	2.35%	16.69%
+ 22	914	2.47%	16.72%
+ 23	915	2.58%	16.74%
+ 24	916	2.69%	16.97%
+ 25	917	2.80%	17.01%
+ 26	918	2.91%	17.06%
+ 27	919	3.03%	17.14%
+ 28	920	3.14%	17.17%
+ 29	921	3.25%	18.54%
+ 30	922	3.36%	18.56%
+ 31	923	3.48%	18.61%
+ 32	924	3.59%	18.67%
+ 33	925	3.70%	18.69%
+ 34	926	3.81%	18.87%
+ 35	927	3.92%	18.90%
+ 36	928	4.04%	18.97%
+ 37	929	4.15%	19.06%
+ 38	930	4.26%	19.08%
+ 39	931	4.37%	20.71%
+ 40	932	4.48%	20.80%
+ 41	933	4.60%	20.92%
+ 42	934	4.71%	21.01%
+ 43	935	4.82%	21.20%
+ 44	936	4.93%	21.39%
+ 45	937	5.04%	21.43%
+ 46	938	5.16%	21.69%
+ 47	939	5.27%	21.81%
+ 48	940	5.38%	21.88%
+ 49	941	5.49%	22.35%
+ 50	942	5.61%	22.42%
+ 51	943	5.72%	22.46%
+ 52	944	5.83%	22.60%
+ 53	945	5.94%	22.61%
+ 54	946	6.05%	22.72%
+ 55	947	6.17%	22.76%

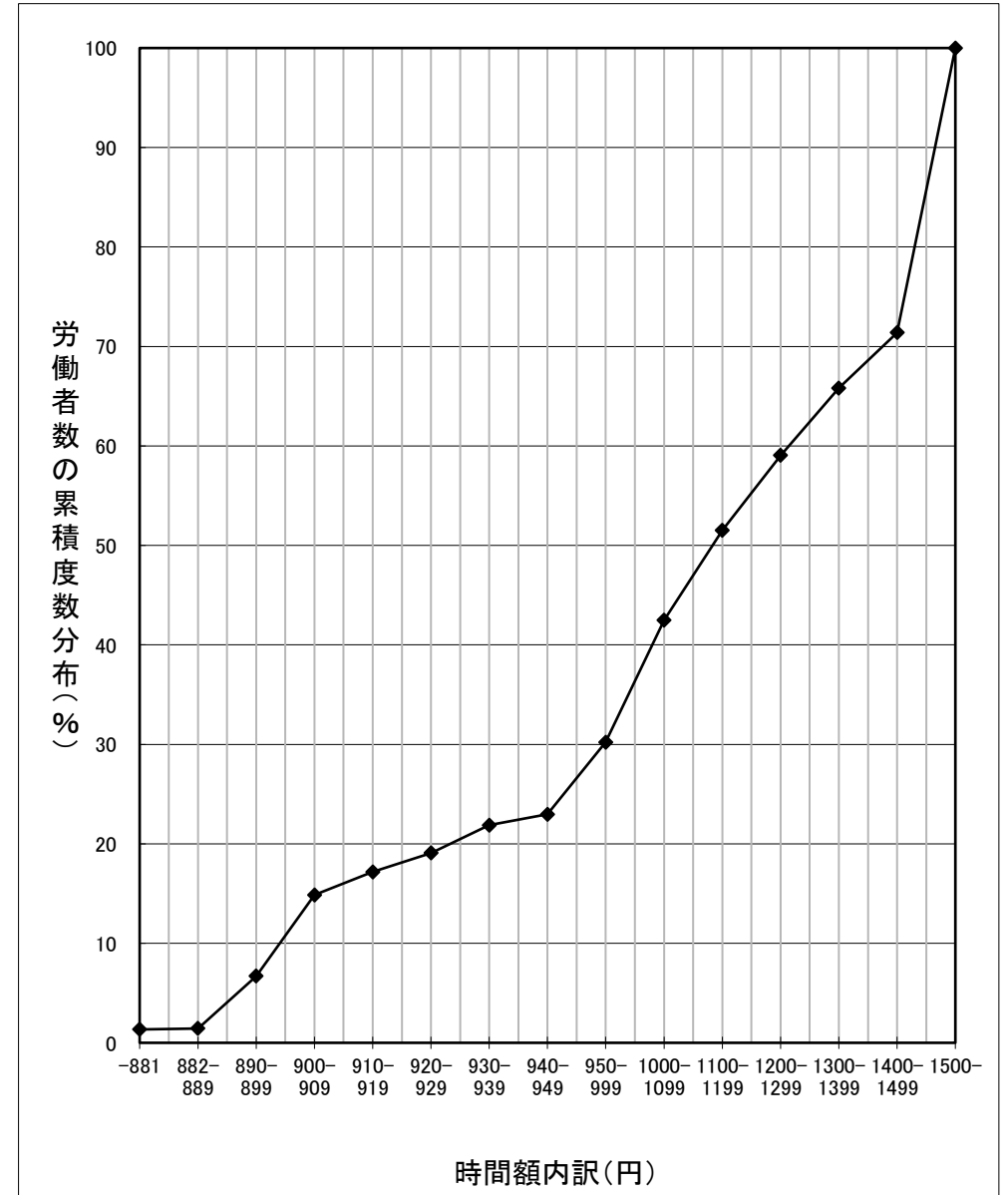
(未満率)

# 時間額に対するその該当労働者の分布

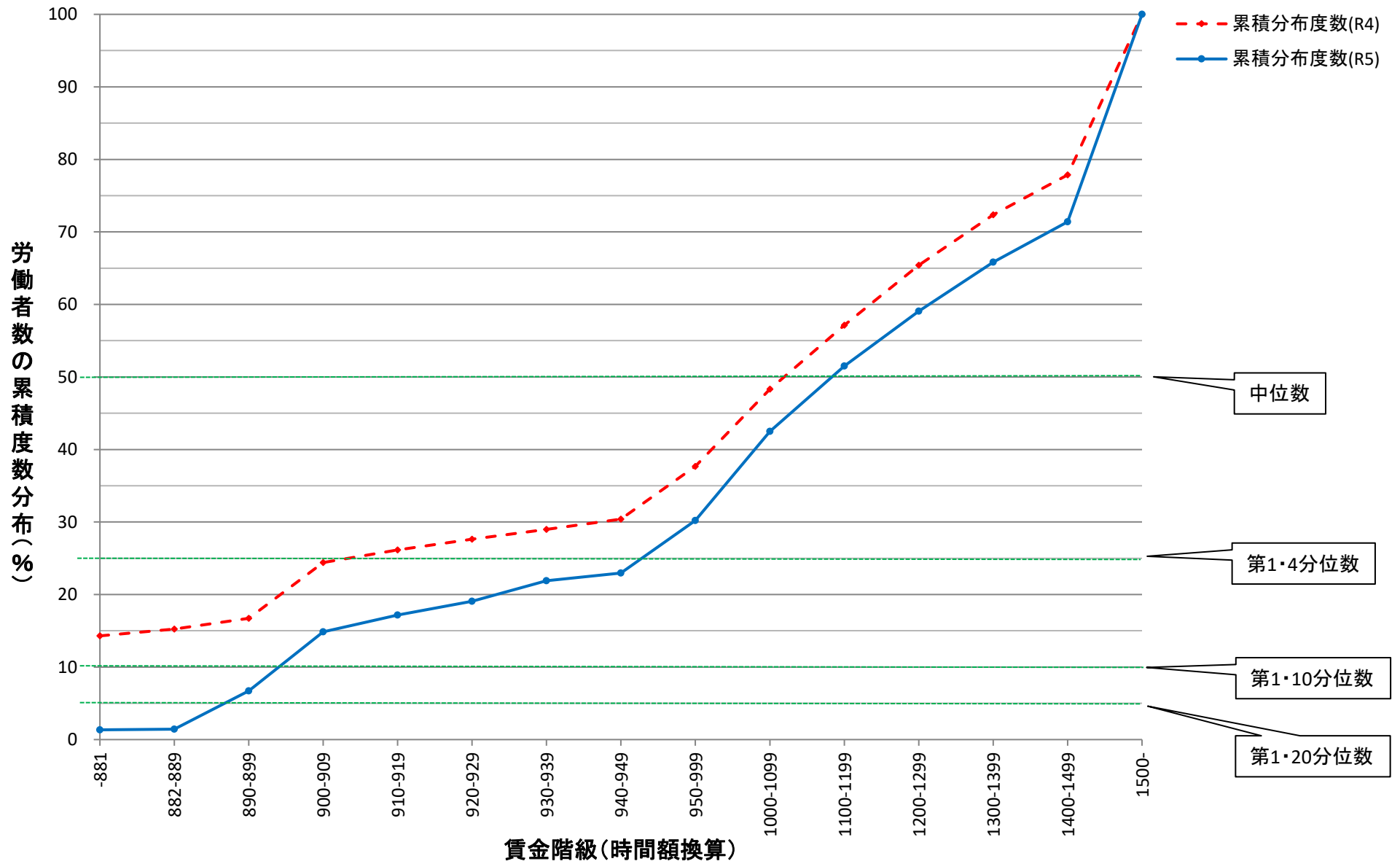
時間額に対するその該当労働者の分布



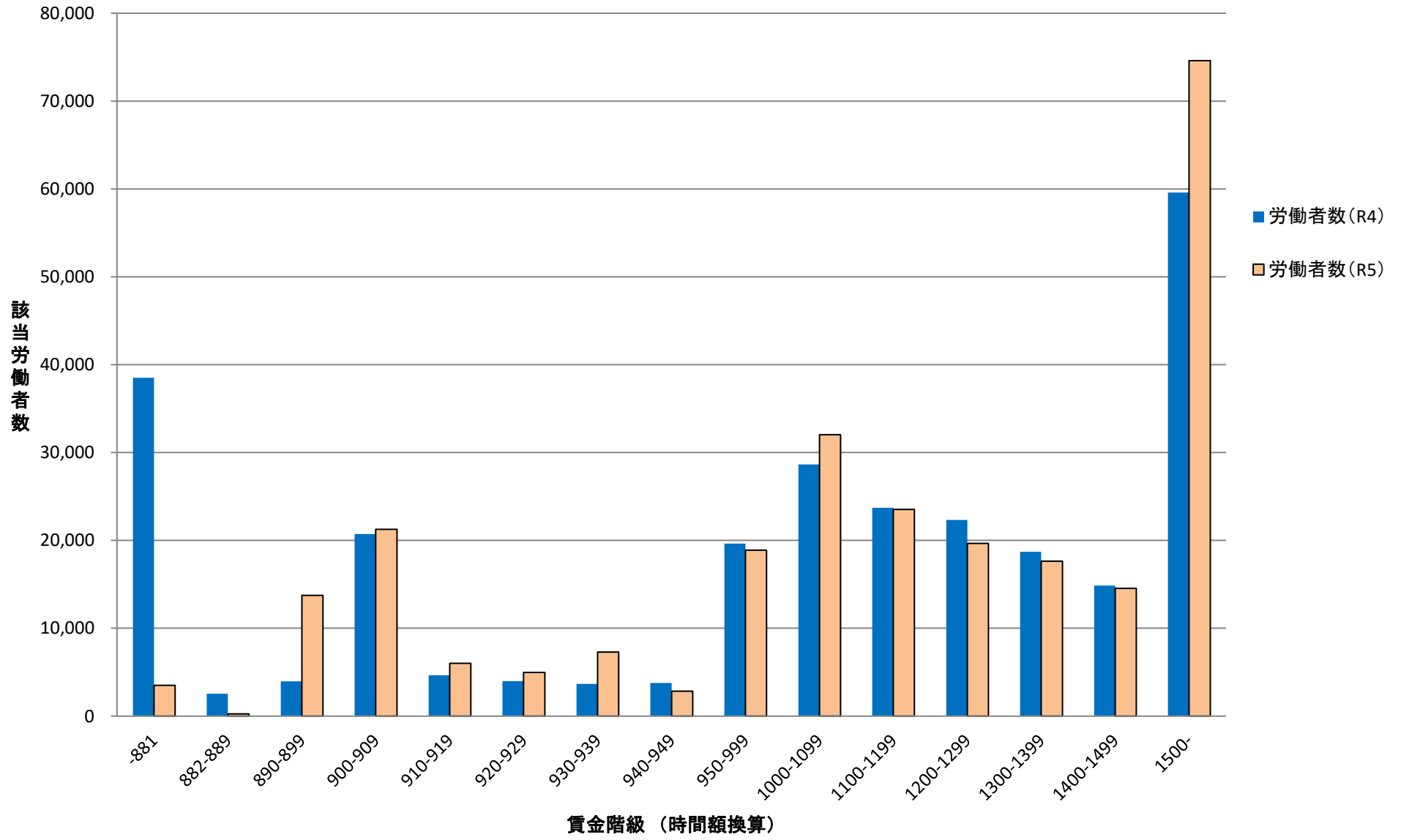
時間額に対するその該当労働者の累積度数分布



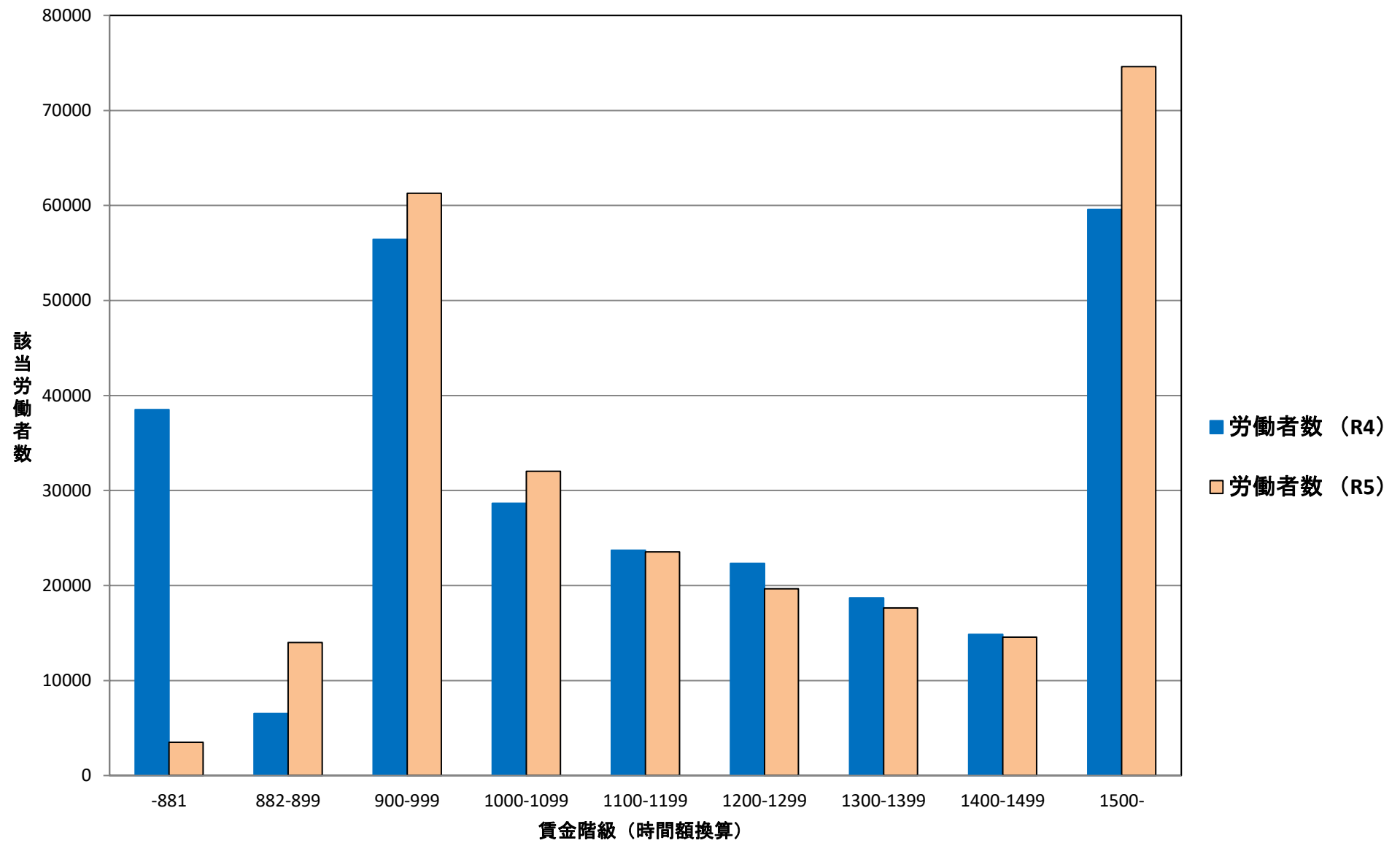
賃金階級に対する労働者の累積度数分布(前年度との比較)



# 賃金階級に対するその該当労働者数(復元数)の分布(前年度との比較)



賃金階級(100円刻み)に対する該当労働者数(復元数)の分布(前年度との比較)



# 足下の経済状況等に関する補足資料

# 内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2023年1月～6月)

○ 2023年6月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされている。

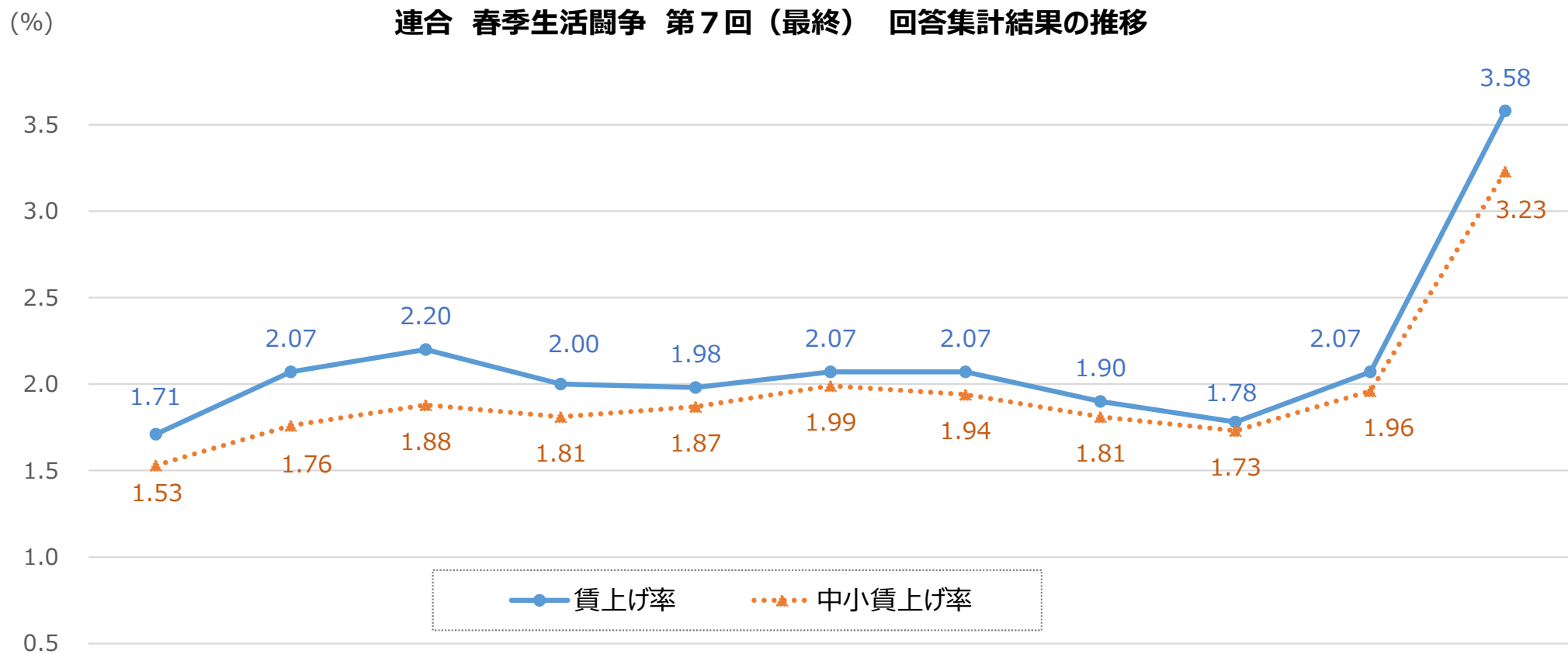
	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
2 月月例	景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
3 月月例	景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
4 月月例	景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
6 月月例	景気は、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	このところ改善の動きがみられる	上昇している

(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点

# 連合 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(2023年7月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.58%(中小賃上げ率は3.23%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



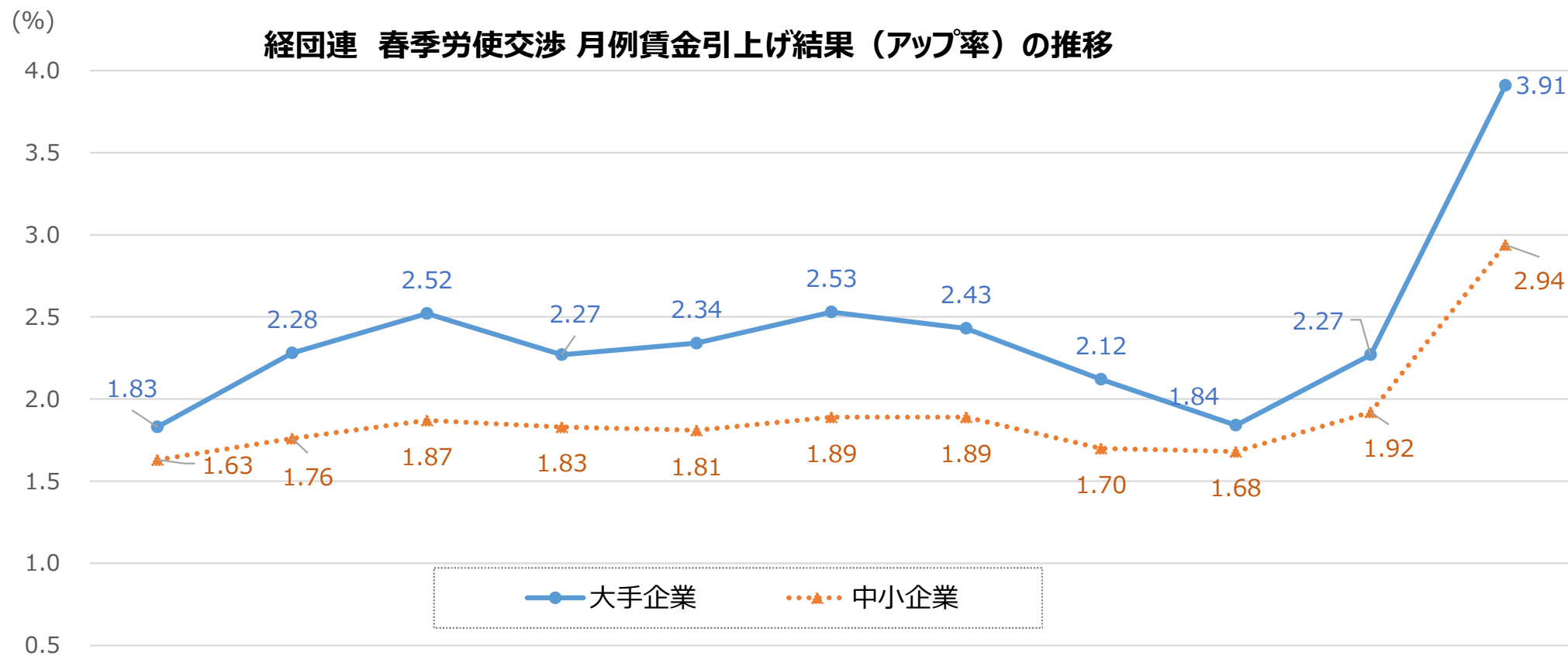
	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

(資料出所) 連合「2023春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2023年7月5日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成  
 (注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。



# 経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%（第1回集計）、中小企業2.94%（第1回集計）となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
● 大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.91
● 中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	2.94

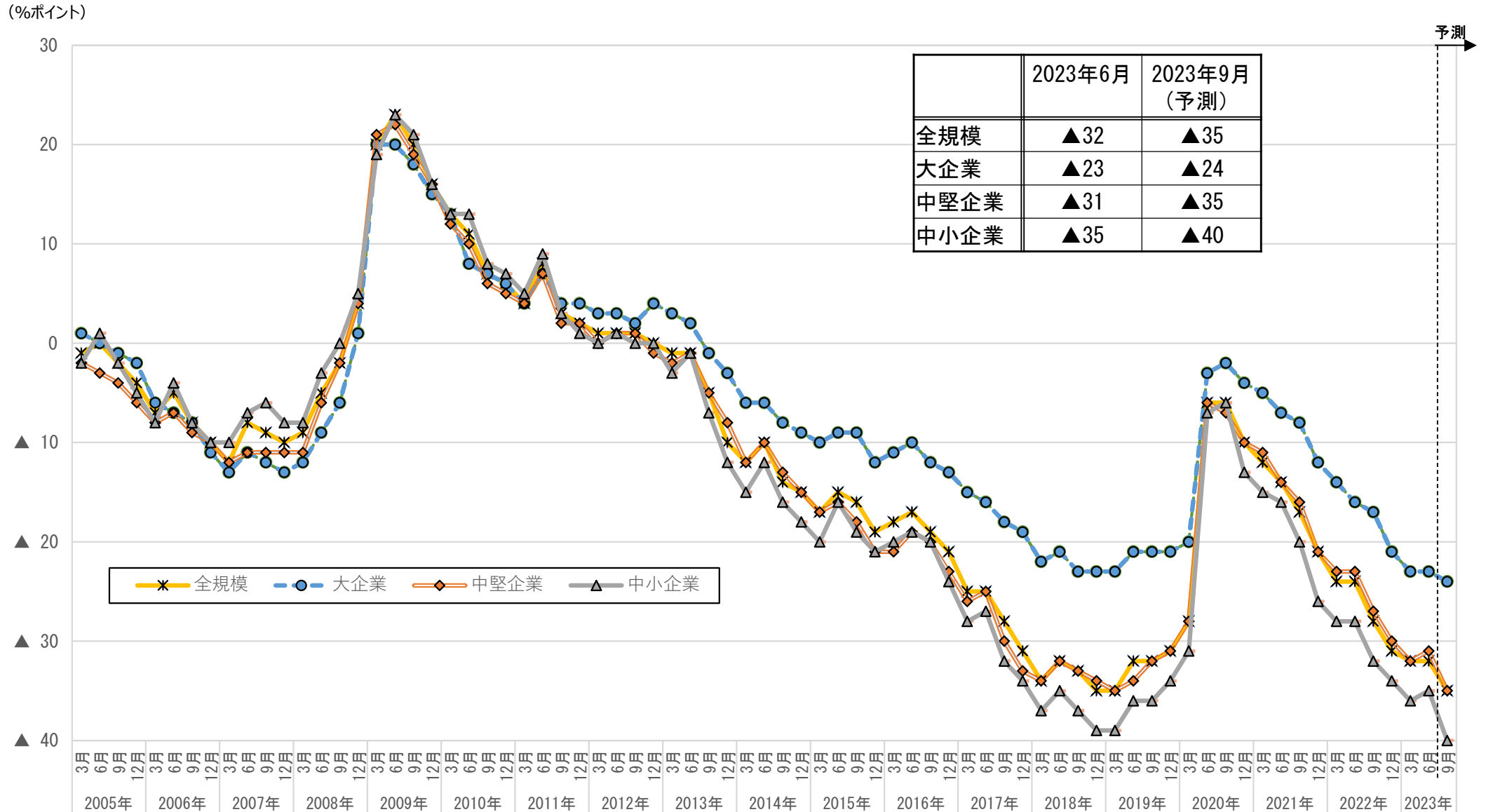
（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

（注）2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

# 雇用人員判断D.Iの推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

## 雇用人員判断D.Iの推移 (過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

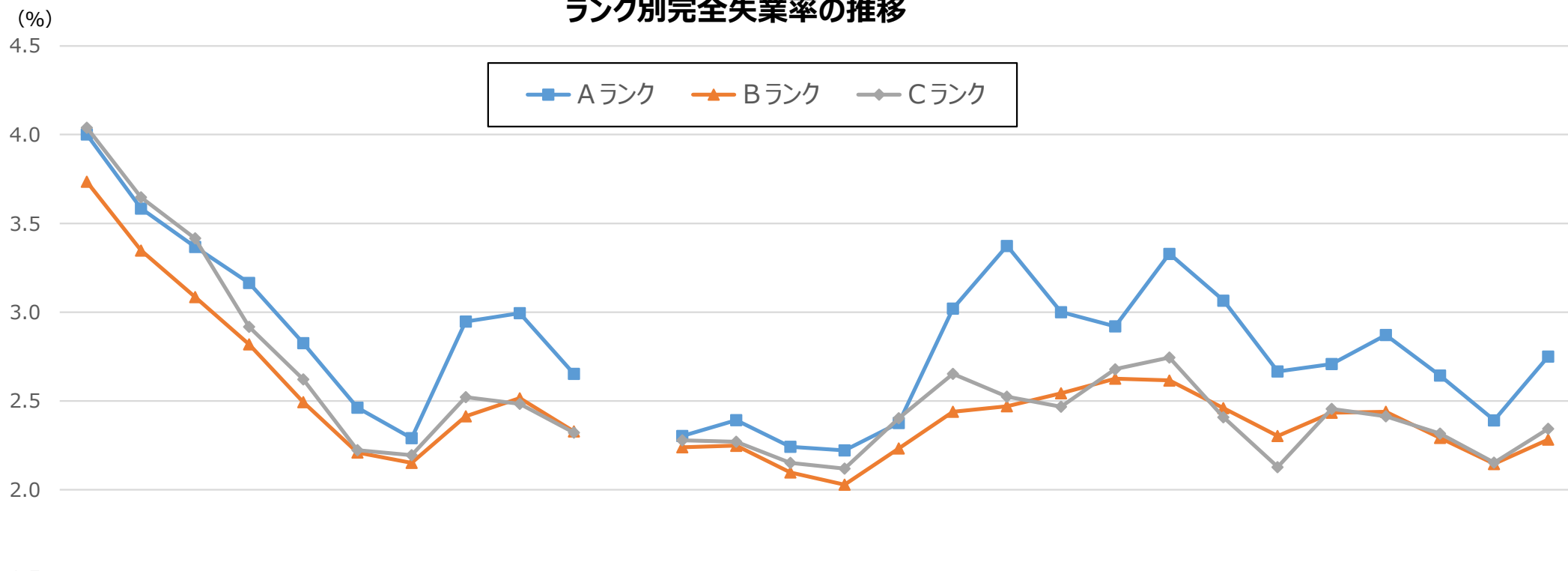
2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

# 地域別の状況

# ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

## ランク別完全失業率の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2019年				2020年				2021年				2022年				2023年
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
■ Aランク	4.0	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	2.7	2.3	2.4	2.2	2.2	2.4	3.0	3.4	3.0	2.9	3.3	3.1	2.7	2.7	2.9	2.6	2.4	2.7
▲ Bランク	3.7	3.3	3.1	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.5	2.3	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.5	2.3	2.4	2.4	2.3	2.1	2.3
◆ Cランク	4.0	3.6	3.4	2.9	2.6	2.2	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3	2.3	2.2	2.1	2.4	2.7	2.5	2.5	2.7	2.7	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.3

(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

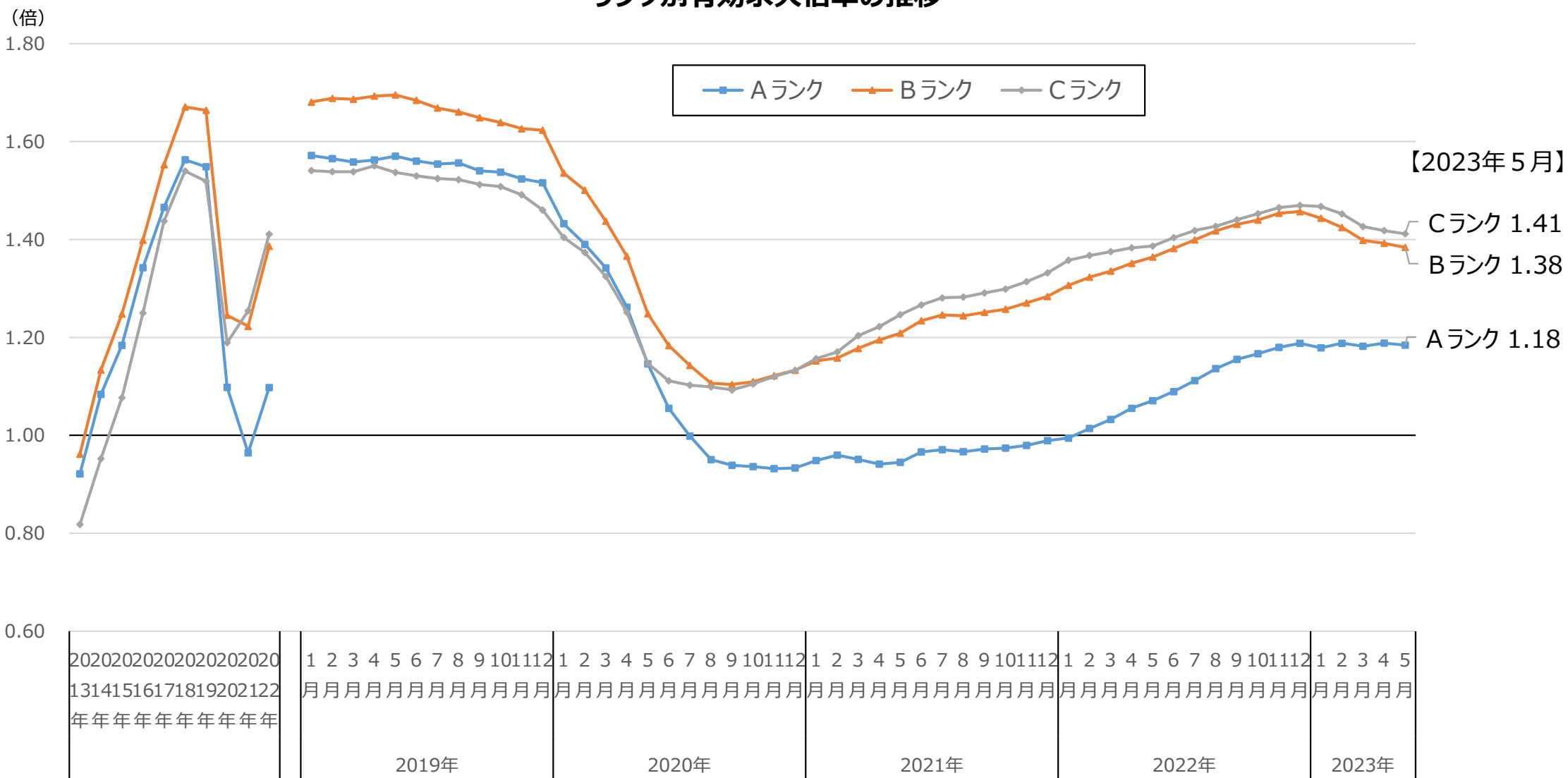
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。
- Cランクではコロナ禍前の水準近くまで回復しているが、Aランクではコロナ禍前の水準まで回復していない。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

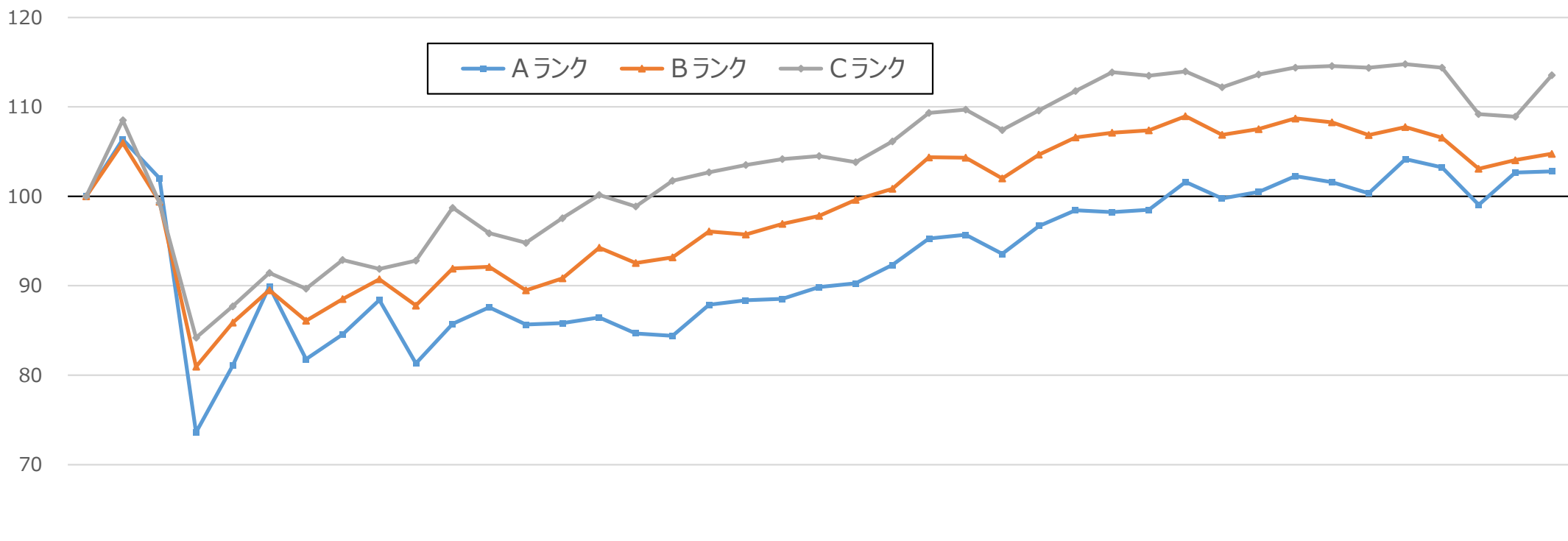
- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
- 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年5月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

## ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月												
	2020年												2021年												2022年												2023年				
Aランク	100	106	102	74	81	90	82	85	88	81	86	88	86	86	86	85	84	88	88	89	90	90	92	95	96	94	97	98	98	98	102	100	101	102	102	100	104	103	99	103	103
Bランク	100	106	99	81	86	89	86	88	91	88	92	92	89	91	94	93	93	96	96	97	98	100	101	104	104	102	105	107	107	107	109	107	108	109	108	107	108	107	103	104	105
Cランク	100	109	99	84	88	91	90	93	92	93	99	96	95	98	100	99	102	103	103	104	104	104	106	109	110	107	110	112	114	113	114	112	114	114	115	114	115	114	109	109	114

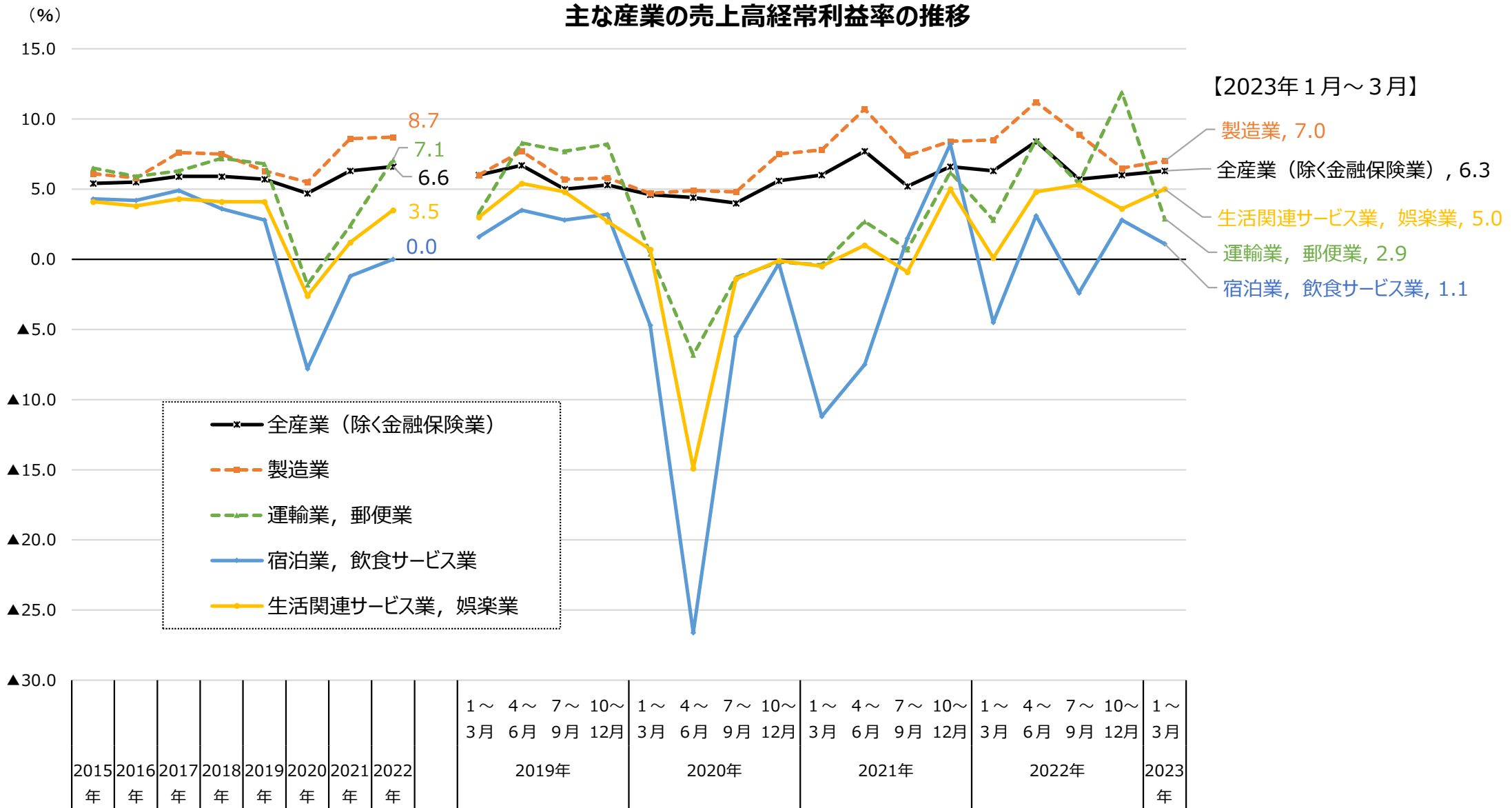
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
- 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# 産業別の状況

# 主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。  
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。



# (参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

(単位：%)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年					2020年					2021年					2022年					2023年
							1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	
全産業(除く金融保険業)	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
製造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0
非製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	23.3
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

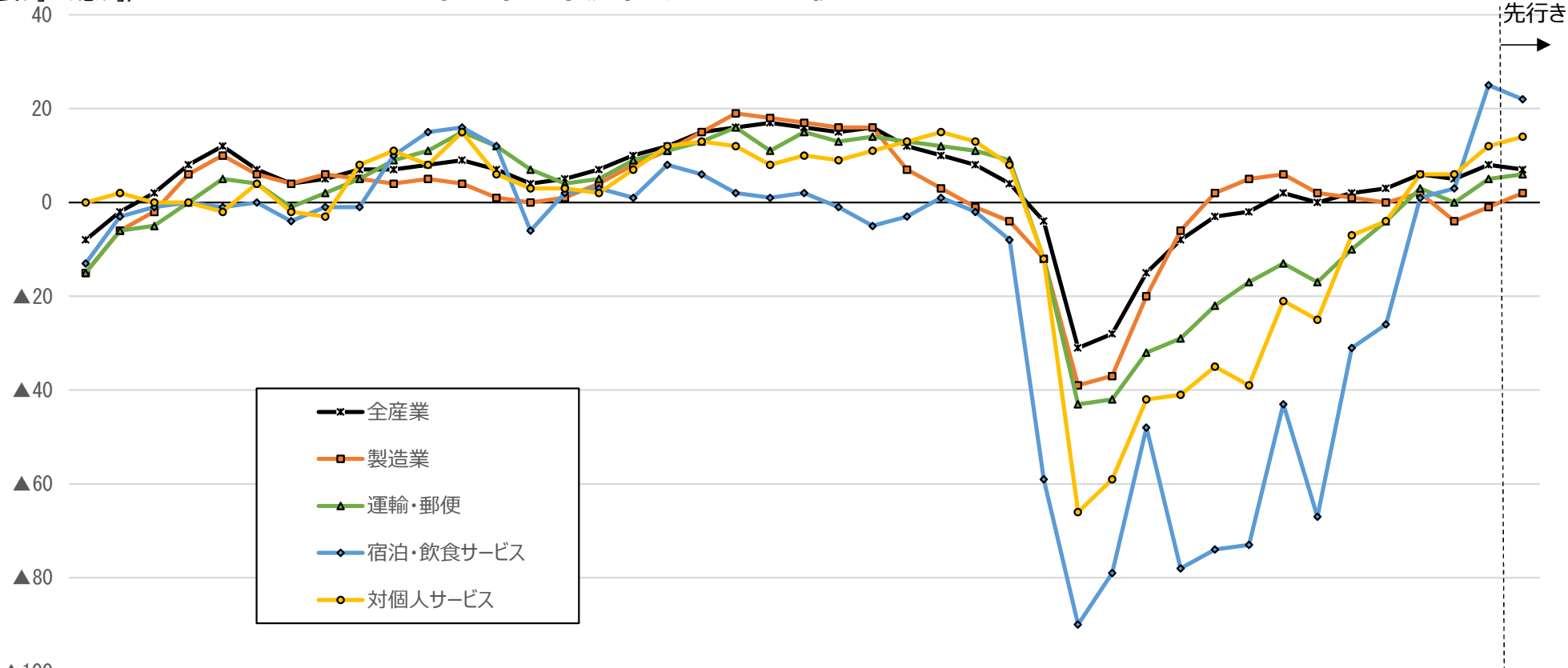
- (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。  
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

# 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業，飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

(%ポイント：「良い」-「悪い」)  
40

## 主な産業の業況判断DIの推移



	2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年				2023年		
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月					
全産業	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	8	7
製造業	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲1	2
運輸・郵便	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲4	3	0	5	6
宿泊・飲食サービス	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲26	1	3	25	22
対個人サービス	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲4	6	6	12	14

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業，純粋持株会社」を除く）。

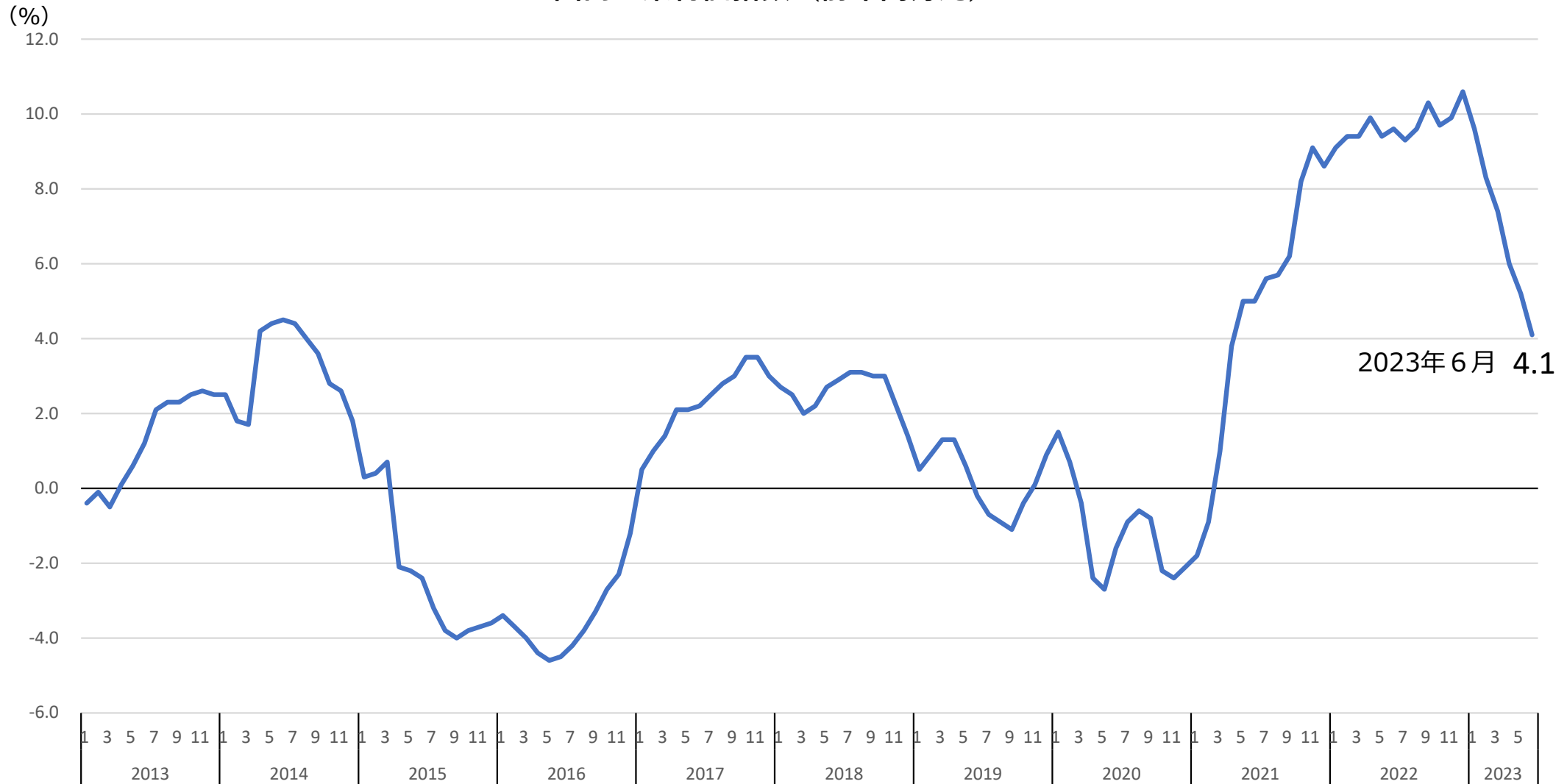
2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

# 国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。

## 国内企業物価指数（前年同月比）



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2023年6月は速報値。

# 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小し、2023年6月には、-11.3%となった。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2023年6月は速報値。

# 消費者物価の動向

# 消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

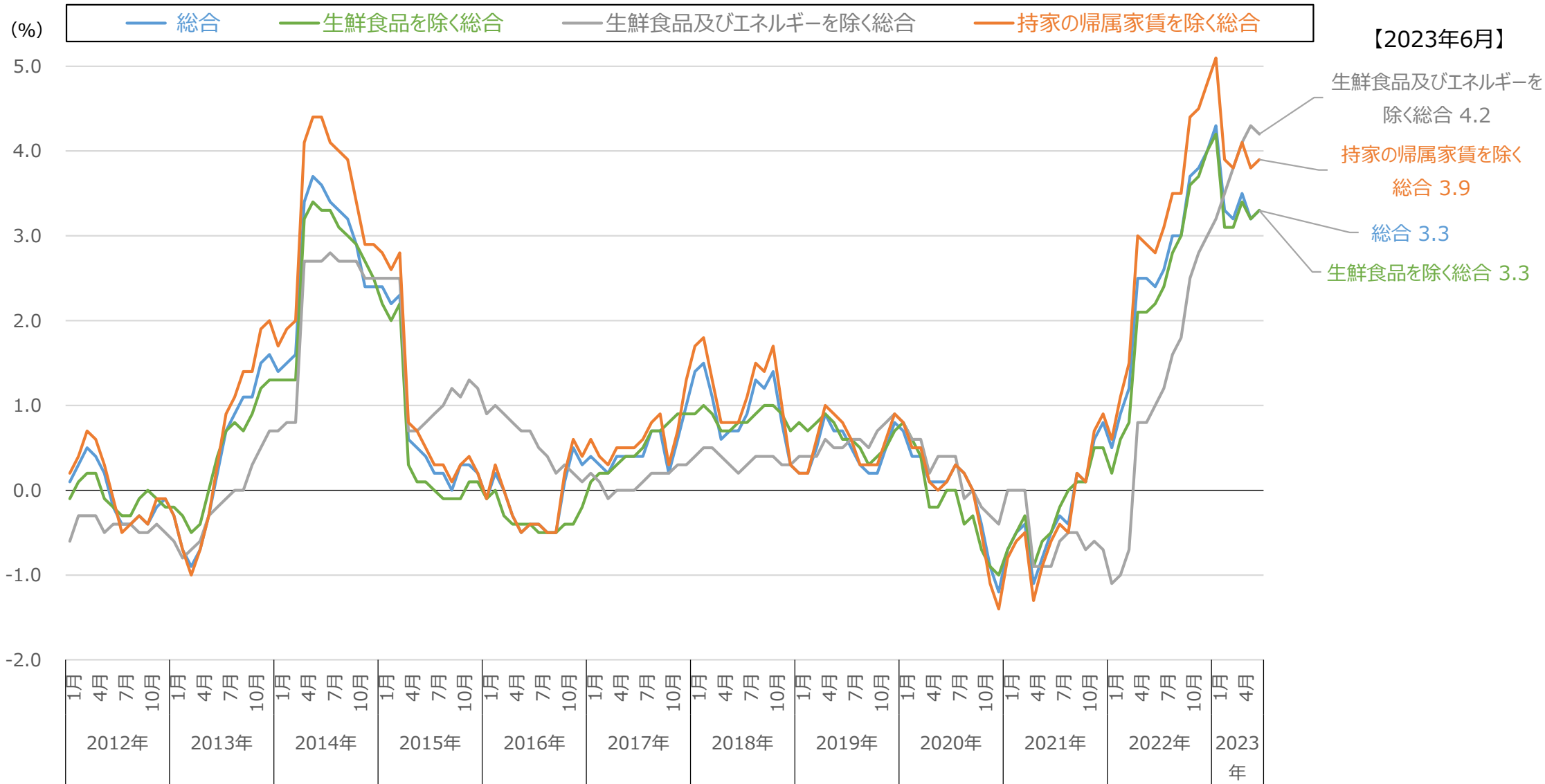
「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

# 消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

## 消費者物価指数の推移 (対前年同月比)



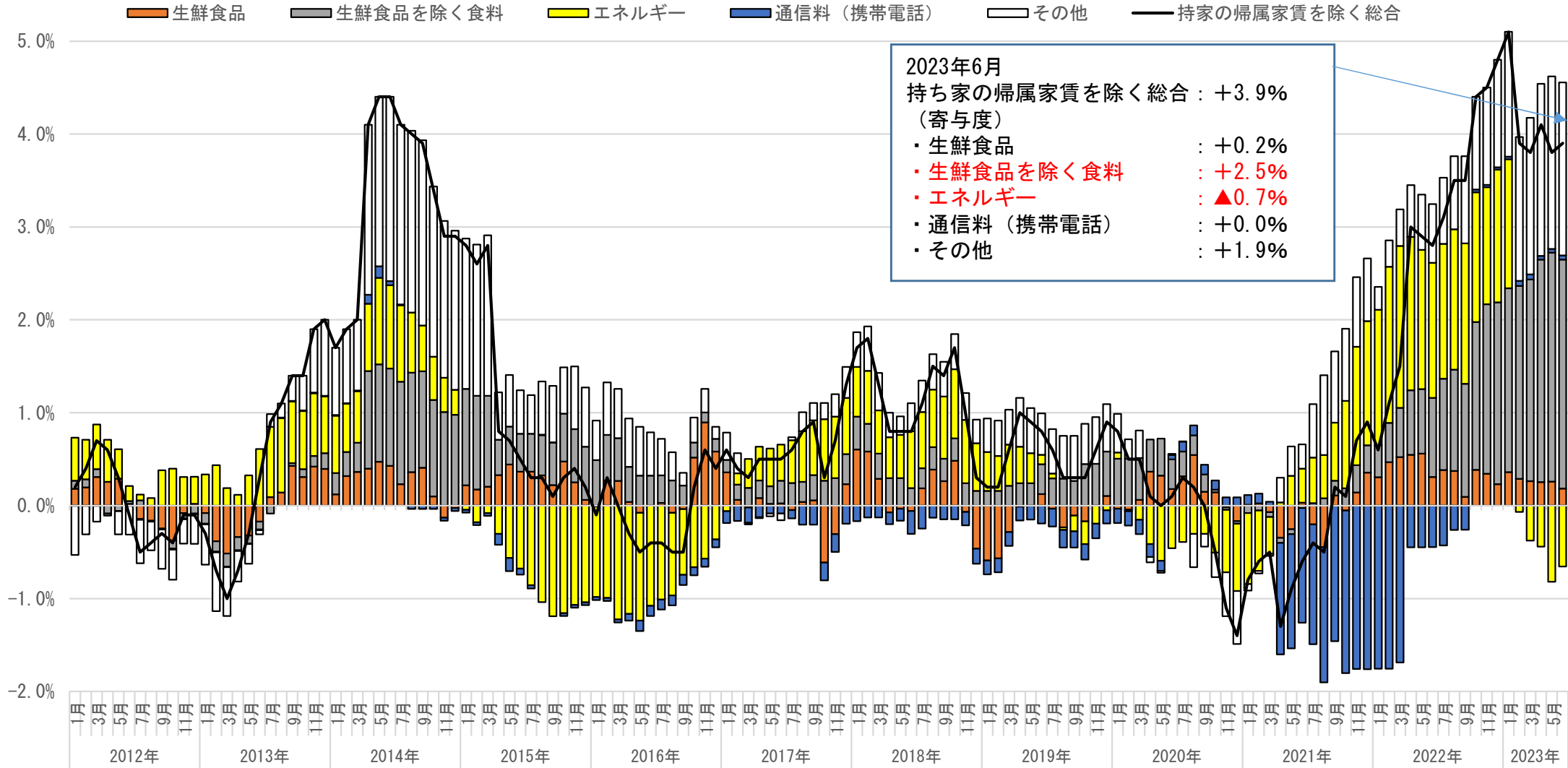
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の「総合」に対する影響(寄与度)は-1.00 [試算値]

# 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



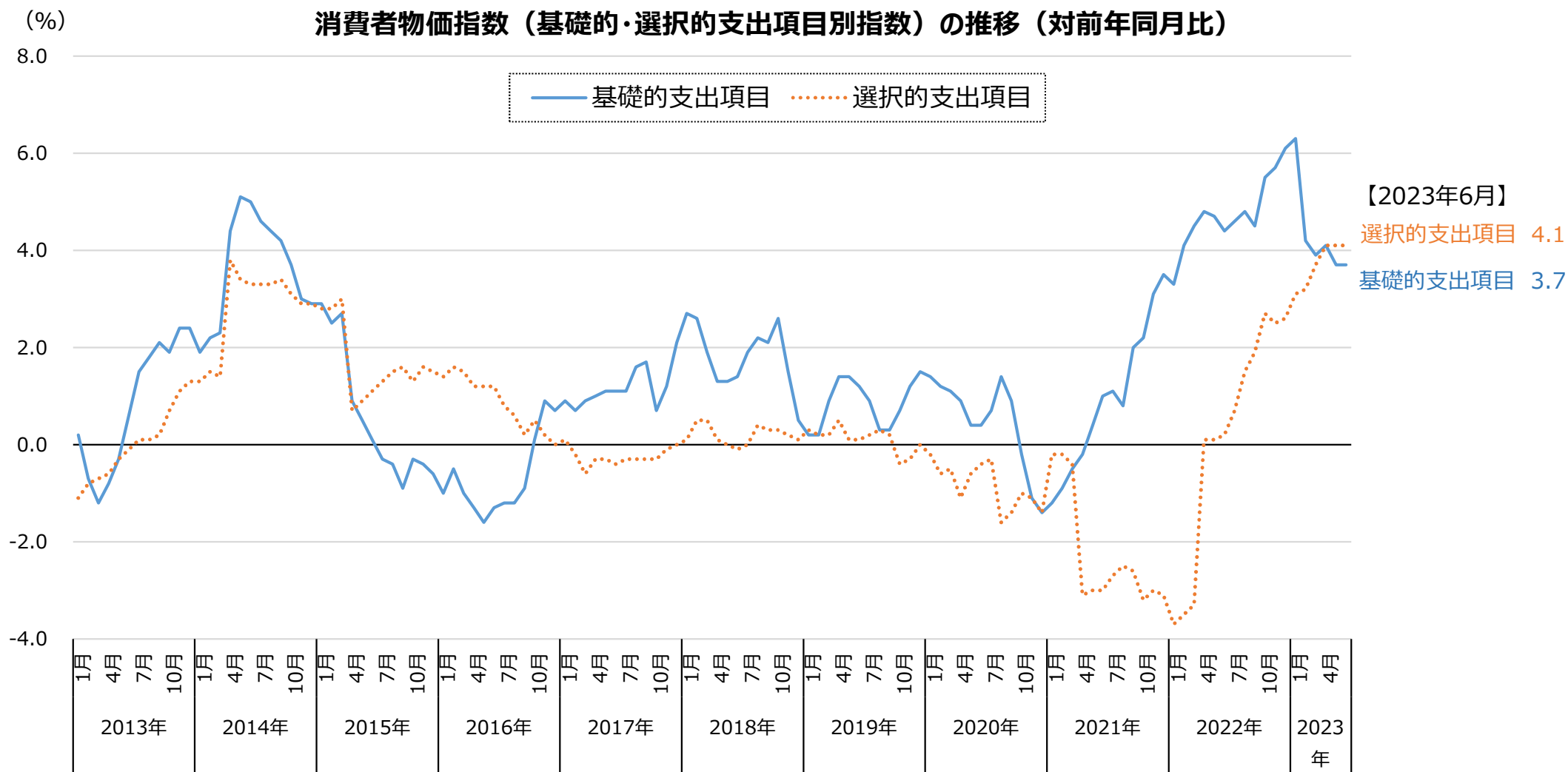
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

- (注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。  
 2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。  
 3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。



# 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。

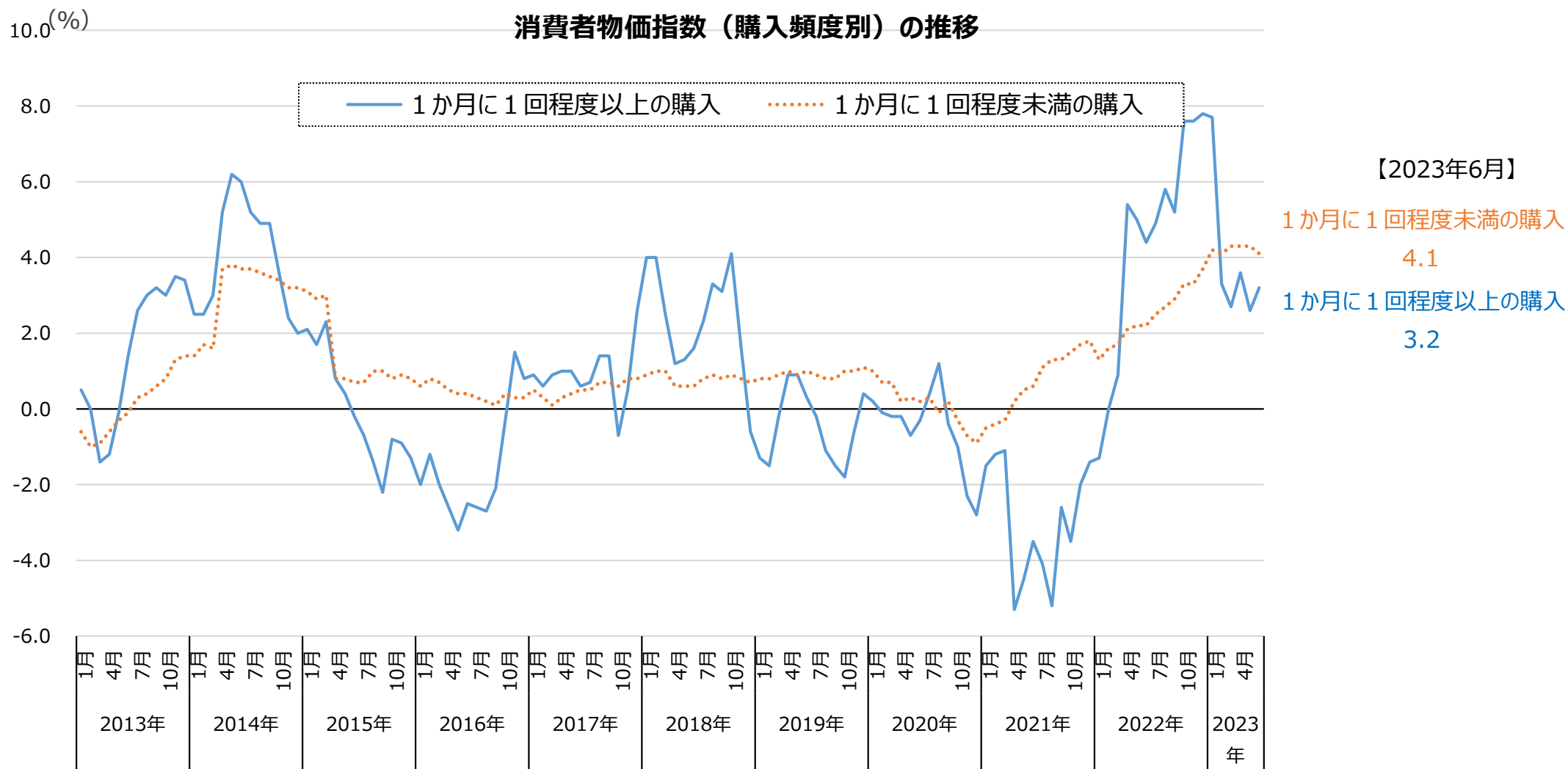


（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。  
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。  
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。  
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

# 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2023年6月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+3.2%、「1ヶ月に1回程度未満の購入」は+4.1%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成したものの。  
2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

# 倒産の動向

# 倒産件数及び物価高倒産件数の推移

## 2023年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

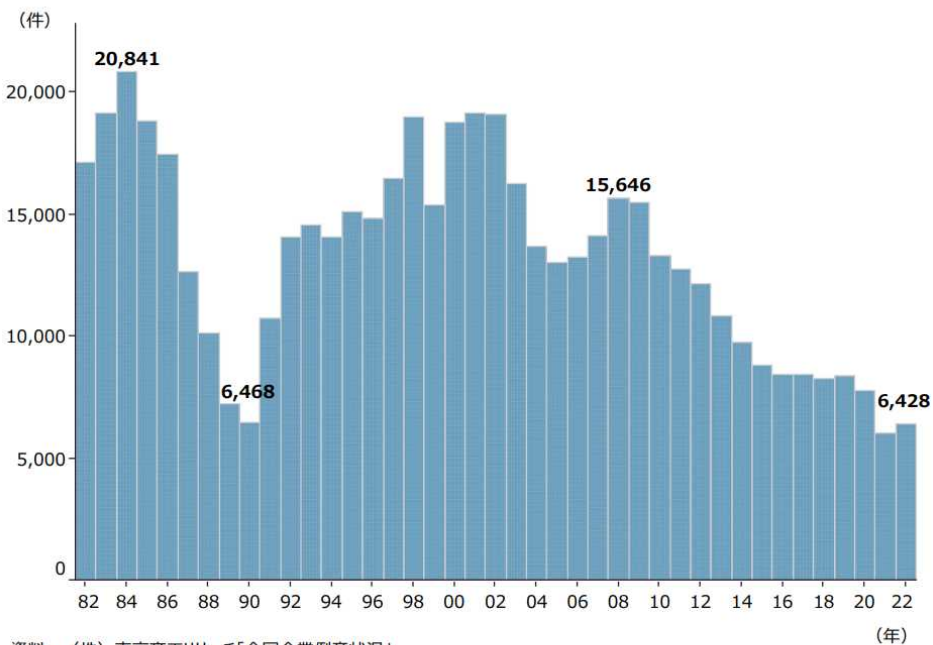
### 第1部 令和4年度（2022年度）の中小企業の動向

続いて、我が国の倒産件数の推移について確認する（第1-1-15図）。倒産件数は2009年以降、減少傾向で推移してきた中で、2021年は57年ぶりの低水準となったが、2022年は3年ぶりに前年を上回る6,428件であった。

## 「物価高倒産」動向調査（2023年4月）（抜粋）（右図）

仕入価格の上昇を価格転嫁できないほど「物価高」が最後の追い打ちとなる倒産も増加の一途をたどっており、2023年4月の物価高倒産は75件となった。急増した前月からさらに増加し、10カ月連続で最多を更新、2018年1月に集計を開始以降、累計で1000件を突破した。全体の倒産件数も増加基調のなか、「物価高」に起因した倒産はハイペースで増加しており、今後も高水準で推移していくものとみられる。

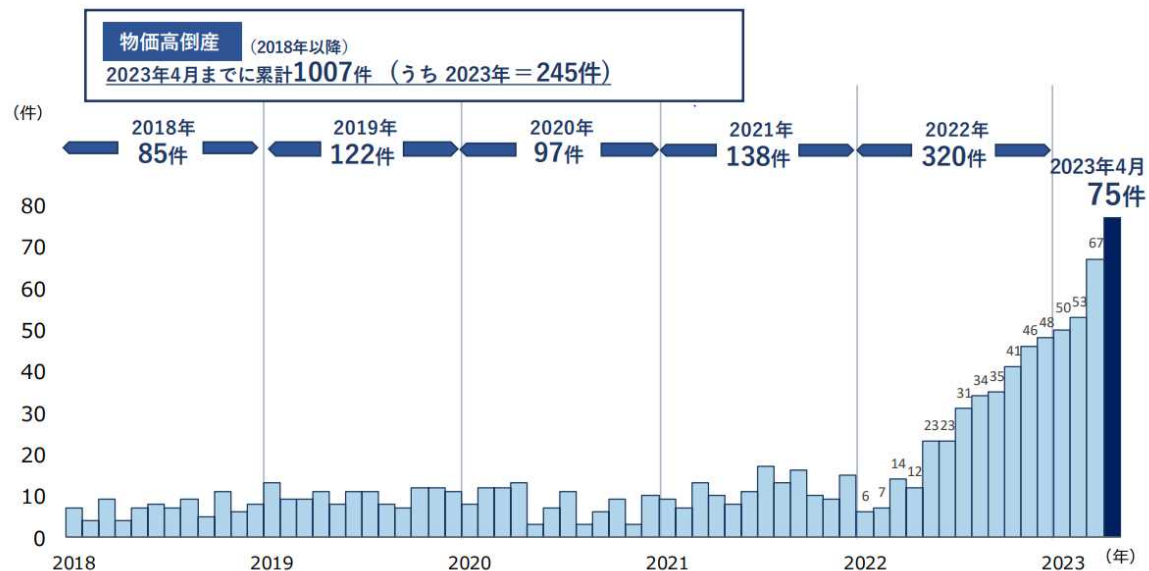
倒産件数の推移



資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

(注) 1.倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。  
2.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

物価高倒産 月別発生件数 推移



物価高倒産[定義] = 法的整理（倒産）企業のうち、原油や燃料、原材料などの「仕入れ価格上昇」、取引先からの値下げ圧力等で価格転嫁できなかった「値上げ難」などにより、収益が維持できずに倒産した企業を集計

(資料出所) 中小企業庁「2023年版中小企業白書」、帝国データバンク「物価高倒産」動向調査（2023年4月） ※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

# 原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	しわよせ 既往の	信用性の 低下	販売不振	回収 掛金難	在庫状態 悪化	設備投資 過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231

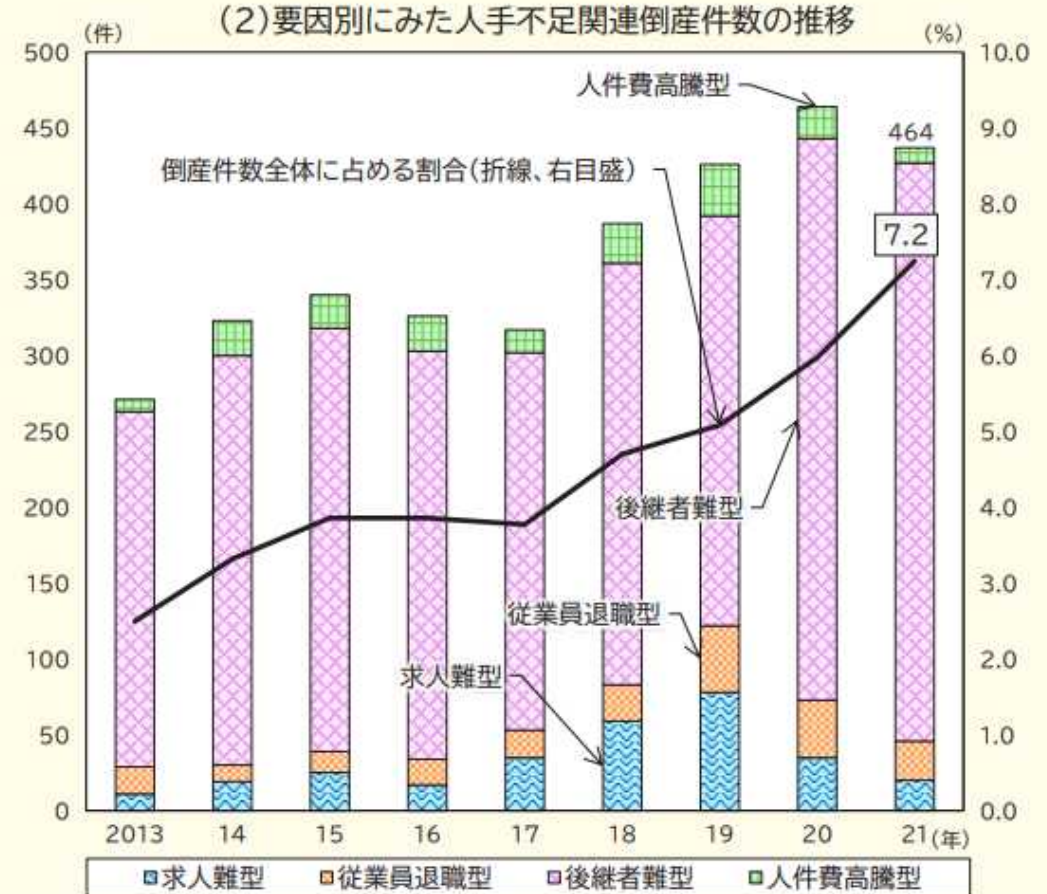
(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/index.htm> 令和5年5月17日取得)

- (注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。  
 2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。  
 3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。



# 要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産件数の推移をみると、2021年は前年の2020年を下回ったものの、近年は増加傾向にあり、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合は上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。



資料出所 (株) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

2) (2) は倒産件数の総計に占める人手不足関連倒産件数の割合を表したものの。

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

# 中小企業の生産性向上等に係る支援策

| 令和5年度当初予算額（令和4年度当初予算額） | <令和4年度補正予算額>

## 経済産業省関連施策

### 中小企業生産性革命推進事業 <2,000億円>

(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

#### ① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

（補助額：100万～5,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）

…革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援

#### ② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

（補助額：～250万円、補助率：2/3等）

…小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援

#### ③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

（補助額：5万～450万円、補助率：1/2～3/4）

…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援

#### ④ 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

（補助額：150万～600万円又は800万円、補助率：1/2～2/3）

…事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用の取組、事業承継・引き継ぎに関連する廃業費用等を支援

### よろず支援拠点等の支援体制の充実 | 37億円の内数(40.0億円の内数) | <113億円の内数>

各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

### 中小企業等事業再構築促進事業 <5,800億円>

中小企業等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

### 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.7億円(10.9億円) |

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

## 厚生労働省関連施策

### 業務改善助成金 | 9.9億円(11.9億円) | <100億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

### 働き方改革推進支援助成金 | 68.4億円(66.0億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

### 働き方改革推進支援事業 | 36.7億円(43.8億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

### 日本政策金融公庫による企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

### キャリアアップ助成金 | 829億円(839億円) |

非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

### 被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

| 7.4億円(7.5億円) |

平成28年10月の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

### 生産性向上の事例に関する調査研究事業 | 0.4億円(0.4億円) |

助成金の活用事例や生産性向上の好事例をとりまとめた事例集を周知及び簡易に申請書を作成できる支援ツールの作成

### 生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 | 528億円の内数(498億円の内数) |

「生産管理、IoT、クラウドの活用」等のカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

### 人材開発支援助成金等による支援 | 862億円(355億円) | <216億円>

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、中小企業者に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成する制度等の整備を通じて、雇用管理改善等に取り組む事業主に対して助成。

### テレワークの定着・促進に向けた支援 | 5.6億円(19.4億円) |

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

### 民間企業のための女性活躍促進事業 | 2.3億円(1.7億円) |

中小事業主を含めた全ての事業主に対し、女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問・オンライン等により企業における女性活躍推進に係る行動計画の実施等を支援。

### 生活衛生業関連施策

#### ・日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率の適用

…生産性向上に資する取組を行う事業者に対し特別利率を適用。

#### ・デジタル化推進事業 <1.7億円> 生活衛生関係営業活性化支援事業 <3.8億円>

…好事例の展開等によるデジタル化の推進、生衛組合連合会による継続的な集客等を図る取組の支援

#### ・生活衛生関係営業収益力向上事業 | 1.0億円(0.9億円) |

…最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に事業継承やインボイス制度に関するセミナーを開催



# 中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	令和4年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	令和4年度 実績（件） ※一部暫定値	令和4年度 執行額（億円） ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	15,700	9,288	805
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	64,714	41,779	380.8
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	70,235	51,889	716.5
中小企業等事業再構築促進事業	52,432	25,121	5,611.8
業務改善助成金	7,264	5,672	45.8
働き方改革推進支援助成金	6,417	5,789	53.7
キャリアアップ助成金	85,279	75,267	589.3
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇等付与コース、特別育成訓練コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	33,148	26,943	151.9
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、テレワークコース	71	99	0.8

# 業務改善助成金の執行状況

(単位:億円)

	当初予算額 ①	前年度からの 繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度への 繰越額 ④	予算現額 ⑤=①+②+ ③-④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥/⑤
令和4年度	9.4 (11.9)	120.7 (125.7)	95.0 (100.0)	92.6 (97.6)	132.5 (140.0)	45.8	34.6
令和3年度	9.4 (11.9)	13.7 (13.7)	129.8 (135.1)	120.7 (125.7)	32.2 (35.0)	28.9	89.8
令和2年度	7.8 (10.9)	12.9 (12.9)	13.8 (13.8)	13.7 (13.7)	20.8 (23.8)	6.6	31.8

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみを記載。( )内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

# 業務改善助成金の都道府県別実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北海道	18	120	201
青森	11	37	62
岩手	11	68	124
宮城	10	45	59
秋田	5	37	55
山形	16	65	74
福島	9	53	84
茨城	11	90	101
栃木	10	46	104
群馬	7	56	76
埼玉	15	75	105
千葉	17	115	121
東京	30	219	440
神奈川	27	171	274
新潟	6	55	86
富山	3	61	58
石川	18	54	78
福井	6	80	91
山梨	4	17	33
長野	10	102	106
岐阜	4	55	101
静岡	17	164	181
愛知	32	197	361
三重	11	58	72

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
滋賀	14	95	131
京都	16	60	85
大阪	21	238	358
兵庫	22	108	260
奈良	8	49	72
和歌山	5	59	89
鳥取	10	52	94
島根	13	35	45
岡山	26	93	104
広島	20	137	169
山口	7	72	107
徳島	2	54	84
香川	7	72	98
愛媛	9	65	96
高知	10	14	37
福岡	36	195	219
佐賀	17	38	32
長崎	11	44	83
熊本	22	93	123
大分	9	125	161
宮崎	16	43	54
鹿児島	9	25	42
沖縄	8	53	82
全国計	626	3,859	5,672

# 令和3年夏以降の業務改善助成金の累次の要件緩和・拡充について

業務改善助成金については、令和3年夏以降、以下のとおり、累次の要件緩和・拡充を実施。

<令和3年度>

令和3年 8月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、賃金引上げ対象人数の拡大（最大7人以上→10人以上）による<u>助成上限額の引上げ</u>（最大450万円→600万円）</li> <li>● <u>助成対象となる設備投資の範囲の拡大</u>（定員11人以上の自動車、パソコン・タブレット等）</li> </ul>
令和3年 10月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>助成対象となる人材育成・教育訓練費用の要件緩和</u>（例：外部団体が行う研修等の受講費の上限30万円→50万円）</li> <li>● <u>手続の簡素化</u>（申請に必要な賃金台帳の対象者を全労働者から賃上げ対象者に限定）</li> </ul>
令和4年 1月13日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、<u>生産性向上に資する設備投資等に「関連する費用」</u>（広告宣伝費、机・椅子の増設等）も助成対象として認める特例コースを新設。（※）</li> </ul>

<令和4年度>

令和4年 9月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、<u>原材料費等の高騰の影響を受けている事業者にも拡充・設備の範囲を拡充</u>（定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車、パソコン・タブレット等）</li> <li>● <u>最低賃金が相対的に低い地域の事業者に対して助成率を引上げ</u></li> </ul>
令和4年 12月12日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特に最賃引上げが困難と考えられる「<u>事業場規模30人未満の事業者</u>」に対して、<u>助成上限額を引上げ</u></li> <li>● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、<u>生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」の支出も認める</u></li> <li>● <u>事業場規模を100人以下とする要件を廃止</u></li> </ul>

※ 特例コースについては、令和5年1月31日で申請受付を終了。

# 中小企業に対する支援措置

## ● 資金繰り支援

- 新たな借換保証制度を創設し、2023年1月10日から運用開始。借換実績については、6月16日時点で約4万9千件の保証承諾。
- 日本公庫のスーパー低利融資や資本性劣後ローン等の申込期限を3月末から9月末まで延長。

## ● 価格転嫁対策

→**2023年3月の「価格交渉促進月間」**では、**これまでの倍の中小企業30万社**に**調査票を送付し**、

6月20日に**西村経済産業大臣よりフォローアップ調査結果を公表**。

今後、更なる価格転嫁対策として、公正取引委員会をはじめ関係省庁と連携し、以下を実施する方針。

- ① 下請中小企業による価格交渉を後押しする体制の整備  
(全国のよろず支援拠点に「**価格転嫁サポート窓口**」の設置(7月)等)
- ② 発注側企業ごとの**価格交渉・転嫁状況のリストの公表**(8月以降)。
- ③ 下請振興法に基づき、**事業所管大臣名で経営トップに対して指導・助言**(8月以降)
- ④ 各業界団体による自主行動計画の改訂・徹底。各業界団体による**取引適正化の取組状況フォローアップ**

→「**パートナーシップ構築宣言**」について、大企業への宣言の拡大と、調査とフィードバックを通じた実効性の向上に引き続き取り組むとともに、地域への普及を推進。(6月16日時点で約26,000社が宣言済み。うち大企業は、約1,500社が宣言済み。)

## ● 賃上げに係る予算措置

- 事業再構築補助金において、給与支給総額を年率3%以上増加させる事業者に対し、第10回公募(3月30日～6月30日)より新たな加点を措置。
- 事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)については、3月20日より公募開始。

## ● 新規輸出1万者支援プログラム

- 全国各地の自治体、主要な商工会、商工会議所、地域金融機関等の創業支援担当が集まるブロック会議で中企庁から協力を依頼済み。さらに開催を希望する地域の商工会議所に中企庁、ジエトロが出向いて説明を実施。(3月12日までに、2,261者の登録)

# 新たな借換保証制度（コロナ借換保証）の創設 【令和4年度第二次補正予算】

- 今後、民間ゼロゼロ融資の返済開始時期は2023年7月～2024年4月に集中する見込み。
- この状況を踏まえ民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、他の保証付融資からの借り換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する新しい保証制度を創設。2023年1月10日から運用開始。
- 借換実績については、6月16日時点で約49,000件の保証承諾。

## 【制度概要】

- 保証限度額：（民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る）**1億円（100%保証の融資は100%保証で借り換え可能）**
- 保証期間等：10年以内（据置期間5年以内）
- 保証料率：0.2%等（補助前は0.85%等）
- 下記①～④のいずれかに該当すること。また、**金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成が必要**。
  - ① **セーフティネット4号の認定**（売上高が20%以上減少していること。最近1ヶ月間（実績）とその後2ヶ月間（見込み）と前年同期の比較）
  - ② **セーフティネット5号の認定**（指定業種であり、売上高が5%以上減少していること。最近3ヶ月間（実績）と前年同期の比較）  
※①②について、コロナの影響を受けた方は前年同期ではなくコロナの影響を受ける前との比較でも可。
  - ③ **売上高が5%以上減少していること**（最近1ヶ月間（実績）と前年同月の比較）
  - ④ **売上高総利益率／営業利益率が5%以上減少していること**（③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較でも可）

# コロナ資金繰り支援継続プログラム

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- 「日本公庫のコロナ無利子融資」の借換円滑化や、「日本公庫の資本性劣後ローン」を活用した新規融資の促進を通じて、コロナ禍で債務が増大した中小企業を支援することが必要。
- このため、「日本公庫のスーパー低利融資」等の申込期限を2023年9月末まで延長する。

3月末

6月末

9月末

2023年度末

政府系金融機関

**公庫のスーパー低利融資**  
(売上▲5%等 金利▲0.9%)

(注) 5年貸付  
中小事業：0.17%  
国民事業：0.22%

**6ヶ月延長**

**公庫の資本性劣後ローン**

**6ヶ月延長**

**セーフティネット貸付の金利引下げ**  
(利益率▲5% 金利▲0.4%)

※貸付期間5年の場合 中小事業：0.67%  
国民事業：1.37%  
(原油価格・物価高騰対策)

**6ヶ月延長**

**セーフティネット保証4号**

(売上▲20%、100%保証  
金利 原則0.8~2.2% (コロナ借換保証に対応した都道府県等の制度融資の場合))

**3ヶ月延長**

※3ヶ月毎に見直し

**借換保証**

(売上・利益率▲5%等、保証料0.2%)

民間金融機関  
(信用保証制度)



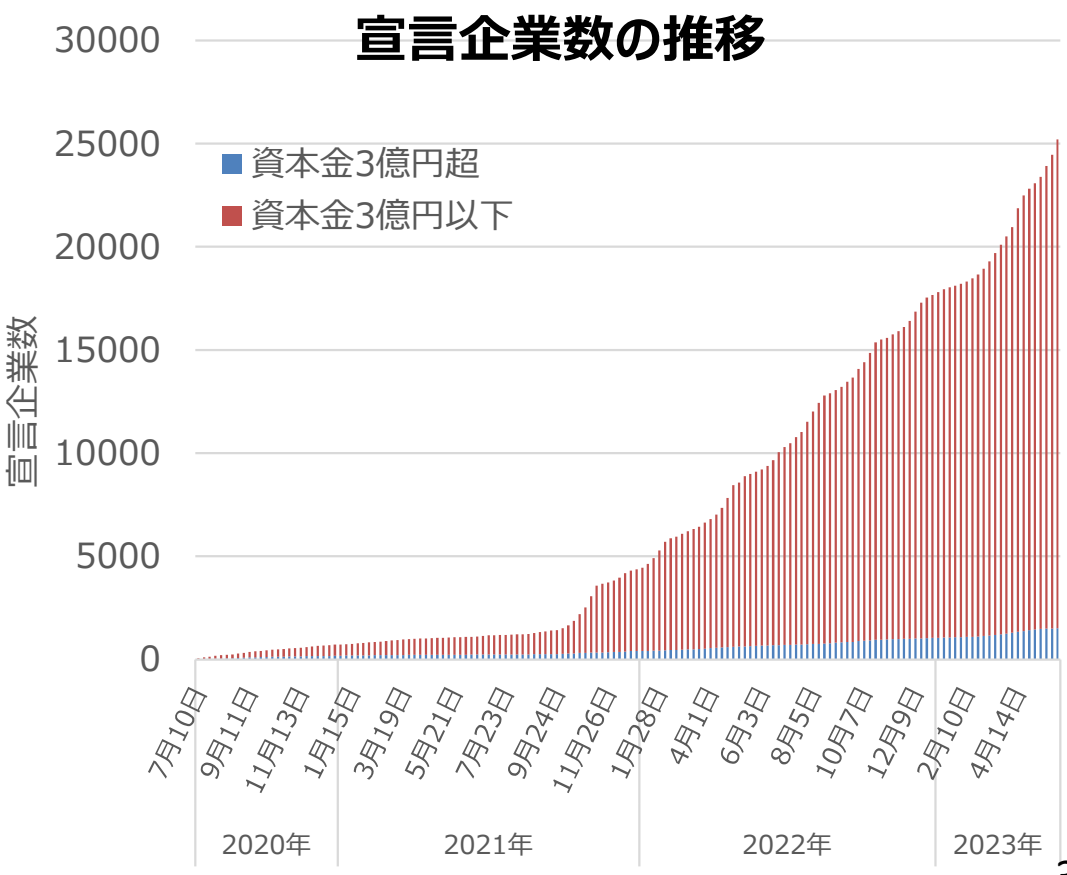
# 地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- 取引先との共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」は、6月16日時点で約26,000社が宣言済み。うち大企業（資本金3億円超）は、約1,500社。
- 宣言の更なる拡大に向けて、2月に西村経産大臣から地方経産局長に、自治体や経済団体への働きかけを指示。
- 「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体の補助金での加点措置」など地域での取組が拡大しており、全国大に広げていく。

## 「パートナーシップ構築宣言」の概要

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで公表するもの。
  - (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
  - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。

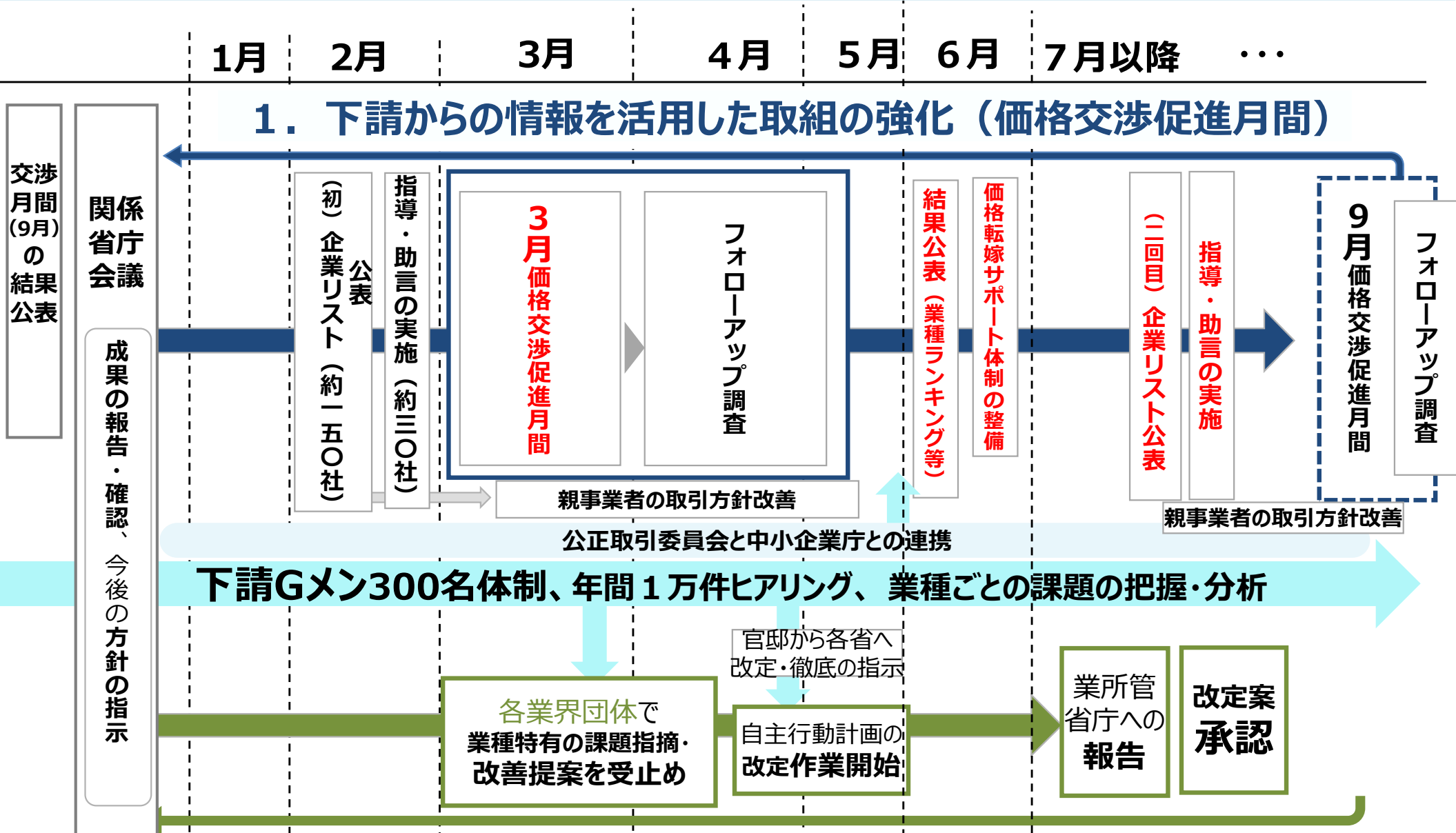




# 今後の価格転嫁対策

- 1. 価格交渉促進月間はじめ、下請からの情報を活用した取組の強化に加え、
- 2. 業界団体を通じた改善プロセスの体系化 を着実に実行・継続し、適正な取引慣行を定着させる。

業所管省庁・中小企業庁



## 2. 業界団体を通じた取引適正化のプロセス体系化・強化



- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

## ①独占禁止法の執行強化

## ②下請法の執行強化等

## ③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

### 1 転嫁円滑化に向けた更なる調査

- ・ 緊急調査（22業種11万名）を上回る規模の業種及び発送数の書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種向けの対応強化。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日）

【令和5年6月目途】

- ・ 緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据え置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ）

- ・ 立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応
- ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】

### 2 荷主と物流事業者との取引に関する調査

- ・ 書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る規模の立入調査の実施、注意喚起文書の送付
- ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年5月目途】

### 1 重点的な立入調査

- ・ 下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定【令和5年5月目途】
- ・ 重点的な立入調査の実施【継続実施】

### 2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

- ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】

### 3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

- ・ 関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】

### 1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知

- ・ 円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】
- ・ 経済団体等への働きかけ【継続実施】
- ・ ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】

### 2 相談対応及び情報収集の実施

- ・ 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】

（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番

**電話番号 0120-060-110**

【受付時間】10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。）

- ・ 中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】

※協議を経ない取引価格の据え置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要



# 賃上げを後押しする予算措置【令和4年度第二次補正予算】

- 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を拡充。
- 3～5%の賃上げに取り組む事業者に事業再構築補助金の加点措置を新設。
- 事業再構築補助金については、3月30日より第10回公募を開始（6月30日締切）。
- ものづくり補助金については、4月19日より第15次公募を開始。
- 事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)については、3月20日より公募開始。

## <事業再構築補助金> 【令和4年度第二次補正 5,800億円】

- 事業概要：新市場進出や事業・業種転換等に係る設備投資等への補助
- 補助率：事業実施期間内に大規模賃上げ達成で中小1/2→2/3、中堅1/3→1/2に引上げ
- 補助上限：最大1.5億円 ⇒ 事業終了後3～5年の間に一定水準以上の賃上げで上限額を最大1.8億円に引上げ
- 加点措置：給与支給総額3%以上増加の場合実施

## <ものづくり・商業・サービス補助金>【生産性革命推進事業 令和4年度第二次補正 2,000億円の内数】

- 事業概要：革新的製品・サービスの開発やプロセス改善等に係る設備投資を支援
- 補助率：1/2～2/3
- 補助上限：最大4,000万円 ⇒ 事業終了後3～5年の間に一定水準以上の賃上げで上限額を最大5,000万円に引上げ
- 加点措置：給与支給総額2%以上の増加の場合実施

## <事業承継・引継ぎ補助金> 【生産性革命推進事業 令和4年度第二次補正 2,000億円の内数】 (経営革新事業)

- 事業概要：事業承継やM&Aに係る設備投資等を支援
- 補助率：1/2～2/3
- 補助上限：最大600万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで上限額を最大800万円に引上げ

# 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）について

- 新分野展開や業態展開等を支援する事業再構築補助金は、令和2年度3次補正で措置された1兆1,485億円に加え、令和3年度補正及び令和4年度予備費で計7,123億円を積み増し、グリーン分野へ進出する事業者や物価高等の影響を受ける事業者に対する特別枠の創設等を行ってきた。
- さらに、令和4年度2次補正予算で5,800億円を積み増し、成長分野への事業再構築や大胆な賃上げに取り組む事業者への更なるインセンティブの強化等を行い、強力に支援していく。

予算額	令和2年度3次補正：1兆1,485億円 令和3年度補正：6,123億円 令和4年度予備費：1,000億円 令和4年度2次補正：5,800億円
-----	---

申請要件 (共通)	①事業計画について認定経営革新等支援機関や金融機関の確認を受けること。 ②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%（申請枠により異なる）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3～5%（申請枠により異なる）以上増加の達成。
--------------	---

支援類型 ※令和4年度 2次補正予算	対象者	類型	補助上限※2	補助率	(※1) 中堅企業も申請可能 (補助上限、補助率は異なる) (※2) 一部類型では従業員数 により補助上限額が異なる (※3) 事業終了後3～5年で、 ①大規模賃金引上げで上限 3,000万円上乗せ、②規模 拡大により中小企業等から卒 業した場合、上限額を2倍に 上乗せ。 (※4) 事業期間内に賃上げ 要件（給与支給総額6%増 加等の場合等）を達成した 場合、補助率を2/3に引上げ	
	中小企業、 個人事業 主等 ※1	成長枠		2,000万円,4,000万円,5,000万円,7,000万円 ※3		1/2※4
		グリーン成長枠		【エントリー】中小4,000万円,6,000万円, 8,000万円、中堅1億円 ※3		1/2※4
				【スタンダード】中小1億円,中堅1.5億円		
		産業構造転換枠		2,000万円,4,000万円,5,000万円,7,000万円 廃業を伴う場合2,000万円上乗せ		2/3
		最低賃金枠		500万円,1,000万円,1,500万円		3/4
		物価高騰対策 ・回復再生応援枠		1,000万円,1,500万円,2,000万円,3,000万円		2/3 (一部3/4)
サプライチェーン強靱化枠		最大5億円	1/2			

対象経費	建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費、研修費、技術導入費、広告宣伝費・販売促進費等 ※従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外 ※一部の経費については上限等の制限あり
------	--

スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回公募8,016者、第2回公募9,336者、第3回公募9,021者、第4回公募8,810者、第5回公募9,707者、第6回公募7,669者、第7回公募7,745者、第8回公募6,456者、第9回公募4,259者で合計71,019者を採択済。</li> <li>● 第10回公募を3月30日に開始、6月9日に受付開始、6月30日締切予定。</li> </ul>
--------	--

# ものづくり・商業・サービス補助金（通称：ものづくり補助金）について

- 中小企業等の革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する。
- 令和4年度2次補正では、温室効果ガス排出削減の取組に応じたグリーン枠の補助上限額の拡充、大幅な賃上げに取り組む事業者への補助上限額引き上げ、海外市場開拓の取組へのブランディング・プロモーション等費用の支援を行う。

予算額	令和元年度補正3,600億円+2年度補正4,000億円+3年度補正2,001億円+4年度補正2,000億円 の内数			
支援実績	1次公募～13次公募までの実績 申請件数：64,911者 採択件数：32,268者			
基本要件	以下を満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 付加価値額 + 3%以上/年</li> <li>● 給与支給総額 + 1.5%以上/年</li> <li>● 事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円</li> </ul>	補助対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、海外旅費(グローバル市場開拓枠のみ)、広告宣伝・販売促進費(グローバル市場開拓枠のうち海外市場開拓(JAPANブランド) 類型のみ)	
支援類型	申請類型	補助上限額 ※補助上限額は、従業員数に応じて異なる。 下限額はグリーン枠スタンダード、アドバンスを除き、全ての枠100万円		補助率
	通常枠 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善を支援	750万円～1,250万円		1/2、2/3(小規模・再生事業者)
	回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援			2/3
	デジタル枠 DXに資する革新的製品・サービス開発、デジタル技術を活用した生産プロセス改善等を支援			
	グリーン枠 温室効果ガス排出削減に資する取組段階に応じ、革新的製品・サービス開発、炭素生産性向上を伴う生産プロセス改善等を支援	エントリー	750万円～1,250万円	2/3
		スタンダード	1,000万円～2,000万円	
	アドバンス	2,000万円～4,000万円		
	グローバル市場開拓枠 ①海外直接投資、②海外市場開拓(JAPANブランド)、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するものを支援	3,000万円		1/2、2/3(小規模事業者)
	大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例(回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く) 補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者(給与支給総額年率6%増加等)に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乘せ。			
スケジュール	15次公募開始：令和5年4月19日(水)、電子申請システムでの応募受付開始：5月12日(金)、申請締切：7月28日(金)、採択公表：9月下旬頃			

# 令和4年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金

- 令和3年度補正予算から、中小企業生産性革命推進事業に新たに位置付け。年間を通じて機動的かつ柔軟な支援が可能に。令和4年度補正予算においても、引き続き、中小企業生産性革命推進事業として事業承継・引継ぎ補助金を措置。
- 令和4年度補正予算からの変更点としては、経営革新事業において、事業承継後の事業者による取組に加え、事業承継を予定している後継者候補の取組みも補助対象に追加し、また一定の賃上げを実施する場合、補助上限額を200万円引上げる。

## <要件・経費> (R4年度補正)

支援類型	要件	経費
経営革新	経営資源引継ぎ型創業や事業承継(親族内承継実施予定者を含む)、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費
専門家活用	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料
廃業・再チャレンジ	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)

## <補助率・補助額> (R4年度補正)

支援類型	補助率	補助額
<b>①事業承継・M&amp;Aを契機とする新たな取組に係る費用の補助</b>		
経営革新	1/2・2/3	~600万円
	1/2	600~800万円
<b>②M&amp;A時の土業等専門家の活用に係る費用の補助</b>		
専門家活用	1/2・2/3	~600万円
<b>③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する廃業費用等の補助</b>		
廃業・再チャレンジ	1/2・2/3	~150万円



# 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定)

○ 令和4年10月に、足元の物価高騰等に対応し、①物価高騰・賃上げへの取組、②円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、③「新しい資本主義」の加速、④国民の安心・安全の確保などを内容とする「総合経済対策」を決定。

## 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策

令和4年10月28日  
閣議決定

- ◆ 我が国経済は、ウイズコロナの下、社会経済の正常化が進展する一方、原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料品等の価格上昇が国民生活・事業活動に大きな影響を及ぼしている。また、世界規模の物価高騰がみられる中、各国・地域における金融引締めの影響などから世界的な景気後退懸念が高まっている。
- ◆ 世界経済の減速リスクを十分視野に入れつつ、新しい資本主義の旗印の下、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とし、予算・税制、規制・制度改革などあらゆる政策手段を活用した本総合経済対策を速やかに実行し、足元の難局を乗り越え、未来に向けて日本経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていき、日本経済を再生する。

### I 物価高騰・賃上げへの取組

- 1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援**
  - ・ 電力料金の激変緩和事業（家庭に対しては、23年度春初旬にも想定される電気料金の上昇による平均的な引上げ額を実際の値に代わりする額を支援）
  - ・ 都市ガス料金の激変緩和事業（料金の引上げによる負担の増加に対応する額を支援）
  - ・ 燃料油価格の高騰の激変緩和事業（23年1月以降も補助上限を繰り下げ調整しつつ実施）
  - ・ 食品ロス削減、フードバンク・こども宅食に対する支援
- 2. エネルギー・食料品等の危機に強い経済構造への転換**
  - ◆ **危機に強いエネルギー供給体制の構築**
    - ・ LNG安定供給体制強化（企業の省エネ機器・設備導入支援を3年間で集中支援、住宅リフォーム省エネ支援）、ゼロエミッション電源活用（再エネ・蓄電池導入加速、原発10数基再稼働、次世代革新炉開発・建設について、年末に向け議論加速）
  - ◆ **危機に強い食料品供給体制の構築**
    - ・ 肥料（下水汚泥資源・堆肥等活用等）、飼料（稲作農家と畜産農家の連携等）国産化、大豆・小麦等の国内産への切替
- 3. 継続的な賃上げの促進・中小企業支援**
  - ◆ **賃上げの促進**
    - ・ 来春の賃金交渉では、物価上昇をカバーする賃上げを目標
    - ・ 中堅・中小企業等の賃上げ支援大幅拡充（事業再構築補助金、中小企業生産性革命事業等）、同一労働同一賃金遵守徹底
  - ◆ **中小企業等の賃上げ環境整備**
    - ・ 適切な価格転嫁に向けた整備（公取委等の体制強化、独禁法・下請代金法より厳正な執行等）
    - ・ 弾力的かつ複数年度にわたって継続的な事業再構築・生産性向上への挑戦・円安事業承継・引継ぎを強力に支援
    - ・ 信用保証制度において、借入れ需要に加え、新たな資金需要にも対応する制度を創設

電気料金、都市ガス料金、燃料油価格の高騰の激変緩和措置により、来年1月以降、先年度前半にかけて標準的な世帯においては総額4万5千円の負担軽減

### II 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化

- 1. コロナ禍からの需要回復、地域活性化**
  - ◆ **観光立国の復活**
    - ・ インバウンド消費年間5兆円超の速やかな達成に向けた集中パッケージ推進、新たな「観光立国推進基本計画」策定
    - ・ 観光地・観光産業の再生・高付加価値化、戦略的な訪日プロモーション、コンテンツ海外展開促進、国内観光活性化
  - ◆ **地域活性化**
    - ・ エンターテインメントや商店街等の各種イベントへの支援等による需要喚起
    - ・ 文化芸術活動・こどもの文化芸術鑑賞・体験支援、文化資源の戦略的活用、スポーツ振興
    - ・ 農業産地・畜産・水産業等の生産基盤の維持・強化、木材産業国際競争力強化対策
    - ・ インフラの戦略的・計画的整備、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、都市再生、条件不利地域の振興
- 2. 円安を活かした経済構造の強靱化**
  - ◆ **海外から我が国が期待される物資の供給力強化と輸出拡大**
    - ・ 日米共同の次世代半導体技術開発、先端半導体など重要先端技術分野で国際協調による投資拡大、重要物資の国内生産能力強化
  - ◆ **企業の国内投資回復と対内直接投資拡大**
    - ・ サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部材材等の国内生産拠点整備支援、対内直接投資促進
  - ◆ **中小企業等の輸出拡大**
    - ・ 「新規輸出中小企業1万者支援プログラム」の推進
  - ◆ **農林水産物の輸出拡大**
    - ・ 2025年2兆円輸出目標の前倒し（専門人材による伴走支援や輸出のための施設整備支援、品目団体による輸出力強化、輸出手援体制確立、農林水産・食品関連スタートアップ支援、品種流出防止等）

### III 「新しい資本主義」の加速

- 1. 「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動・構造的賃上げに向けた一体改革**
  - ◆ **人への投資の強化と労働移動の円滑化、多様な働き方などの推進、人的資本に関する企業統治改革**
    - ・ 「人への投資」の施策パッケージを5年1兆円へ拡充（企業間・産業間の労働移動の円滑化、在職者のキャリアアップのための訓練から転職まで一貫通過で支援、労働者のリスキリング支援）、労働移動円滑化の指針を来年6月までに策定
    - ・ 若手研究者への支援強化、デジタル推進人材育成230万人拡大、成長分野への大学・専攻の学部再編等支援
    - ・ 非財務情報開示の充実、生産性を高める働き方改革、多様で柔軟な働き方を選択できる環境整備、就職氷河期世代支援
  - ◆ **資産所得の倍増**
    - ・ 「資産所得倍増プラン」の策定、NISAの抜本的拡充・恒久化の検討やiDeCo制度改革の検討、金融教育の充実
- 2. 成長分野における大胆な投資の促進**
  - ◆ **科学技術・イノベーション**
    - ・ 重要技術の育成、国際共同研究強化（量子、AI等）、若手研究者による挑戦的・国際的研究の支援、宇宙・海洋・原子力・核融合の研究開発、地域の中核大学や特色ある大学の強化、2025年大阪・関西万博の円滑な実施
  - ◆ **スタートアップの起業加速**
    - ・ 5年10倍増を視野に5か年計画策定。立上げ期の人的・ネットワーク面での支援（未踏事業拡大、若手人材の海外派遣、海外における起業家育成拠点創設、1大学1IPO運動、グローバル・スタートアップキャンパス構想具体化等）、成長に向けた資金供給強化と事業展開・出口戦略の多様化（研究開発型スタートアップへの支援、SBI Rの拡充等）
  - ◆ **GX（グリーン・トランスフォーメーション）**
    - ・ GI基金拡充、革新的GX技術の研究開発促進、アジア・ゼロエミッション共同体構想推進
    - ・ 成長に資する施策は、足元のエネルギー価格高騰への対応の必要性も踏まえつつ、年末までにまとめる「10年ロードマップ」に基づく政府政策の一環として先行実施
  - ◆ **DX（デジタル・トランスフォーメーション）**
    - ・ Beyond 5G（6G）研究開発、マイナンバーカード普及促進（健康保険証等と一体化加速等）、中小企業DX、医療・介護DX（オンライン資格確認用途拡大等）、教育DX、デジタル田園都市国家構想推進、日米共同の次世代半導体技術開発
- 3. 包摂社会の実現**
  - ◆ **少子化対策、こども・子育て世代への支援**
    - ・ 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援（妊娠届出時・出生届出時を通じて計10万円相当）を一体として実施する事業の創設、継続的な実施、出産育児一時金大幅増額（令和5年度当初予算）、こども食堂等こどもの居場所・食への支援
  - ◆ **女性活躍、孤独・孤立、就職氷河期世代など困難に直面する方々への支援**
    - ・ 女性デジタル人材・女性起業家育成、同一労働同一賃金の遵守の徹底、正社員化や待遇改善
    - ・ 孤独・孤立対策の強化、就職氷河期世代支援、障害者支援

### IV 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安心・安全の確保

- 1. ウイズコロナ下での感染症対応の強化**
  - ◆ **保健医療体制の強化・重点化と雇用・暮らしを守る支援**
    - ・ 病床確保・宿泊療養施設確保・医療人材確保、PCR検査体制の整備、抗原定性検査キットの確保
  - ◆ **ワクチン等による感染拡大防止と次の感染症危機への備え**
    - ・ ワクチン接種体制整備、ワクチン・治療薬の研究開発、国際機関への協力
- 2. 防災・減災、国土強靱化の推進**
  - ・ 次期基本計画検討、5か年加速化対策推進、流域治水推進、線状降水帯・台風等による大雨等予測精度向上
- 3. 自然災害からの復旧・復興の加速**
  - ・ 東日本大震災からの復旧・復興、ALPS処理水放出に伴う持続可能な漁業実現への支援、自然災害からの復旧・復興
- 4. 外交・安全保障環境の変化への対応**
  - ◆ **外交・安全保障**
    - ・ G7広島サミット開催や安保理入りを見据えた機動的で力強い外交の展開、ウクライナ及び周辺国への支援、自衛隊等の変化する安全保障環境への対応、戦略的海上保安体制の強化、総合的な海洋の安全保障の推進
  - ◆ **経済安全保障・食料安全保障**
    - ・ 量子・AI等先端的な重要技術育成、重要物資のサプライチェーン強靱化（重要物資の早期指定、物資の特性に応じた生産・供給・備蓄・代替物資の開発等への支援を基金の設置・活用もいながら実施）、食料安全保障の強化
- 5. 国民の安心・安全の確保**
  - ・ 「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進（送迎バスの安全装置改修支援等）、消費者契約関連法の見直しなど悪質商法等の対策強化、G7広島サミットを見据えた警備・警戒・警備等の強化

### V 今後への備え：「新型コロナウイルス感染症及び他の感染症、物価高騰対策予備費」の増額、「ウクライナ情勢対応緊急予備費」（仮称）の創設

本経済対策の規模						本経済対策の効果	
	I	II	III	IV	V	合計	
財政支出	12.2	4.8	6.7	10.6	4.7	39.0	直接的なGDP押し上げ効果： 実質GDP換算 4.6%程度
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	物価抑制効果： 消費者物価（総合）1.2%pt程度以上（※）
事業規模	37.5	8.9	9.8	10.7	4.7	71.6	※電気・ガス料金や燃料油価格等の負担軽減効果は除外
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	

# 電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバーする約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について交付決定。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始。

## 値引き単価

### <電気>

低圧：7円/kWh（9月3.5円/kWh）  
高圧：3.5円/kWh（9月1.8円/kWh）

### <都市ガス>

30円/m<sup>3</sup>（9月15円/m<sup>3</sup>）

※家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象

## 実施スキーム

国

交付

事務局

実績報告

交付・確認

小売電気事業者等

料金支払

料金請求

電気・都市ガスの消費者  
（家庭・企業）

・補助を原資に料金を値引き  
・検針票・請求書等に値引きを反映

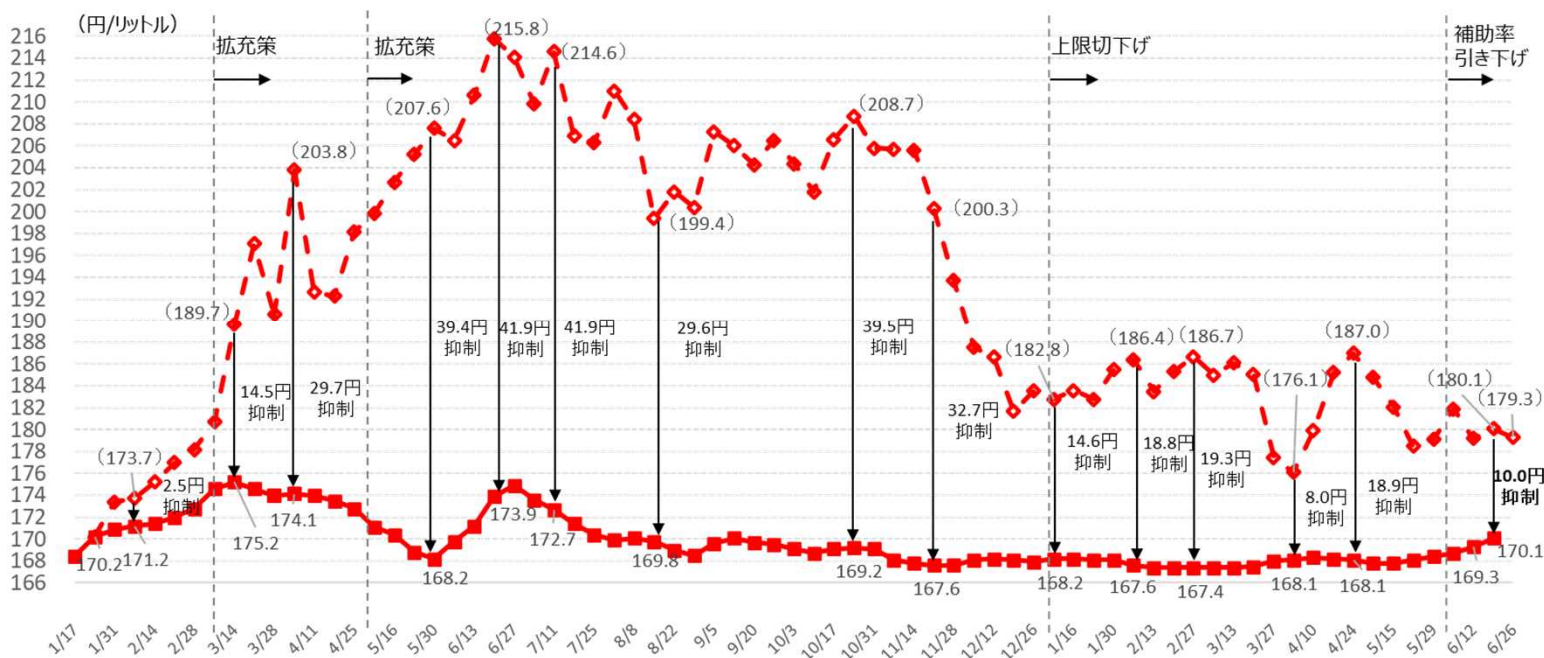


# 燃料油価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

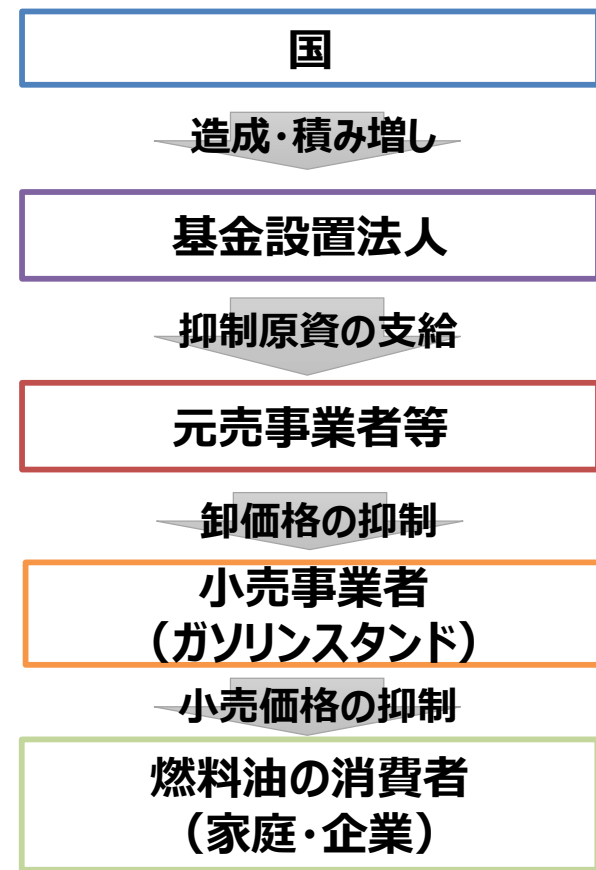
- 燃料油価格の高騰に対しては、本来200円程度に上昇するガソリン価格を170円程度に抑制してきたが、今年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講じる。
- 具体的には、1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、その後、6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する。

レギュラーガソリン・全国平均価格



--- 補助がない場合のガソリン価格  
 — 補助後のガソリン価格

## 実施スキーム



# LPガス小売価格の低減に資する配送合理化等の取組

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- LPガス価格は、人件費・輸送費等の比率が大きいことから、零細事業者を含め、配送合理化への取組を、前例のない補助率で推進する。

## 小売価格低減に資する石油ガス配送合理化補助金【令和4年度2次補正：138億円】

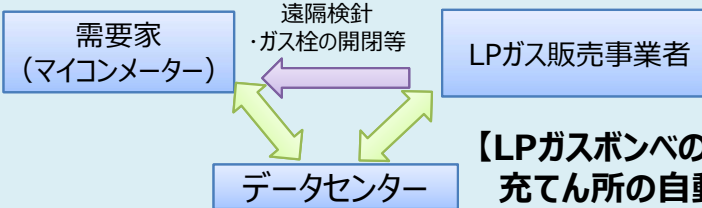
### 事業概要

LPガスの小売価格低減に資する人手不足解消、配送業務の効率化を図る設備導入を支援。

- (1) 遠隔でのガス栓の開閉や遠隔検針が可能なスマートメーターの導入支援。
- (2) LPバルクローリー、配送車両等の導入支援。
- (3) 充てん所の自動化等に資する設備の導入支援。

### 事業イメージ

#### 【スマートメーター】



#### 【LPガスボンベの充てん所の自動化】



#### 【LPガスの配送車両】



LPガス運搬車

### 実施スキーム

国

公募・交付

事務局

公募・交付

小売事業者等

小売価格の低減

LPガス消費者  
(家庭・企業)

## 小売価格低減に資する石油ガス設備導入促進補助金【令和4年度2次補正:16億円】

### 事業概要

- LPガスを利用する需要家が、大型のLPガスタンクでの供給を受ける際に必要となるLPガスタンクや付属設備等の購入や設置工事費に要する経費の一部を支援。

### 事業イメージ

#### 【LPガスタンク、付属設備の例】



# 標準的な家庭における電気料金の試算結果

- 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh/月）における電気料金は、ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下となった。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前 <sup>※1</sup> (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値 <sup>※2</sup>	20,714円 52円/kWh <b>(+32%)</b>	17,852円 45円/kWh <b>(+32%)</b>	18,458円 46円/kWh <b>(+28%)</b>	—	16,491円 41円/kWh <b>(+48%)</b>	—	17,426円 44円/kWh <b>(+34%)</b>	16,609円 42円/kWh <b>(+29%)</b>	—	20,045円 50円/kWh <b>(+42%)</b>
査定結果 <sup>※2</sup>	▲1,829円 18,885円 <b>(+21%)</b>	▲1,195円 16,657円 <b>(+24%)</b>	▲1,936円 16,522円 <b>(+14%)</b>	—	▲612円 15,879円 <b>(+42%)</b>	—	▲612円 16,814円 <b>(+29%)</b>	▲486円 16,123円 <b>(+25%)</b>	—	▲648円 19,397円 <b>(+38%)</b>
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	—	▲936円	—	▲1,216円	▲864円	—	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円 <sup>※3</sup>
改定後 <sup>※2</sup> (7月請求分)	14,301円 36円/kWh <b>(▲9%)</b>	11,829円 30円/kWh <b>(▲12%)</b>	11,722円 29円/kWh <b>(▲19%)</b>	10,818円 27円/kWh <b>(▲24%)</b>	11,323円 28円/kWh <b>(+2%)</b>	8,664円 22円/kWh <b>(▲29%)</b>	11,978円 30円/kWh <b>(▲8%)</b>	11,639円 29円/kWh <b>(▲10%)</b>	8,569円 21円/kWh <b>(▲28%)</b>	12,877円 32円/kWh <b>(▲9%)</b>
【参考】 ウクライナ侵攻前 <sup>※1</sup> (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。

※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。

※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

## Ⅱ 都道府県統計資料編

# 1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（令和元年度）			標準生計費（月額、令和4年4月）			新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和4年）					
		指数	順位	（千円）	指数	順位	（千円）	指数	順位	（千円）	指数	順位	
A ランク	東京	5,757	100.0	1	240,370	100.0	5	199.0	100.0	1	202.1	100.0	2
	神奈川	3,199	55.6	11	216,890	90.2	17	189.7	95.3	6	202.6	100.2	1
	大阪	3,055	53.1	16	181,520	75.5	39	187.8	94.4	10	179.0	88.6	14
	愛知	3,661	63.6	2	230,510	95.9	10	188.9	94.9	8	192.7	95.3	4
	埼玉	3,038	52.8	17	251,380	104.6	2	193.4	97.2	3	187.3	92.7	6
B ランク	千葉	3,058	53.1	15	207,220	86.2	26	196.4	98.7	2	191.2	94.6	5
	兵庫	3,038	52.8	18	260,350	108.3	1	185.6	93.3	13	186.7	92.4	7
	京都	3,005	52.2	21	247,030	102.8	4	184.1	92.5	18	184.1	91.1	8
	茨城	3,247	56.4	10	195,945	81.5	32	184.2	92.6	17	179.1	88.6	13
	静岡	3,407	59.2	3	219,481	91.3	14	188.8	94.9	9	183.5	90.8	9
	富山	3,316	57.6	7	213,316	88.7	20	182.1	91.5	20	173.5	85.8	19
	広島	3,153	54.8	12	187,068	77.8	35	179.4	90.2	26	173.4	85.8	20
	滋賀	3,323	57.7	6	203,110	84.5	29	181.2	91.1	24	179.2	88.7	12
	栃木	3,351	58.2	4	221,249	92.0	12	187.2	94.1	12	181.6	89.9	10
	群馬	3,288	57.1	8	251,180	104.5	3	187.4	94.2	11	173.0	85.6	22
	宮城	2,943	51.1	27	203,061	84.5	30	174.7	87.8	34	169.5	83.9	32
	山梨	3,125	54.3	14	220,030	91.5	13	169.3	85.1	43	167.7	83.0	34
	三重	2,989	51.9	22	212,380	88.4	21	181.9	91.4	22	175.7	86.9	16
	石川	2,973	51.6	24	234,490	97.6	8	176.1	88.5	30	171.4	84.8	24
	福岡	2,838	49.3	32	177,580	73.9	42	184.3	92.6	16	169.9	84.1	29
	香川	3,021	52.5	20	222,885	92.7	11	181.9	91.4	22	169.8	84.0	31
	岡山	2,794	48.5	34	212,010	88.2	22	185.1	93.0	14	173.4	85.8	20
	福井	3,325	57.8	5	165,670	68.9	44	191.9	96.4	4	171.4	84.8	24
	奈良	2,728	47.4	36	215,970	89.8	18	191.2	96.1	5	197.1	97.5	3
	山口	3,249	56.4	9	231,446	96.3	9	182.0	91.5	21	162.1	80.2	43
	長野	2,924	50.8	29	191,230	79.6	33	175.5	88.2	32	175.1	86.6	17
	北海道	2,832	49.2	33	205,320	85.4	28	172.6	86.7	39	167.6	82.9	35
	岐阜	3,035	52.7	19	208,050	86.6	25	178.8	89.8	28	176.5	87.3	15
	徳島	3,153	54.8	13	206,390	85.9	27	179.6	90.3	25	169.9	84.1	29
	福島	2,942	51.1	28	237,450	98.8	6	173.3	87.1	38	160.1	79.2	46
	新潟	2,951	51.3	25	215,560	89.7	19	174.1	87.5	36	171.0	84.6	28
	和歌山	2,986	51.9	23	180,241	75.0	40	174.2	87.5	35	168.3	83.3	33
愛媛	2,717	47.2	37	160,000	66.6	45	182.5	91.7	19	171.1	84.7	26	
島根	2,951	51.3	26	236,350	98.3	7	176.0	88.4	31	160.9	79.6	45	
C ランク	大分	2,695	46.8	40	210,060	87.4	23	178.2	89.5	29	181.1	89.6	11
	熊本	2,714	47.1	38	182,070	75.7	38	174.1	87.5	36	171.1	84.7	26
	山形	2,909	50.5	30	185,180	77.0	36	168.7	84.8	44	164.5	81.4	39
	佐賀	2,854	49.6	31	209,770	87.3	24	175.2	88.0	33	166.6	82.4	36
	長崎	2,655	46.1	42	218,650	91.0	15	179.1	90.0	27	163.2	80.8	41
	岩手	2,781	48.3	35	182,880	76.1	37	170.1	85.5	41	173.9	86.0	18
	高知	2,663	46.3	41	217,400	90.4	16	167.5	84.2	45	164.1	81.2	40
	鳥取	2,439	42.4	45	167,250	69.6	43	172.0	86.4	40	166.5	82.4	37
	秋田	2,713	47.1	39	156,762	65.2	46	165.4	83.1	47	172.7	85.5	23
	鹿児島	2,558	44.4	44	178,870	74.4	41	169.7	85.3	42	165.4	81.8	38
	宮崎	2,426	42.1	46	189,230	78.7	34	189.3	95.1	7	130.3	64.5	47
青森	2,628	45.7	43	154,450	64.3	47	165.7	83.3	46	162.7	80.5	42	
沖縄	2,396	41.6	47	195,970	81.5	31	185.0	93.0	15	161.0	79.7	44	
資料出所	内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」						

- (注) 1 各ランクは、令和5年度からの適用区分である（以下同じ）。  
 2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。  
 3 1人あたり県民所得は、平成27年基準（2008SNA）。

## 2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：倍）

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東京都	1.00	1.14	1.25	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05
	神奈川県	0.81	0.99	1.10	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02
	大阪府	0.83	0.97	1.07	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04
	愛知県	1.26	1.46	1.49	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33
	埼玉県	0.73	0.89	1.02	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12
B ランク	千葉県	0.87	1.05	1.18	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13
	兵庫県	0.84	0.97	1.08	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14
	京都府	0.91	1.06	1.17	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18
	茨城県	0.91	1.14	1.23	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61
	静岡県	0.90	1.14	1.26	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37
	富山県	1.25	1.51	1.66	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73
	広島県	0.97	1.18	1.41	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43
	滋賀県	0.94	1.14	1.22	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32
	栃木県	0.90	1.04	1.16	1.30	1.48	1.58	1.56	1.16	1.13	1.29
	群馬県	0.96	1.13	1.26	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56
	宮城県	1.33	1.31	1.37	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37
	山梨県	0.81	0.99	1.08	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58
	三重県	1.15	1.38	1.48	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59
	石川県	1.10	1.34	1.49	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54
	福岡県	0.77	0.93	1.06	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08
	香川県	1.23	1.38	1.47	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64
	岡山県	1.21	1.40	1.43	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54
	福井県	1.30	1.52	1.67	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04
	奈良県	0.88	1.01	1.11	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36
	山口県	0.99	1.17	1.33	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72
	長野県	0.93	1.16	1.32	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65
	北海道	0.74	0.87	0.97	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18
	岐阜県	1.12	1.36	1.59	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72
	徳島県	1.04	1.15	1.24	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.37
	福島県	1.43	1.65	1.72	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53
新潟県	0.98	1.17	1.24	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55	
和歌山県	0.93	1.08	1.12	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25	
愛媛県	1.00	1.15	1.27	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52	
島根県	1.11	1.26	1.33	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83	
C ランク	大分県	0.83	0.97	1.14	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47
	熊本県	0.90	1.06	1.18	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55
	山形県	1.04	1.27	1.28	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68
	佐賀県	0.88	1.03	1.09	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54
	長崎県	0.77	0.90	1.06	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32
	岩手県	1.09	1.16	1.28	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46
	高知県	0.71	0.81	0.90	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18
	鳥取県	0.90	1.04	1.21	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68
	秋田県	0.75	0.92	1.07	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64
	鹿児島県	0.75	0.79	0.92	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43
	宮崎県	0.83	1.01	1.12	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54
	青森県	0.73	0.85	0.97	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29
	沖縄県	0.57	0.75	0.91	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

2 各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。

### 3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：%)

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年1月～3月
A ランク	東京都	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.6
	神奈川県	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9
	大阪府	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.7
	愛知県	3.2	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0
	埼玉県	4.1	3.5	3.2	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.8
B ランク	千葉県	3.7	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.4
	兵庫県	4.1	3.9	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6
	京都府	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.3	2.6	2.7	2.4	2.6
	茨城県	3.9	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.4	2.5	2.7	2.5	2.4
	静岡県	3.2	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.3
	富山県	2.8	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	2.0
	広島県	3.6	3.2	3.0	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.0
	滋賀県	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	1.9	1.8	2.3	2.5	2.3	2.1
	栃木県	3.7	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.3	2.6	2.3	2.1
	群馬県	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	1.9	1.9
	宮城県	4.2	3.6	3.7	3.2	2.8	2.6	2.6	3.0	3.0	2.8	3.0
	山梨県	3.1	2.9	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	1.8
	三重県	2.9	2.3	2.2	2.0	1.8	1.3	1.4	1.9	2.1	1.8	1.8
	石川県	3.2	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.8	2.1	2.1	2.3
	福岡県	5.0	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.6
	香川県	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.2	2.0	2.2	2.4	2.2	2.1
	岡山県	3.7	3.2	3.1	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.0
	福井県	2.6	2.4	1.8	1.9	1.6	1.6	1.4	1.6	1.6	1.7	1.7
	奈良県	3.8	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.5	2.5	2.2	2.5
	山口県	3.4	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	2.0	1.8	1.2
	長野県	3.5	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.4	2.0	2.2
	北海道	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.2	2.6
	岐阜県	3.0	2.5	2.3	2.1	1.9	1.4	1.3	1.6	1.8	1.6	1.8
	徳島県	3.5	3.3	3.0	2.7	2.7	1.9	1.9	2.2	2.5	2.2	2.2
	福島県	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.2	2.1	2.4	2.3	2.2	2.5
	新潟県	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.5
	和歌山県	3.1	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.5	2.3	1.7
愛媛県	3.4	3.2	2.8	2.6	2.3	1.9	1.7	2.0	2.2	1.9	2.0	
島根県	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.6	1.4	1.7	1.3	1.7	
C ランク	大分県	3.8	3.3	2.9	2.5	2.3	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	2.2
	熊本県	4.2	3.9	3.5	3.1	2.9	2.6	2.6	2.8	2.8	2.6	2.5
	山形県	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.2	2.0	1.9	2.1
	佐賀県	3.4	3.4	3.0	2.3	2.0	1.8	1.9	2.0	1.6	1.6	1.3
	長崎県	4.2	3.6	3.2	2.8	2.6	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.8
	岩手県	3.3	2.9	2.9	2.5	2.1	1.8	2.1	2.4	2.4	2.5	2.7
	高知県	3.3	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	1.9	2.0
	鳥取県	3.4	2.7	2.7	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.0	2.0	2.1
	秋田県	4.0	3.7	3.5	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	3.0
	鹿児島県	4.3	3.9	3.5	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.6	2.3	1.8
	宮崎県	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.2	1.4	1.9	2.1	2.3	1.8
	青森県	4.9	4.2	4.2	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.9	2.9	3.0
沖縄県	5.7	5.4	5.1	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.2	3.4	

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

- (注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）  
 2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。  
 3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

## 4 賃金・労働時間の実情と推移

### (1) 賃金

#### イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	
A ランク	東京	330,137	329,759	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	
	神奈川	266,691	266,251	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	
	大阪	272,182	272,110	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	
	愛知	269,971	271,832	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	
	埼玉	237,004	238,982	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	
B ランク	千葉	246,455	244,791	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	
	兵庫	246,516	247,186	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	
	京都	238,170	240,823	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	
	茨城	254,640	260,431	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	
	静岡	258,399	254,512	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	
	富山	249,607	253,188	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	
	広島	242,980	254,365	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	
	滋賀	251,904	254,213	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	
	栃木	256,394	254,936	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	
	群馬	250,428	248,872	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	
	宮城	247,896	253,537	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	
	山梨	242,668	240,181	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	
	三重	260,417	262,588	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	
	石川	239,058	244,259	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	
	福岡	246,244	249,236	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	
	香川	251,249	251,826	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	
	岡山	254,020	251,079	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	
	福井	246,034	247,647	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	
	奈良	222,481	223,388	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	
	山口	243,500	244,185	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	
	長野	248,673	244,711	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	
	北海道	227,606	237,523	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	
	岐阜	235,575	235,097	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	
	徳島	243,855	245,456	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	
	福島	245,368	251,995	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,778	
	新潟	238,112	242,809	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	
	和歌山	236,695	238,992	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	
	愛媛	225,542	226,732	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	
	島根	232,844	236,386	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	
	C ランク	大分	224,937	224,161	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077
		熊本	231,614	231,392	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428
		山形	234,226	234,910	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381
佐賀		228,190	228,957	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	
長崎		213,212	214,089	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	
岩手		230,402	236,303	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	
高知		238,293	244,947	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	
鳥取		218,876	228,651	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	
秋田		216,354	224,748	219,566	221,805	235,880	225,792	225,045	225,517	231,897	226,760	
鹿児島		213,839	218,984	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	
宮崎		210,546	214,277	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	
青森		219,838	217,484	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	
沖縄		210,369	205,547	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。



ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年平均	令和5年3月	令和5年4月
A ランク	東京都	1,165	1,175	1,217	1,238	1,236	1,276	1,254
	神奈川県	1,169	1,201	1,236	1,256	1,271	1,294	1,285
	大阪府	1,106	1,130	1,158	1,167	1,187	1,213	1,213
	愛知県	1,101	1,124	1,149	1,158	1,176	1,202	1,185
	埼玉県	1,090	1,117	1,146	1,155	1,177	1,198	1,200
B ランク	千葉県	1,105	1,127	1,158	1,168	1,182	1,201	1,197
	兵庫県	1,087	1,113	1,134	1,151	1,160	1,179	1,155
	京都府	1,061	1,088	1,118	1,132	1,139	1,166	1,150
	茨城県	1,015	1,041	1,066	1,078	1,094	1,124	1,124
	静岡県	1,051	1,071	1,093	1,103	1,122	1,141	1,147
	富山県	994	1,018	1,040	1,050	1,063	1,081	1,086
	広島県	997	1,019	1,037	1,042	1,057	1,093	1,086
	滋賀県	1,020	1,042	1,078	1,082	1,101	1,120	1,138
	栃木県	1,022	1,041	1,069	1,075	1,091	1,104	1,115
	群馬県	1,012	1,035	1,052	1,056	1,071	1,093	1,086
	宮城県	981	1,002	1,025	1,037	1,052	1,063	1,074
	山梨県	1,004	1,020	1,045	1,050	1,073	1,096	1,081
	三重県	1,025	1,046	1,069	1,073	1,098	1,119	1,107
	石川県	992	1,017	1,028	1,023	1,041	1,048	1,061
	福岡県	986	1,010	1,030	1,065	1,079	1,110	1,093
	香川県	984	1,001	1,024	1,032	1,048	1,074	1,077
	岡山県	992	1,003	1,024	1,030	1,049	1,059	1,057
	福井県	964	986	1,005	1,013	1,036	1,045	1,056
	奈良県	1,033	1,047	1,076	1,092	1,106	1,134	1,126
	山口県	958	980	1,003	1,011	1,036	1,069	1,060
	長野県	977	1,000	1,022	1,025	1,047	1,068	1,063
	北海道	963	987	1,010	1,024	1,049	1,090	1,072
	岐阜県	998	1,025	1,047	1,054	1,075	1,092	1,091
	徳島県	999	1,024	1,041	1,053	1,064	1,089	1,053
	福島県	971	988	1,000	993	1,009	1,028	1,030
	新潟県	958	978	1,001	1,007	1,024	1,060	1,053
	和歌山県	994	1,008	1,034	1,043	1,054	1,091	1,073
	愛媛県	948	970	988	997	1,017	1,035	1,033
	島根県	939	959	982	990	1,004	1,015	1,027
C ランク	大分県	922	939	967	980	1,000	1,037	1,026
	熊本県	944	971	990	1,005	1,029	1,058	1,040
	山形県	916	942	973	974	992	1,014	1,007
	佐賀県	927	954	972	981	1,004	1,028	1,028
	長崎県	907	935	961	976	991	1,016	1,011
	岩手県	898	914	945	947	969	1,022	989
	高知県	920	941	971	982	997	1,026	1,015
	鳥取県	951	969	987	989	1,006	1,021	1,028
	秋田県	894	915	938	956	977	1,006	995
	鹿児島県	899	929	955	973	993	1,018	1,019
	宮崎県	902	929	946	960	989	1,018	1,009
	青森県	880	901	928	942	960	982	967
	沖縄県	944	974	1,010	1,030	1,048	1,110	1,059
全 国	1,037	1,059	1,082	1,092	1,110	1,136	1,129	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。  
 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。  
 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

## ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年平均	令和5年3月	令和5年4月
A ランク	東京都	1,100	1,111	1,157	1,176	1,180	1,214	1,197
	神奈川県	1,105	1,132	1,163	1,184	1,199	1,225	1,211
	大阪府	1,051	1,074	1,099	1,108	1,129	1,157	1,154
	愛知県	1,024	1,046	1,070	1,079	1,099	1,117	1,111
	埼玉県	1,029	1,056	1,083	1,090	1,112	1,131	1,139
	千葉県	1,049	1,070	1,097	1,106	1,123	1,144	1,137
B ランク	兵庫県	1,025	1,052	1,071	1,086	1,100	1,121	1,100
	東京都	1,002	1,029	1,057	1,069	1,080	1,107	1,092
	茨城県	958	983	1,003	1,017	1,034	1,053	1,068
	静岡県	997	1,017	1,034	1,043	1,064	1,084	1,085
	富山県	941	964	983	996	1,011	1,031	1,033
	広島県	949	970	987	993	1,011	1,047	1,039
	滋賀県	970	993	1,024	1,028	1,047	1,070	1,082
	栃木県	961	982	1,011	1,017	1,034	1,047	1,059
	群馬県	951	971	990	995	1,013	1,029	1,025
	宮城県	931	953	974	982	1,000	1,012	1,017
	山梨県	945	963	983	987	1,012	1,030	1,022
	三重県	969	992	1,013	1,017	1,043	1,064	1,050
	石川県	932	956	970	970	991	1,000	1,011
	福岡県	930	954	973	1,001	1,018	1,045	1,037
	香川県	927	945	968	974	989	1,021	1,013
	岡山県	932	949	968	975	996	1,008	1,010
	福井県	915	937	955	963	984	1,001	1,003
	奈良県	975	989	1,015	1,030	1,044	1,073	1,064
	山口県	917	939	958	964	989	1,026	1,010
	長野県	924	947	971	976	998	1,020	1,016
	北海道	925	949	969	982	1,007	1,046	1,033
	岐阜県	943	969	988	996	1,017	1,033	1,037
	徳島県	935	958	970	982	997	1,026	996
	福島県	918	935	950	944	964	989	982
	新潟県	913	933	954	960	977	1,012	1,004
	和歌山県	938	955	977	986	1,002	1,039	1,020
	愛媛県	896	917	936	945	969	986	986
島根県	899	917	932	942	958	968	981	
C ランク	大分県	880	899	924	934	957	996	982
	熊本県	892	919	935	949	975	1,005	987
	山形県	873	899	923	928	948	967	962
	佐賀県	886	914	925	936	958	983	984
	長崎県	870	896	917	934	951	977	968
	岩手県	860	877	901	906	928	975	948
	高知県	888	910	930	942	958	986	972
	鳥取県	903	918	935	941	961	979	984
	秋田県	860	880	900	917	941	966	956
	鹿児島県	858	887	909	925	948	972	974
	宮崎県	861	888	902	916	946	975	962
	青森県	847	868	893	906	927	946	938
	沖縄県	899	928	957	973	994	1,048	1,008
	全国	982	1,003	1,025	1,035	1,054	1,080	1,074

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。  
 2 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。  
 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その下限額を1募集賃金として算出している。

## (2) 労働時間

常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模5人以上）

（単位：時間）

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東 京	146.2	145.2	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	12.1	12.3	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7
	神 奈 川	137.6	138.2	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	10.4	11.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7
	大 阪	142.8	143.0	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	10.2	10.8	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0
	愛 知	145.8	146.2	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	12.0	12.5	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7
	埼 玉	137.7	137.9	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	9.8	10.5	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9
B ランク	千 葉	139.8	138.3	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	10.6	10.9	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0
	兵 庫	140.9	140.8	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	10.0	10.4	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2
	京 都	140.9	139.7	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	11.7	10.6	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8
	茨 城	150.0	151.8	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	13.9	14.5	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8
	静 岡	147.3	146.0	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	11.3	11.4	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3
	富 山	151.1	150.6	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	10.3	10.7	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5
	広 島	146.4	147.5	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	11.2	12.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9
	滋 賀	145.8	143.6	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	12.0	11.4	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8
	栃 木	150.1	149.9	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	12.1	12.5	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4
	群 馬	150.9	150.4	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	12.7	12.7	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3
	宮 城	150.8	150.1	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	10.8	11.6	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7
	山 梨	147.2	146.8	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	9.9	10.9	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4
	三 重	148.4	148.8	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	12.6	13.0	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3
	石 川	148.3	148.6	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	9.5	10.2	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3
	福 岡	148.4	148.8	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	10.3	11.4	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4
	香 川	152.6	150.1	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	11.5	11.2	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4
	岡 山	153.1	151.2	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	11.4	11.5	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5
	福 井	152.1	155.0	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	9.0	10.4	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9
	奈 良	137.1	136.4	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	8.2	8.1	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1
	山 口	148.9	148.0	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	10.7	11.1	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2
	長 野	149.9	149.0	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	9.8	10.5	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9
	北 海 道	149.3	150.8	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	10.5	11.1	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0
	岐 阜	145.9	144.7	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	9.6	10.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6
	徳 島	151.1	151.5	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	7.9	9.3	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1
	福 島	156.2	156.3	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	11.2	12.1	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2
新 潟	150.2	150.6	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	9.8	10.3	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	
和 歌 山	144.3	145.9	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	8.7	9.3	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3	
愛 媛	147.9	149.3	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	8.8	10.4	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9	
島 根	152.7	154.2	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	9.7	10.1	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1	
C ランク	大 分	150.8	149.0	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	8.9	9.2	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0
	熊 本	152.1	152.3	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	10.0	10.1	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4
	山 形	155.5	156.4	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	10.8	11.3	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9
	佐 賀	155.0	154.4	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	10.4	10.1	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1
	長 崎	149.9	149.5	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	9.5	10.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0
	岩 手	158.4	158.0	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	10.0	10.7	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8
	高 知	149.6	152.0	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	8.8	9.0	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7
	鳥 取	149.6	149.4	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	8.4	8.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5
	秋 田	151.3	152.0	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	9.1	9.8	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0
	鹿 児 島	151.0	150.0	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	8.6	8.8	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0
	宮 崎	150.4	150.6	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	9.4	9.6	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4
	青 森	154.4	155.1	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	9.0	9.4	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9
	沖 縄	150.9	148.0	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	8.1	8.1	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

# 5 消費者物価指数等の推移

## (1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県 (注1・2)	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
A ランク	東京	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	5.4	4.2	4.1	4.3	4.0	3.9
	神奈川	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	5.0	4.0	3.9	4.1	3.9	4.1
	大阪	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	6.0	4.3	4.5	4.6	4.2	4.0
	愛知	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	5.8	4.3	4.3	4.3	4.1	4.0
	埼玉	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	5.0	3.9	4.0	3.9	3.4	3.8
B ランク	千葉	0.6	3.3	1.4	△ 0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	5.9	4.7	4.3	4.5	4.5	4.4
	兵庫	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	4.6	3.4	3.6	4.0	4.2	4.0
	京都	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	4.9	3.6	4.1	3.9	4.0	3.7
	茨城	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	5.9	4.8	3.9	4.3	4.0	4.2
	静岡	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	5.8	4.4	4.1	4.6	3.9	3.9
	富山	0.2	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.5	3.3	3.7	4.1	3.9	4.3
	広島	0.0	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	5.0	4.0	3.6	3.8	3.4	3.7
	滋賀	0.4	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	4.1	2.7	3.3	3.2	2.9	2.9
	栃木	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	4.5	3.9	3.3	4.0	3.1	3.8
	群馬	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	6.1	5.1	3.9	4.2	3.8	3.6
	宮城	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	5.7	4.1	4.0	4.2	4.0	4.5
	山梨	0.8	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	4.8	3.9	3.8	4.0	4.0	4.1
	三重	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	5.8	4.3	4.2	3.9	3.7	3.3
	石川	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	4.6	2.9	3.2	3.7	3.5	4.3
	福井	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.5	2.2	4.5	3.6	3.7	3.8	3.6	2.9
	香川	0.1	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.8	2.7	2.7	2.8	3.4	3.8
	岡山	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	4.8	3.8	3.9	4.2	3.7	3.5
	福山	0.3	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	4.8	3.3	3.4	4.3	4.1	4.5
	奈良	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	4.8	3.8	3.7	4.0	4.0	3.5
	山口	0.1	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	5.2	4.1	4.0	4.0	3.9	3.5
	長野	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	6.2	4.8	4.5	4.8	4.6	3.6
	北海道	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	5.7	4.4	3.9	4.2	4.0	4.3
	岐阜	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	5.6	3.9	3.9	4.2	4.1	3.9
	徳島	0.2	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.7	2.9	2.5	2.7	3.1	3.4
	福新	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	5.1	3.6	3.4	3.3	3.3	4.0
	新潟	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	4.9	3.5	3.4	3.0	2.6	3.5
	和歌山	0.7	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	4.7	3.8	3.6	3.3	3.2	2.9
愛媛	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.4	2.8	3.2	3.7	4.2	4.2	
大島	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	5.5	4.1	4.4	4.7	4.1	3.8	
C ランク	分	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	4.1	3.1	3.4	3.7	3.6	3.1
	熊本	0.0	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	4.9	3.7	3.6	4.2	3.8	3.9
	山形	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	4.4	3.7	3.4	3.5	3.2	3.8
	佐賀	0.3	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.7	3.9	3.8	3.7	4.0	3.3
	長崎	0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	4.7	3.6	3.7	3.7	3.8	3.4
	岩手	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	5.5	4.4	4.2	4.6	3.9	4.1
	高知	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	3.5	3.0	3.2	3.6	3.8	4.3
	鳥取	0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	5.6	4.2	4.2	4.4	4.1	4.7
	秋田	0.5	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	5.2	3.5	3.5	3.7	3.6	4.3
	鹿兒島	0.2	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	4.8	3.6	3.3	3.6	2.9	3.0
	宮崎	0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	4.3	3.2	3.3	3.9	3.3	3.4
	青森	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	4.7	3.4	3.5	3.5	3.7	3.4
青森	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.5	3.4	3.2	4.5	4.6	5.4	

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク・都道府県 (注1、2)		消費者物価地域差指数（全国平均=100）										
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	
A ラ ン ク	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3	105.3
	神 奈 川	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6	103.6
	大 阪	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	100.7
	愛 知	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9	98.9
	埼 玉	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1	101.1
B ラ ン ク	千 葉	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6	100.6
	兵 庫	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9	99.9
	京 都	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1	101.1
	茨 城	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6	98.6
	静 岡	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	99.9
	富 山	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0	99.0
	広 島	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8	98.8
	滋 賀	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4	100.4
	栃 木	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5	99.5
	群 馬	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5	96.5
	宮 城	97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6	99.6
	山 梨	99.6	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.3	98.3
	三 重	99.9	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	98.2
	石 川	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9	99.9
	福 岡	97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0	98.0
	香 川	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	99.3
	岡 山	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	98.0
	福 井	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	99.0
	奈 良	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9	96.9
	山 口	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3	100.3
	長 野	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	98.0
	北 海 道	99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6	100.6
	岐 阜	98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1	98.1
	徳 島	100.3	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1	100.1
	福 島	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	100.6
	新 潟	98.6	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	98.7
	和 歌 山	101.7	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	99.1
愛 媛	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6	98.6	
島 根	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2	100.2	
C ラ ン ク	大 分	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1	98.1
	熊 本	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0
	山 形	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	100.5
	佐 賀	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	98.0
	長 崎	102.3	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	99.9
	岩 手	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	99.5
	高 知	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	100.1
	鳥 取	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	97.8
	秋 田	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	98.6
	鹿 児 島	99.3	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	97.6
	宮 崎	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	96.9
	青 森	99.5	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	97.8
沖 縄	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6	99.6	

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク・都道府県		消費者物価地域差指数（全国平均=100）										
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	
A ラ ン ク	全国	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	-	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	
	神 奈 川	-	103.9	103.6	103.5	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0	
	大 阪	-	100.2	100.4	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	
	愛 知	-	98.8	98.9	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	
	埼 玉	-	101.4	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3	
B ラ ン ク	千 葉	-	99.4	99.6	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	
	兵 庫	-	100.9	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	
	京 都	-	100.7	101.2	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	
	茨 城	-	98.4	98.3	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	
	静 岡	-	97.9	98.1	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	
	富 山	-	97.5	97.9	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	
	広 島	-	98.1	98.3	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	
	滋 賀	-	99.0	99.1	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	
	栃 木	-	98.5	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	
	群 馬	-	96.9	97.1	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	
	宮 城	-	98.2	98.2	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	
	山 梨	-	98.5	98.0	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	
	三 重	-	98.2	98.4	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	
	石 川	-	99.4	99.5	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	
	福 岡	-	97.0	97.1	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	
	香 川	-	97.9	98.0	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	
	岡 山	-	98.9	98.6	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	
	福 井	-	99.6	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	
	奈 良	-	97.7	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	
	山 口	-	98.4	97.9	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	
	長 野	-	97.2	96.9	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	
	北 海 道	-	99.2	98.9	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	
	岐 阜	-	97.0	97.0	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	
	徳 島	-	98.4	98.3	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	
	福 島	-	99.1	100.0	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	
	新 潟	-	97.9	98.2	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	
	和 歌 山	-	100.0	100.1	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	
愛 媛	-	97.6	97.6	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2		
島 根	-	99.8	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9		
C ラ ン ク	大 分	-	97.5	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	
	熊 本	-	98.1	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	
	山 形	-	100.6	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	
	佐 賀	-	97.1	97.0	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	
	長 崎	-	98.9	98.7	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	
	岩 手	-	98.4	97.9	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	
	高 知	-	99.2	98.8	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	
	鳥 取	-	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	
	秋 田	-	98.0	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	
	鹿 児 島	-	97.8	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	
	宮 崎	-	96.1	95.9	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	
	青 森	-	98.5	98.8	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	
沖 縄	-	98.4	98.4	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5		

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

## 6 消費支出額の推移

### (1) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯）

（単位：円）

		消費支出額						等価消費支出額					
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	271,655	267,077	276,514	262,047	277,592	277,332	183,988	179,250	189,464	179,552	188,009	192,295
	神 奈 川	270,741	254,281	259,694	252,266	232,059	246,388	179,303	169,145	176,292	168,177	161,292	170,839
	大 阪	213,587	216,882	228,779	203,959	196,663	211,308	144,329	145,562	156,757	139,424	137,692	151,321
	愛 知	252,534	250,540	243,795	236,692	221,606	249,640	167,983	160,392	164,741	156,070	151,487	169,859
	埼 玉	247,653	240,717	269,795	257,407	238,081	249,555	173,392	164,168	192,711	178,910	167,929	182,007
	千 葉	236,657	230,122	226,781	220,121	216,715	225,587	174,466	164,794	168,565	164,069	164,765	176,693
B ラ ン ク	兵 庫	174,844	219,630	225,195	195,776	241,334	244,944	127,859	152,286	153,582	139,840	171,077	169,431
	京 都	207,753	238,308	226,956	217,123	229,655	244,352	138,195	162,904	154,068	145,396	151,760	168,619
	茨 城	271,915	246,548	258,527	249,114	252,168	240,726	178,137	164,001	169,004	167,194	171,579	167,316
	静 岡	236,737	248,534	224,760	217,225	221,676	217,550	159,247	167,182	154,366	154,375	152,248	155,791
	富 山	268,389	261,084	257,579	262,443	265,734	264,279	167,092	164,467	167,670	166,316	171,174	170,948
	広 島	236,764	237,466	239,054	235,660	221,238	228,948	159,626	156,922	160,805	159,609	149,841	155,063
	滋 賀	244,241	212,198	260,842	259,834	262,346	277,837	162,827	146,083	166,307	163,356	180,180	188,608
	栃 木	281,887	269,047	271,032	257,320	258,105	260,323	179,360	169,484	171,416	159,583	168,729	168,038
	群 馬	257,099	234,318	220,919	244,909	246,285	257,081	165,269	156,212	148,944	162,911	162,396	172,931
	宮 城	209,708	222,335	212,499	195,700	204,233	202,684	151,739	153,426	149,514	139,078	147,778	149,421
	山 梨	230,066	222,031	241,745	200,504	192,344	236,719	156,904	152,133	169,255	144,326	142,575	168,655
	三 重	249,284	242,072	262,717	236,638	244,592	232,109	164,732	158,587	171,743	155,696	161,985	153,048
	石 川	291,966	290,464	285,851	254,653	257,606	265,122	181,770	180,835	181,883	162,361	161,319	165,379
	福 岡	234,407	254,719	222,768	241,256	230,718	231,705	161,756	178,339	156,739	166,482	155,550	157,292
	香 川	259,842	283,489	266,327	237,873	226,112	239,155	174,789	180,016	172,634	152,283	150,076	162,349
	岡 山	233,006	227,153	238,047	205,392	206,621	237,183	160,029	159,039	167,489	144,157	143,266	166,061
	福 井	221,484	224,132	235,460	208,259	222,110	219,015	143,869	147,468	154,921	139,774	149,070	147,325
	奈 良	274,635	249,781	280,514	266,620	264,018	253,130	173,004	165,422	185,369	176,187	176,404	171,049
	山 口	207,128	225,102	234,208	204,766	214,792	252,464	156,574	168,249	164,382	147,394	151,881	184,128
	長 野	247,415	257,572	282,190	232,057	251,065	235,092	156,479	163,230	180,654	153,348	168,126	158,140
	北 海 道	237,320	230,551	235,836	239,078	218,534	217,347	160,001	152,352	160,466	166,979	153,004	155,645
	岐 阜	276,099	276,002	256,803	260,046	256,353	261,480	169,287	170,841	165,079	165,463	163,445	169,492
	徳 島	217,736	227,377	220,490	233,981	227,113	234,076	147,132	153,999	151,792	159,574	159,011	161,145
	福 島	268,292	250,724	249,189	223,135	266,672	248,991	175,014	167,522	159,527	148,427	173,958	161,397
新 潟	230,288	239,148	227,906	225,955	224,096	237,714	152,512	161,601	148,987	152,339	157,285	161,000	
和 歌 山	214,731	194,545	204,221	194,712	187,273	225,787	136,354	131,461	144,046	132,179	124,572	149,860	
愛 媛	229,179	235,203	223,357	212,308	222,616	220,403	141,587	149,960	142,698	131,922	141,077	143,167	
島 根	234,258	229,817	225,078	222,590	207,750	218,660	162,429	160,511	162,015	158,188	151,922	156,186	
C ラ ン ク	大 分	260,158	246,588	208,701	231,051	233,686	227,246	175,001	167,010	142,003	153,017	159,003	159,890
	熊 本	223,677	202,684	220,261	227,359	213,032	205,418	155,092	144,041	153,092	161,577	154,958	151,436
	山 形	264,864	239,933	230,428	236,045	254,178	218,569	171,326	164,787	153,278	154,971	168,704	148,374
	佐 賀	232,159	214,930	247,280	198,835	214,267	187,405	164,573	157,594	177,537	149,033	156,688	144,158
	長 崎	200,908	231,617	238,713	212,528	209,987	216,962	142,420	157,961	164,728	143,613	143,881	151,904
	岩 手	220,481	248,864	245,443	210,776	247,962	230,202	150,367	161,655	155,856	147,573	161,069	154,155
	高 知	237,236	250,838	246,385	223,433	238,316	230,233	158,157	162,254	162,461	150,297	161,779	159,255
	鳥 取	202,275	220,191	233,897	206,039	206,360	208,806	138,597	151,228	165,390	145,692	145,194	151,087
	秋 田	229,434	242,974	245,246	211,447	221,509	241,404	147,791	159,520	161,710	148,043	149,003	159,874
	鹿 児 島	245,584	230,185	241,722	233,253	256,502	243,020	163,723	149,207	160,437	152,809	168,402	160,944
	宮 崎	221,005	260,402	207,951	214,248	199,923	228,582	145,726	178,425	144,536	142,201	146,591	154,110
	青 森	211,107	217,200	209,346	213,278	211,193	207,625	135,986	140,790	138,340	138,539	145,048	144,659
	沖 縄	190,116	189,065	180,004	176,895	195,871	202,555	122,976	127,468	125,720	123,851	132,966	140,785
	全国計	243,456	246,399	249,704	233,568	235,120	244,231	159,493	161,421	164,650	155,025	156,747	163,917

（資料出所）総務省「家計調査」

（注）1. 各都道府県の数値は都道府県所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県所在都市以外の地域も含まれる。

2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

## (2) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

(単位：円)

		消費支出額						等価消費支出額					
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	303,494	291,734	296,144	271,417	319,634	299,562	197,141	188,313	199,660	182,575	200,556	202,889
	神 奈 川	290,940	267,001	299,782	278,380	248,706	259,721	182,194	167,203	189,979	178,581	166,921	172,383
	大 阪	238,658	233,755	250,980	228,993	224,200	225,259	150,941	146,383	160,019	147,814	147,513	154,345
	愛 知	248,974	272,368	261,840	254,940	227,628	251,860	165,615	167,631	172,652	164,563	153,119	170,581
	埼 玉	310,708	277,262	294,867	336,541	269,050	284,894	190,866	170,321	196,578	206,347	179,767	200,451
	千 葉	244,607	257,771	246,163	239,398	237,123	253,996	169,198	169,969	171,510	170,133	166,839	186,742
	兵 庫	167,640	256,793	255,452	209,510	270,524	249,137	122,920	167,158	163,873	139,673	180,349	155,711
	京 都	252,234	290,005	256,162	257,160	296,999	259,533	147,862	179,853	156,476	154,234	171,472	161,892
	茨 城	317,926	273,104	283,640	271,934	283,178	280,446	190,679	172,726	172,618	174,088	182,411	183,726
	静 岡	263,198	297,407	279,559	250,251	262,488	272,026	165,799	182,010	165,018	163,594	166,345	173,791
B ラ ン ク	富 山	302,698	299,303	277,671	275,334	295,152	295,180	176,537	173,966	171,219	167,253	178,308	175,777
	広 島	259,924	266,757	259,187	244,926	219,205	239,638	164,390	163,559	163,924	158,429	142,690	159,759
	滋 賀	264,425	269,658	300,600	273,248	273,492	302,772	151,409	160,013	166,743	158,288	182,328	191,490
	栃 木	317,706	322,913	302,997	293,971	288,273	301,179	187,863	182,813	182,053	170,579	181,956	180,311
	群 馬	280,714	280,465	230,894	284,092	268,818	316,056	166,867	170,370	152,579	180,036	167,684	192,703
	宮 城	255,822	240,380	264,508	233,711	236,531	205,171	162,447	148,507	164,996	146,933	157,338	146,551
	山 梨	249,614	247,910	262,544	203,962	206,804	272,458	162,830	154,944	178,639	144,223	152,045	184,957
	三 重	289,087	269,834	295,768	250,458	285,063	268,983	176,918	162,716	179,007	152,142	173,163	163,095
	石 川	323,792	297,693	288,076	265,855	270,008	297,533	187,254	179,190	179,348	163,006	162,232	164,788
	福 岡	249,637	263,527	236,958	251,736	250,987	243,864	163,895	176,868	159,757	163,866	159,057	157,414
	香 川	286,102	344,805	304,012	267,055	265,346	265,497	178,466	197,435	177,303	157,913	163,931	172,096
	岡 山	264,481	256,961	249,245	228,922	239,485	253,776	170,015	168,341	173,657	156,488	152,073	168,809
	福 井	268,182	284,894	283,794	269,528	272,934	275,708	157,211	167,875	171,760	156,660	158,372	161,346
	奈 良	307,654	277,249	308,161	314,862	310,093	271,321	169,102	163,941	186,850	188,842	186,317	171,256
	山 口	240,601	245,471	281,822	235,539	252,234	273,786	173,639	178,083	172,472	161,769	168,531	185,431
	長 野	262,771	268,142	309,929	243,745	283,252	252,615	157,317	161,403	187,578	156,042	182,081	167,666
	北 海 道	249,985	269,521	259,400	252,685	230,308	241,186	158,104	163,421	163,407	171,534	149,287	163,352
	岐 阜	307,870	330,124	312,901	299,204	329,679	325,145	176,576	185,124	175,191	173,909	186,049	190,932
	徳 島	271,784	305,588	304,562	256,659	266,998	286,492	160,709	179,139	179,154	162,325	173,801	171,518
	福 島	319,989	302,945	311,331	246,354	309,297	284,519	197,314	186,098	173,229	152,489	186,175	171,260
新 潟	285,109	286,466	268,017	254,052	258,446	272,085	167,422	181,906	159,039	150,224	173,458	174,185	
和 歌 山	273,260	209,575	228,865	294,393	229,816	278,480	150,425	134,167	153,951	169,404	136,853	169,165	
愛 媛	271,998	278,100	263,638	253,554	247,895	259,441	151,344	158,720	150,222	139,577	146,328	150,039	
島 根	255,371	266,811	236,185	262,148	230,561	254,736	162,161	167,084	158,517	169,925	166,393	163,751	
C ラ ン ク	大 分	291,906	274,383	234,142	264,462	258,477	254,823	183,520	173,189	144,930	162,458	167,546	167,661
	熊 本	309,783	241,407	281,918	294,626	247,624	235,625	174,543	152,679	171,253	185,230	161,532	155,367
	山 形	293,883	265,624	253,719	286,256	281,545	250,202	181,216	172,541	165,157	175,515	179,507	158,242
	佐 賀	295,834	237,933	309,562	211,265	238,649	213,578	179,376	161,519	200,659	158,350	167,499	152,556
	長 崎	217,266	263,773	279,959	236,922	251,078	246,557	147,831	164,858	182,238	148,952	155,117	159,484
	岩 手	255,599	315,496	288,790	231,071	286,825	274,348	157,609	190,947	171,972	153,031	179,970	167,585
	高 知	278,239	294,986	261,788	252,957	263,497	258,493	168,090	175,662	162,982	155,980	170,800	174,276
	鳥 取	228,065	224,430	276,075	215,070	225,412	248,863	139,574	147,664	177,836	149,846	148,310	171,324
	秋 田	272,054	296,141	281,663	291,388	255,676	293,133	158,936	175,727	166,843	177,662	157,358	177,088
	鹿 児 島	287,585	279,847	284,339	259,830	289,971	269,254	176,330	161,570	165,549	156,117	176,798	163,560
	宮 崎	263,402	325,796	228,297	257,561	207,153	263,996	156,300	204,021	149,242	152,834	148,727	162,478
	青 森	248,292	249,593	268,359	249,053	237,527	233,006	148,119	150,510	156,245	147,268	156,621	151,354
	沖 縄	239,552	229,970	221,422	205,939	249,796	250,691	139,948	142,076	142,042	137,293	149,549	160,488
全国計	271,136	275,706	280,531	262,359	263,907	273,417	166,244	169,365	173,978	163,655	166,246	172,924	

(資料出所) 総務省「家計調査」

- (注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。  
2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。



## 7 労働者数等の推移

### (1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）						前年比増減（％）					
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東 京	750	797	812	806	800	797	1.7	6.3	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4
	神 奈 川	276	299	303	302	299	306	1.4	8.2	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4
	大 阪	392	389	394	394	394	379	2.0	△ 0.7	1.2	0.0	0.1	△ 3.8
	愛 知	302	319	320	319	318	318	0.7	5.5	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0
	埼 玉	209	211	214	215	214	222	0.3	1.2	1.5	0.2	△ 0.4	3.6
B ランク	千 葉	169	174	172	172	172	177	0.8	2.6	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7
	兵 庫	172	180	182	180	178	182	△ 0.2	4.7	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3
	京 都	88	92	95	95	96	95	1.0	4.2	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6
	茨 城	100	99	99	98	98	102	0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0
	静 岡	140	140	141	141	141	142	0.1	△ 0.2	1.0	△ 0.4	0.4	0.9
	富 山	42	42	42	42	42	43	1.1	0.1	0.1	0.9	0.4	1.8
	広 島	101	105	107	107	107	112	0.4	4.6	1.7	0.2	△ 0.1	4.2
	滋 賀	49	51	51	50	50	50	2.2	3.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5
	栃 木	71	70	70	70	71	74	△ 0.5	△ 1.7	0.6	0.2	1.0	3.7
	群 馬	71	73	73	71	72	73	0.1	3.4	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2
	宮 城	83	81	80	80	80	77	△ 0.8	△ 2.3	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3
	山 梨	28	29	29	29	29	29	1.4	4.1	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5
	三 重	63	65	65	65	66	67	0.8	3.3	0.1	0.8	0.6	2.6
	石 川	44	43	44	43	42	43	0.2	△ 1.8	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9
	福 岡	166	180	180	182	182	187	0.3	8.4	△ 0.3	1.0	0.2	3.0
	香 川	34	34	35	34	34	35	1.5	0.9	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6
	岡 山	68	68	68	68	67	68	0.4	0.5	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9
	福 井	29	30	30	30	30	30	0.8	0.7	1.2	△ 1.3	0.9	1.9
	奈 良	33	39	39	39	39	39	△ 1.7	16.4	0.2	1.1	0.8	△ 1.6
	山 口	50	48	49	48	48	47	1.5	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4
	長 野	73	75	74	75	76	76	0.8	2.8	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2
	北 海 道	177	177	179	180	179	181	0.9	△ 0.3	1.4	0.5	△ 0.3	1.0
	岐 阜	66	68	68	68	67	68	△ 0.2	2.0	0.2	0.0	△ 0.8	1.7
	徳 島	23	24	23	24	25	24	△ 0.1	4.4	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1
	福 島	68	65	66	66	65	67	1.2	△ 4.3	1.7	0.5	△ 1.7	2.4
	新 潟	81	80	82	82	81	83	△ 0.2	△ 0.7	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0
	和 歌 山	28	29	29	29	28	29	0.9	3.3	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7
	愛 媛	43	45	46	45	45	46	0.4	3.8	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3
	島 根	24	23	24	23	23	24	1.7	△ 1.2	1.1	△ 1.8	0.9	2.0
C ランク	大 分	39	38	38	38	38	37	0.2	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6
	熊 本	54	57	58	57	56	56	0.3	5.2	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4
	山 形	38	38	38	38	38	39	0.5	△ 0.9	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3
	佐 賀	25	28	28	28	28	29	△ 1.2	8.5	0.3	1.1	△ 0.8	2.9
	長 崎	42	43	43	42	42	41	△ 0.1	1.9	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1
	岩 手	41	42	42	42	42	41	△ 0.4	2.4	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6
	高 知	22	23	23	23	23	23	2.2	2.8	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3
	鳥 取	18	18	18	18	18	19	0.9	△ 3.7	1.2	0.0	1.2	4.6
	秋 田	32	33	33	33	32	32	0.4	2.1	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9
	鹿 児 島	47	51	53	53	53	57	0.5	8.2	4.0	△ 1.2	1.2	7.8
	宮 崎	31	34	35	35	34	35	0.5	9.5	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0
	青 森	41	42	42	42	42	40	1.0	4.5	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0
沖 縄	41	46	47	47	48	49	1.5	11.0	2.2	0.8	1.0	2.1	
全国計		5,003	4,981	5,078	5,130	5,189	5,134	2.5	1.1	2.0	1.0	1.2	0.9

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

- (注) 1 事業所規模5人以上の数値である。  
 2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。  
 3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。  
 4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

## (2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比増減（％）				
		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東 京	1,006	1,028	1,039	1,056	1,065	2.3	2.2	1.0	1.6	0.9
	神 奈 川	220	223	226	228	229	2.0	1.4	1.3	1.0	0.8
	大 阪	362	368	370	373	375	2.2	1.7	0.7	0.9	0.4
	愛 知	286	291	293	294	294	1.9	1.8	0.5	0.4	0.1
	埼 玉	151	154	156	159	159	2.4	1.7	1.5	1.7	0.2
	千 葉	122	124	126	128	128	2.4	2.0	1.5	1.3	0.2
B ランク	兵 庫	141	142	143	144	143	1.8	1.3	0.6	0.3	△ 0.4
	京 都	75	76	77	77	77	1.4	1.3	0.8	0.1	△ 0.0
	茨 城	79	80	81	82	82	1.8	1.3	0.9	1.0	0.6
	静 岡	117	118	118	119	119	1.5	1.2	0.2	0.5	0.1
	富 山	37	37	37	37	37	1.0	0.6	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5
	広 島	101	102	102	103	102	1.5	0.9	0.3	0.8	△ 0.7
	滋 賀	39	40	40	40	40	2.1	1.8	0.3	△ 0.0	0.3
	栃 木	57	58	58	59	59	1.8	1.3	0.8	1.0	0.3
	群 馬	61	62	63	63	64	2.2	1.6	0.8	0.2	1.1
	宮 城	73	74	74	74	73	1.4	0.9	0.0	0.1	△ 0.8
	山 梨	22	22	23	23	23	2.2	1.5	0.7	0.6	0.6
	三 重	50	50	51	51	51	2.3	1.2	0.1	0.4	0.6
	石 川	38	39	39	39	38	1.7	0.8	0.0	△ 0.3	△ 0.7
	福 岡	172	174	177	178	177	2.0	1.5	1.4	0.6	△ 0.1
	香 川	32	33	33	32	32	1.4	0.9	0.8	△ 2.8	△ 1.0
	岡 山	60	60	61	60	60	1.1	1.2	0.9	△ 0.4	△ 0.5
	福 井	26	26	26	26	26	1.1	0.9	0.3	△ 0.1	△ 0.6
	奈 良	25	25	25	25	25	1.9	1.3	0.8	0.2	△ 0.1
	山 口	41	41	41	41	40	1.0	0.7	0.0	△ 0.2	△ 0.8
	長 野	63	64	64	64	64	1.6	1.0	0.2	0.3	0.1
	北 海 道	154	156	157	157	156	1.2	1.1	0.8	0.1	△ 0.6
	岐 阜	60	60	61	61	61	1.6	1.2	0.4	0.3	△ 0.1
	徳 島	20	20	20	20	20	0.4	0.7	0.0	△ 0.4	△ 0.3
福 島	58	58	58	58	58	0.9	0.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	
新 潟	73	73	73	73	72	1.2	0.6	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	
和 歌 山	24	24	24	25	24	1.2	0.8	0.3	0.3	△ 0.6	
愛 媛	41	41	41	41	40	1.2	0.5	0.2	△ 0.8	△ 0.8	
島 根	21	21	21	20	20	0.7	0.3	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.7	
C ランク	大 分	34	34	33	33	33	1.0	0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4
	熊 本	49	49	50	50	50	2.4	1.1	0.7	0.7	0.1
	山 形	33	33	32	32	32	0.8	0.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.6
	佐 賀	24	24	24	24	24	1.2	0.6	0.4	0.2	△ 0.4
	長 崎	37	37	37	37	36	0.8	0.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 1.0
	岩 手	37	37	37	37	36	0.6	0.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.9
	高 知	20	20	20	20	19	0.5	0.1	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.7
	鳥 取	16	16	16	16	16	1.0	0.7	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7
	秋 田	29	29	29	29	29	0.3	△ 0.2	0.4	0.0	△ 0.2
	鹿 児 島	46	46	46	46	46	0.9	0.8	0.3	0.3	△ 0.1
	宮 崎	30	30	30	30	30	1.5	0.9	0.3	0.2	△ 0.4
青 森	36	36	36	35	35	0.7	0.3	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1	
沖 縄	42	43	44	45	45	2.7	2.2	2.0	1.2	0.2	
全国計		4,335	4,399	4,430	4,461	4,469	1.8	1.5	0.7	0.7	0.2

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

(注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。

(=雇用保険における一括適用)

2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。

3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。

4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込

5 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

### (3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比（%）				
		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東京	795	810	816	823	833	3.2	1.9	0.7	0.9	1.2
	神奈川	496	509	505	500	503	2.3	2.6	△ 0.8	△ 1.0	0.6
	大阪	443	459	463	463	465	2.0	3.6	0.7	0.0	0.6
	愛知	408	414	414	417	418	2.9	1.6	0.0	0.6	0.4
	埼玉	392	398	396	399	403	2.7	1.4	△ 0.4	0.7	1.0
千葉	333	337	337	337	339	1.6	1.1	0.2	0.0	0.3	
B ランク	兵庫	275	276	275	277	278	1.2	0.3	△ 0.2	0.6	0.4
	京都	135	136	136	136	135	0.8	0.8	0.0	△ 0.4	△ 0.4
	茨城	150	151	150	150	150	0.9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	0.0
	静岡	200	200	198	198	197	1.6	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3
	富山	56	56	56	56	55	0.5	0.2	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.7
	広島	144	145	145	145	145	0.6	0.7	0.3	△ 0.2	△ 0.2
	滋賀	76	77	76	75	76	3.1	1.6	△ 0.8	△ 1.6	1.6
	栃木	103	103	103	103	103	0.7	0.2	△ 0.2	△ 0.3	0.1
	群馬	102	103	103	103	103	1.7	0.5	0.0	0.0	0.0
	宮城	122	123	122	122	121	1.8	1.0	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.7
	山梨	45	45	44	44	44	3.2	△ 0.2	△ 2.9	0.7	△ 0.9
	三重	96	99	96	95	94	3.6	3.2	△ 2.9	△ 1.3	△ 1.1
	石川	62	62	61	61	61	1.3	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.3
	福岡	258	260	261	261	261	1.7	0.9	0.3	0.0	0.0
	香川	49	49	49	49	48	1.7	0.0	△ 0.4	△ 1.0	△ 0.4
	岡山	95	96	96	96	96	0.7	0.2	0.0	0.0	0.0
	福井	42	43	42	42	41	1.2	0.5	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.9
	奈良	66	66	66	66	66	1.2	0.5	0.0	0.2	△ 0.3
	山口	70	69	68	68	67	1.2	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.6	△ 2.1
	長野	114	114	114	112	111	1.5	0.2	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2
	北海道	264	267	263	261	260	2.4	0.9	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4
	岐阜	112	112	112	112	112	0.6	0.2	0.0	0.0	△ 0.1
	徳島	36	36	36	36	36	0.6	0.0	△ 0.6	△ 0.6	0.0
	福島	98	98	98	97	96	0.2	0.0	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.6
新潟	119	118	117	116	116	0.9	△ 0.2	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.4	
和歌山	47	48	48	46	46	△ 2.7	2.1	△ 1.7	△ 2.7	△ 0.9	
愛媛	68	69	68	68	68	1.3	0.6	△ 0.4	△ 1.2	0.1	
島根	36	36	35	35	37	4.9	△ 0.3	△ 3.9	0.0	5.7	
C ランク	大分	59	59	59	59	58	1.2	1.0	0.0	△ 1.2	△ 0.5
	熊本	91	92	92	92	91	1.1	0.4	0.2	△ 0.1	△ 0.2
	山形	58	59	58	58	58	1.8	1.7	△ 1.9	0.2	0.9
	佐賀	44	43	44	44	44	0.5	△ 3.0	2.8	1.1	0.0
	長崎	68	68	67	66	66	1.5	△ 0.4	△ 0.6	△ 1.2	△ 1.1
	岩手	67	66	66	64	64	1.7	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.8	△ 1.2
	高知	36	36	35	35	35	0.6	0.0	△ 0.6	△ 0.6	0.0
	鳥取	30	30	30	30	30	1.3	△ 0.3	△ 0.3	0.0	△ 0.3
	秋田	50	50	49	49	48	0.8	0.0	△ 1.6	△ 0.2	△ 2.3
	鹿児島	81	80	80	80	79	0.4	△ 1.4	△ 0.5	0.3	△ 0.5
	宮崎	56	56	56	55	54	0.7	0.5	0.2	△ 1.4	△ 1.8
	青森	65	65	65	64	64	0.3	0.2	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.8
沖縄	71	73	74	74	75	2.4	3.0	0.4	0.5	0.8	
全国計	6,682	6,750	6,710	6,713	6,723	2.1	1.0	△ 0.6	0.0	0.1	

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

(注) 1 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の年平均結果を遡って一部改定している。

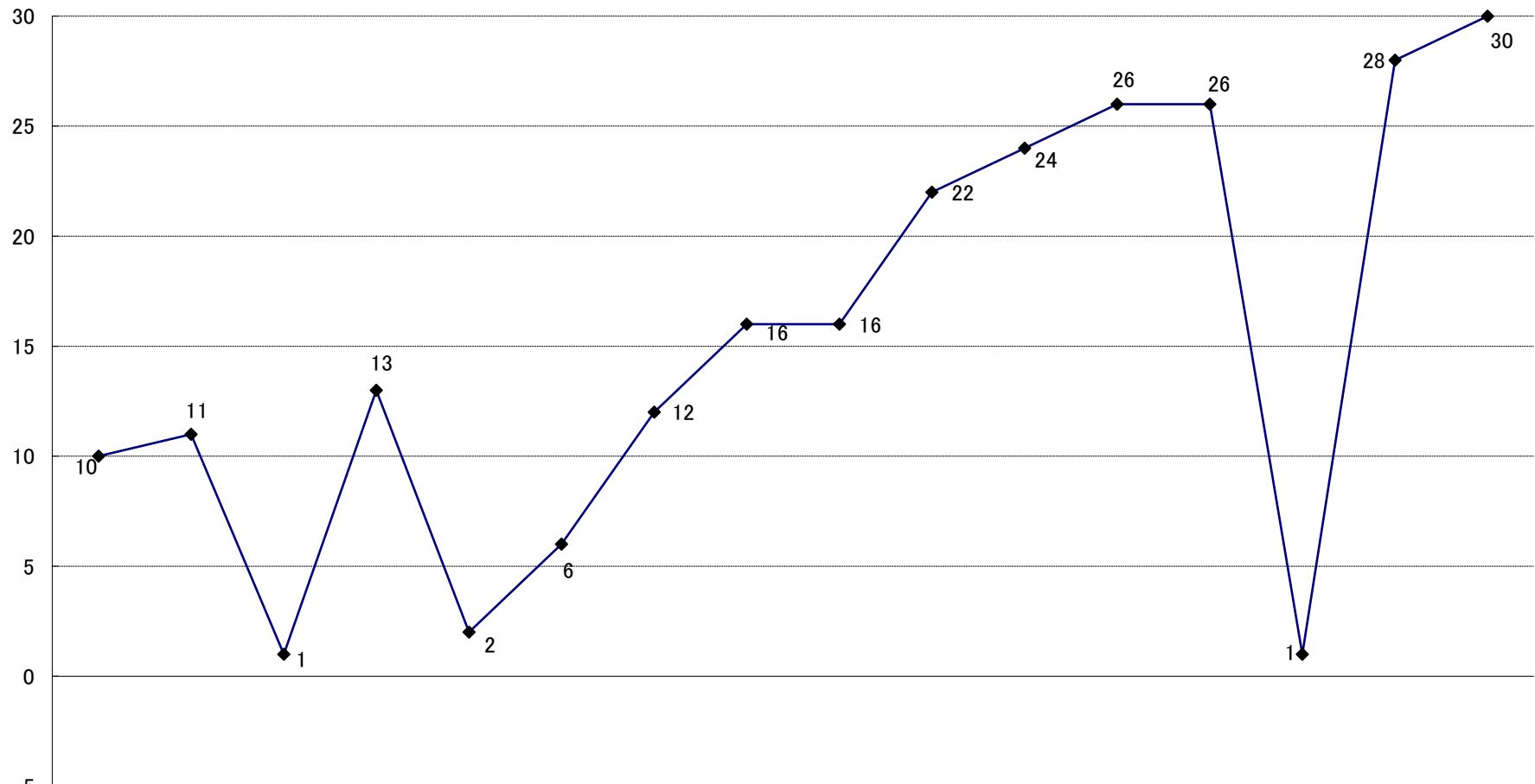
3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

5 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

円

### 岡山県最低賃金年別時間額引上額

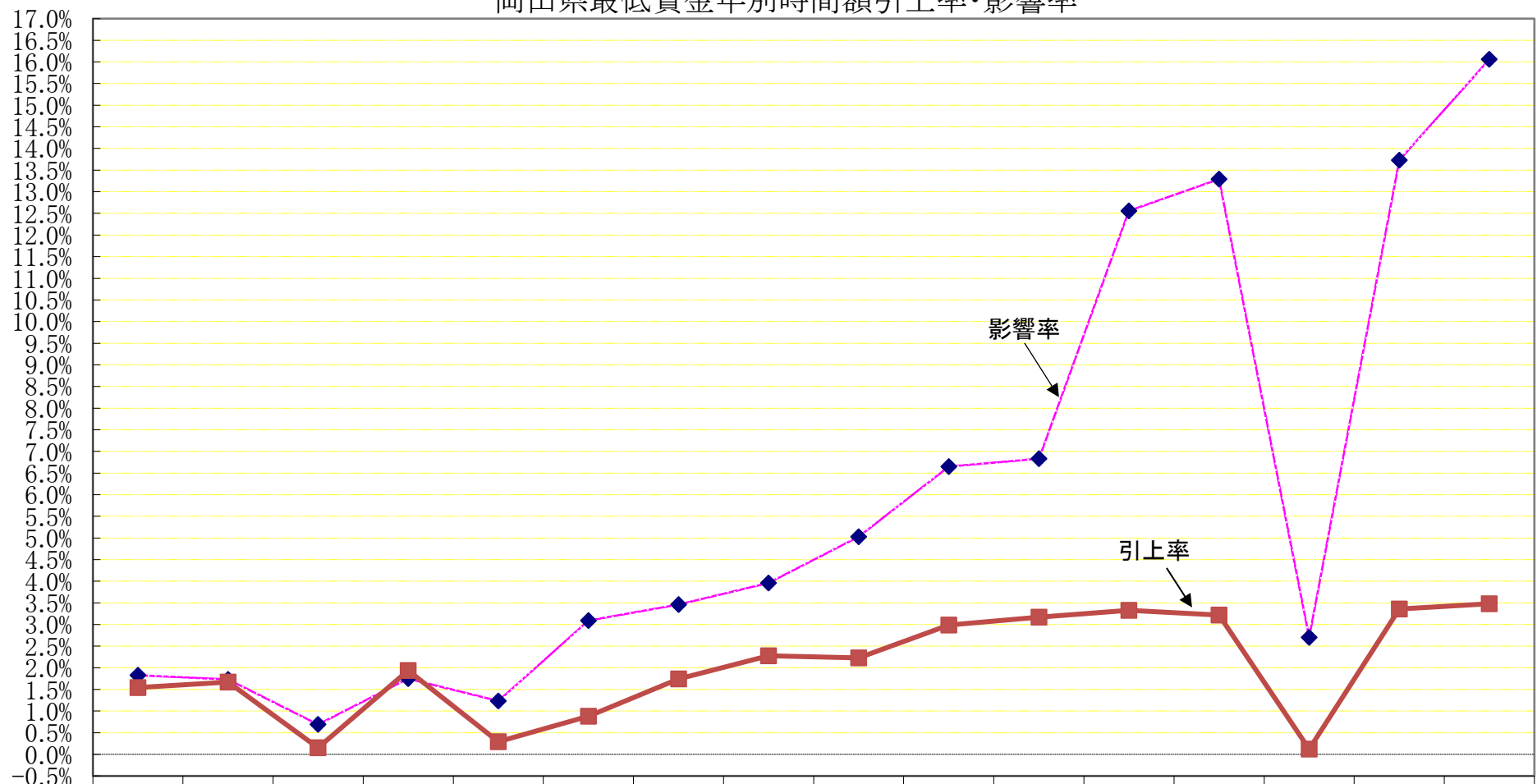


	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
◆ 引上げ額	10	11	1	13	2	6	12	16	16	22	24	26	26	1	28	30
■ 最賃額 頁	658	669	670	683	685	691	703	719	735	757	781	807	833	834	862	892

資料No.6

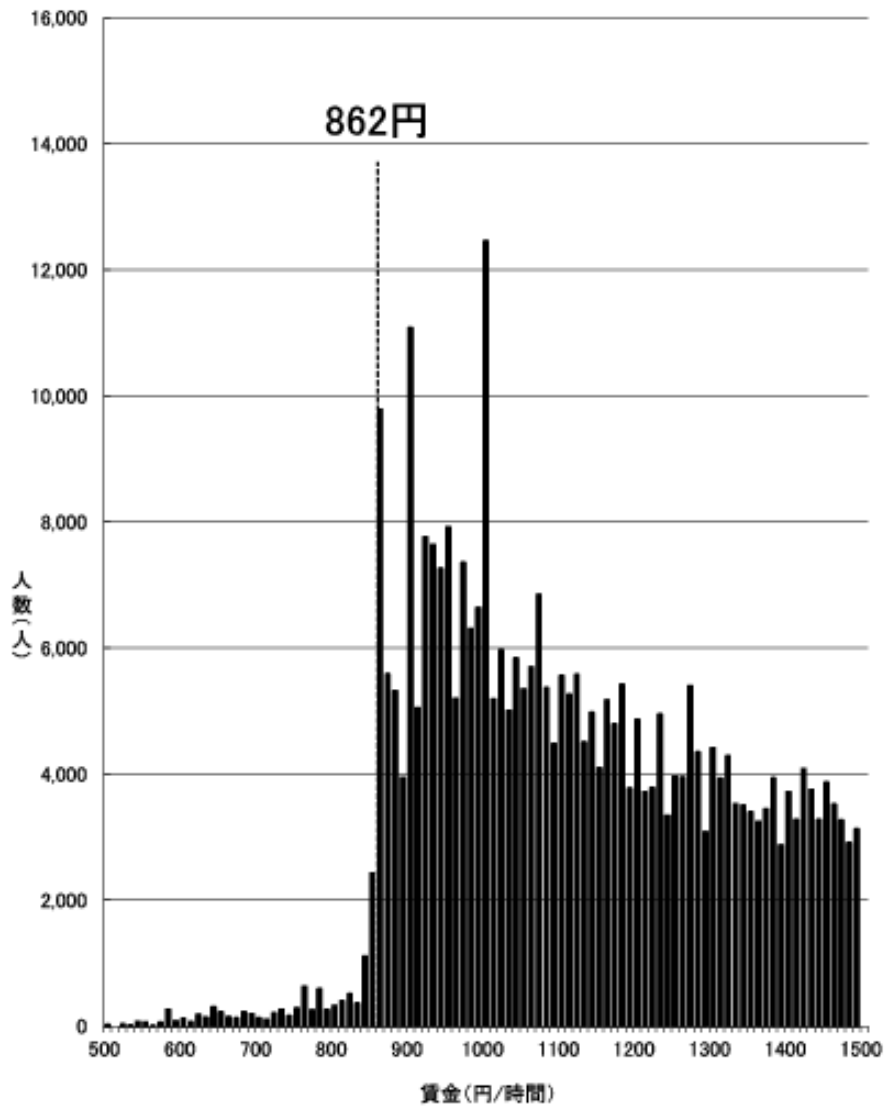


岡山県最低賃金年別時間額引上率・影響率



	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R1年	R2年	R3年	R4年
◆ 系列1	1.83%	1.73%	0.69%	1.75%	1.23%	3.09%	3.46%	3.96%	5.03%	6.65%	6.83%	12.56%	13.29%	2.70%	13.73%	16.06%
■ 系列2	1.54%	1.67%	0.15%	1.94%	0.29%	0.88%	1.74%	2.28%	2.23%	2.99%	3.17%	3.33%	3.22%	0.12%	3.36%	3.48%

### 岡山(B)

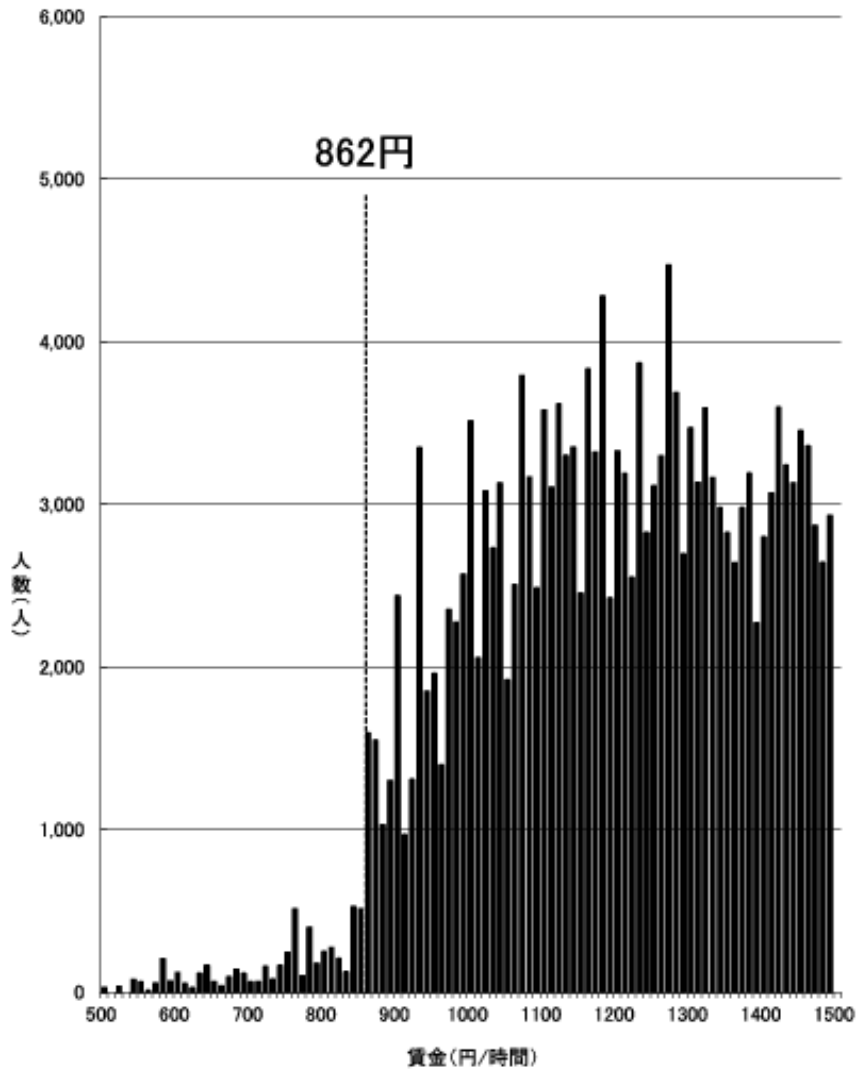


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

## 岡山(B)



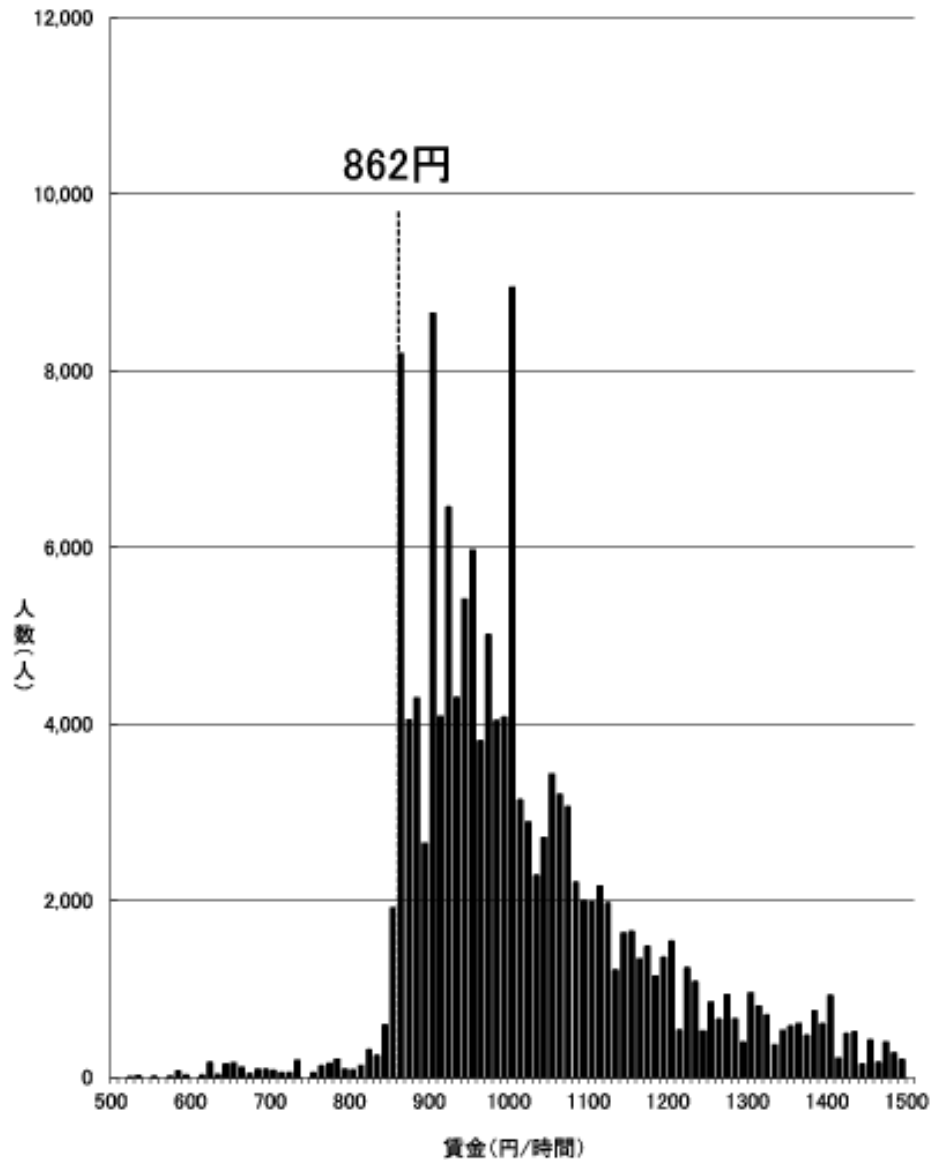
資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。  
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。  
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。  
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者



## 岡山(B)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。  
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。  
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。  
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

### 春季賃上げ妥結状況（岡山県）

（令和5年7月6日現在）

区分	調査対象	2023年				2022年	
		集計月日	企業・組合数	金額(円)	賃上率(%)	金額(円)	賃上率(%)
連合岡山	加盟組合	7月5日	90	7,214	3.04	4,403	1.87
経営者協会	県内企業	6月21日	54	8,001	3.04	5,069	1.99

## 春季賃上げ妥結状況（2023年）（全国）

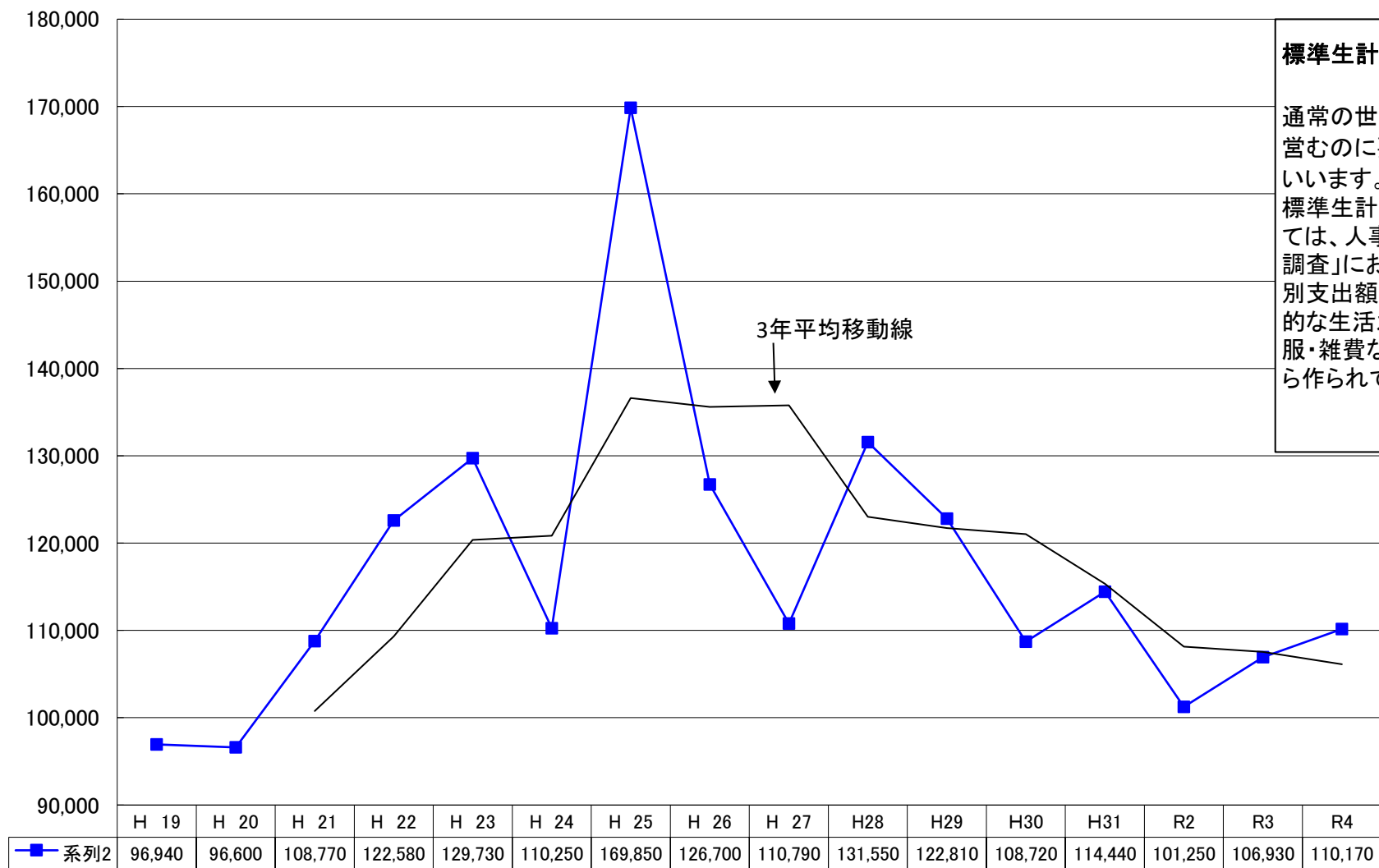
（令和5年7月5日現在）

区分		調査対象	2023年				2022年		
			集計月日	企業・組合数	金額(円)	賃上率(%)	企業・組合数	金額(円)	賃上率(%)
大企業	連 合	1,000人以上	7月5日	組合 471	11,380	3.69	組合 446	6,396	2.12
	経 団 連	大手(原則として、従業員数500人以上)	5月19日	社 92	13,110	3.91	社 81	7,430	2.27
中小企業	連 合	100人以上300人未満	7月5日	組合 1,510	8,451	3.32	組合 1,412	5,010	1.98
		100人未満		2,313	6,867	2.94	2,184	4,387	1.89
	経 団 連	中小(従業員500人未満)	6月23日	社 277	7,864	2.94	社 249	5,219	1.97

- (注) 1 額、率とも平均賃金方式による加重平均。  
 2 2022年については、連合調べは2022年7月5日公表分、経団連調べは5月20日、6月10日公表分である。  
 3 経団連調べは了承も含む。

## 世帯人員数別(1人)標準生計費の推移 (岡山市)

(円)



### 標準生計費

通常の家計が標準的な生活を営むのに要する費用のことをいいます。  
標準生計費の算定の仕方としては、人事院の例では、「家計調査」における毎年4月の費目別支出額を参考に、最も標準的な生活水準(食料・住居・被服・雑費などの消費支出分)から作られています。

資料No.10

資料出所:岡山県人事委員会

令和5年6月

岡山労働局職業安定課

# 雇用情勢

## ■ 雇用情勢のポイント

令和5年6月の有効求人倍率(季節調整値)は1.57倍となり、前月と比べ0.02ポイント上昇した。

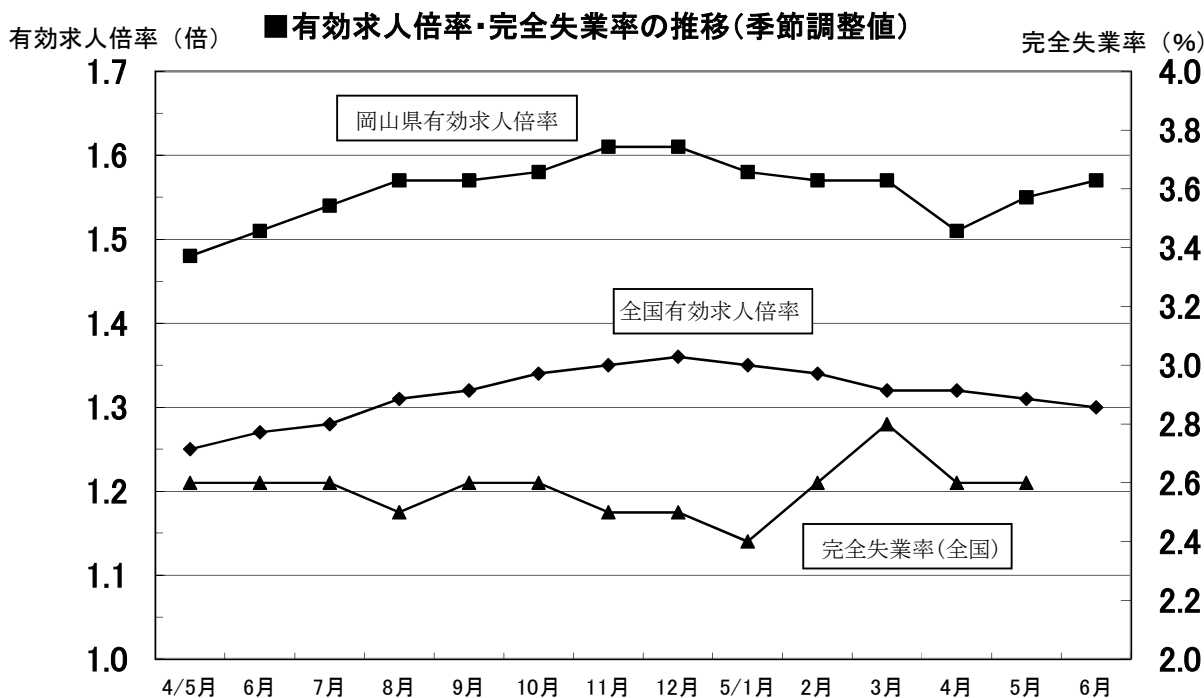
前月と比較して、有効求人数(季節調整値)は2.0%増加し、有効求職者数(季節調整値)は0.8%増加した。

新規求人数(原数値)を産業別に前年同月と比較すると、主な産業では、卸売業・小売業(26.4%増)で増加したが、建設業(15.2%減)、製造業(2.5%減)、運輸業・郵便業(13.7%減)、宿泊業・飲食サービス業(16.4%減)、医療・福祉(6.2%減)、サービス業(他に分類されないもの)(29.4%減)で減少したことから、全体では前年同月比で4.1%減となり、2か月ぶりに減少した。

新規求職者数(原数値)は、前年同月比で5.2%減となり、2か月ぶりに減少した。

6月の岡山県内の  
有効求人倍率は

**1.57倍**です



	4/5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5/1月	2月	3月	4月	5月	6月
岡山県有効求人倍率	1.48	1.51	1.54	1.57	1.57	1.58	1.61	1.61	1.58	1.57	1.57	1.51	1.55	1.57
全国有効求人倍率	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30
完全失業率(全国)	2.6	2.6	2.6	2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6	

- ・有効求人倍率は新規学卒者を除き、パートタイムを含む。
- ・令和3年9月以降についてはオンライン求職登録者にかかる件数を含む。

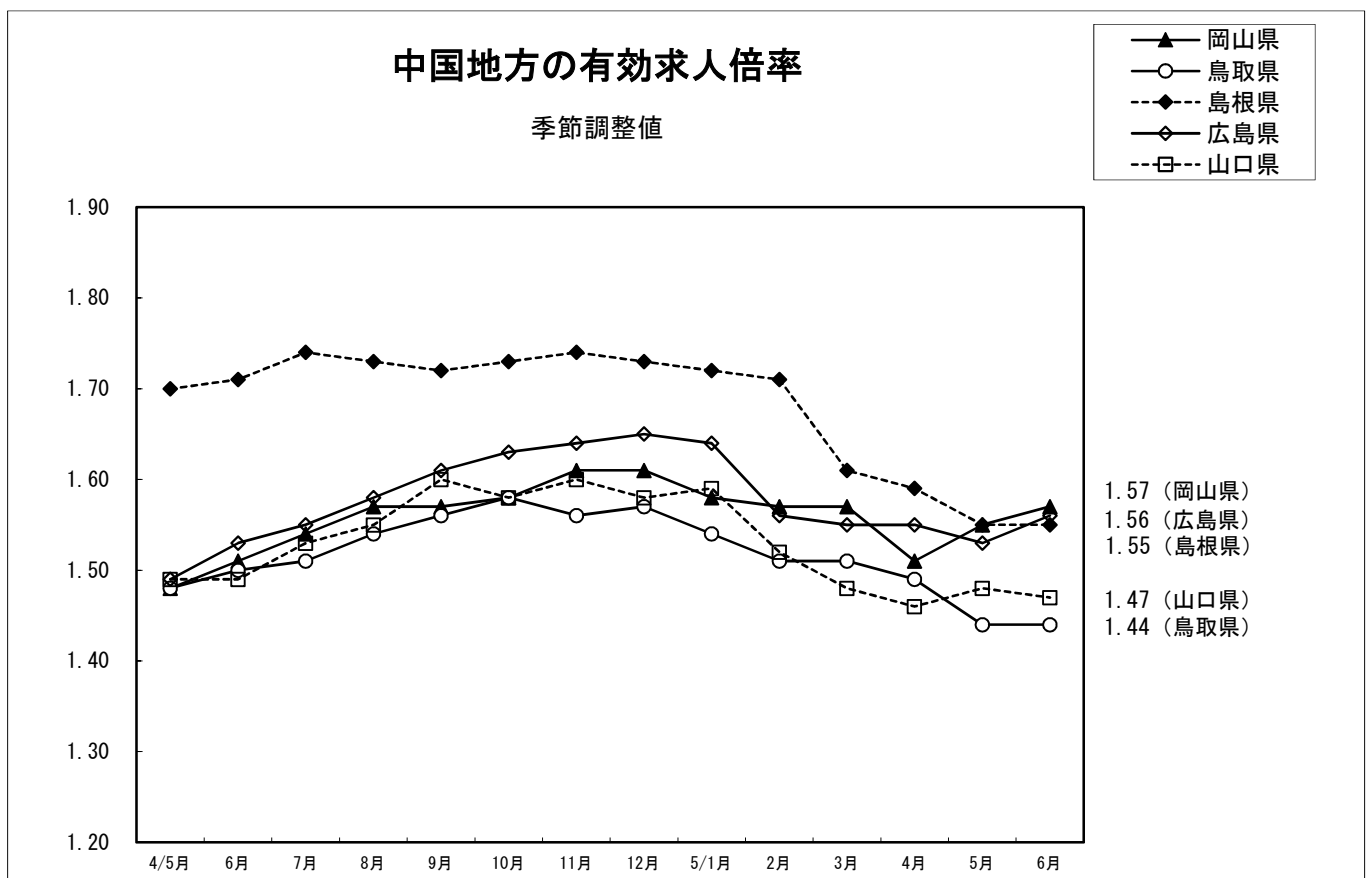
\* いずれも季節調整値

☆岡山労働局のホームページ

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>

# Contents

- 中国地方の有効求人倍率 . . . . . 1
- 一般労働市場の動向 . . . . . 2
- 雇用保険業務状況 . . . . . 4
- 産業別・規模別新規求人状況 . . . . . 6
- 正社員求人倍率等の推移 . . . . . 7
- 中高年齢者（パートを除く）の動向 . . . . . 8
- パートタイムの状況 . . . . . 10
- 新規求職者(常用)の態様別の状況（パートを含む） . . . 11
- 新規求職者(常用)の年齢別の状況（パートを含む） . . . 12
- ハローワーク別有効求人倍率 . . . . . 13
- 都道府県別有効求人倍率の状況 . . . . . 13
- 岡山県の経済市場の動向 . . . . . 14
- 全国の雇用失業情勢 . . . . . 16



## 一般労働市場の動向

項目 年度 年月	新 規						有 効					
	求 人		求 職		求人倍率		求 人		求 職		求人倍率	
	対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)		原数値 (倍)	季調値 (倍)	対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)		原数値 (倍)	季調値 (倍)
30年度	19,453	3.5	6,751	-7.2	2.88	—	55,559	4.5	27,975	-4.6	1.99	—
元年度	18,639	-4.2	6,527	-3.3	2.86	—	53,908	-3.0	27,022	-3.4	1.99	—
2年度	14,801	-20.6	6,347	-2.8	2.33	—	42,258	-21.6	28,834	6.7	1.47	—
3年度	15,386	3.9	6,443	1.5	2.39	—	43,396	2.7	30,852	7.0	1.41	—
4年度	16,239	5.5	6,420	-0.3	2.53	—	46,567	7.3	30,053	-2.6	1.55	—
3/4～6	14,403	2.4	7,027	-0.7	2.05	2.41	41,285	-1.7	31,516	13.6	1.31	1.41
3/7～9	14,698	3.5	6,157	0.6	2.39	2.38	41,297	3.2	30,677	5.5	1.35	1.39
3/10～12	15,564	1.5	5,822	6.1	2.67	2.34	44,038	1.5	30,776	4.9	1.43	1.38
4/1～3	16,877	8.2	6,765	0.9	2.49	2.46	46,964	7.7	30,440	4.3	1.54	1.44
4/4～6	15,770	9.5	7,411	5.5	2.13	2.50	45,199	9.5	32,758	3.9	1.38	1.48
4/7～9	15,956	8.6	6,063	-1.5	2.63	2.62	45,793	10.9	30,329	-1.1	1.51	1.56
4/10～12	16,634	6.9	5,528	-5.1	3.01	2.62	47,583	8.0	28,698	-6.8	1.66	1.60
5/1～3	16,596	-1.7	6,679	-1.3	2.48	2.49	47,690	1.5	28,426	-6.6	1.68	1.57
5/4～6	15,766	-0.0	7,257	-2.1	2.17	2.55	44,815	-0.9	31,328	-4.4	1.43	1.54
4年4月	16,137	4.5	8,848	-1.0	1.82	2.43	45,708	7.8	32,946	2.3	1.39	1.47
5月	14,469	6.4	6,867	17.9	2.11	2.44	44,626	9.4	33,039	4.9	1.35	1.48
6月	16,704	17.9	6,519	3.2	2.56	2.63	45,264	11.4	32,289	4.6	1.40	1.51
7月	16,263	7.8	5,820	-6.1	2.79	2.63	45,242	11.5	30,519	1.8	1.48	1.54
8月	15,344	9.6	6,174	2.5	2.49	2.63	46,116	12.1	30,332	-1.5	1.52	1.57
9月	16,261	8.4	6,195	-0.8	2.62	2.59	46,022	9.1	30,135	-3.7	1.53	1.57
10月	17,557	8.2	6,367	-0.4	2.76	2.56	47,057	9.1	30,089	-4.6	1.56	1.58
11月	16,684	7.9	5,568	-7.1	3.00	2.71	48,203	8.3	28,968	-6.8	1.66	1.61
12月	15,662	4.4	4,649	-8.5	3.37	2.59	47,490	6.8	27,037	-9.0	1.76	1.61
5年1月	17,350	-6.1	6,633	-1.9	2.62	2.53	47,578	1.5	27,411	-8.3	1.74	1.58
2月	16,712	6.7	6,703	6.7	2.49	2.45	48,084	2.0	28,420	-5.7	1.69	1.57
3月	15,726	-4.6	6,701	-7.6	2.35	2.50	47,408	1.2	29,446	-5.8	1.61	1.57
5年4月	15,206	-5.8	8,584	-3.0	1.77	2.27	44,659	-2.3	31,097	-5.6	1.44	1.51
5月	16,080	11.1	7,009	2.1	2.29	2.74	44,472	-0.3	31,666	-4.2	1.40	1.55
6月	16,013	-4.1	6,177	-5.2	2.59	2.65	45,313	0.1	31,220	-3.3	1.45	1.57
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
6年1月												
2月												
3月												

注1 計上数及び指数は新規学卒者を除きパートタイムを含む。

注2 年度、四半期の数値は月平均である。

項目 年度 年月	就 職						高 年 齢 求 職 者						
	合 計		就 職 率 (%)	雇用保険受給者		高年齢者		新 規		有 効			
	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	構成比 (%)	対前年 増減率 (%)	構成比 (%)			
30年度	2,467	-8.9	36.5	678	-5.1	573	2.9	1,760	-0.5	26.1	7,755	0.9	27.7
元年度	2,240	-9.2	34.3	641	-5.4	556	-3.1	1,835	4.3	28.1	7,757	0.0	28.7
2年度	1,974	-11.9	31.1	592	-7.7	505	-9.1	1,927	5.0	30.4	8,976	15.7	31.1
3年度	1,983	0.5	30.8	589	-0.5	537	6.3	2,030	5.4	31.5	10,176	13.4	33.0
4年度	1,931	-2.6	30.1	568	-3.5	561	4.4	2,065	1.7	32.2	9,802	-3.7	32.6
3/4～6	2,149	8.8	30.6	600	11.6	563	18.9	2,386	6.1	34.0	10,874	23.9	34.5
3/7～9	1,869	-2.8	30.4	561	-10.5	494	2.0	1,863	7.4	30.3	10,001	13.9	32.6
3/10～12	1,878	-1.3	32.3	596	-2.7	523	6.0	1,770	9.7	30.4	9,979	10.5	32.4
4/1～3	2,034	-2.8	30.1	597	1.4	568	-0.2	2,102	-0.3	31.1	9,851	5.8	32.4
4/4～6	2,096	-2.5	28.3	603	0.5	580	2.9	2,520	5.6	34.0	11,208	3.1	34.2
4/7～9	1,852	-0.9	30.5	573	2.0	523	5.8	1,810	-2.9	29.9	9,741	-2.6	32.1
4/10～12	1,834	-2.3	27.5	554	-7.2	546	4.3	1,739	-1.7	31.5	9,179	-8.0	32.0
5/1～3	1,941	-4.6	29.1	544	-9.0	595	4.8	2,191	4.3	32.8	9,083	-7.8	32.0
5/4～6	2,018	-3.7	27.8	562	-6.8	612	5.6	2,643	4.9	36.4	10,976	-2.1	35.0
4年4月	2,157	-7.3	24.4	573	-6.7	578	-9.8	3,389	-4.5	38.3	11,223	0.3	34.1
5月	1,996	0.4	29.1	597	6.8	571	12.6	2,231	26.9	32.5	11,346	4.2	34.3
6月	2,134	0.1	32.7	640	1.9	590	8.9	1,940	4.9	29.8	11,054	4.8	34.2
7月	1,816	-0.5	31.2	573	7.7	510	11.6	1,731	-12.5	29.7	9,981	1.3	32.7
8月	1,784	1.7	28.9	562	7.0	506	11.7	1,855	6.5	30.0	9,700	-3.2	32.0
9月	1,955	-3.6	31.6	583	-7.0	553	-3.5	1,844	-1.3	29.8	9,541	-5.8	31.7
10月	1,944	-1.2	30.5	580	-5.5	544	3.0	2,054	2.1	32.3	9,624	-5.8	32.0
11月	1,868	-2.3	33.5	570	-9.7	581	10.0	1,735	-1.1	31.2	9,281	-7.9	32.0
12月	1,690	-3.7	36.4	511	-6.1	512	-0.2	1,428	-7.5	30.7	8,631	-10.5	31.9
5年1月	1,476	-11.0	22.3	453	-17.8	445	0.2	2,173	0.4	32.8	8,693	-10.2	31.7
2月	1,962	-2.0	29.3	553	-4.8	599	-0.8	2,165	14.1	32.3	9,019	-8.0	31.7
3月	2,384	-2.4	35.6	625	-5.3	741	13.0	2,236	-0.3	33.4	9,536	-5.3	32.4
5年4月	2,022	-6.3	23.6	494	-13.8	629	8.8	3,494	3.1	40.7	10,844	-3.4	34.9
5月	2,019	1.2	28.8	576	-3.5	610	6.8	2,399	7.5	34.2	11,119	-2.0	35.1
6月	2,013	-5.7	32.6	617	-3.6	598	1.4	2,036	4.9	33.0	10,964	-0.8	35.1
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
6年1月													
2月													
3月													

注3 高年齢求職者とは55歳以上の求職者である。

注4 高年齢求職者欄の構成比は新規及び有効求職者総数に対する構成比である。

注5 就職率＝就職件数/新規求職者数



# 雇用保険業務状況

項目 年度 年月	① 適用事業所数		② 被保険者数		③ 資格取得者数			④ 資格喪失者数		
		対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	取得 率 (%)		対前年 増減率 (%)	喪失 率 (%)	
30年度	33,563	1.7	597,128	1.1	9,012	-2.3	1.51	8,337	0.6	1.38
元年度	33,984	1.3	603,931	1.1	9,119	1.2	1.51	8,360	0.3	1.37
2年度	34,513	1.6	607,646	0.6	8,099	-11.2	1.33	7,914	-5.3	1.29
3年度	34,986	1.4	603,836	-0.6	7,694	-5.0	1.27	7,813	-1.3	1.28
4年度	35,314	0.9	601,199	-0.4	8,197	6.5	1.36	8,249	5.6	1.35
3/4～6	34,862	1.6	605,579	-0.5	12,389	-7.1	2.05	10,252	-8.5	1.66
3/7～9	34,952	1.4	605,805	-0.6	6,235	1.0	1.03	7,158	4.8	1.17
3/10～12	34,993	1.3	603,415	-0.7	6,130	-3.9	1.02	6,593	0.5	1.08
4/1～3	35,136	1.2	600,545	-0.7	6,023	-7.6	1.00	7,248	2.7	1.19
4/4～6	35,252	1.1	603,805	-0.3	12,686	2.4	2.10	10,760	5.0	1.75
4/7～9	35,319	1.1	603,730	-0.3	6,871	10.2	1.14	7,784	8.8	1.27
4/10～12	35,291	0.9	600,535	-0.5	6,683	9.0	1.11	7,019	6.5	1.16
5/1～3	35,395	0.7	596,724	-0.6	6,549	8.7	1.10	7,433	2.6	1.23
5/4～6	35,406	0.4	599,434	-0.7	12,669	-0.1	2.11	10,870	1.0	1.78
4年4月	35,210	1.2	601,248	-0.3	18,342	-0.7	3.05	16,863	1.3	2.73
5月	35,265	1.2	604,880	-0.2	11,612	13.5	1.92	7,875	8.1	1.29
6月	35,281	1.0	605,286	-0.4	8,105	-4.2	1.34	7,542	10.5	1.23
7月	35,347	1.1	604,676	-0.4	7,261	7.9	1.20	7,923	8.6	1.29
8月	35,400	1.1	604,003	-0.3	6,655	16.6	1.10	7,335	5.7	1.20
9月	35,211	1.0	602,512	-0.4	6,697	6.8	1.11	8,095	11.8	1.33
10月	35,257	0.9	601,061	-0.4	7,295	8.3	1.21	8,834	9.8	1.45
11月	35,292	0.8	601,308	-0.3	6,838	12.7	1.14	6,316	2.2	1.04
12月	35,325	0.8	599,236	-0.7	5,915	5.8	0.99	5,907	6.4	0.98
5年1月	35,361	0.8	596,909	-0.7	6,057	3.8	1.01	8,184	2.0	1.35
2月	35,411	0.8	596,939	-0.6	6,520	13.2	1.09	6,456	4.4	1.07
3月	35,413	0.6	596,324	-0.6	7,069	9.3	1.19	7,660	1.6	1.27
5年4月	35,415	0.6	594,081	-1.2	15,075	-17.8	2.54	17,223	2.1	2.82
5月	35,404	0.4	601,923	-0.5	15,233	31.2	2.53	8,023	1.9	1.32
6月	35,400	0.3	602,297	-0.5	7,699	-5.0	1.28	7,365	-2.3	1.21
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
6年1月										
2月										
3月										

注1 各年度、四半期の数値は月平均である。

注2 ②の各月の数値は月末現在である。

取得率=③/②×100 喪失率=④/(②+④)×100

項目 年度 年月	④のうち			⑥			⑦		⑧			⑨
	⑤	解雇		受給資格決定件数 (基本分)		構成比	初回受給者数 (基本分)		受給者実人員 (基本分)		受給率 (%)	
		対前年 増減率 (%)	解雇 率 (%)	対前年 増減率 (%)				対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)		構成比 (%)
30年度	369	-21.3	4.4	1,861	0.4	27.6	1,645	16.7	6,656	9.8	23.8	1.1
元年度	386	4.7	4.6	1,832	-1.6	28.1	1,521	-7.5	6,520	-2.0	24.1	1.1
2年度	478	24.0	6.0	1,905	4.0	30.0	1,532	0.7	6,533	0.2	22.7	1.1
3年度	382	-20.2	4.9	1,736	-8.9	26.9	1,456	-5.0	6,722	2.9	21.8	1.1
4年度	349	-8.6	4.2	1,762	1.5	27.4	1,430	-1.8	6,238	-7.2	20.8	1.0
3/4～6	561	-22.2	5.5	2,238	-11.3	31.9	1,774	10.7	6,897	33.1	21.9	1.1
3/7～9	291	-29.6	4.1	1,601	-11.5	26.0	1,475	-15.9	7,413	0.7	24.2	1.2
3/10～12	364	2.1	5.5	1,521	-3.0	26.1	1,349	2.2	6,621	-4.4	21.5	1.1
4/1～3	312	-26.3	4.3	1,582	-8.0	23.4	1,225	-15.6	5,958	-10.7	19.6	1.0
4/4～6	431	-23.1	4.0	2,214	-1.3	29.9	1,675	-5.6	6,109	-11.4	18.6	1.0
4/7～9	304	4.6	3.9	1,640	2.5	27.1	1,463	-0.8	6,878	-7.2	22.7	1.1
4/10～12	331	-9.0	4.7	1,554	2.2	28.1	1,354	0.4	6,158	-7.0	21.5	1.0
5/1～3	330	5.8	4.4	1,638	3.5	24.5	1,226	0.1	5,809	-2.5	20.4	1.0
5/4～6	600	39.1	5.5	2,299	3.8	31.7	1,783	6.4	6,179	1.1	19.7	1.0
4年4月	686	-33.1	4.1	2,307	-12.4	26.1	1,303	-22.2	5,502	-16.6	16.7	0.9
5月	336	-1.2	4.3	2,476	10.9	36.1	1,871	3.4	6,146	-8.0	18.6	1.0
6月	272	-13.9	3.6	1,860	0.6	28.5	1,851	0.7	6,678	-10.0	20.7	1.1
7月	321	2.6	4.1	1,578	1.3	27.1	1,547	-5.8	6,773	-10.9	22.2	1.1
8月	261	4.4	3.6	1,719	8.2	27.8	1,560	9.5	7,137	-4.3	23.5	1.2
9月	330	6.8	4.1	1,624	-1.9	26.2	1,283	-5.5	6,723	-6.4	22.3	1.1
10月	415	-3.9	4.7	1,809	3.5	28.4	1,359	15.2	6,394	-3.7	21.3	1.1
11月	268	-6.3	4.2	1,586	2.8	28.5	1,477	-5.4	6,145	-9.3	21.2	1.0
12月	311	-16.8	5.3	1,267	-0.4	27.3	1,227	-5.9	5,935	-7.9	22.0	1.0
5年1月	401	-2.2	4.9	1,652	-4.6	24.9	1,298	9.8	6,046	-3.6	22.1	1.0
2月	281	22.7	4.4	1,588	19.7	23.7	1,195	9.2	5,743	0.7	20.2	1.0
3月	309	3.7	4.0	1,673	-0.9	25.0	1,185	-15.2	5,637	-4.4	19.1	0.9
5年4月	973	41.8	5.6	2,487	7.8	29.0	1,436	10.2	5,449	-1.0	17.5	0.9
5月	480	42.9	6.0	2,554	3.2	36.4	2,120	13.3	6,353	3.4	20.1	1.0
6月	347	27.6	4.7	1,856	-0.2	30.0	1,792	-3.2	6,734	0.8	21.6	1.1
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
6年1月												
2月												
3月												

解雇率=⑤/④×100 ⑥の構成比=⑥/新規求職申込件数×100

⑧の構成比=⑧/有効求職者数×100 ⑨=⑧/(②+⑧)×100

# 産業別・規模別新規求人状況

★新産業分類（平成25年10月改定「日本標準産業分類」）に基づく区分による求人状況

項目	年度(月平均)		4年			5年			対前年度・前年同月増減率(%)				
	3年度	4年度	4	5	6	4	5	6	4年度	4	5	6	
A・B 農・林・漁業	133	137	135	169	111	132	129	143	3.5	-2.2	-23.7	28.8	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	13	12	7	16	20	3	8	11	-3.9	-57.1	-50.0	-45.0	
D 建設業	1,525	1,464	1,400	1,353	1,794	1,240	1,422	1,522	-4.0	-11.4	5.1	-15.2	
E 製造業	1,854	1,967	2,048	1,770	2,084	1,675	1,775	2,031	6.1	-18.2	0.3	-2.5	
(09) 食料品	297	288	353	276	301	311	263	214	-3.1	-11.9	-4.7	-28.9	
(10) 飲料・たばこ・飼料	21	25	19	14	33	17	17	33	15.2	-10.5	21.4	0.0	
(11) 繊維	226	260	296	227	240	228	234	236	15.3	-23.0	3.1	-1.7	
(12) 木材・木製品	34	33	43	17	37	35	23	30	-1.7	-18.6	35.3	-18.9	
(13) 家具・装備品	26	27	27	18	50	5	30	35	1.3	-81.5	66.7	-30.0	
(14) パルプ・紙・紙加工品	25	37	33	27	32	19	37	48	46.8	-42.4	37.0	50.0	
(15) 印刷・同関連業	35	47	50	40	42	38	54	43	34.7	-24.0	35.0	2.4	
(16) 化学工業	76	94	96	74	94	102	94	67	22.5	6.3	27.0	-28.7	
(17) 石油製品・石炭製品	5	7	2	13	2	3	11	7	42.4	50.0	-15.4	250.0	
(18) プラスチック製品	99	97	97	114	60	97	127	58	-1.9	0.0	11.4	-3.3	
(19) ゴム製品	33	40	49	19	46	44	20	73	19.7	-10.2	5.3	58.7	
(21) 窯業・土石製品	88	91	83	93	108	61	74	117	3.7	-26.5	-20.4	8.3	
(22) 鉄鋼	72	77	61	55	112	42	58	110	6.5	-31.1	5.5	-1.8	
(23) 非鉄金属	24	30	25	35	31	27	15	43	27.2	8.0	-57.1	38.7	
(24) 金属製品	197	180	204	152	244	142	146	209	-9.0	-30.4	-3.9	-14.3	
(25) はん用機械器具	108	120	96	138	110	66	136	127	11.5	-31.3	-1.4	15.5	
(26) 生産用機械器具	119	127	103	97	179	102	103	174	7.2	-1.0	6.2	-2.8	
(27) 業務用機械器具	25	18	9	26	28	14	6	12	-30.3	55.6	-76.9	-57.1	
(28) 電子部品・デバイス・電子回路	42	35	28	39	38	9	38	35	-16.0	-67.9	-2.6	-7.9	
(29) 電気機械器具	93	94	106	86	109	112	52	103	2.0	5.7	-39.5	-5.5	
(30) 情報通信機械器具	9	9	8	8	4	8	8	21	-4.6	0.0	0.0	425.0	
(31) 輸送用機械器具	177	197	236	163	152	168	201	199	11.4	-28.8	23.3	30.9	
(20・32) その他	22	35	24	39	32	25	28	37	54.5	4.2	-28.2	15.6	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	9	12	10	6	23	4	5	8	28.8	-60.0	-16.7	-65.2	
G 情報通信業	144	144	134	145	123	110	106	183	0.0	-17.9	-26.9	48.8	
H 運輸業、郵便業	1,077	1,113	1,120	1,090	1,191	1,015	1,137	1,028	3.4	-9.4	4.3	-13.7	
I 卸売業・小売業	2,996	3,254	3,062	3,009	2,721	3,356	4,309	3,440	8.6	9.6	43.2	26.4	
(50~55) 卸売業	461	491	476	526	514	441	414	467	6.6	-7.4	-21.3	-9.1	
(56~61) 小売業	2,535	2,763	2,586	2,483	2,207	2,915	3,895	2,973	9.0	12.7	56.9	34.7	
J 金融・保険業	70	71	76	83	54	80	51	56	1.0	5.3	-38.6	3.7	
K 不動産業、物品賃貸業	184	200	256	179	182	196	176	204	9.1	-23.4	-1.7	12.1	
L 学術研究、専門・技術サービス業	229	232	163	231	297	221	202	227	1.0	35.6	-12.6	-23.6	
M 宿泊業、飲食サービス業	929	949	1,154	867	952	958	897	796	2.1	-17.0	3.5	-16.4	
(76) 飲食店	435	440	540	436	419	398	518	269	1.1	-26.3	18.8	-35.8	
N 生活関連サービス業、娯楽業	408	440	393	363	561	430	350	497	7.9	9.4	-3.6	-11.4	
O 教育、学習支援業	141	169	195	116	153	163	142	136	19.8	-16.4	22.4	-11.1	
P 医療、福祉	4,090	4,261	4,575	3,673	4,670	4,371	3,818	4,380	4.2	-4.5	3.9	-6.2	
(83) 医療業	1,289	1,326	1,285	1,251	1,435	1,198	1,209	1,357	2.9	-6.8	-3.4	-5.4	
(85) 社会保険・社会福祉・介護事業	2,789	2,922	3,276	2,418	3,225	3,148	2,601	3,008	4.7	-3.9	7.6	-6.7	
Q 複合サービス事業	47	65	80	79	62	65	61	59	39.3	-18.8	-22.8	-4.8	
R サービス業（他に分類されないもの）	1,119	1,230	1,033	1,152	1,517	963	1,247	1,071	9.9	-6.8	8.2	-29.4	
(91) 職業紹介・労働者派遣業	129	119	104	133	105	112	44	116	-7.1	7.7	-66.9	10.5	
(92) その他の事業サービス業	669	785	619	656	1,039	622	868	663	17.4	0.5	32.3	-36.2	
S・T 公務、その他	419	521	296	168	189	224	245	221	24.3	-24.3	45.8	16.9	
合計	15,386	16,239	16,137	14,469	16,704	15,206	16,080	16,013	5.5	-5.8	11.1	-4.1	
規模別	0~29人	9,648	9,929	9,480	9,289	10,730	8,867	9,776	9,680	2.9	-6.5	5.2	-9.8
30~99人	3,896	4,256	4,795	3,403	4,143	4,673	4,346	4,572	9.2	-2.5	27.7	10.4	
100~299人	1,196	1,232	1,126	1,186	1,283	959	1,313	1,117	3.0	-14.8	10.7	-12.9	
300~499人	299	353	278	329	274	273	306	258	18.0	-1.8	-7.0	-5.8	
500~999人	140	180	177	140	144	239	217	206	28.4	35.0	55.0	43.1	
1000人以上	206	290	281	122	130	195	122	180	40.6	-30.6	0.0	38.5	

注1 計上数はパートタイムを含む。

注2 規模別欄は、事業所の従業員数に基づき計上している。

注3 対前年度増減率は、年度計に基づき計上している。

## 正社員求人倍率等の推移

項目 年度 年月	新 規					有 効					就 職			全国：正
	正社員求人		求職(常用)		求人倍率	正社員求人		求職(常用)		求人倍率	就職件数(充足数)		充足率	社員有効
	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	(原数値) (倍)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	(原数値) (倍)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	(%)	(原数値) (倍)
30年度	8,889	6.6	4,467	-8.3	1.99	25,633	7.1	17,682	-6.8	1.45	1,188	-7.5	13.4	1.13
元年度	8,566	-3.6	4,297	-3.8	1.99	25,093	-2.1	17,003	-3.8	1.48	1,051	-11.6	12.3	1.12
2年度	6,981	-18.5	4,116	-4.2	1.70	20,241	-19.3	17,907	5.3	1.13	895	-14.8	12.8	0.83
3年度	7,429	6.4	4,126	0.3	1.80	21,375	5.6	18,642	4.1	1.15	899	0.4	12.1	0.90
4年度	7,735	4.1	4,083	-1.0	1.89	22,520	5.4	18,069	-3.1	1.25	861	-4.2	11.1	1.01
3/7~9	7,335	7.0	3,988	-1.5	1.84	20,987	7.6	18,608	2.1	1.13	875	-0.8	11.9	-
3/10~12	7,427	5.9	3,776	4.3	1.97	21,624	5.5	18,645	2.3	1.16	855	-1.5	11.5	-
4/1~3	7,768	6.0	4,403	2.2	1.76	22,041	5.9	18,548	3.0	1.19	884	-5.5	11.4	-
4/4~6	7,716	7.4	4,492	3.6	1.72	22,277	6.9	19,302	2.9	1.15	913	-6.9	11.8	-
4/7~9	7,794	6.3	3,952	-0.9	1.97	22,635	7.9	18,254	-1.9	1.24	842	-3.8	10.8	-
4/10~12	7,821	5.3	3,593	-4.8	2.18	23,033	6.5	17,317	-7.1	1.33	821	-4.1	10.5	-
4/1~3	7,609	-2.0	4,297	-2.4	1.77	22,137	0.4	17,404	-6.2	1.27	870	-1.6	11.4	-
5/4~6	7,650	-0.9	4,377	-2.6	1.75	21,775	-2.3	18,400	-4.7	1.18	873	-4.4	11.4	-
4年4月	7,706	3.3	5,135	-1.4	1.50	22,299	5.1	19,615	2.3	1.14	939	-10.2	12.2	0.92
5月	7,326	4.1	4,198	11.4	1.75	22,105	6.9	19,416	3.4	1.14	894	-2.5	12.2	0.91
6月	8,117	14.9	4,142	2.7	1.96	22,428	8.5	18,876	2.8	1.19	905	-7.5	11.1	0.95
7月	7,759	4.1	3,845	-2.6	2.02	22,392	7.9	18,233	0.7	1.23	827	-3.4	10.7	0.98
8月	7,635	6.6	4,070	1.1	1.88	22,772	8.7	18,352	-2.0	1.24	832	-0.4	10.9	1.00
9月	7,989	8.1	3,941	-1.2	2.03	22,740	7.0	18,176	-4.2	1.25	866	-7.2	10.8	1.02
10月	8,323	6.5	4,075	-1.3	2.04	23,125	7.3	18,116	-5.5	1.28	877	-1.6	10.5	1.04
11月	7,870	7.0	3,614	-6.1	2.18	23,325	7.1	17,434	-7.2	1.34	826	-7.2	10.5	1.07
12月	7,269	2.3	3,091	-7.8	2.35	22,649	5.1	16,400	-8.8	1.38	759	-3.3	10.4	1.11
5年1月	7,531	-4.3	4,255	-2.8	1.77	22,114	1.8	16,721	-8.1	1.32	715	-8.6	9.5	1.09
2月	7,622	0.6	4,366	6.5	1.75	22,036	0.6	17,483	-4.8	1.26	883	4.0	11.6	1.06
3月	7,674	-2.2	4,269	-9.8	1.80	22,260	-1.0	18,009	-5.6	1.24	1,013	-0.9	13.2	1.02
5年4月	7,051	-8.5	4,909	-4.4	1.44	21,528	-3.5	18,402	-6.2	1.17	874	-6.9	12.4	0.98
5月	7,603	3.8	4,322	3.0	1.76	21,580	-2.4	18,587	-4.3	1.16	869	-2.8	11.4	0.96
6月	8,296	2.2	3,899	-5.9	2.13	22,218	-0.9	18,210	-3.5	1.22	875	-3.3	10.5	0.99
7月														
8月														
9月														
10月														
11月														
12月														
6年1月														
2月														
3月														

注1 正社員の求人倍率は、正社員の求人数をパートタイムを除く常用の求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員求人倍率より低い数値となる。

注2 充足率=就職件数(充足数)÷新規正社員求人数

## 中高年齢求職者（45歳以上・パートを除く）の動向

項目 年度 年月	新規求職者						有効求職者		
			55歳以上						
	対前年 増減率 (%)	構成比	対前年 増減率 (%)	構成 比 (%)	対前年 増減率 (%)	構成比	対前年 増減率 (%)	構成比	
30年度	1,635	-2.2	36.5	758	-3.2	16.9	6,823	-1.5	38.5
元年度	1,645	0.6	38.2	786	3.6	18.3	6,740	-1.2	39.6
2年度	1,723	4.7	41.7	839	6.7	20.3	7,787	15.5	43.4
3年度	1,760	2.1	42.6	864	3.0	20.9	8,436	8.3	45.2
4年度	1,729	-1.8	42.2	841	-2.7	20.5	7,988	-5.3	44.1
3/4～6	1,873	-0.7	43.1	956	3.6	22.0	8,587	17.0	45.7
3/7～9	1,650	0.7	41.3	795	2.1	19.9	8,403	7.4	45.1
3/10～12	1,591	5.6	42.0	772	6.2	20.4	8,343	5.9	44.7
4/1～3	1,927	3.4	43.6	932	0.6	21.1	8,412	3.8	45.3
4/4～6	1,901	1.5	42.2	937	-2.0	20.8	8,660	0.9	44.8
4/7～9	1,640	-0.6	41.4	780	-1.9	19.7	8,049	-4.2	44.0
4/10～12	1,524	-4.2	42.3	732	-5.2	20.3	7,607	-8.8	43.8
5/1～3	1,851	-3.9	43.0	913	-2.1	21.2	7,633	-9.3	43.8
5/4～6	1,927	1.4	43.9	996	6.2	22.7	8,234	-4.9	44.7
4年4月	2,269	-5.1	44.1	1,191	-9.2	23.1	8,903	0.6	45.3
5月	1,761	13.8	41.8	860	10.5	20.4	8,670	1.2	44.5
6月	1,674	-0.2	40.3	761	-2.4	18.3	8,408	0.8	44.4
7月	1,641	-2.1	42.6	766	-6.0	19.9	8,089	-1.4	44.3
8月	1,725	3.7	42.3	808	0.2	19.8	8,107	-4.6	44.1
9月	1,555	-3.5	39.4	767	0.3	19.4	7,952	-6.5	43.7
10月	1,735	0.4	42.4	844	-1.2	20.6	7,957	-6.9	43.8
11月	1,530	-4.9	42.2	753	-2.6	20.8	7,659	-8.9	43.8
12月	1,307	-9.0	42.1	598	-13.1	19.3	7,205	-10.8	43.8
5年1月	1,821	-5.5	42.7	868	-7.4	20.4	7,320	-10.9	43.7
2月	1,899	3.8	43.4	948	8.8	21.7	7,675	-8.4	43.8
3月	1,833	-9.4	42.9	922	-6.7	21.6	7,905	-8.5	43.8
5年4月	2,256	-0.6	45.9	1,227	3.0	24.9	8,300	-6.8	45.0
5月	1,865	5.9	43.1	928	7.9	21.4	8,249	-4.9	44.3
6月	1,661	-0.8	42.5	832	9.3	21.3	8,153	-3.0	44.7
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
6年1月									
2月									
3月									

注1 計上数及び指数はパートタイムを除く。

注2 構成比は新規及び有効求職者数（パートを除く）に対する構成比である。

項目 年度 年月	有効求職者			就 職						就職率	
	55歳以上			55歳以上						55歳 以上 (%)	
	対前年 増減率 (%)	構成 比 (%)		対前年 増減率 (%)	構成比 (%)		対前年 増減率 (%)	構成 比 (%)	(%)		
30年度	3,322	-3.2	18.7	577	0.9	37.3	236	2.7	15.2	35.3	31.1
元年度	3,316	-0.2	19.5	524	-9.3	38.3	222	-5.8	16.3	31.8	28.2
2年度	3,895	17.5	21.7	480	-8.3	42.0	200	-10.1	17.5	27.8	23.8
3年度	4,305	10.5	23.0	480	0.1	42.2	201	0.9	17.7	27.3	23.3
4年度	4,015	-6.7	22.2	467	-2.8	43.0	198	-1.7	18.2	27.0	23.6
3/4～6	4,478	21.0	23.8	525	10.6	42.3	232	15.2	18.7	28.1	24.3
3/7～9	4,264	11.0	22.9	453	-7.1	41.5	177	-13.0	16.2	27.5	22.2
3/10～12	4,235	7.6	22.7	449	-3.2	42.0	187	-2.6	17.5	28.2	24.2
4/1～3	4,242	3.4	22.8	494	0.1	43.0	210	4.0	18.3	25.6	22.5
4/4～6	4,430	-1.1	22.9	484	-7.9	41.5	202	-12.9	17.3	25.5	21.6
4/7～9	4,023	-5.7	22.0	464	2.3	43.7	192	8.7	18.1	28.3	24.6
4/10～12	3,809	-10.1	22.0	455	1.3	44.2	199	6.4	19.3	29.8	27.2
5/1～3	3,797	-10.5	21.8	466	-5.7	42.8	199	-5.1	18.3	25.2	21.8
5/4～6	4,279	-3.4	23.2	501	3.5	44.6	223	10.6	19.9	26.0	22.4
4年4月	4,549	-1.5	23.1	506	-10.1	41.6	212	-10.2	17.4	22.3	17.8
5月	4,470	-0.7	23.0	461	-9.1	42.0	187	-16.9	17.0	26.2	21.7
6月	4,271	-1.0	22.6	485	-4.2	41.0	207	-11.9	17.5	29.0	27.2
7月	4,052	-2.8	22.2	426	2.4	41.1	187	14.0	18.0	26.0	24.4
8月	4,033	-6.4	21.9	475	4.2	45.3	197	20.1	18.8	27.5	24.4
9月	3,984	-7.6	21.9	490	0.4	44.7	192	-5.0	17.5	31.5	25.0
10月	3,987	-8.1	22.0	449	-2.6	41.7	188	1.6	17.5	25.9	22.3
11月	3,859	-9.5	22.1	476	6.0	45.3	215	10.8	20.5	31.1	28.6
12月	3,581	-12.7	21.8	439	0.7	45.7	194	6.6	20.2	33.6	32.4
5年1月	3,612	-12.9	21.6	357	-14.6	42.0	141	-19.4	16.6	19.6	16.2
2月	3,807	-10.3	21.7	464	-4.7	42.8	212	-5.8	19.5	24.4	22.4
3月	3,971	-8.4	22.0	576	-0.2	43.5	245	6.5	18.5	31.4	26.6
5年4月	4,310	-5.3	23.4	517	2.2	46.6	234	10.4	21.1	22.9	19.1
5月	4,297	-3.9	23.1	518	12.4	45.2	217	16.0	18.9	27.8	23.4
6月	4,231	-0.9	23.2	468	-3.5	42.1	219	5.8	19.7	28.2	26.3
7月											
8月											
9月											
10月											
11月											
12月											
6年1月											
2月											
3月											

注 就職率＝就職件数/新規求職者数

## パートタイムの状況

項目 年度 年月	新 規			有 効			就 職						
	求 人 対前年 増減率 (%)	求 職 対前年 増減率 (%)	求人 倍率 (倍)	求 人 対前年 増減率 (%)	求 職 対前年 増減率 (%)	求人 倍率 (倍)	合 計 対前年 増減率 (%)	就 職 率 (%)					
30年度	8,047	1.2	2,270	-5.0	3.55	22,914	2.0	10,238	-0.4	2.24	921	-8.1	40.6
元年度	7,855	-2.4	2,220	-2.2	3.54	22,439	-2.1	9,982	-2.5	2.25	875	-5.0	39.4
2年度	6,309	-19.7	2,219	0.0	2.84	17,749	-20.9	10,877	9.0	1.63	830	-5.1	37.4
3年度	6,298	-0.2	2,307	4.0	2.73	17,467	-1.6	12,172	11.9	1.44	845	1.8	36.6
4年度	6,786	7.8	2,327	0.9	2.92	19,226	10.1	11,946	-1.9	1.61	845	0.0	36.3
3/4～6	5,698	-3.8	2,680	4.3	2.13	16,365	-7.5	12,710	20.8	1.29	906	10.1	33.8
3/7～9	5,859	-1.8	2,162	4.8	2.71	16,054	-3.1	12,034	11.5	1.33	777	-3.0	35.9
3/10～12	6,369	-3.6	2,035	9.5	3.13	17,684	-4.1	12,090	9.4	1.46	811	2.1	39.9
4/1～3	7,263	7.8	2,351	-1.4	3.09	19,766	8.1	11,854	6.4	1.67	885	-1.8	37.6
4/4～6	6,417	12.6	2,907	8.5	2.21	18,280	11.7	13,406	5.5	1.36	930	2.7	32.0
4/7～9	6,547	11.7	2,104	-2.7	3.11	18,541	15.5	12,040	0.0	1.54	791	1.9	37.6
4/10～12	6,867	7.8	1,923	-5.5	3.57	19,273	9.0	11,345	-6.2	1.70	805	-0.8	41.8
5/1～3	7,314	0.7	2,375	1.0	3.08	20,810	5.3	10,994	-7.2	1.89	854	-3.5	35.9
5/4～6	6,613	3.1	2,870	-1.3	2.30	18,807	2.9	12,896	-3.8	1.46	896	-3.7	31.2
4年4月	6,827	4.4	3,699	-0.6	1.85	18,708	8.6	13,284	2.3	1.41	942	-8.5	25.5
5月	5,640	7.7	2,654	29.5	2.13	17,929	10.8	13,572	7.1	1.32	899	11.8	33.9
6月	6,784	27.5	2,368	4.3	2.86	18,203	16.0	13,363	7.2	1.36	950	7.3	40.1
7月	6,876	10.2	1,969	-12.2	3.49	18,198	16.5	12,247	3.6	1.49	779	0.5	39.6
8月	6,261	15.4	2,095	5.2	2.99	18,717	17.7	11,947	-0.6	1.57	735	4.6	35.1
9月	6,503	10.0	2,247	-0.2	2.89	18,709	12.5	11,925	-2.8	1.57	860	0.9	38.3
10月	7,226	6.1	2,279	1.1	3.17	18,955	9.8	11,938	-3.1	1.59	867	0.0	38.0
11月	6,823	10.0	1,942	-9.0	3.51	19,412	8.9	11,496	-6.3	1.69	817	0.0	42.1
12月	6,552	7.4	1,548	-9.8	4.23	19,453	8.3	10,601	-9.2	1.84	730	-2.5	47.2
5年1月	8,151	-5.9	2,371	-0.3	3.44	20,655	3.6	10,662	-8.6	1.94	625	-8.0	26.4
2月	7,371	16.0	2,329	7.4	3.16	21,186	5.6	10,911	-7.0	1.94	877	-1.3	37.7
3月	6,419	-5.2	2,425	-3.3	2.65	20,588	6.6	11,410	-6.1	1.80	1,059	-2.6	43.7
5年4月	6,798	-0.4	3,666	-0.9	1.85	18,932	1.2	12,666	-4.7	1.49	913	-3.1	24.9
5月	6,929	22.9	2,677	0.9	2.59	18,708	4.3	13,045	-3.9	1.43	873	-2.9	32.6
6月	6,113	-9.9	2,267	-4.3	2.70	18,781	3.2	12,976	-2.9	1.45	901	-5.2	39.7
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
6年1月													
2月													
3月													

注1 年度、四半期の数値は月平均である。

注2 就職率＝就職件数/新規求職者数

## 新規求職者（常用）の態様別の状況（パートタイムを含む）

項目 年度 年月	新規求職者計		在職者		離職者		定年			事業主都合・ 雇用期間満了		自己都合		無業者		家事、育児 従事者		その他	
		対前年 増減率		対前年 増減率		対前年 増減率		対前年 増減率		対前年 増減率		対前年 増減率		対前年 増減率		対前年 増減率		対前年 増減率	
		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)	
30年度	6,723	-7.2	1,966	-6.7	4,045	-6.1	165	1.5	853	-8.4	2,953	-5.4	712	-14.4	219	-19.2	493	-12.1	
元年度	6,500	-3.3	1,872	-4.8	3,990	-1.4	156	-5.6	822	-3.6	2,945	-0.3	637	-10.5	217	-1.1	421	-14.7	
2年度	6,315	-2.8	1,732	-7.5	4,030	1.0	180	15.7	981	19.4	2,791	-5.2	554	-13.1	207	-4.4	347	-17.5	
3年度	6,412	1.5	1,855	7.1	3,967	-1.6	187	3.7	829	-15.5	2,843	1.9	590	6.5	204	-1.2	386	11.1	
4年度	6,389	-0.4	1,815	-2.1	3,995	0.7	176	-5.8	780	-5.9	2,942	3.5	579	-1.8	192	-6.3	388	0.5	
3/4～6	6,995	-0.5	1,627	4.4	4,735	-3.8	300	8.2	1,223	-11.1	3,135	-1.7	633	15.6	243	21.5	389	12.2	
3/7～9	6,129	0.6	1,808	8.2	3,753	-3.1	139	-8.0	687	-28.2	2,800	3.9	568	3.9	193	-6.9	375	10.5	
3/10～12	5,792	6.0	1,716	10.6	3,535	3.8	148	5.0	716	-6.8	2,570	5.4	540	6.7	187	0.5	354	10.3	
4/1～3	6,732	0.8	2,269	5.8	3,844	-1.9	160	5.7	689	-16.5	2,867	1.0	618	0.4	194	-17.1	424	11.2	
4/4～6	7,373	5.4	1,768	8.7	4,906	3.6	283	-5.6	1,118	-8.5	3,395	8.3	699	10.5	228	-6.4	472	21.1	
4/7～9	6,036	-1.5	1,723	-4.7	3,755	0.1	133	-3.8	685	-0.4	2,840	1.4	558	-1.9	188	-2.9	370	-1.3	
4/10～12	5,499	-5.1	1,641	-4.4	3,399	-3.8	122	-17.6	620	-13.4	2,573	0.1	458	-15.2	159	-14.6	299	-15.5	
5/1～3	6,649	-1.2	2,129	-6.2	3,919	1.9	165	2.9	697	1.1	2,960	3.2	601	-2.8	192	-1.4	409	-3.5	
5/4～6	7,222	-2.1	1,750	-1.0	4,859	-1.0	272	-4.0	1,153	3.1	3,322	-2.2	613	-12.3	218	-4.2	395	-16.3	
4年4月	8,804	-1.1	1,665	-0.8	6,373	-1.1	459	-17.0	1,668	-13.5	4,123	6.3	766	-2.4	224	-18.2	542	6.1	
5月	6,824	17.6	1,797	20.6	4,345	14.9	246	40.6	944	4.8	3,057	15.9	682	27.7	245	2.5	437	48.1	
6月	6,492	3.5	1,843	7.6	3,999	0.4	144	-15.8	743	-11.4	3,006	4.0	650	12.3	214	-1.4	436	20.4	
7月	5,793	-6.0	1,661	-7.5	3,625	-4.3	130	1.6	701	-10.8	2,700	-0.7	507	-12.6	153	-17.7	354	-10.2	
8月	6,143	2.3	1,784	0.7	3,805	2.8	143	0.7	647	1.6	2,914	3.4	554	4.3	177	9.3	377	2.2	
9月	6,171	-0.8	1,724	-7.2	3,835	1.7	127	-13.0	706	10.5	2,905	1.5	612	3.0	233	0.4	379	4.7	
10月	6,338	-0.4	1,740	-1.2	4,034	0.4	155	-23.6	796	-4.1	2,985	3.2	564	-3.1	198	-11.2	366	1.9	
11月	5,531	-7.1	1,651	-8.8	3,390	-5.3	109	-19.3	572	-15.3	2,632	-0.6	490	-13.4	175	-14.6	315	-12.7	
12月	4,628	-8.5	1,533	-2.7	2,774	-7.8	101	-3.8	492	-23.6	2,103	-3.0	321	-32.1	105	-20.5	216	-36.7	
5年1月	6,605	-1.9	1,950	-6.9	4,146	0.5	181	19.1	817	7.1	3,044	-0.8	509	-0.8	176	1.1	333	-1.8	
2月	6,673	6.8	2,293	0.1	3,789	12.4	144	2.9	626	8.3	2,918	15.0	591	0.9	199	9.9	392	-3.2	
3月	6,668	-7.6	2,144	-11.5	3,821	-5.4	169	-10.1	647	-10.9	2,917	-2.6	703	-7.0	200	-12.3	503	-4.7	
5年4月	8,541	-3.0	1,693	1.7	6,173	-3.1	435	-5.2	1,659	-0.5	3,936	-4.5	675	-11.9	241	7.6	434	-19.9	
5月	6,985	2.4	1,748	-2.7	4,624	6.4	230	-6.5	1,091	15.6	3,205	4.8	613	-10.1	237	-3.3	376	-14.0	
6月	6,139	-5.4	1,809	-1.8	3,779	-5.5	150	4.2	708	-4.7	2,826	-6.0	551	-15.2	176	-17.8	375	-14.0	
7月																			
8月																			
9月																			
10月																			
11月																			
12月																			
6年1月																			
2月																			
3月																			

注1 「新規求職者（常用）」とは、雇用期間の定めのない雇用、又は4ヶ月以上の雇用を希望する者（季節的な労働を除く）をいう。

注2 離職者には、離職理由が不明の者などがあるため、定年、事業主都合、自己都合の合計とは必ずしも一致しない。

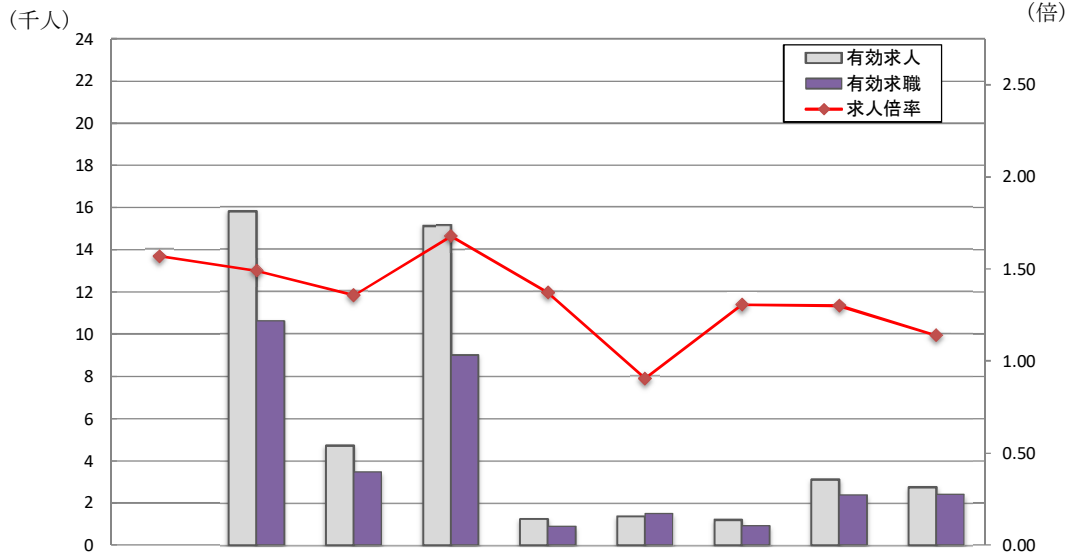


## 新規求職者（常用）の年齢別の状況（パートタイムを含む）

項目 年度 年月	24歳以下		25～34歳		35～44歳		45～54歳		55～64歳		65歳以上		計	
		対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)
30年度	838	-9.1	1,514	-11.4	1,356	-13.2	1,267	-1.9	1,041	-3.8	708	4.3	6,723	-7.2
元年度	758	-9.5	1,403	-7.3	1,279	-5.7	1,237	-2.3	1,046	0.4	777	9.7	6,500	-3.3
2年度	677	-10.7	1,306	-6.9	1,167	-8.7	1,250	1.0	1,091	4.3	825	6.1	6,315	-2.8
3年度	699	3.3	1,266	-3.1	1,144	-2.0	1,285	2.8	1,088	-0.2	930	12.7	6,412	1.5
4年度	668	-4.5	1,272	0.5	1,118	-2.3	1,278	-0.5	1,103	1.4	950	2.2	6,389	-0.4
3/4～6	764	6.9	1,350	-5.0	1,172	-9.1	1,336	-2.6	1,201	-0.2	1,172	14.1	6,995	-0.5
3/7～9	699	3.3	1,220	-6.3	1,127	-4.4	1,232	1.8	1,037	1.9	813	15.3	6,129	0.6
3/10～12	634	3.3	1,193	2.9	1,040	3.8	1,167	7.8	986	5.0	772	15.7	5,792	6.0
4/1～3	701	-0.1	1,301	-3.1	1,237	3.3	1,405	5.1	1,127	-6.2	961	7.0	6,732	0.8
4/4～6	763	-0.1	1,425	5.5	1,278	9.0	1,403	5.0	1,248	3.9	1,256	7.2	7,373	5.4
4/7～9	663	-5.1	1,262	3.4	1,088	-3.5	1,222	-0.9	1,019	-1.7	781	-3.9	6,036	-1.5
4/10～12	580	-8.6	1,111	-6.8	948	-8.8	1,133	-2.9	950	-3.7	778	0.7	5,499	-5.1
5/1～3	666	-4.9	1,292	-0.7	1,157	-6.5	1,355	-3.6	1,194	5.9	985	2.5	6,649	-1.2
5/4～6	675	-11.5	1,327	-6.9	1,222	-4.3	1,369	-2.4	1,295	3.8	1,332	6.0	7,222	-2.1
4年4月	851	1.6	1,605	-0.2	1,414	3.6	1,566	0.2	1,538	-3.7	1,830	-5.4	8,804	-1.1
5月	733	2.5	1,342	13.7	1,191	17.3	1,339	17.3	1,141	15.7	1,078	40.7	6,824	17.6
6月	706	-4.5	1,327	5.2	1,228	8.1	1,304	0.2	1,066	4.5	861	5.5	6,492	3.5
7月	617	-8.6	1,185	-2.7	1,061	-2.5	1,210	-1.1	982	-9.9	738	-15.2	5,793	-6.0
8月	662	-8.8	1,267	4.4	1,089	-1.4	1,278	4.4	1,059	7.3	788	5.5	6,143	2.3
9月	711	2.3	1,334	8.5	1,114	-6.4	1,177	-5.8	1,017	-1.7	818	-0.5	6,171	-0.8
10月	705	1.7	1,268	-3.6	1,021	-9.6	1,299	6.3	1,126	2.4	919	1.8	6,338	-0.4
11月	559	-15.7	1,129	-9.4	1,012	-9.0	1,113	-7.1	954	-0.8	764	-1.3	5,531	-7.1
12月	475	-13.0	936	-7.9	811	-7.7	986	-8.8	770	-14.1	650	1.7	4,628	-8.5
5年1月	605	-4.9	1,301	-1.5	1,192	-3.3	1,346	-3.2	1,166	3.8	995	-3.2	6,605	-1.9
2月	653	10.7	1,326	8.5	1,148	-4.0	1,392	2.6	1,192	13.7	962	15.3	6,673	6.8
3月	741	-15.4	1,249	-8.2	1,130	-11.8	1,326	-9.6	1,224	1.1	998	-2.3	6,668	-7.6
5年4月	719	-15.5	1,478	-7.9	1,334	-5.7	1,542	-1.5	1,546	0.5	1,922	5.0	8,541	-3.0
5月	678	-7.5	1,319	-1.7	1,226	2.9	1,369	2.2	1,259	10.3	1,134	5.2	6,985	2.4
6月	629	-10.9	1,184	-10.8	1,107	-9.9	1,197	-8.2	1,081	1.4	941	9.3	6,139	-5.4
7月														
8月														
9月														
10月														
11月														
12月														
6年1月														
2月														
3月														

# ハローワーク別有効求人倍率6月

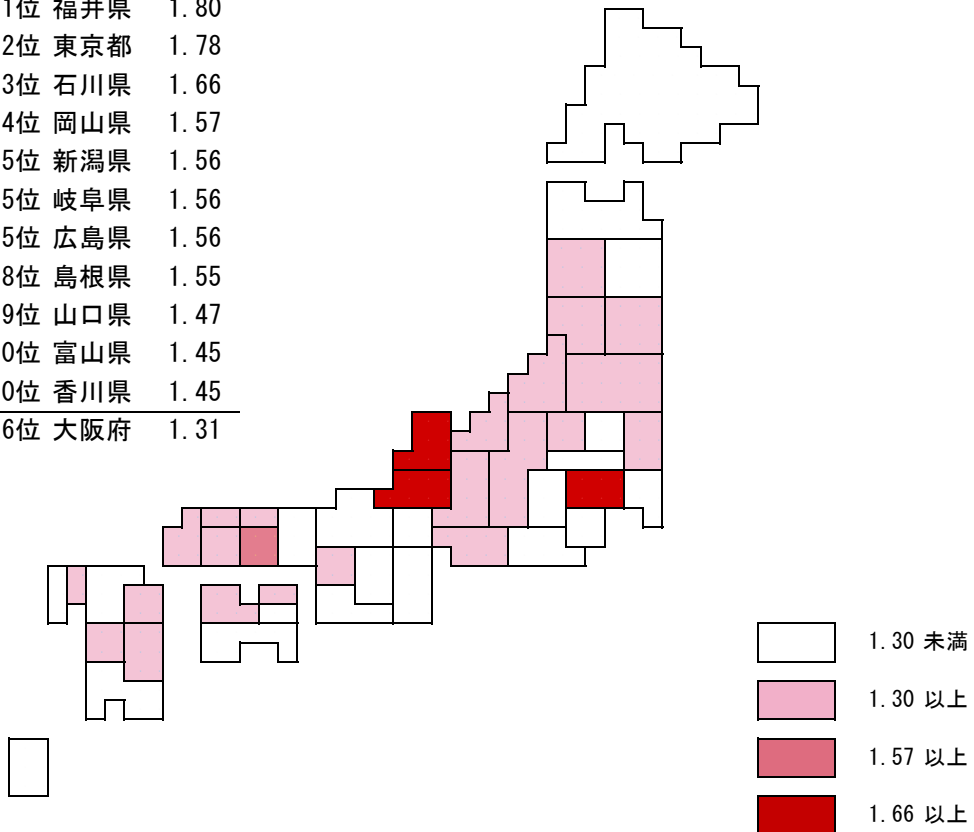
県計の求人倍率は季節調整値



	岡山県	岡山	津山	倉敷中央	玉野	和気	高梁	笠岡	西大寺
求人倍率	1.57	1.49	1.36	1.68	1.37	0.91	1.31	1.30	1.14
有効求人	45,313	15,835	4,709	15,133	1,229	1,356	1,201	3,111	2,739
有効求職	31,220	10,624	3,470	9,018	896	1,498	920	2,391	2,403

## 都道府県別有効求人倍率の状況(6月) 全国 1.30

- 1位 福井県 1.80
- 2位 東京都 1.78
- 3位 石川県 1.66
- 4位 岡山県 1.57
- 5位 新潟県 1.56
- 5位 岐阜県 1.56
- 5位 広島県 1.56
- 8位 島根県 1.55
- 9位 山口県 1.47
- 10位 富山県 1.45
- 10位 香川県 1.45
- 26位 大阪府 1.31



# 岡山県の経済市場の動向

項目 年月	景気動向指数			鉱工業生産指数				所定外労働時間 (時間)		現金給与 総額 (円)	
	先行 指数	一致 指数	遅行 指数	鉱工業		製造工業		対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)		
				季調値	季調値	季調値	季調値				
29年	—	—	—	100.6	—	100.6	—	12.1	-3.9	308,594	-0.6
30年	—	—	—	103.6	—	103.6	—	11.8	-2.0	291,890	-5.5
元年	—	—	—	101.4	—	101.5	—	10.9	-7.7	287,628	-1.4
2年	—	—	—	92.8	—	92.8	—	9.3	-14.6	294,076	2.2
3年	—	—	—	93.4	—	93.4	—	10.2	9.1	290,613	-1.0
4年1月	50.0	28.6	50.0	90.1	96.7	90.2	96.7	10.0	3.1	251,358	-0.8
2月	50.0	57.1	66.7	90.4	94.8	90.5	95.0	10.0	0.0	243,646	0.4
3月	75.0	71.4	75.0	102.0	94.7	102.1	94.8	10.7	5.0	261,230	2.5
4月	100.0	57.1	83.3	93.3	94.5	93.3	94.5	10.6	0.0	260,543	2.3
5月	75.0	85.7	83.3	88.6	95.0	88.6	94.3	10.3	7.3	255,333	0.6
6月	75.0	71.4	50.0	96.9	96.1	97.0	96.2	10.6	10.4	438,396	3.3
7月	25.0	57.1	100.0	98.6	96.7	98.7	96.8	10.4	5.1	334,495	10.6
8月	50.0	28.6	83.3	89.7	94.2	89.8	94.4	9.7	0.0	257,913	2.6
9月	25.0	14.3	50.0	95.2	92.0	95.2	92.1	10.5	5.0	250,190	0.2
10月	0.0	28.6	66.7	90.4	90.5	90.4	90.5	11.3	5.7	254,330	0.7
11月	12.5	28.6	66.7	92.1	90.5	92.1	90.6	10.5	-1.8	278,113	3.5
12月	37.5	71.4	66.7	94.5	91.3	94.6	91.4	10.9	-1.8	497,212	2.9
5年1月	75.0	42.9	16.7	85.4	89.5	85.4	89.5	10.5	5.0	253,322	0.7
2月	37.5	28.6	33.3	86.2	88.0	86.2	88.0	10.6	5.0	248,539	1.6
3月	62.5	14.3	50.0	r97.4 P90.3	r90.4 P91.2	r97.4 P90.3	r90.4 P91.3	11.3	5.6	269,154	3.0
4月								10.8	1.8	263,537	1.1
5月											
6月											
7月											
8月											
9月											
10月											
11月											
12月											
6年1月											
2月											
3月											
摘要				指数 H27=100				事業所規模5人以上			
資料 出所	岡山経済研究所 「岡山県のDI」			岡山県統計分析課 「岡山県鉱工業指数」				岡山県統計分析課 「岡山県の賃金・労働時間・雇用の動き」(毎月勤労統計調査)			

注1 景気動向指数は景気の動きを各種経済指標によって総合的に判定するもので、採用指標(系列)について3か月前の値と比較して上昇している(+)系列の占める割合を百分比で表したものである。この値が50%を上回る傾向にある時は景気拡張局面を、50%を下回る傾向にある時は景気後退局面を示している。Pは速報値、rは改定値

先行指数・・・景気の動きより早く動く系列の指数  
 一致指数・・・景気の動きとほぼ一致して動く系列の指数  
 遅行指数・・・景気の動きより遅く動く系列の指数

項目 年月	常用労働者数 (人)		大型小売 店売上高 (百貨店+ スーパー) (%)	乗用車 新車登 録台数 (%)	新設住 宅着工 戸 数 (%)	企業倒産 件 数 (件)		業況判断D. I (%ポイント)		
	指数	対前年 増減率 (%)				うち 製造業	うち 非製造業			
29年	677,021	100.0	—	—	—	6	7.5	—	—	—
30年	680,242	100.4	—	—	—	5	-11.1	—	—	—
元年	684,856	101.1	—	—	—	6	12.5	—	—	—
2年	677,262	100.0	—	—	—	6	4.2	—	—	—
3年	671,865	99.2	—	—	—	5	-26.7	—	—	—
4年1月	672,554	98.8	-0.1	-19.0	32.6	3	200.0			
2月	671,545	98.6	0.3	-18.7	29.9	6	0.0			
3月	670,089	98.4	1.1	-15.8	107.0	4	100.0	0	-2	1
4月	678,585	99.7	2.1	-12.1	21.5	5	25.0			
5月	680,139	99.9	6.8	-15.8	0.0	11	1,000.0			
6月	680,919	100.0	1.7	-12.0	-4.1	4	-33.3	5	2	8
7月	683,149	100.3	3.2	-3.5	19.9	2	-60.0			
8月	679,125	99.7	2.6	-6.1	-3.7	4	0.0			
9月	676,590	99.4	5.1	23.3	37.8	5	0.0	6	3	9
10月	680,538	100.0	3.3	48.4	-3.8	9	200.0			
11月	680,059	99.9	2.9	4.6	-22.1	3	-40.0			
12月	680,441	99.9	2.5	0.0	6.2	3	-76.9	10	5	16
5年1月	689,315	101.2	4.4	22.6	-30.8	7	133.3			
2月	689,534	101.3	2.8	24.9	-2.7	3	-50.0			
3月	685,698	100.7	2.0	12.7	-58.3	7	75.0	5	-1	11
4月	694,836	102.1	4.0	17.2	-49.8	7	40.0			
5月			P2.7	25.4	-20.7	12	9.1			
6月						7	75.0	9	0	18
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
6年1月										
2月										
3月										
摘 要	指数 令和2年=100		対前年同月増減率					「良い」-「悪い」		
資 料	岡山県統計分析課		日本銀行岡山支店			東京商工リサーチ岡山支社		日本銀行岡山支店		
出 所	「岡山県の賃金・労働時間・雇用の動き」		「岡山県金融経済月報」			「TSR情報」		「企業短期経済観測調査」		

注2 「岡山県鉱工業指数」は令和2年1月に指数の基準年を「平成27年」に変更。

注3 「岡山県の賃金・労働時間・雇用の動き」は令和4年1月に指数の基準年を「令和2年」に変更

注4 乗用車新車登録台数については平成10年4月より軽自動車を含む指標。

# 全国の雇用失業情勢

項目 年度 年月	就業者数 (万人)		雇 用 者 数 (万人)		完 全 失業者 (万人)	完 全 失 業 率 (%)		常 用 労 働 者 数 対前年増減率 (%)		雇 用 保 険 受 給 者 実 人 員 (千人)			
	対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)			季 節 調 整 値 (%)	岡 山 県 対前年増減 (%)		対前年 増減率 (%)	岡 山 県 (人)	対前年 増減率 (%)		
30年度	6,681	1.8	5,955	1.8	166	2.4	—	1.2	—	375	-0.8	6,656	9.8
元年度	6,733	0.8	6,020	1.1	162	2.3	—	1.9	—	387	3.2	6,520	-2.0
2年度	6,664	-1.0	5,962	-1.0	198	2.9	—	0.7	—	476	23.0	6,533	0.2
3年度	6,706	0.1	6,013	0.3	191	2.8	—	1.1	—	434	-8.7	6,722	2.9
4年度	6,728	0.3	6,048	0.6	178	2.6	—	1.2	—	405	-6.7	6,238	-7.2
4年4月	6,727	0.4	6,050	1.0	188	2.7	2.6	0.5	0.4	366	-15.7	5,502	-16.6
5月	6,730	0.3	6,036	0.7	191	2.8	2.6	0.7	0.0	387	-10.6	6,146	-8.0
6月	6,759	0.3	6,048	0.4	186	2.7	2.6	1.1	2.0	425	-11.1	6,678	-10.0
7月	6,755	0.0	6,052	0.3	176	2.5	2.6	1.1	0.4	439	0.9	6,773	-10.9
8月	6,751	0.2	6,044	0.5	177	2.6	2.5	1.1	1.1	469	-4.3	7,137	-4.3
9月	6,766	0.6	6,070	0.8	187	2.7	2.6	1.2	0.1	441	-5.6	6,723	-6.4
10月	6,755	0.7	6,081	0.9	178	2.6	2.6	1.1	0.7	419	-4.6	6,394	-3.7
11月	6,724	0.4	6,053	0.6	165	2.4	2.5	1.1	2.1	402	-5.9	6,145	-9.3
12月	6,716	0.1	6,055	0.4	158	2.3	2.5	1.2	1.5	387	-5.4	5,935	-7.9
5年1月	6,689	0.6	6,034	1.0	164	2.4	2.4	1.6	2.4	385	-2.8	6,046	-3.6
2月	6,667	0.1	6,012	0.1	174	2.5	2.6	1.8	2.7	371	-1.3	5,743	0.7
3月	6,699	0.2	6,036	0.2	193	2.8	2.8	1.7	2.3	374	-1.1	5,637	-4.4
5年4月	6,741	0.2	6,057	0.1	190	2.7	2.6	1.8	2.4	369	0.8	5,449	-1.0
5月	6,745	0.2	6,063	0.4	188	2.7	2.6			413	6.7	6,353	3.4
6月										438	3.1	6,734	0.8
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
6年1月													
2月													
3月													
摘 要	数値は原数値							事業所規模5人以上		基本手当（基本分）			
資 料	総務省統計局							厚生労働省		厚生労働省			
出 所	「労働力調査」							「毎月勤労統計調査」		「雇用保険事業統計」			

注1 年度の数値は月平均。

項目 年度 年月	新規求人 対前年増減率 (%)		新規求職 対前年増減率 (%)		新規 求人倍率 (倍)		有効求人 対前年増減率 (%)		有効求職 対前年増減率 (%)		有効 求人倍率 (倍)	
	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 (倍)	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 (倍)	岡山県 (倍)	
30年度	0.9	3.5	-4.4	-7.2	2.42	2.88	2.1	4.5	-3.1	-4.6	1.62	1.99
元年度	-5.4	-4.2	-2.6	-3.3	2.35	2.86	-4.3	-3.0	-0.1	-3.4	1.55	1.99
2年度	-20.8	-20.6	-1.8	-2.8	1.90	2.33	-22.3	-21.6	9.8	6.7	1.10	1.47
3年度	9.8	3.9	0.1	1.5	2.08	2.39	9.5	2.7	3.9	7.0	1.16	1.41
4年度	9.3	5.5	-1.0	-0.3	2.30	2.53	10.8	7.3	-2.0	-2.6	1.31	1.55
4年4月	12.3	4.5	-3.6	-1.0	2.20	2.43	11.8	7.8	-1.0	2.3	1.24	1.47
5月	17.2	6.4	15.4	17.9	2.24	2.44	14.5	9.4	1.7	4.9	1.25	1.48
6月	12.0	17.9	3.3	3.2	2.24	2.63	15.1	11.4	2.3	4.6	1.27	1.51
7月	12.8	7.8	-5.0	-6.1	2.32	2.63	14.8	11.5	1.2	1.8	1.28	1.54
8月	15.1	9.6	1.3	2.5	2.30	2.63	14.7	12.1	-0.3	-1.5	1.31	1.57
9月	9.8	8.4	-1.7	-0.8	2.30	2.59	13.6	9.1	-1.7	-3.7	1.32	1.57
10月	7.9	8.2	-6.3	-0.4	2.33	2.56	11.7	9.1	-3.3	-4.6	1.34	1.58
11月	8.7	7.9	-6.4	-7.1	2.38	2.71	10.0	8.3	-5.1	-6.8	1.35	1.61
12月	4.8	4.4	-6.4	-8.5	2.38	2.59	7.9	6.8	-6.5	-9.0	1.36	1.61
5年1月	4.2	-6.1	-2.7	-1.9	2.38	2.53	6.4	1.5	-5.8	-8.3	1.35	1.58
2月	10.4	6.7	5.8	6.7	2.32	2.45	7.0	2.0	-3.2	-5.7	1.34	1.57
3月	0.7	-4.6	-3.9	-7.6	2.29	2.50	4.9	1.2	-2.9	-5.8	1.32	1.57
5年4月	-0.9	-5.8	-3.2	-3.0	2.23	2.27	2.8	-2.3	-3.4	-5.6	1.32	1.51
5月	3.8	11.1	-0.8	2.1	2.36	2.74	1.4	-0.3	-3.0	-4.2	1.31	1.55
6月	-2.1	-4.1	-4.9	-5.2	2.32	2.65	0.1	0.1	-2.4	-3.3	1.30	1.57
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
6年1月												
2月												
3月												
摘要	求人倍率の月別の数値は季節調整値											
資料 出所	厚生労働省 「職業安定業務統計」											

2023年7月3日

日本銀行岡山支店

## 岡山県金融経済月報

### 1. 概況

県内景気は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響を受けつつも、ペントアップ需要の顕在化等に支えられて、緩やかな回復を続けている。

最終需要をみると、個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、サービス分野を中心に緩やかに増加している。企業の業況感が改善するもとの、設備投資は増加している。住宅投資は、弱めの動きとなっている。公共投資は、緩やかに増加している。

県内主要製造業の生産は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響から、弱めの動きが続いている。

雇用・所得環境をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は緩やかに改善している。

### 2. 実体経済

#### (1) 最終需要

個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、サービス分野を中心に緩やかに増加している。

百貨店・スーパー売上高は、外出機会の増加を受けた需要の増加がみられるが、物価上昇の影響もあって、足もとでは横ばい圏内の動きとなっている。乗用車販売は、供給制約の影響が和らぐもとの、増加基調にある。家電販売は、弱めの動きとなっている。

この間、主要観光地への入り込みは、ペントアップ需要が顕在化するもとの、増加している。

設備投資は、増加している。

6月短観調査における県内企業の設備投資額（全産業）をみると、2022年度は増加し、2023年度も増加計画となっている。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

公共投資は、緩やかに増加している。

## (2) 生産

県内主要製造業の生産は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響から、弱めの動きが続いている。

主要業種の生産動向をみると、化学や鉄鋼は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響から、弱めの動きが続いている。電気機械は、スマートフォンやパソコン等のグローバルな需要の減退から、減少を続けている。この間、輸送用機械は、供給制約の影響が和らぐもとで、持ち直している。

## (3) 雇用・所得

労働需給は引き締まっており、雇用者所得は緩やかに改善している。

## (4) 物価

消費者物価（岡山市、生鮮食品を除く総合）の前年比は、3%程度となっている。

## 3. 金融

県内実質預金、県内貸出は、ともに緩やかに増加している。貸出約定平均金利をみると、ストックベースでは緩やかな低下傾向が続いているが、新規実行ベースでは下げ止まっている。

以 上

内容についてのご照会は下記までお願いします。

〒700-8707 岡山市北区丸の内 1-6-1

日本銀行岡山支店総務課 電話 086-227-5111（代表）

ホームページアドレス <https://www3.boj.or.jp/okayama/>



知る ぼると  
岡山はこちら!!







# 岡山県内経済情勢報告

令和5年7月26日


財務省中国財務局

岡山財務事務所

本調査にかかるお問い合わせ先  
財務省中国財務局岡山財務事務所  
財務課長 原田  
TEL (086) 223-1131 内線 411

## 1. 総論

### 【総括判断】「緩やかに回復しつつある」

項目	前回（5年4月判断）	今回（5年7月判断）	前回比較
総括判断	持ち直している	緩やかに回復しつつある	




（注）5年7月判断は、前回4月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。






#### （判断の要点）

個人消費は、緩やかに回復しつつある。生産活動は、足踏みの状況にある。雇用情勢は、緩やかに持ち直している。

#### 【各項目の判断】

項目	前回（5年4月判断）	今回（5年7月判断）	前回比較
----	------------	------------	------

個人消費	持ち直している	緩やかに回復しつつある	
生産活動	足踏みの状況にある	足踏みの状況にある	
雇用情勢	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	

設備投資	4年度は前年度を上回る見込み	5年度は前年度を上回る見込み	
企業収益	4年度は減益見込み	5年度は減益見込み	
企業の景況感	「下降」超に転じている	「上昇」超に転じている	
住宅建設	前年を下回っている	前年を下回っている	
輸出	前年を上回っている	前年を下回っている	

#### 【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

## 2. 各論

### ■ 個人消費 「緩やかに回復しつつある」

百貨店販売は、外出機会の増加により身の回り品や化粧品などが好調なことから前年を上回っている。スーパー販売は、物価高騰による節約志向がみられるものの、行楽需要により総菜などが好調なことから前年を上回っている。コンビニエンスストア販売は、物価高騰の影響により手頃感のあるパンやおにぎりが好調なことから前年を上回っている。家電大型専門店販売は、テレビやエアコンなどが低調なことから前年を下回っている。ドラッグストア販売は、医薬品などが好調なことから前年を上回っている。ホームセンター販売は、物価高騰による節約志向がみられることから前年を下回っている。乗用車販売は、普通乗用車、小型乗用車、軽乗用車いずれも前年を上回っている。

このように、個人消費は、緩やかに回復しつつある。

(主なヒアリング結果)

- 【百貨店】高額品が好調を維持するなか、外出機会の増加によりアクセサリなどの身の回り品や婦人服、感染症の5類移行などにより化粧品が好調なことから、売上が前年を上回っている。
- 【スーパー】物価上昇により消費者の節約志向が続いているものの、商品単価の上昇に加え、バーベキューなどの行楽需要の高まりから総菜や精肉、菓子類が好調なため、売上が前年を上回っている。
- 【コンビニエンスストア】弁当や、食事にプラス1品するサラダやデザートが買い控えられている一方で、手頃感のあるパンやおにぎりが好調となっている。
- 【ドラッグストア】風邪薬などの医薬品が好調で、品薄の状況が続いているほか、お菓子など食料品も好調となっている。
- 【ホームセンター】防犯意識の高まりにより防犯用品が好調である一方で、物価高騰による節約志向の高まりに加え、週末に悪天候が重なったことから、来店客数が減少し、売上は前年比減となっている。
- 【商店街】国内外からの人流は増加。飲食店では、夜の利用客も戻ってきており、団体客もよく見かけるようになっている。今後、夏祭りなどのイベントを開催する予定としており、売上増加に期待している。
- 【専門店】感染症の5類移行による人流増加や、商品値上げの影響から、売上は大きく増加し、コロナ禍前の水準まで戻ってきている。今後の海外航空便の増加による外国人観光客の増加にも期待している。

### ■ 生産活動 「足踏みの状況にある」

化学は、家電向けなどで需要に弱い動きがみられるものの、日用品向けが堅調なことから横ばいとなっている。鉄鋼は、建材向けの需要に弱い動きがみられるものの、船舶向けが堅調であることから、横ばいとなっている。電気機械は、スマートフォン向けの需要が底堅いことから横ばいとなっている。自動車は、供給制約の影響が和らいでいることから増加している。石油精製は、移動用燃料需要が堅調なことから増加している。造船は、新規受注の獲得により増加している。工作機械は、海外需要に弱い動きがみられることから減少している。

このように、生産活動は、足踏みの状況にある。

- 【化学】家電向け、中国向けの需要が低迷しているものの、日用品向けなどの需要は堅調である。
- 【鉄鋼】資材高騰の影響により建設向けに弱い動きがみられるものの、船舶向けの需要が堅調であるなか、自動車向けが回復傾向であることから前年並みで推移している。
- 【電気機械】中国の需要回復が遅れているものの、スマートフォンの新機種向けで生産量が増加しつつある。
- 【自動車】前年比では幾分か供給制約の影響が和らいでいるものの、部品調達難の状況は続いている。
- 【石油精製】外出機会の増加、航空需要の回復からガソリンやジェット燃料の需要が引き続き堅調となっている。

## ■ 雇用情勢 「緩やかに持ち直している」

雇用情勢は、卸売・小売業の新規求人数が増加していることから、緩やかに持ち直している。

- 【職業紹介】卸売・小売業の新規出店などから求人は増加しているものの、物価上昇による企業収益の悪化などから求人に関心度がみられることから、有効求人倍率は概ね横ばいとなっている。
- 【運輸・郵便】慢性的なドライバー不足でギリギリの人員で業務をこなしているものの、2024年問題も控えており、人手不足は一層深刻となるとみている。

## ■ 設備投資 「5年度は前年度を上回る見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」5年4-6月期

- 製造業では、鉄鋼で大型投資の反動減がみられるものの、自動車、繊維工業などで生産能力の増強投資がみられることから、前年度を上回る見込みとなっている。
- 非製造業では、金融・保険、小売で老朽化による店舗建替えや改装がみられることから、前年度を上回る見込みとなっている。

- 【鉄鋼】今年度は省エネ対応のための設備投資を予定しているものの、前年度に製造ラインの大型投資を行ったことから反動減となっている。
- 【自動車】新型車対応のため、金型や製造ラインの更新を予定している。
- 【繊維工業】生産能力・開発体制増強のため、工場の増設を予定している。
- 【金融・保険】店舗建替えのほか、新紙幣に対応するためATMの更新を予定している。
- 【小売】テナント入れ替えに伴い店舗改装を行うほか、インボイス対応でソフトウェア投資を予定している。

## ■ 企業収益 「5年度は減益見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」5年4-6月期

- 製造業では、価格転嫁の進展により生産用機械などで増益見込みとなるものの、設備投資による減価償却費の増加により化学や、海外需要の減少により情報通信機械などで減益見込みとなっている。
- 非製造業では、客足の回復により宿泊・飲食サービスなどで増益見込みとなるものの、資材価格上昇の影響を受けている建設などで減益見込みとなっている。

## ■ 企業の景況感 「『上昇』超に転じている」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」5年4-6月期

- 企業の景況判断BSIは、「上昇」超に転じている。なお、翌期は「上昇」超幅が拡大する見通しとなっている。

## ■ 住宅建設 「前年を下回っている」

- 新設住宅着工戸数で見ると、貸家や分譲住宅などが減少していることから前年を下回っている。

## ■ 輸出 「前年を下回っている」

- 輸出は、品目別では一般機械などが増加しているものの、石油製品や化学製品などが減少していることから、前年を下回っている。地域別では、北米などが増加しているものの、アジアや中南米などで減少していることから、前年を下回っている。

# 岡山県内経済情勢報告

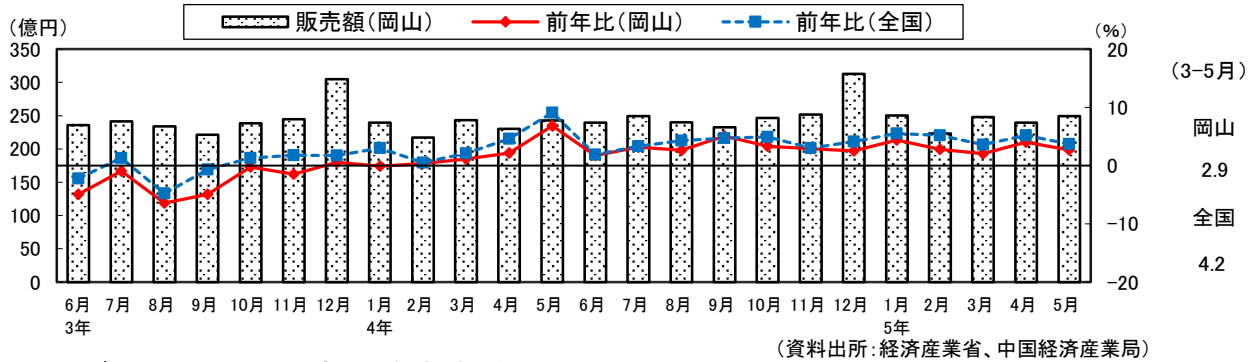
## 資料編

	目次	ページ
1.	個人消費.....	1
2.	生産活動.....	3
3.	雇用情勢.....	4
4.	設備投資.....	5
5.	企業収益.....	5
6.	企業の景況感.....	5
7.	住宅建設.....	6
8.	輸出.....	6

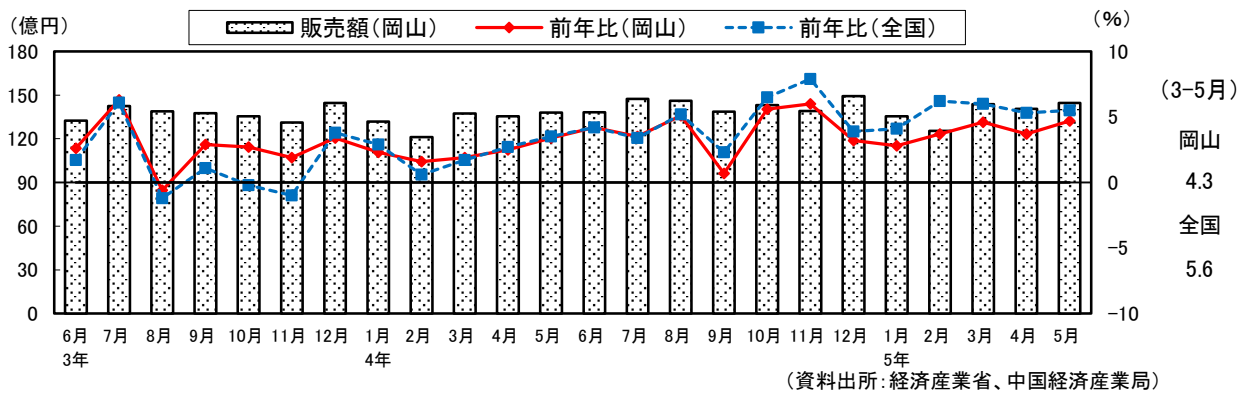
※グラフの外枠（右側）に記載している計数は、各項目の状況を分析する上で参考とした前年比、指数、倍率。

# 1. 個人消費 緩やかに回復しつつある

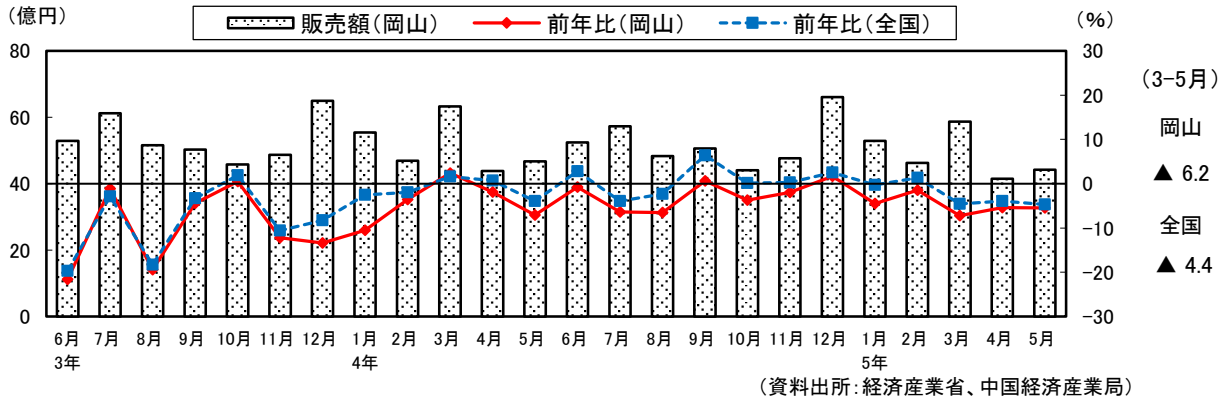
## (1)百貨店・スーパー販売額(全店舗:前年比)



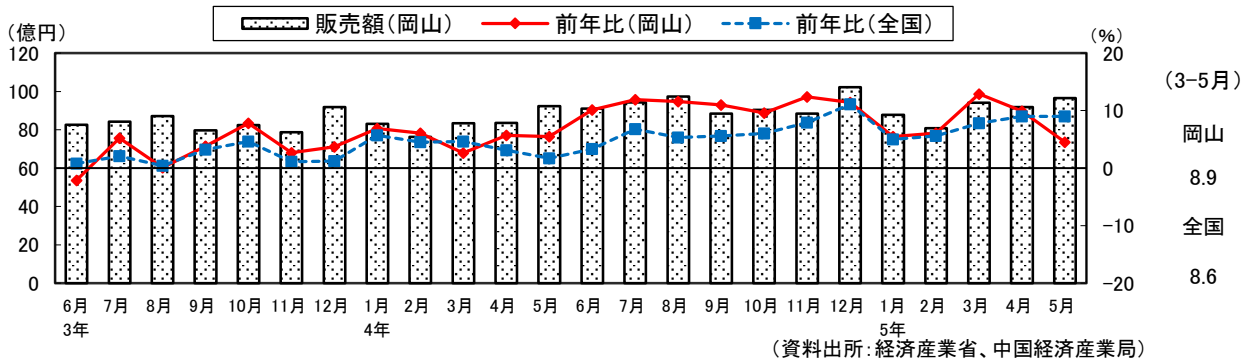
## (2)コンビニエンスストア販売額(全店舗:前年比)



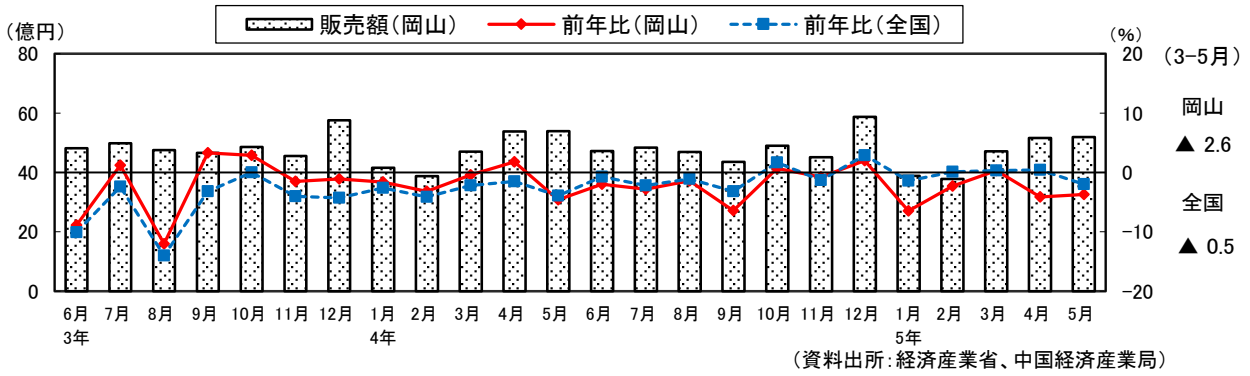
## (3)家電大型専門店販売額(全店舗:前年比)



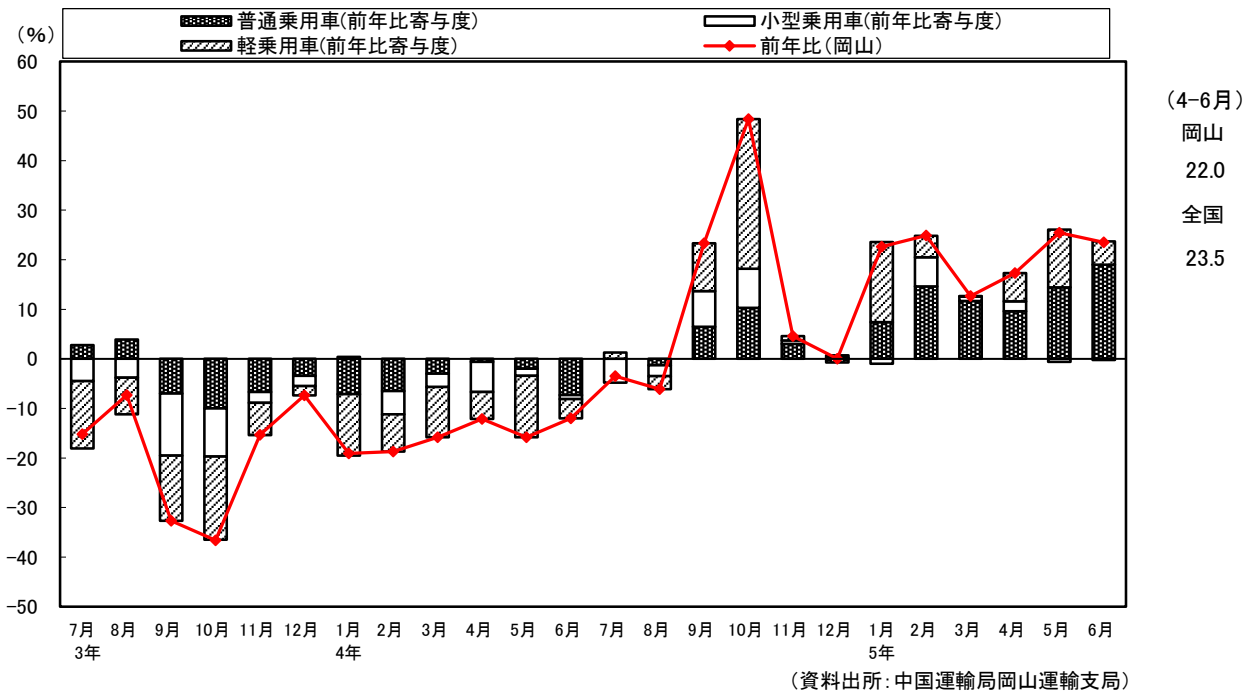
## (4)ドラッグストア販売額(全店舗:前年比)



(5) ホームセンター販売額(全店舗:前年比)



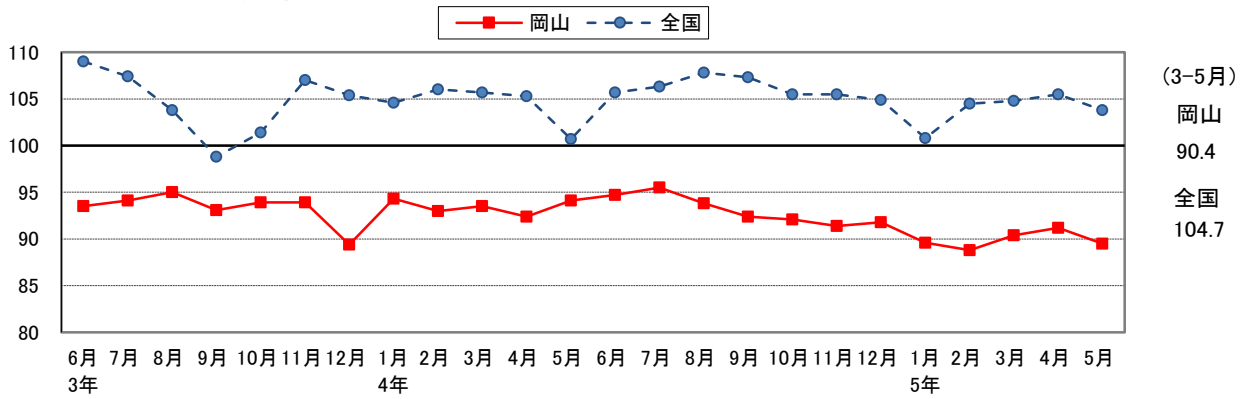
(6) 乗用車販売(新車登録・届出台数)



## 2. 生産活動 足踏みの状況にある

(1) 鉱工業生産指数(季節調整済)

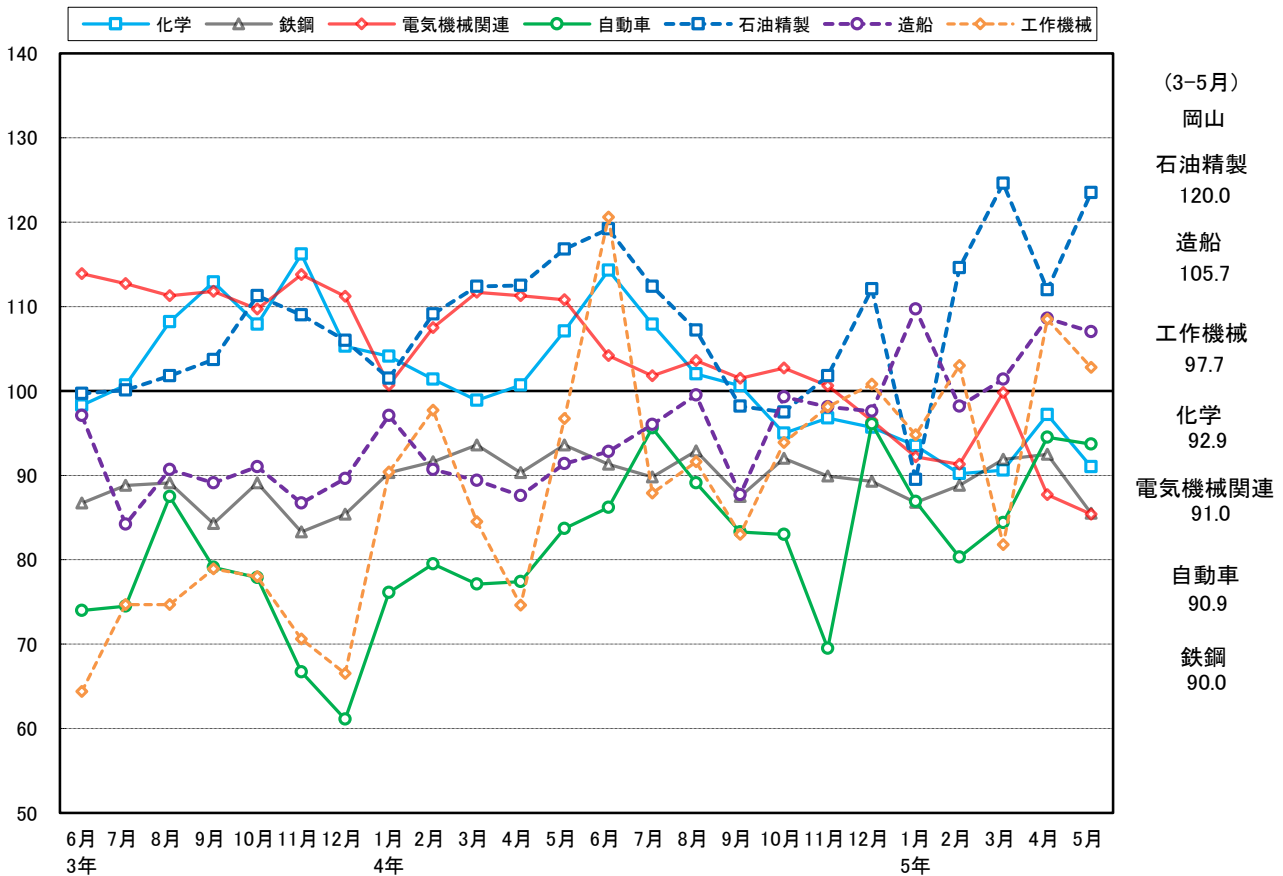
(指数)(全国:令和2年=100、岡山:平成27年=100)



(資料出所:経済産業省、岡山県)

(2) 主要産業別生産指数(季節調整済)

(指数)(平成27年=100)

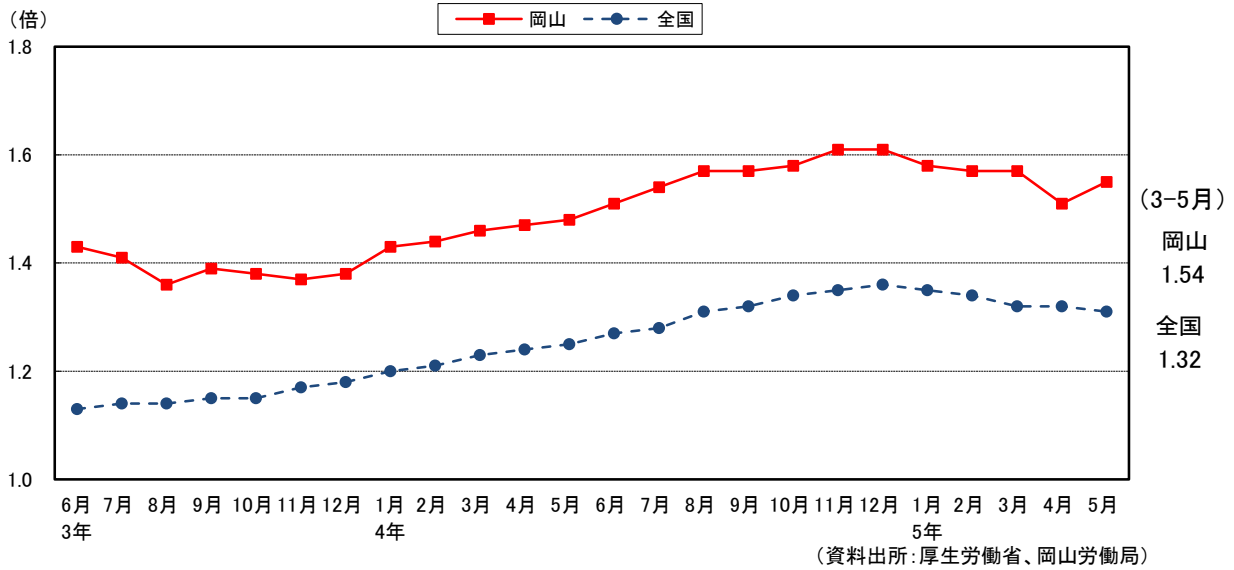


(資料出所:岡山県)

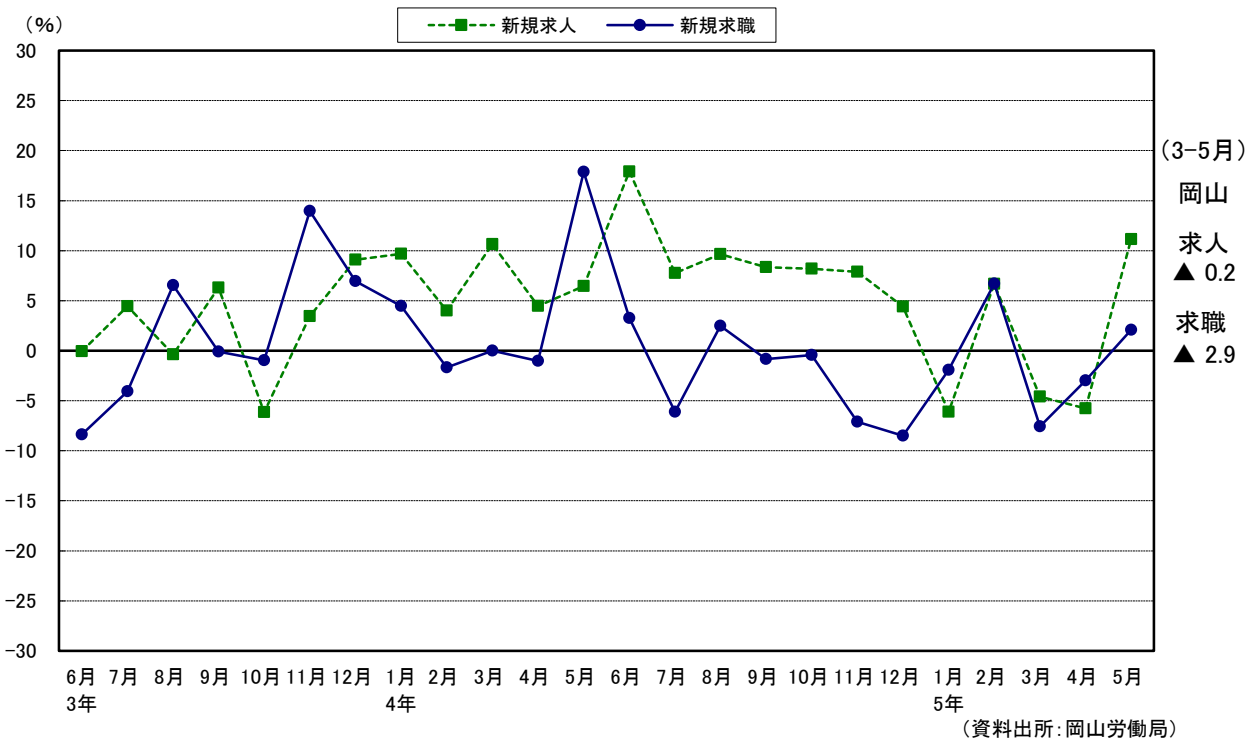


### 3. 雇用情勢 緩やかに持ち直している

(1) 有効求人倍率(学卒を除く、季節調整値)



(2) 新規求人数・求職者数(学卒を除く、原数値)の前年比



#### 4. 設備投資 (除く土地、含むソフトウェア投資) 5年度は前年度を上回る見込み

(前年度比増減率: %)

設備投資	全産業		製造業		非製造業	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )
5年度	(46.0)	20.2	(48.7)	18.5	(32.9)	26.4

(注)当所法人企業景気予測調査(5年4~6月期)結果  
( )書きは前回(5年1~3月期)調査結果

(資料出所:岡山財務事務所)

#### 5. 企業収益 (電気・ガス・水道業及び金融業・保険業を除く) 5年度は減益見込み

(前年度比増減率: %)

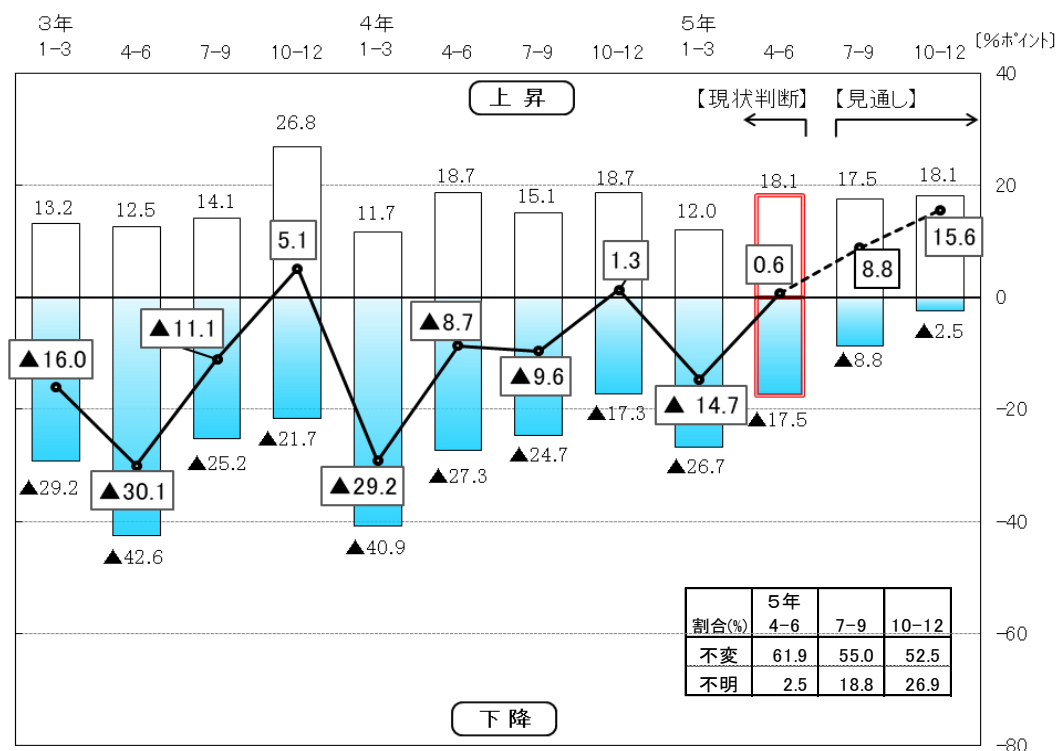
経常利益	全産業		製造業		非製造業	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )
5年度	(▲20.7)	▲23.5	(▲21.6)	▲27.0	(▲12.7)	▲17.2

(注)当所法人企業景気予測調査(5年4~6月期)結果  
( )書きは前回(5年1~3月期)調査結果

(資料出所:岡山財務事務所)

#### 6. 企業の景況感 「上昇」超に転じている

景況判断BSIの推移(原数値)(BSI:前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比)

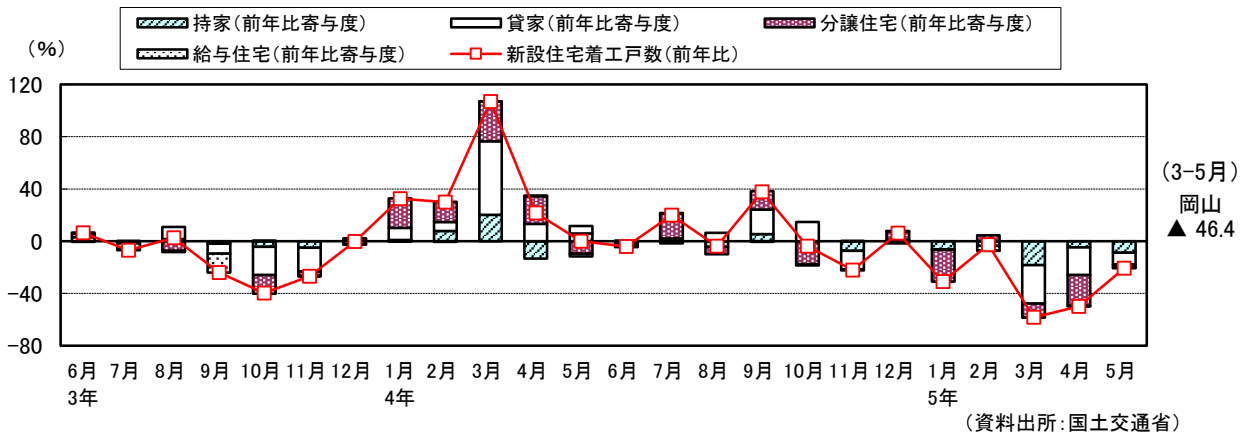


(注)当所法人企業景気予測調査(5年4~6月期)結果

(資料出所:岡山財務事務所)

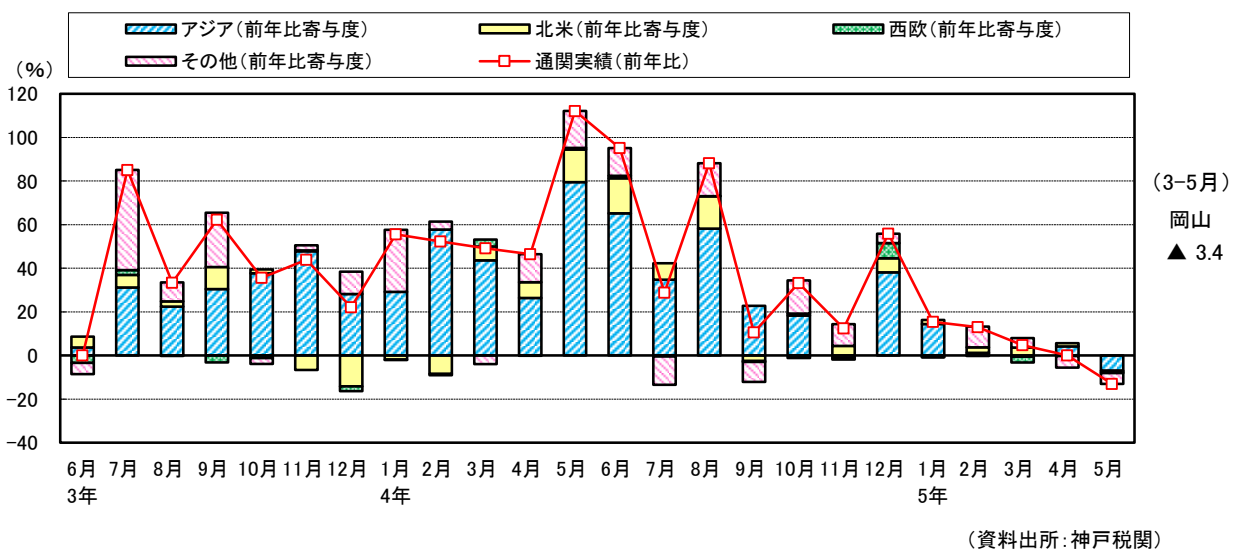
## 7. 住宅建設 前年を下回っている

### 新設住宅着工戸数(前年比及び利用形態別寄与度)



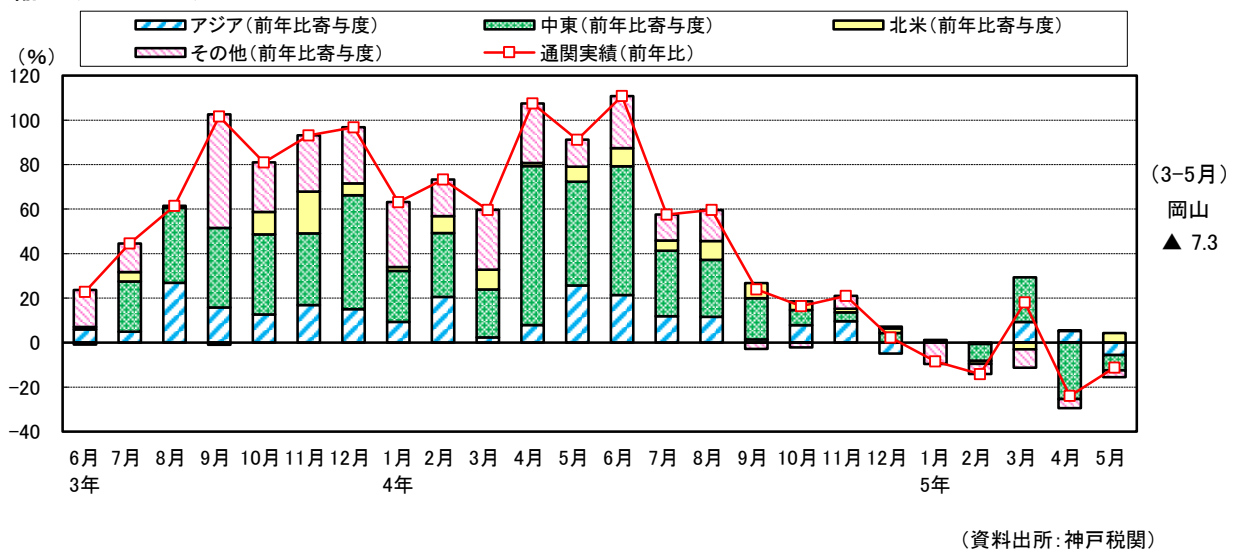
## 8. 輸出 前年を下回っている

### 輸出(円ベース)



### <参考>

### 輸入(円ベース)



## お知らせ

令和5年7月20日  
 総合政策局 統計分析課  
 分析活用班  
 担当：宮木、大西（内線2148）  
 086-226-7258(班直通)

## 令和5年5月分 岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数 [速報]

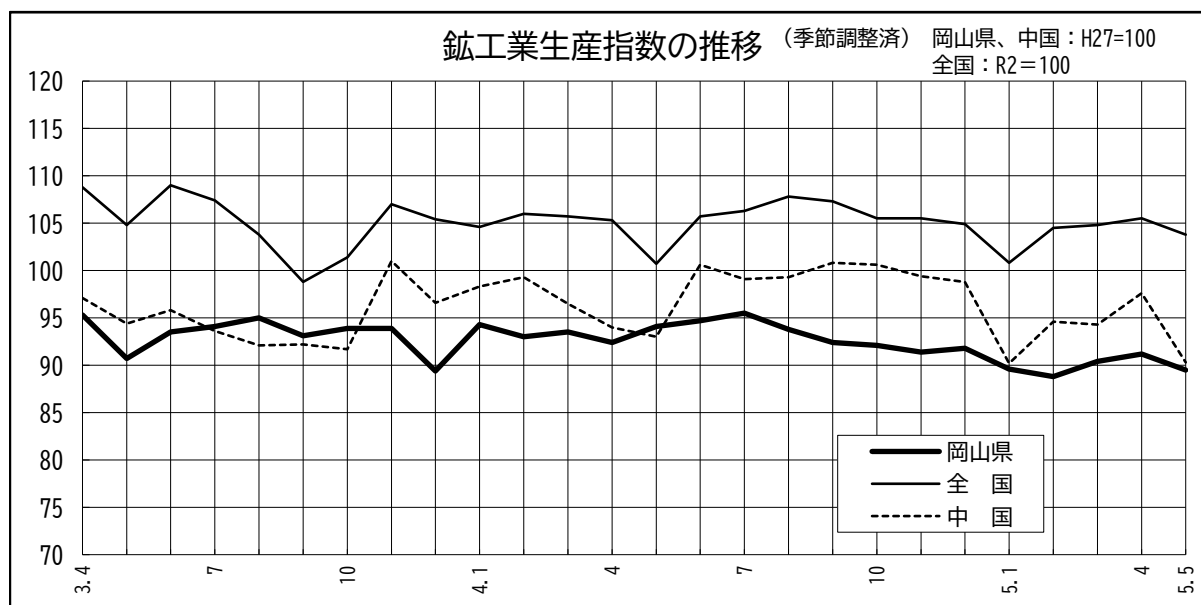
平成27年基準

- 生産指数は89.5となり、3か月ぶりの低下（対前月比△1.9%） —  
 今月は、生産、出荷、在庫がいずれも低下した。  
 業種別生産を見ると、石油・石炭製品工業、プラスチック製品工業、印刷業などが上昇し、化学工業、食料品工業、鉄鋼業などが低下した。

## 鉱工業指数・増減率

区分	生産	出荷	在庫
季節調整済指数	( 91.2 )	( 88.9 )	( 103.4 )
<b>岡山県</b>	<b>89.5</b>	<b>88.4</b>	<b>102.7</b>
全 国	103.8	103.9	105.3
中国ブロック	90.3	88.7	110.7
前月比(%) 季節調整済指数	( 0.9 )	( △ 1.8 )	( 3.5 )
<b>岡山県</b>	<b>△ 1.9</b>	<b>△ 0.6</b>	<b>△ 0.7</b>
全 国	△ 1.6	△ 0.6	1.5
中国ブロック	△ 7.5	△ 5.0	1.8
前年同月比(%) 原指数	( △ 2.0 )	( △ 3.2 )	( 5.2 )
<b>岡山県</b>	<b>△ 3.5</b>	<b>△ 5.4</b>	<b>3.8</b>
全 国	4.7	4.5	7.0
中国ブロック	△ 1.5	△ 0.2	6.1

注：( ) 内は前月の確報値



# 令和5年5月の鉱工業活動動向

## 1 概 況

令和5年5月の鉱工業生産指数（平成27年=100、季節調整済）は89.5で、前月比1.9%低下した。

前月比では、生産、出荷、在庫がいずれも低下した。前年同月比では、在庫が上昇し、生産、出荷が低下した。

業種別生産を見ると、前月比で上昇した業種は、石油・石炭製品工業、プラスチック製品工業、印刷業など10業種で、低下した業種は、化学工業、食料品工業、鉄鋼業など10業種となった。

## 2 上昇・低下に寄与した主な業種

### (1) 生産

(単位：%)

上 昇	前月比	寄与率
石油・石炭製品工業	10.3	26.4
プラスチック製品工業	5.5	22.6
印刷業	8.0	11.4
計10業種		

低 下	前月比	寄与率
化学工業	△ 6.4	△ 49.7
食料品工業	△ 4.1	△ 32.5
鉄鋼業	△ 7.6	△ 31.8
計10業種		

### (2) 出荷

上 昇	前月比	寄与率
鉄鋼業	6.5	146.5
輸送機械工業	4.4	85.9
繊維工業	13.0	67.3
計12業種		

低 下	前月比	寄与率
石油・石炭製品工業	△ 7.3	△ 253.3
化学工業	△ 2.7	△ 73.1
電子部品・デバイス工業	△ 5.1	△ 50.1
計8業種		

### (3) 在庫

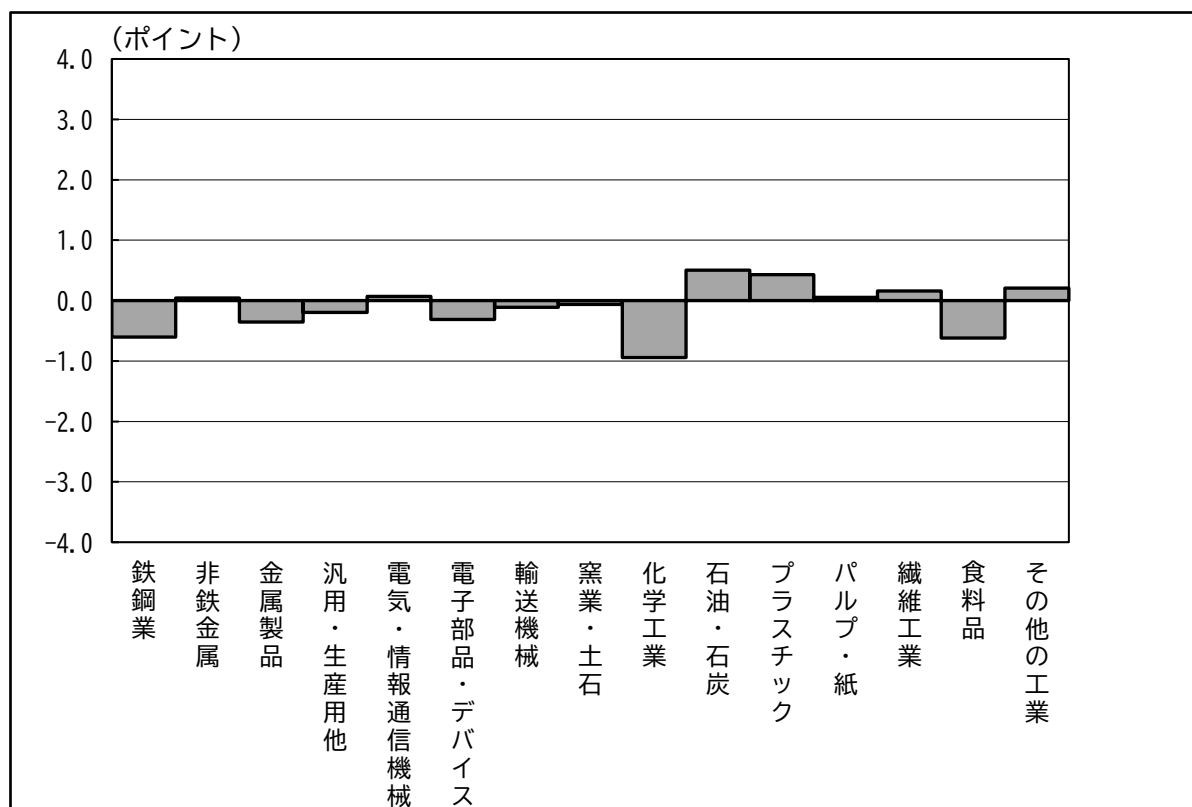
上 昇	前月比	寄与率
石油・石炭製品工業	21.8	225.3
プラスチック製品工業	8.8	47.7
輸送機械工業	2.5	14.0
計9業種		

低 下	前月比	寄与率
鉄鋼業	△ 8.3	△ 211.1
化学工業	△ 2.7	△ 138.6
汎用・生産用・業務用機械工業	△ 11.6	△ 131.0
計8業種		

### 3 生産増減に占める業種別割合

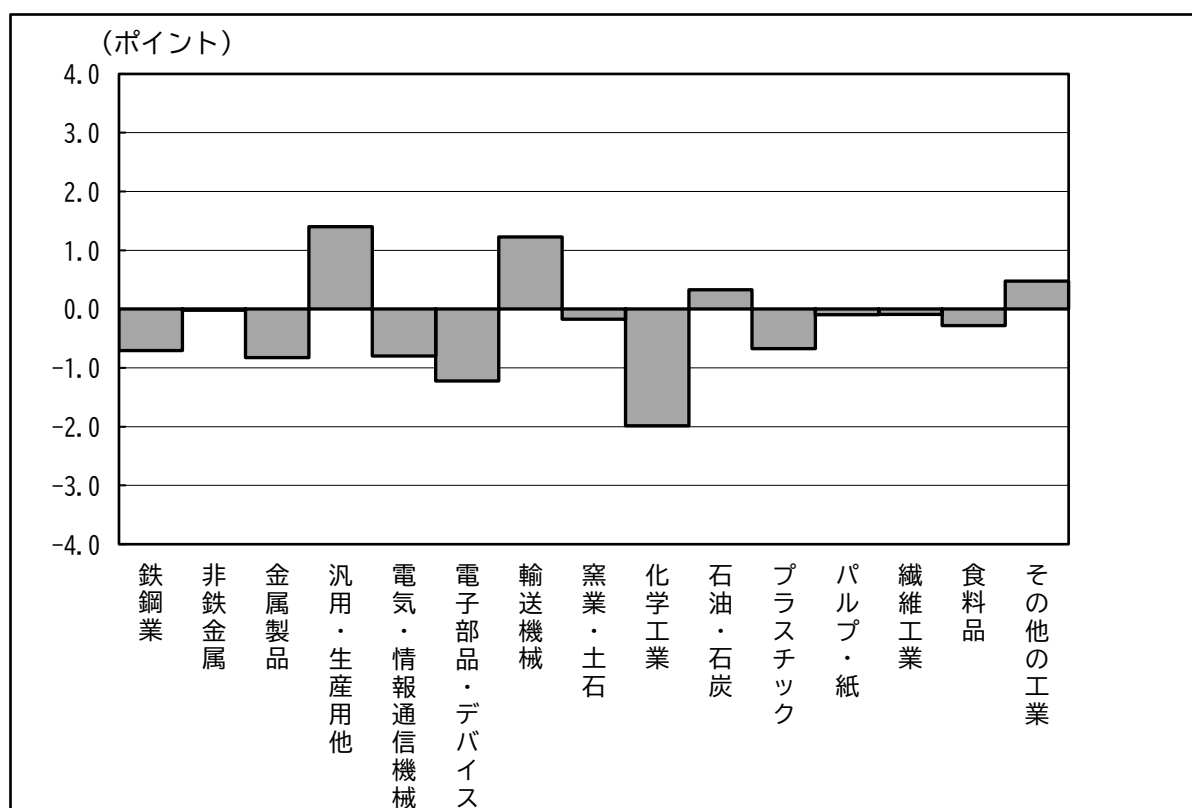
(1) 前月に対する寄与度グラフ

前月比  $\Delta 1.9\%$



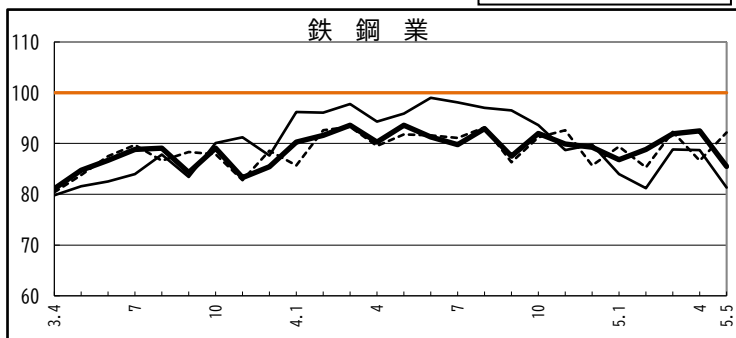
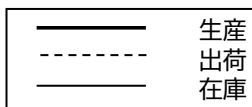
(2) 前年同月に対する寄与度グラフ

前年同月比  $\Delta 3.5\%$



## 4 生産の業種別動向

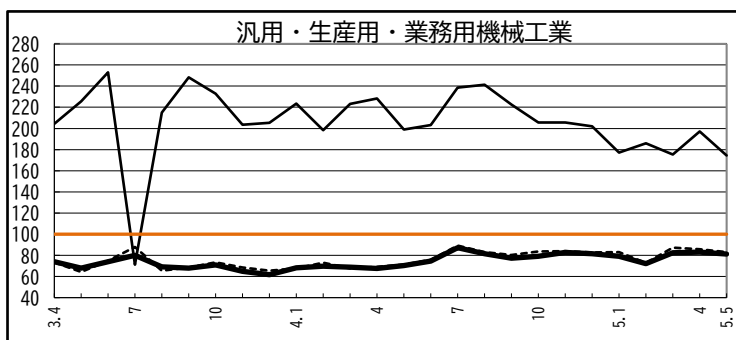
### (1) 主要業種の生産動向



鉄鋼業  
生産ウエイト = 771.6

生産 季節調整済指数		
前月	当月	前月比
92.5	85.5	△7.6%

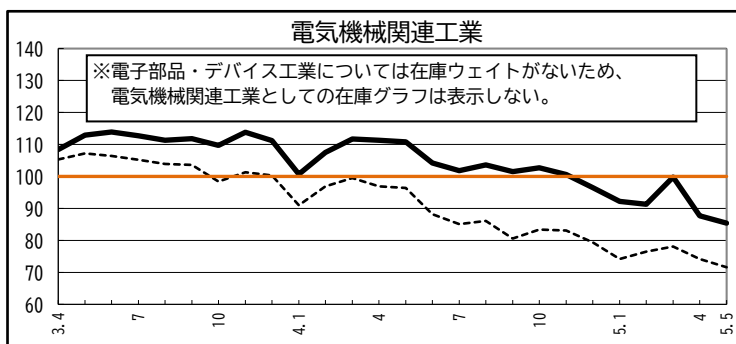
生産 原指数		
前年同月	当月	前年同月比
93.5	85.4	△8.7%



汎用・生産用・業務用機械工業  
生産ウエイト = 1,082.2

生産 季節調整済指数		
前月	当月	前月比
82.9	81.3	△1.9%

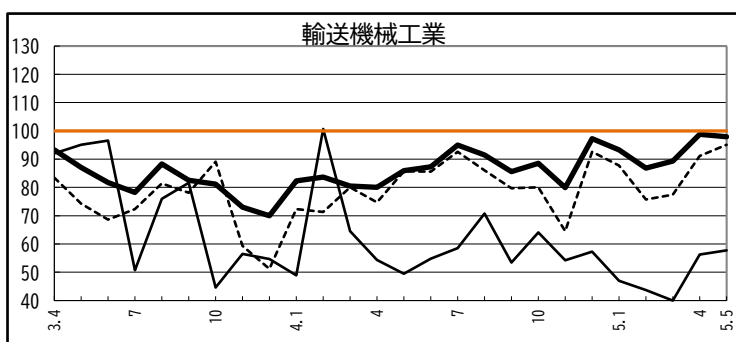
生産 原指数		
前年同月	当月	前年同月比
60.8	72.3	18.9%



電気機械関連工業  
生産ウエイト = 761.0  
※電気・情報通信機械工業、  
電子部品・デバイス工業の合計

生産 季節調整済指数		
前月	当月	前月比
87.7	85.4	△2.6%

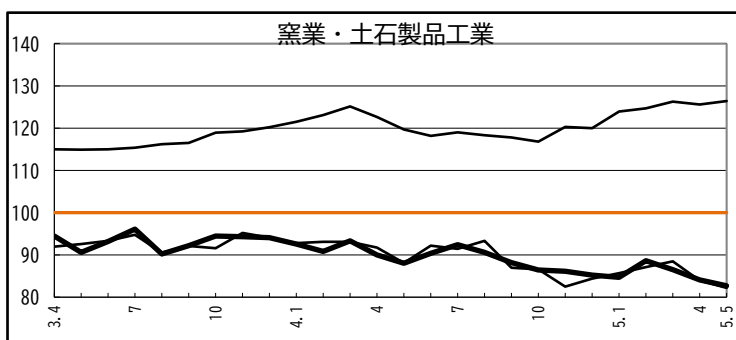
生産 原指数		
前年同月	当月	前年同月比
109.4	85.9	△21.5%



輸送機械工業  
生産ウエイト = 1,108.8

生産 季節調整済指数		
前月	当月	前月比
98.8	97.9	△0.9%

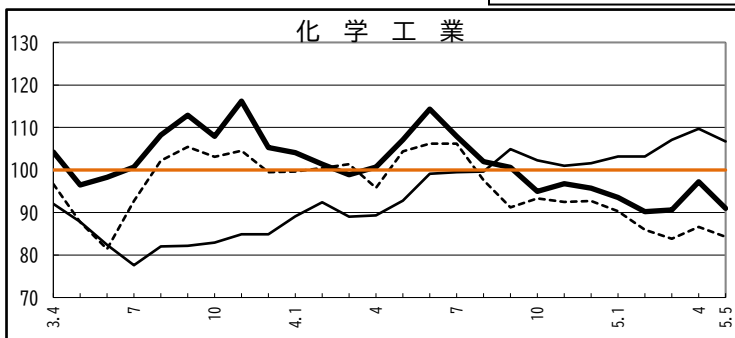
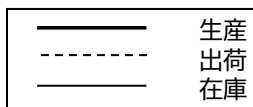
生産 原指数		
前年同月	当月	前年同月比
63.5	73.3	15.4%



窯業・土石製品工業  
生産ウエイト = 386.6

生産 季節調整済指数		
前月	当月	前月比
84.1	82.7	△1.7%

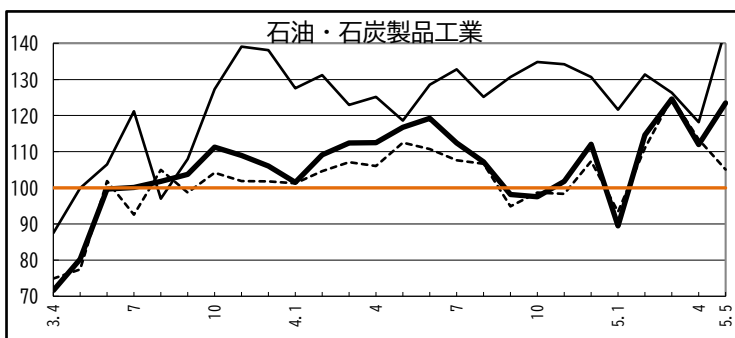
生産 原指数		
前年同月	当月	前年同月比
82.3	78.4	△4.7%



化学工業  
生産ウエイト = 1,362.9

生産 季節調整済指数		
前 月	当 月	前 月 比
97.2	91.0	△6.4%

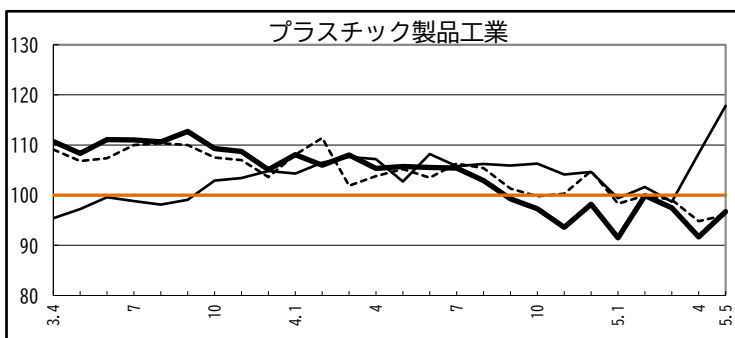
生産 原指数		
前年同月	当 月	前年同月比
97.9	85.0	△13.2%



石油・石炭製品工業  
生産ウエイト = 390.3

生産 季節調整済指数		
前 月	当 月	前 月 比
112.0	123.5	10.3%

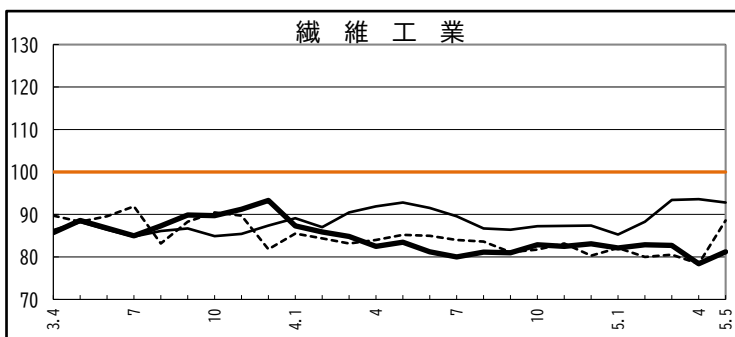
生産 原指数		
前年同月	当 月	前年同月比
105.9	113.4	7.1%



プラスチック製品工業  
生産ウエイト = 767.2

生産 季節調整済指数		
前 月	当 月	前 月 比
91.7	96.7	5.5%

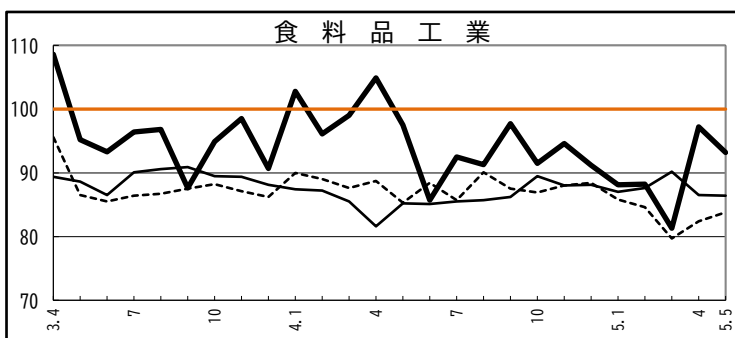
生産 原指数		
前年同月	当 月	前年同月比
100.8	93.0	△7.7%



繊維工業  
生産ウエイト = 503.7

生産 季節調整済指数		
前 月	当 月	前 月 比
78.4	81.2	3.6%

生産 原指数		
前年同月	当 月	前年同月比
79.6	78.0	△2.0%



食料品工業  
生産ウエイト = 1,380.8

生産 季節調整済指数		
前 月	当 月	前 月 比
97.2	93.2	△4.1%

生産 原指数		
前年同月	当 月	前年同月比
99.5	97.7	△1.8%



## (2) 業種分類生産指数

	原 指 数			季節調整済指数		
	4年5月	5年5月	前年 同月比 (%)	5年4月	5年5月	前月比 (%)
鉱工業総合	88.4	85.3	△ 3.5	91.2	89.5	△ 1.9
製造工業	88.4	85.4	△ 3.4	91.3	89.5	△ 2.0
鉄鋼業	93.5	85.4	△ 8.7	92.5	85.5	△ 7.6
非鉄金属工業	110.3	108.8	△ 1.4	103.9	107.1	3.1
金属製品工業	101.5	83.0	△ 18.2	93.6	85.6	△ 8.5
汎用・生産用・業務用機械工業	60.8	72.3	18.9	82.9	81.3	△ 1.9
汎用機械工業	54.3	69.3	27.6	78.1	75.2	△ 3.7
生産用機械工業	x	x	x	x	x	x
業務用機械工業	x	x	x	x	x	x
電気・情報通信機械工業	96.0	73.0	△ 24.0	r 75.2	77.2	2.7
電子部品・デバイス工業	118.5	94.6	△ 20.2	97.3	91.2	△ 6.3
輸送機械工業	63.5	73.3	15.4	98.8	97.9	△ 0.9
窯業・土石製品工業	82.3	78.4	△ 4.7	84.1	82.7	△ 1.7
化学工業	97.9	85.0	△ 13.2	97.2	91.0	△ 6.4
石油・石炭製品工業	105.9	113.4	7.1	112.0	123.5	10.3
プラスチック製品工業	100.8	93.0	△ 7.7	91.7	96.7	5.5
パルプ・紙・紙加工品工業	97.5	92.1	△ 5.5	r 90.5	93.6	3.4
繊維工業	79.6	78.0	△ 2.0	78.4	81.2	3.6
食料品工業	99.5	97.7	△ 1.8	97.2	93.2	△ 4.1
その他の工業	76.6	81.9	6.9	r 87.6	89.9	2.6
ゴム製品工業	94.4	111.2	17.8	117.9	124.7	5.8
家具工業	86.9	95.3	9.7	101.5	104.3	2.8
印刷業	69.9	75.1	7.4	r 72.9	78.7	8.0
木材・木製品工業	70.4	66.1	△ 6.1	79.1	70.6	△ 10.7
その他製品工業	65.7	57.1	△ 13.1	r 100.9	64.8	△ 35.8
鉱業	63.7	64.2	0.8	63.8	69.2	8.5
公益事業	58.3	63.5	8.9	r 71.7	71.8	0.1
産業総合	87.5	84.7	△ 3.2	r 90.7	89.1	△ 1.8
(参考) 電気機械関連工業	109.4	85.9	△ 21.5	r 87.7	85.4	△ 2.6

(参考) 電気機械関連工業 = 電気・情報通信機械工業、電子部品・デバイス工業

## (3) 特掲業種分類生産指数

	原 指 数			季節調整済指数		
	4年5月	5年5月	前年 同月比 (%)	5年4月	5年5月	前月比 (%)
農業用機械	91.5	99.4	8.6	97.2	93.8	△ 3.5
工作機械	81.4	89.1	9.5	108.5	102.8	△ 5.3
自動車工業	56.7	64.2	13.2	94.5	93.7	△ 0.8
造船業	78.0	92.8	19.0	108.6	107.0	△ 1.5
化学工業 (除、医薬品)	88.3	64.6	△ 26.8	77.9	69.7	△ 10.5
繊維工業 (合成繊維)	84.3	65.4	△ 22.4	51.4	59.7	16.1

## 5 鋳工業指数（鋳工業総合）の動き

(季節調整済)

区 分	生 産		出 荷		在 庫		
	岡山県	全 国	岡山県	全 国	岡山県	全 国	
平成30年	I 期	102.4	r 114.4	101.1	r 115.0	100.1	r 103.5
	II	105.2	r 114.6	108.2	r 115.8	99.1	r 102.2
	III	103.7	r 113.8	103.9	r 113.6	100.1	r 103.1
	IV	102.9	r 115.5	101.4	r 114.9	96.4	r 103.0
平成31年	I 期	103.1	r 113.4	98.8	r 113.9	99.9	r 102.0
	II	103.4	r 113.5	99.5	r 114.3	104.2	r 104.1
	III	101.8	r 112.6	97.8	r 113.2	102.0	r 103.0
	IV	98.5	r 108.0	95.3	r 107.5	107.6	r 103.4
令和2年	I 期	98.2	r 106.8	94.5	r 106.8	108.3	r 104.3
	II	89.4	r 90.7	88.3	r 90.5	101.5	r 100.1
	III	89.9	r 97.7	87.4	r 97.9	98.6	r 96.7
	IV	93.6	r 103.5	92.1	r 103.3	94.4	r 94.7
令和3年	I 期	94.0	r 106.3	90.5	r 106.3	95.0	r 94.0
	II	93.2	r 107.5	88.6	r 107.3	95.1	r 95.4
	III	94.1	r 103.3	92.2	r 101.3	95.1	r 97.5
	IV	92.4	r 104.6	90.2	r 102.7	94.5	r 100.5
令和4年	I 期	93.6	r 105.4	92.3	r 104.0	98.8	r 101.4
	II	93.7	r 103.9	93.5	r 103.4	100.7	r 99.9
	III	93.9	r 107.1	92.1	r 105.2	102.1	r 103.4
	IV	91.8	r 105.3	90.3	r 103.7	100.3	r 103.1
令和5年	I 期	89.6	r 103.4	89.2	r 102.7	99.9	r 103.8
	II						
	III						
	IV						
令和3年	12月	89.4	r 105.4	87.1	r 104.3	94.5	r 100.5
令和4年	1月	94.3	r 104.6	91.5	r 103.4	97.6	r 100.0
	2月	93.0	r 106.0	92.5	r 104.0	100.4	r 101.8
	3月	93.5	r 105.7	93.0	r 104.7	98.8	r 101.4
	4月	92.4	r 105.3	90.7	r 105.0	98.4	r 97.9
	5月	94.1	r 100.7	94.4	r 101.0	99.0	r 98.4
	6月	94.7	r 105.7	95.3	r 104.2	100.7	r 99.9
	7月	95.5	r 106.3	95.5	r 104.9	103.5	r 100.6
	8月	93.8	r 107.8	94.2	r 105.7	103.7	r 101.7
	9月	92.4	r 107.3	86.7	r 105.0	102.1	r 103.4
	10月	92.1	r 105.5	91.0	r 104.4	102.1	r 103.2
	11月	91.4	r 105.5	88.9	r 104.0	100.0	r 103.2
	12月	91.8	r 104.9	91.1	r 102.8	100.3	r 103.1
令和5年	1月	89.6	r 100.8	88.8	r 99.5	96.6	r 102.4
	2月	88.8	r 104.5	88.2	r 103.8	96.4	r 103.4
	3月	90.4	r 104.8	90.5	r 104.7	99.9	r 103.8
	4月	91.2	r 105.5	88.9	r 104.5	103.4	r 103.7
	5月	89.5	103.8	88.4	103.9	102.7	105.3

## 作 成 要 領

- 1 基準年次 平成27年=100
- 2 業種分類 原則として日本標準産業分類に基づいており、「飲料・たばこ・飼料製造業」は「食料品製造業」に、「なめし革・同製品・毛布製造業」は「その他の製造業」に組み替えています。
- 3 採用品目 生産指数は234品目(ただし,出荷指数は228品目、在庫指数は161品目)
- 4 算 式 ラスパイレス算式(基準時固定加重算術平均法)
- 5 ウエイト 基準年における、ある特定の項目の全体に対する基準額の構成比
- 6 寄与度 ある内訳の増減が、全体をどれだけ増減させたかを表します。
- 7 寄与率 寄与度を構成比の視点から見た指標で、データ全体の増減を100としたときの各構成要素の増減分を百分率で表します。
- 8 資 料 生産・出荷・在庫数量は主として生産動態統計調査などの既存資料を利用し、既存資料のない48品目については、直接調査により資料を収集しました。
- 9 季節調整 季節調整方法は、生産・出荷についてはセンサス局法X-12-ARIMA、在庫についてはセンサス局法X-12-ARIMAの中のX-11デフォルトを使用しています。
- 10 符 号 令和5年5月分は速報値です。後日、訂正を行うことがあります。訂正を行ったものには「 r 」を付記しています。  
「 x 」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としています。

この岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

〒 700-8570 (専用郵便番号)  
岡山県総合政策局統計分析課 分析活用班  
T E L 086-226-7258 (直通)

## 実質賃金指数の推移（岡山県）

毎月勤労統計調査（岡山県） 実質賃金（調査産業計・事業所規模5人以上）

（令和2年=100）

		年	全国年平均	県年平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
実質賃金指数 (現金給与総額)	岡山県	2017（平成29年）		105.7	89.9	87.9	90.1	91.5	90.8	158.2	113.1	91.3	88.4	87.2	99.4	180.9
		2018（平成30年）		99.2	85.4	82.8	85.6	88.4	86.3	141.1	105.6	87.4	83.0	84.9	94.2	166.2
		2019（令和元年）	101.2	97.9	84.2	82.5	85.1	86.9	86.1	136.5	106.1	85.1	82.8	84.0	89.3	165.4
		2020（令和2年）	100.0	100.0	87.2	84.1	86.3	87.7	87.0	143.9	103.2	86.5	84.1	87.0	91.5	171.6
		2021（令和3年）	100.6	99.1	86.1	82.6	86.3	87.2	86.7	144.9	103.1	85.7	84.7	85.7	91.1	164.2
		2022（令和4年）	99.6	99.3	85.2	83.0	88.1	87.6	85.3	146.3	111.1	85.6	82.5	83.3	90.4	161.5
		2023（令和5年）			81.9	81.2	87.4	85.1								
	全国	2022（令和4年）			86.0	83.8	89.5	87.1	85.2	139.0	115.0	85.1	83.7	82.8	86.5	170.1
		2023（令和5年）			82.5	81.4	87.4	84.3								
実質賃金指数 (きまって支給する給与)	岡山県	2017（平成29年）		104.6	104.8	104.9	105.7	106.8	105.1	105.3	104.3	103.4	103.5	103.6	103.6	104.5
		2018（平成30年）		99.9	98.0	99.0	100.5	101.2	99.5	100.3	100.2	99.8	98.9	99.6	100.0	101.3
		2019（令和元年）	100.7	99.1	98.4	98.7	98.8	99.3	98.7	100.0	101.2	97.3	98.4	99.9	99.0	99.1
		2020（令和2年）	100.0	100.0	99.3	100.2	100.4	101.5	98.9	100.0	99.4	99.1	99.1	101.7	100.1	100.1
		2021（令和3年）	100.8	99.3	99.3	98.1	98.6	100.5	100.0	100.5	99.1	97.9	98.7	100.3	98.8	99.3
		2022（令和4年）	99.2	98.7	99.2	99.0	100.4	100.3	98.7	99.9	99.5	98.0	98.0	98.2	96.8	96.9
		2023（令和5年）			96.6	97.2	97.5	98.6								
	全国	2022（令和4年）			100.1	99.8	100.7	101.4	99.3	100.2	99.5	98.3	98.6	98.3	98.1	97.7
		2023（令和5年）			96.1	96.9	97.4	98.1								

注）実質賃金指数＝名目賃金指数÷消費者物価指数（岡山市、持家の帰属家賃を除く総合）×100

資料出所 岡山県の賃金・労働時間・雇用の動き（毎月勤労統計調査地方調査結果）

厚生労働省「毎月勤労統計調査 時系列表第6表 実質賃金指数」

2020年基準消費者物価指数時系列リスト（岡山市：持家の帰属家賃を除く総合）

## 名目賃金指数の推移（岡山県）

毎月勤労統計調査（岡山県） 名目賃金（調査産業計・事業所規模5人以上）

（令和2年=100）

		年	全国年平均	県年平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
名目賃金指数 （現金給与総額）	岡山県	2017（平成29年）		104.9	88.8	86.9	88.9	90.4	90.1	156.9	111.9	90.5	87.9	86.9	99.1	180.4	
		2018（平成30年）		99.2	85.4	82.7	85.2	88.0	86.0	140.5	105.3	87.7	83.4	85.7	94.5	166.0	
		2019（令和元年）	101.2	97.8	83.9	82.2	85.0	86.7	85.8	136.0	105.8	85.2	83.0	84.5	89.7	165.4	
		2020（令和2年）	100.0	100.0	87.5	84.1	86.6	87.7	87.0	143.8	103.2	86.5	84.2	87.1	91.3	170.9	
		2021（令和3年）	100.3	99.0	86.2	82.6	86.6	86.6	86.3	144.3	102.8	85.5	84.9	85.9	91.4	164.4	
		2022（令和4年）	102.3	101.6	85.5	83.2	88.8	88.6	86.8	149.1	113.7	87.7	85.1	86.5	94.6	169.1	
		2023（令和5年）				86.1	84.5	91.5	89.6								
	全国	2022（令和4年）				86.3	84.5	90.7	88.7	87.0	141.9	118.1	87.8	86.7	86.4	90.5	178.4
		2023（令和5年）				87.0	85.2	91.9	89.4								
名目賃金指数 （きまって支給する給与）	岡山県	2017（平成29年）		103.8	103.5	103.7	104.3	105.5	104.3	104.5	103.2	102.5	102.9	103.2	103.3	104.2	
		2018（平成30年）		99.9	98.0	98.9	100.0	100.8	99.2	99.9	99.9	100.1	99.4	100.5	100.3	101.2	
		2019（令和元年）	100.7	99.0	98.0	98.3	98.7	99.1	98.4	99.6	100.9	97.4	98.7	100.5	99.4	99.1	
		2020（令和2年）	100.0	100.0	99.6	100.2	100.7	101.5	98.9	99.9	99.4	99.1	99.2	101.8	99.9	99.7	
		2021（令和3年）	100.5	99.2	99.4	98.1	98.9	99.8	99.5	100.1	98.8	97.7	98.9	100.5	99.1	99.4	
		2022（令和4年）	101.9	101.0	99.5	99.3	101.2	101.4	100.4	101.8	101.8	100.4	101.0	101.9	101.3	101.5	
		2023（令和5年）				101.5	101.2	102.1	103.8								
	全国	2022（令和4年）				100.5	100.6	102.0	103.2	101.4	102.3	102.2	101.4	102.1	102.5	102.6	102.5
		2023（令和5年）				101.4	101.5	102.5	104.0								

注）実質賃金指数に対比して用いる場合の賃金指数のことを名目賃金指数と呼ぶ。

資料出所 岡山県の賃金・労働時間・雇用の動き（毎月勤労統計調査地方調査結果）

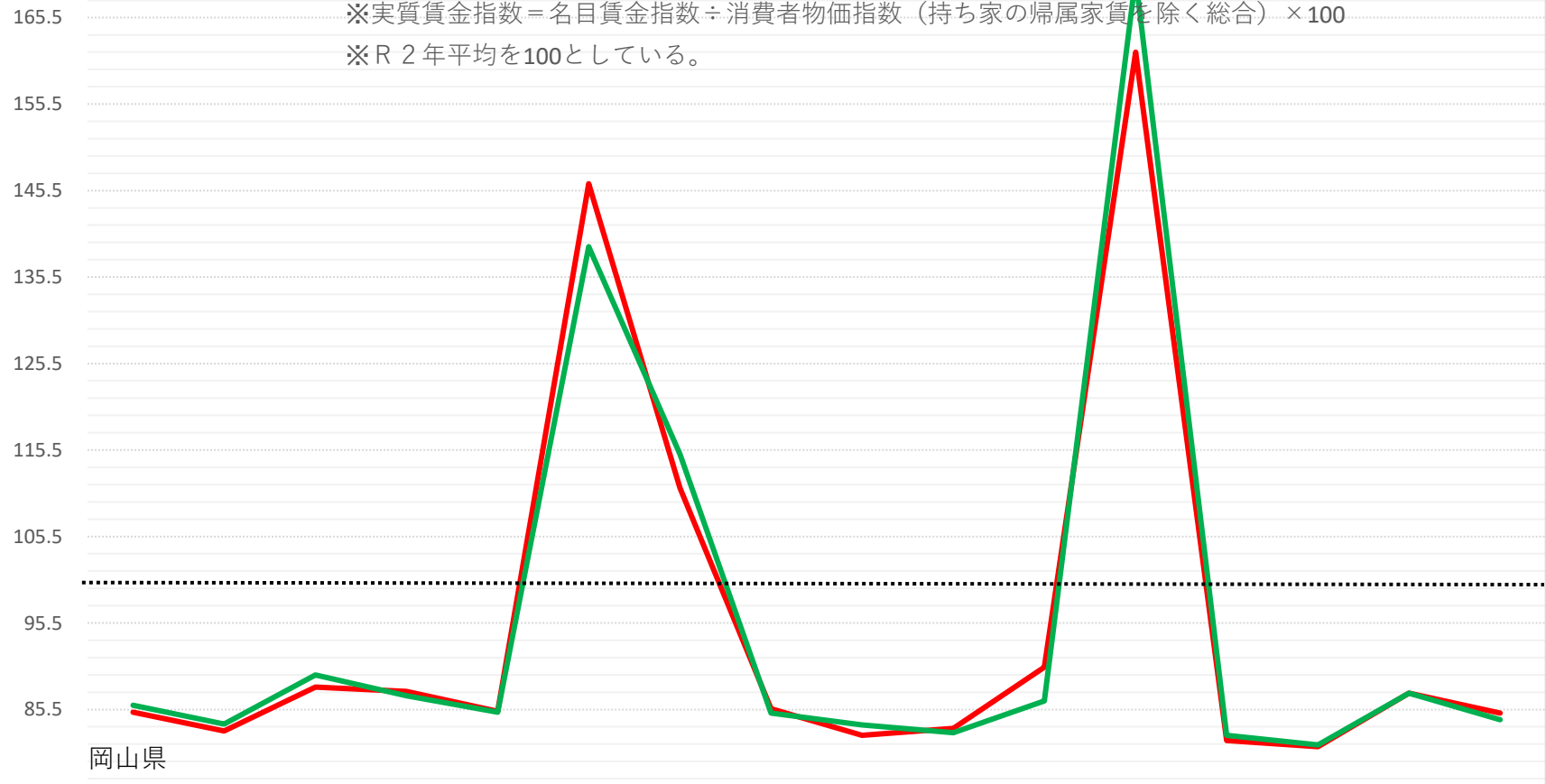
厚生労働省「毎月勤労統計調査 時系列表第1表 賃金指数」

## 実質賃金指数（現金給与総額）の推移

※事業所規模5人以上

※実質賃金指数 = 名目賃金指数 ÷ 消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合） × 100

※R2年平均を100としている。



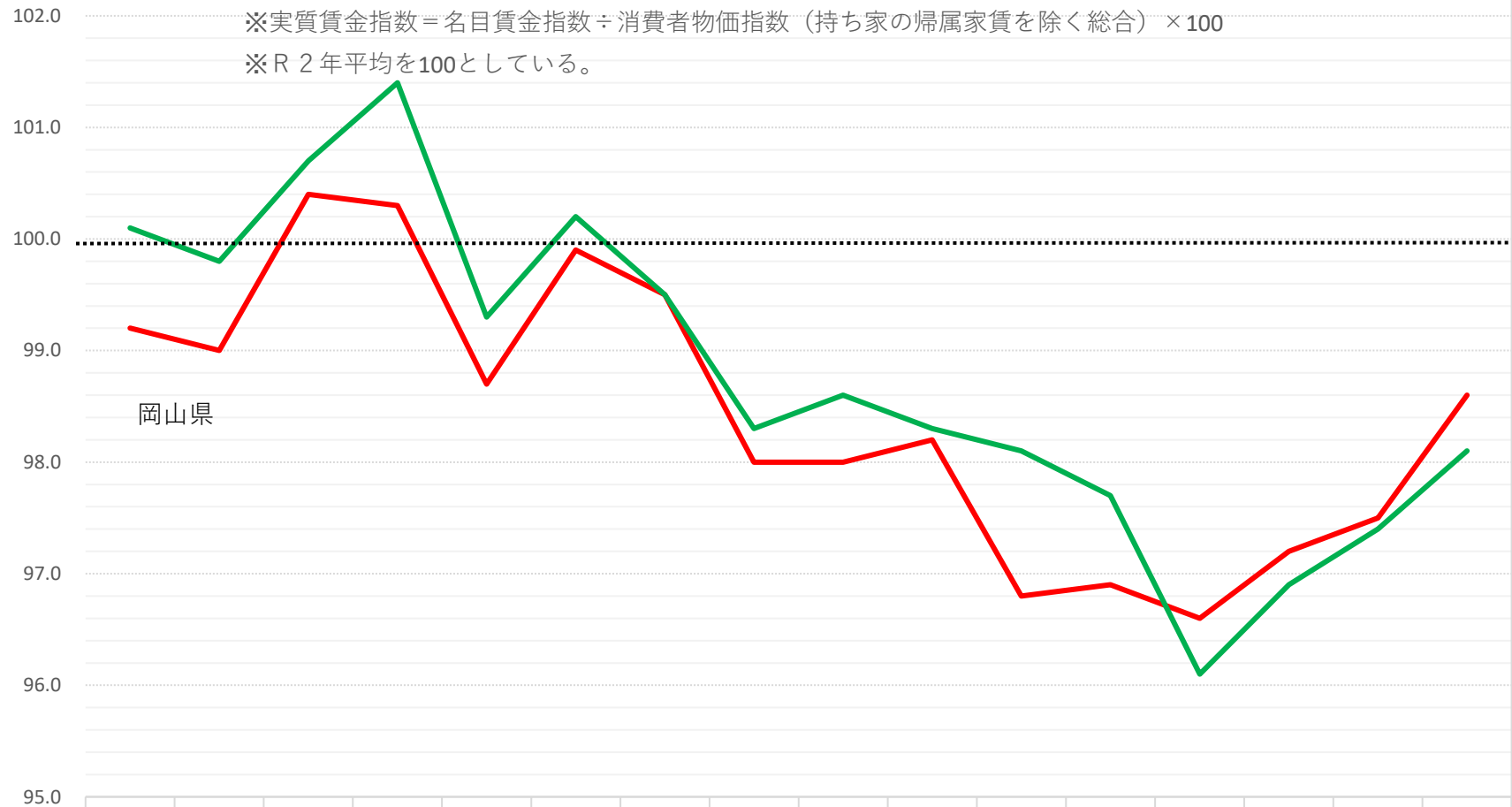
	R4.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月	4月
岡山県	85.2	83.0	88.1	87.6	85.3	146.3	111.1	85.6	82.5	83.3	90.4	161.5	81.9	81.2	87.4	85.1
全国	86.0	83.8	89.5	87.1	85.2	139.0	115.0	85.1	83.7	82.8	86.5	170.1	82.5	81.4	87.4	84.3

## 実質賃金指数（きまって支給する給与）の推移

※事業所規模5人以上

※実質賃金指数 = 名目賃金指数 ÷ 消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合） × 100

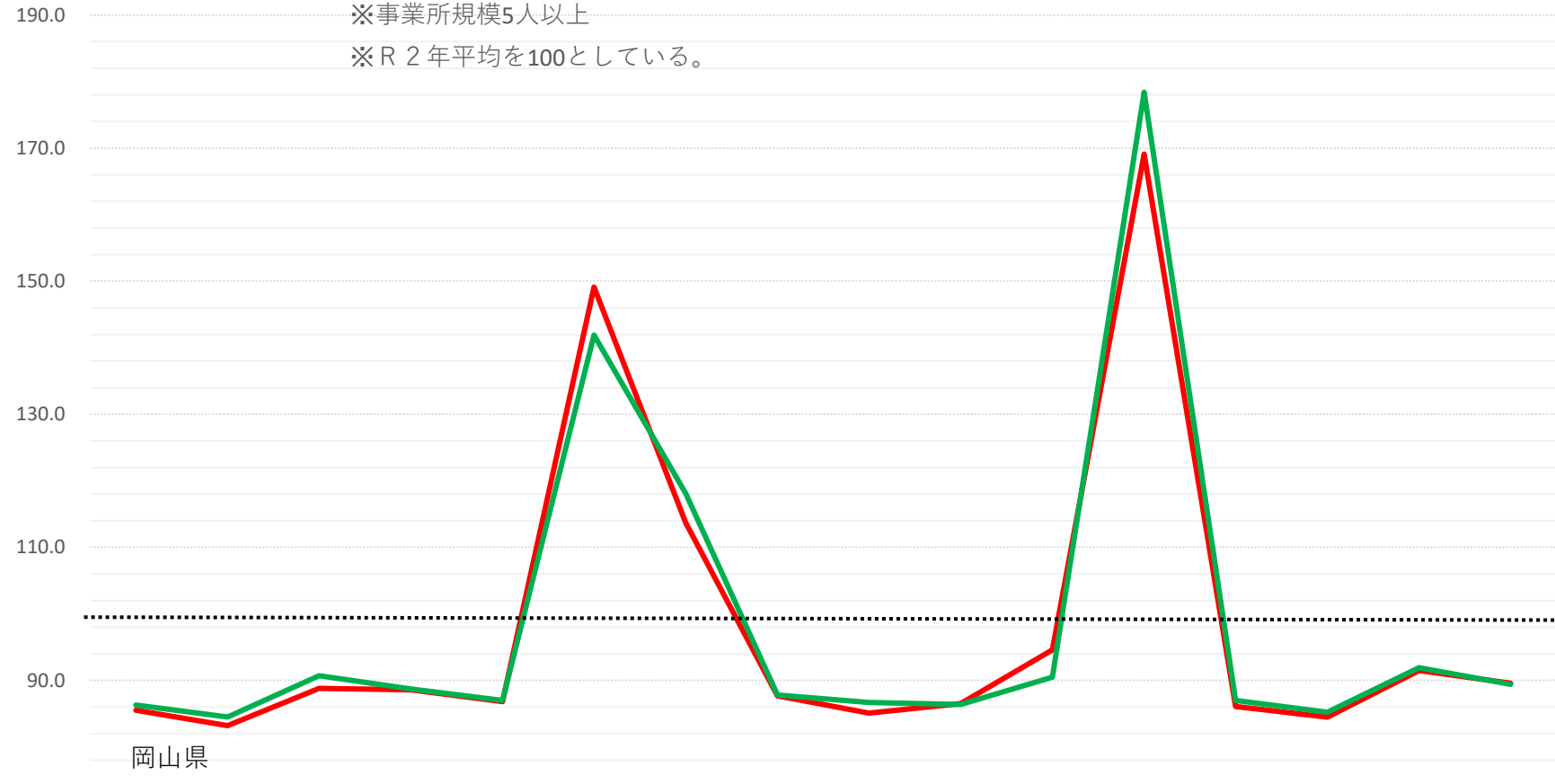
※R 2年平均を100としている。



	R4.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月	4月
岡山県	99.2	99.0	100.4	100.3	98.7	99.9	99.5	98.0	98.0	98.2	96.8	96.9	96.6	97.2	97.5	98.6
全国	100.1	99.8	100.7	101.4	99.3	100.2	99.5	98.3	98.6	98.3	98.1	97.7	96.1	96.9	97.4	98.1

## 名目賃金指数（現金給与総額）の推移

※事業所規模5人以上  
 ※R2年平均を100としている。



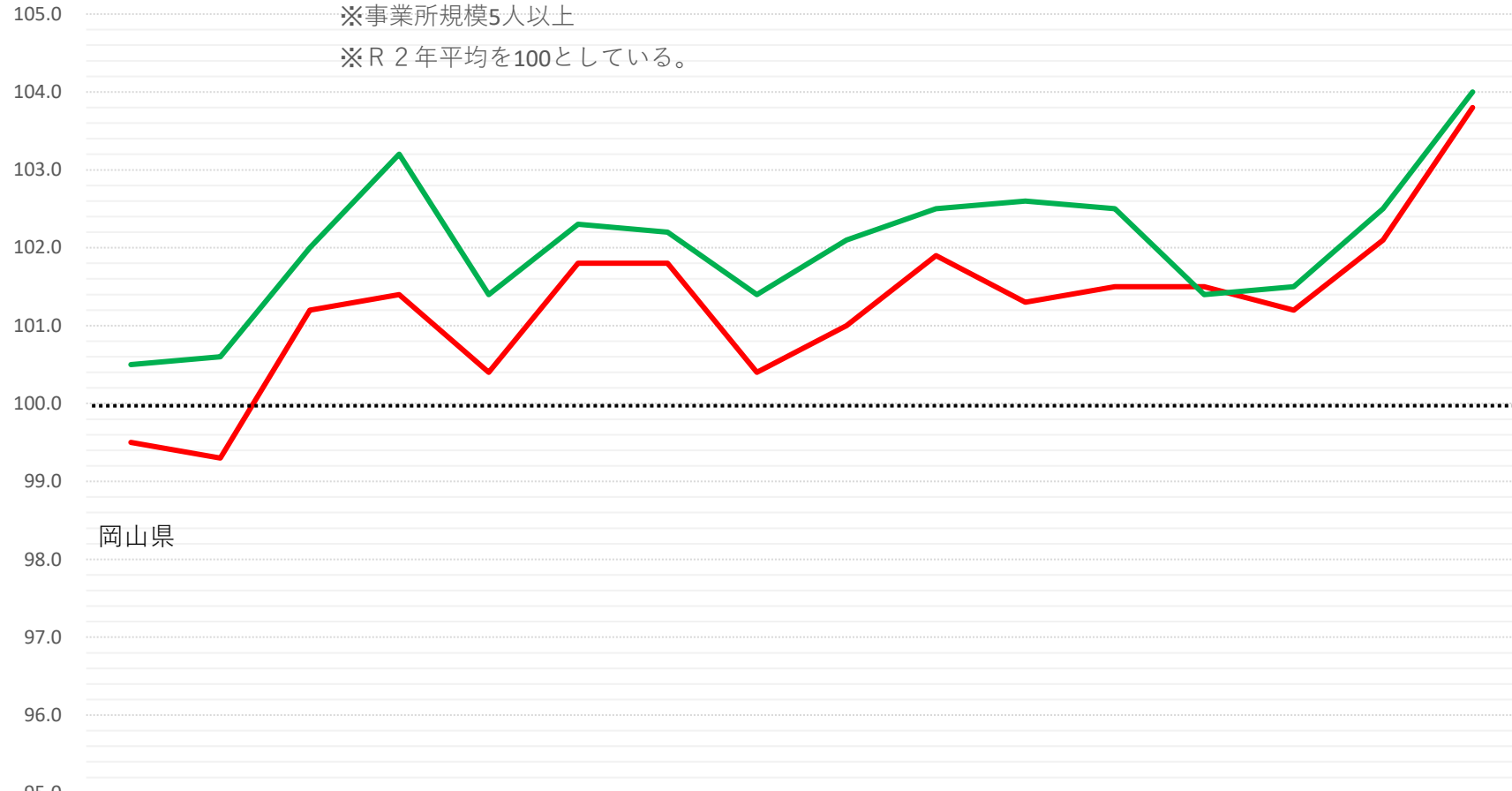
	R4.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月	4月
岡山県	85.5	83.2	88.8	88.6	86.8	149.1	113.7	87.7	85.1	86.5	94.6	169.1	86.1	84.5	91.5	89.6
全国	86.3	84.5	90.7	88.7	87.0	141.9	118.1	87.8	86.7	86.4	90.5	178.4	87	85.2	91.9	89.4



## 名目賃金指数（きまって支給する給与）の推移

※事業所規模5人以上

※R 2年平均を100としている。



岡山県

	R4.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月	4月
岡山県	99.5	99.3	101.2	101.4	100.4	101.8	101.8	100.4	101.0	101.9	101.3	101.5	101.5	101.2	102.1	103.8
全国	100.5	100.6	102.0	103.2	101.4	102.3	102.2	101.4	102.1	102.5	102.6	102.5	101.4	101.5	102.5	104

# 雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金支給状況

岡山労働局 職業対策課

	雇用調整助成金						緊急雇用安定助成金					
	申請書提出件数	対前月増減率	1日平均	支給決定件数	対前月増減率	1日平均	申請書提出件数	対前月増減率	1日平均	支給決定件数	対前月増減率	1日平均
令和4年5月末累計	68,207			67,536			19,769			19,520		
令和4年6月	1,836	▲ 7.6	83	2,091	▲ 8.0	95	413	▲ 29.6	19	537	▲ 26.2	24
令和4年7月	1,647	▲ 10.3	82	1,655	▲ 20.9	83	299	▲ 27.6	15	301	▲ 43.9	15
令和4年8月	1,707	3.6	78	1,567	▲ 5.3	71	346	15.7	16	323	7.3	15
令和4年9月	1,612	▲ 5.6	81	1,709	9.1	85	313	▲ 9.5	16	320	▲ 0.9	16
令和4年10月	1,565	▲ 2.9	78	1,595	▲ 6.7	80	304	▲ 2.9	15	326	1.9	16
令和4年11月	1,378	▲ 11.9	69	1,385	▲ 13.2	69	277	▲ 8.9	14	286	▲ 12.3	14
令和4年12月	1,273	▲ 7.6	64	1,302	▲ 6.0	65	252	▲ 9.0	13	259	▲ 9.4	13
令和5年1月	1,093	▲ 14.1	58	1,063	▲ 18.4	56	225	▲ 10.7	12	206	▲ 20.5	11
令和5年2月	880	▲ 19.5	46	931	▲ 12.4	49	165	▲ 26.7	9	162	▲ 21.4	9
令和5年3月	1,106	25.7	50	1,078	15.8	49	185	12.1	8	187	15.4	9
令和5年4月	802	▲ 27.5	40	872	▲ 19.1	44	150	▲ 18.9	8	174	▲ 7.0	9
令和5年5月	485	▲ 39.5	24	504	▲ 42.2	25	110	▲ 26.7	6	99	▲ 43.1	5
<b>令和5年6月</b>	<b>98</b>	<b>▲ 79.8</b>	<b>4</b>	<b>117</b>	<b>▲ 76.8</b>	<b>5</b>	<b>38</b>	<b>▲ 65.5</b>	<b>2</b>	<b>46</b>	<b>▲ 53.5</b>	<b>2</b>
累計	83,689			83,405			22,846			22,746		

	合計					
	申請書提出件数	対前月増減率	1日平均	支給決定件数	対前月増減率	1日平均
令和4年5月末累計	87,976			87,056		
令和4年6月	2,249	7.2	102	2,628	▲ 8.0	119
令和4年7月	1,946	▲ 13.5	97	1,956	▲ 25.6	98
令和4年8月	2,053	5.5	93	1,890	▲ 3.4	86
令和4年9月	1,925	▲ 6.2	96	2,029	7.4	101
令和4年10月	1,869	▲ 2.9	93	1,921	▲ 5.3	96
令和4年11月	1,655	▲ 11.4	83	1,671	▲ 13.0	84
令和4年12月	1,525	▲ 7.9	76	1,561	▲ 6.6	78
令和5年1月	1,318	▲ 13.6	69	1,269	▲ 18.7	67
令和5年2月	1,045	▲ 20.7	55	1,093	▲ 13.9	58
令和5年3月	1,291	23.5	59	1,265	15.7	58
令和5年4月	952	▲ 26.3	48	1,046	▲ 17.3	52
令和5年5月	595	▲ 37.5	30	603	▲ 42.4	30
<b>令和5年6月</b>	<b>136</b>	<b>▲ 77.1</b>	<b>6</b>	<b>163</b>	<b>▲ 73.0</b>	<b>7</b>
累計	106,535			106,151		

### 支給決定金額

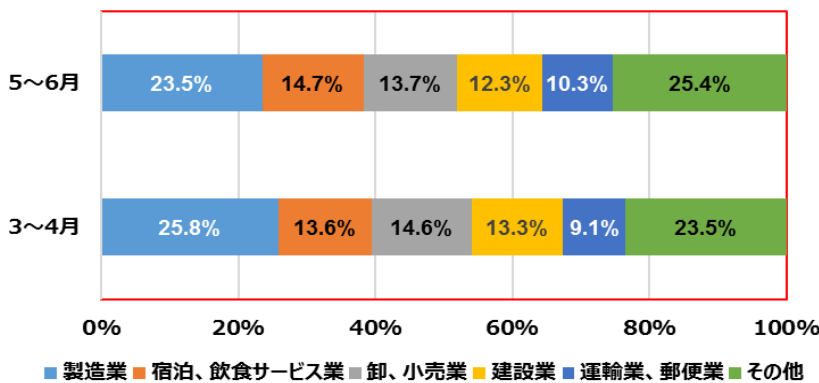
令和5年6月末までの累計 (円)	
雇用調整助成金	65,803,971,424
緊急雇用安定助成金	5,559,695,394
<b>合計</b>	<b>71,363,666,818</b>

(参考) 過去の雇用調整助成金の支給決定件数

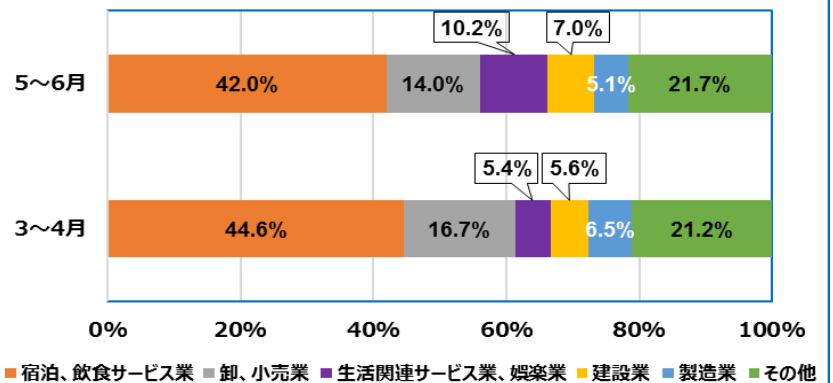
	支給決定件数	備考
平成21年8月	2,421	←リーマンショックピーク時
平成30年度累計	302	
令和元年度累計	147	

99.6% ← 支給決定件数 / 申請書提出件数

雇調金支給決定状況産業別比率 (上位5業種)



緊安金支給決定状況産業別比率 (上位5業種)



## 岡山県最低賃金専門部会委員名簿

令和5年7月31日任命

岡山労働局

区分	氏名	現職
公益代表	片山裕之	弁護士
	益田佐和子	岡山家庭裁判所 家事調停委員
	米山毅一郎	岡山大学学術研究院法務学域 教授
労働者代表	小橋政次	自動車総連岡山地方協議会 事務局長
	高山伸男	日本基幹産業労働組合連合会 岡山県本部 事務局長
	西崎知佳	日本労働組合総連合会 岡山県連合会 副事務局長
使用者代表	石黒和之	(株)共立精機 代表取締役社長
	鶴海元	カーツ(株) 監査役
	西谷治朗	岡山県経営者協会 専務理事

(注)五十音順

## 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書等

- ① 「岡山県最低賃金」の改正に関する意見書

労働組合 岡山マスカットユニオン 執行委員長

- ② 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山県労働組合会議 議長

- ③ 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

生協労組おかやま 副委員長  
副委員長

- ④ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

岡山県高等学校教職員組合 執行委員長

- ⑤ 最低賃金改正決定の審議に向けた意見書

全国福祉保育労働組合 岡山支部 執行委員長

- ⑥ 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山県医療労働組合連合会 執行委員長

- ⑦ 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山医療生協労働組合

⑧ 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

倉敷市職員労働組合 中央執行委員長

倉敷支部 執行委員長

玉島支部 執行委員長

児島支部 執行委員長

水島支部 執行委員長

⑨ 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

倉敷市総合福祉事業団労働組合 執行委員長

⑩ 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山県労働組合倉敷会議 事務局長

岡山地方最低賃金審議会 御中

2023年7月14日

「岡山県最低賃金」の改正に関する意見書

岡山市北区岩田町6-11

090-4693-4

労働組合 岡山マスカットユ

執行委員長

- 1:早急に最低賃金時給「1500円」以上とすること。税および社会保険料などの公課を控除してもなお「1500円」以上となるように求める。
- 2:最低賃金審議会で為された議論については、専門部会も含めた全審議の全面公開、公聴会の開催、議事録の全面公開など、開かれた運営方法に改める措置を早急に実現すること。
- 3:審議会の「本審」省略を行わず、十分に手間と時間をかけた審議を行うこと。
- 4:「ワーキングプア」とよばれる層の労働者に関わる機会が比較的多い合同・一般労組の代表者を、労働者代表委員に選任・補任する措置を早急に実現すること。
- 5:各地方最低賃金審議会の開催の事実、予定および、意見書提出、意見陳述、傍聴、異議申立書提出の機会などを、地方新聞も含む新聞、マスコミに広告を出すこと等により、広く市民に広報すること。
- 6:できるだけ早く、1から5の方向で(最低賃金の水準維持を目的とした助成金制度等の創設および物価スライド制導入と一体で)全国全産業一律の新しい最低賃金制を確立するように、厚生労働省および中央最低賃金審議会に要請すること。

#### 理由

- 1:憲法25条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」とは、労働者がただ単に「飢えて死なない」最低限度であればよいのではなく、家族や友人と「ささやかなぜいたく」を楽しむことのできる生活基盤としての賃金が保障されるという意味である。
- 2:現行の最低賃金を上回っていても「最低限度の生活」はできないのが社会の実情である。
- 3:最低賃金の水準が低いままに抑え込まれていることが、年金・保険制度の空洞化、崩壊状態につながっている。
- 4:今日、賃金は上昇しているようにも言われているが、「正規雇用」の数は多くなく、派遣か契約社員などの「非正規」雇用が多い。最低賃金ギリギリの賃金は「非正規」雇用の労働



者に適用されることが多く、当事者の生活の安定をはかるには大幅な最低賃金の底上げが絶対的に必要である。

5:「最低賃金 1500 円」の要求は、既に幾つかの団体が行っているにもかかわらず、(労働者代表に任命される委員は大労組出身者が殆どであり)肝腎の当事者である「ワーキングプア」とよばれる層の労働者が、審議会の議論においては実質的に「蚊帳の外」に置かれたままであるのは、完全に不正、不当である。

6:ウクライナ戦争開戦以降の、激しい物価高が労働者の生活を確実に脅かしつつある。



以上

労働者代表の選出に際しては、労働者の生活の安定をはかるには大幅な最低賃金の底上げが絶対的に必要である。既に幾つかの団体が行っているにもかかわらず、(労働者代表に任命される委員は大労組出身者が殆どであり)肝腎の当事者である「ワーキングプア」とよばれる層の労働者が、審議会の議論においては実質的に「蚊帳の外」に置かれたままであるのは、完全に不正、不当である。ウクライナ戦争開戦以降の、激しい物価高が労働者の生活を確実に脅かしつつある。

以上

労働者代表の選出に際しては、労働者の生活の安定をはかるには大幅な最低賃金の底上げが絶対的に必要である。既に幾つかの団体が行っているにもかかわらず、(労働者代表に任命される委員は大労組出身者が殆どであり)肝腎の当事者である「ワーキングプア」とよばれる層の労働者が、審議会の議論においては実質的に「蚊帳の外」に置かれたままであるのは、完全に不正、不当である。ウクライナ戦争開戦以降の、激しい物価高が労働者の生活を確実に脅かしつつある。



# 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山地方最低賃金審議会  
会長 益田 佐和子 様

2023年7月27日  
岡山県労働組合会議  
議長 [REDACTED]

## わたしたちの要望

- ① 岡山県の最低賃金を直ちに1,000円に引き上げ、1,600円以上の早期実現をめざすこと。
- ② 全国一律制度の制定を求め、国・中央最低賃金審議会に意見書を提出すること。
- ③ 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業への社会保険料の企業負担分の減免(補填)やより使いやすい特別補助策に関する意見を国・中央最低賃金審議会に提出すること。

## 要望事由

### 1. 岡山県の最低賃金を時給1000円とし、早期に時給1600円の実現を図ること

現行の最低賃金892円でフルタイム(173.8時間)を働いたとしても、月収155,092円、年収は約180万円にしかならず、ワーキングプアと呼ばれる年収200万以下の水準にしかありません。フルタイムで働いても自立した生活ができないような金額を最低賃金として設定していること自体、健康で文化的な生活を保障した憲法の精神にもとると言わざるを得ません。

日本では経済界の思惑によって雇用の多様化が図られ、非正規労働者が激増しました。昔の家計の補助的な収入を得るための働き方から、基幹労働力かつ安い労働力として都合よく雇用され、その収入のみで家計を支えざるを得ない人が増えています。経済的な困窮は、結婚を含む将来への展望を失なわせるばかりか、“親ガチャ、”という言葉が生まれたように経済格差がその家庭の子どもの運命まで決めてしまうという深刻な状態にあります。

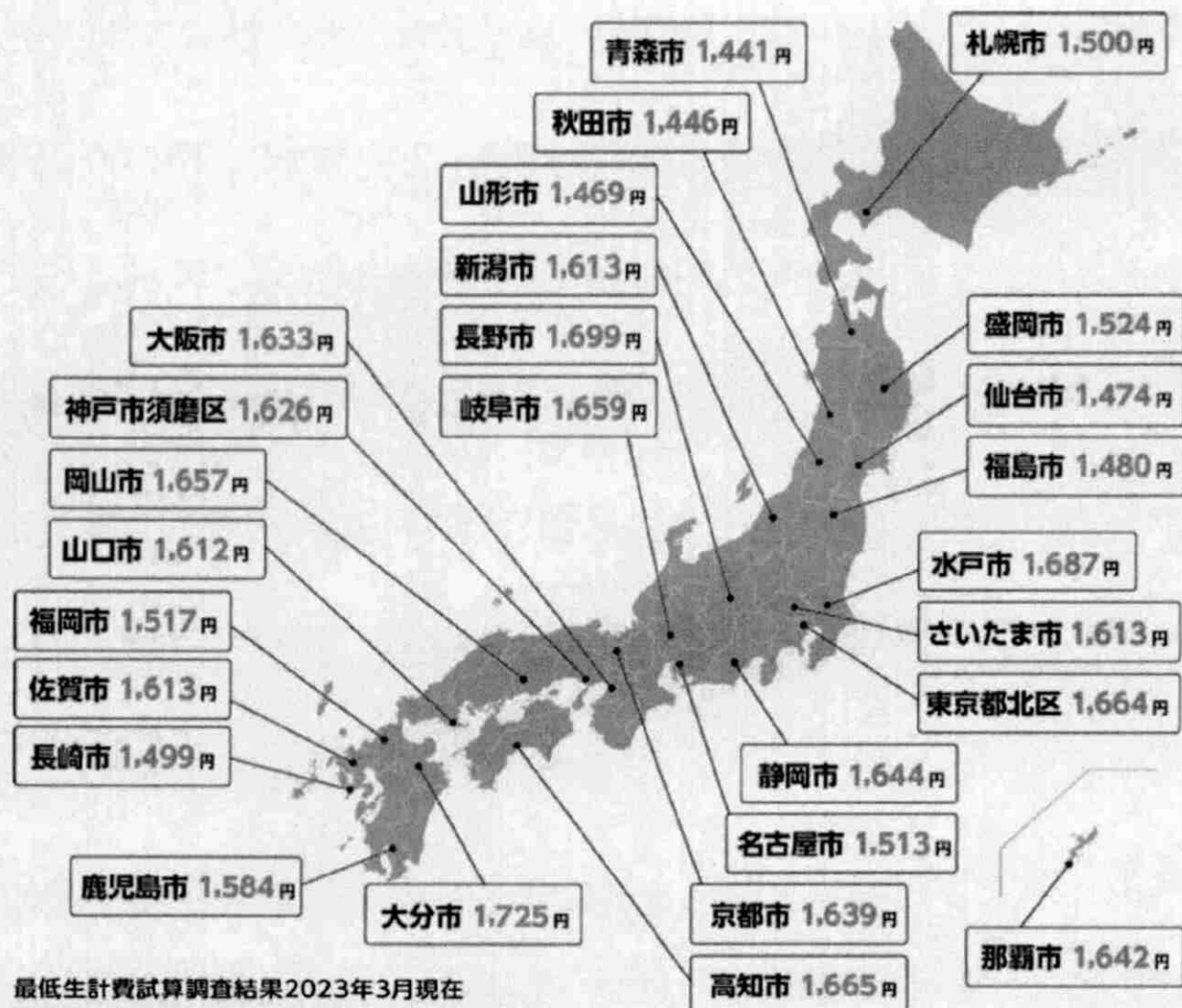
一方、諸外国では昨今の異常な物価高騰を受けて、最低賃金の大幅な引き上げを実施しています。20年前には日本の1/2程度だった韓国の最低賃金は、現在では9,620ウォン(約1060円)です。また、アメリカでもワシントン州15.74ドル(約2270円)、モンタナ州9.95ドル(約1430円)、ニューヨークでは7月からフードデリバリー労働者に最低賃金を設定し、2025年4月には19.96ドル(約2880円)に引き上げられます。

日本の企業は、賃金(コスト)を上げれば価格に転嫁せざるを得ず、売れなくなると懸念しますが、その考え方自体が内需の主役である個人消費を冷え込ませ、景気が低迷するという負のスパイラルに陥っていること自覚すべきです。中小零細企業への特別の支援は必要ですが、その上で最低賃金を大幅に引き上げ、内需を喚起することこそ“大企業のみ”の景気回復、ではなく、日本経済全体の経済発展に寄与するものと考えます。





## 2. 最低賃金を全国一律制へと改める意見書をまとめること



最低生計費試算調査結果2023年3月現在  
(静岡県立大学短期大学部 中澤秀一准教授監修)

昨年の改定では、最高額の東京都が1,072円、最低額の10県は853円となり、その差は219円、岡山県の892円との差は180円です。4月6日の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告（以下、報告）」によって、ランク制度をA～Cの3ランクに改めることが確認されましたが、地域間格差は改定の度に拡大しており、ランク制度自体を廃止しなければ地域間格差を解消することはできません。

「最低生計費試算調査」の結果によると、岡山で単身世帯が自立した生活をしていくためには、時間給1,600円以上、月額25万円が必要との結果になりましたが、全国各地でとりくまれた結果を見てもどこで生活しても必要な生活費は変わりません。

また、最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方から賃金の高い都市部へ人口が流出（労働者、特に若者）する要因にもなっています。まさに、最低賃金の地域間格差が地方経済発展の阻害要因となっていることは疑いありません。

### 3. 中小企業支援策の抜本的な強化を

日本の企業の99.7%が中小零細企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。中小企業は、賃金を大幅に引き上げる体力を持ち合わせていないのは事実であり、持続可能な経済を実現するためには地方経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められます。

2023年3月に、日本商工会議所・東京商工会議所による「最低賃金および中小企業の賃金・雇用に関する調査」結果が出されました。その中で2023年の最低賃金額の改定について、「引下げるべき」もしくは「現状維持」と回答した企業の割合の合計が31.5%と前年から8.4ポイントも減少しました。一方、「引上げるべき」と回答した企業の割合は、前年調査から0.7ポイント上昇して42.4%となっています。

また、昨年の地方最賃審議会答申の付帯決議で「国による中小企業支援を求める」ことを議決した審議会もあります。京都府の付帯決議は、「中小企業に対する助成制度としては極めて不十分」と指摘し、現場の声を反映した制度にするよう「さらなる抜本的な改善を喫緊に図るべき」と求めています。「新たな支援金」「直接的給付金等支援策」など別建ての支援制度の創設を要望している地方もあります。

わたしたちも、最低賃金の引き上げのためには中小企業に対する支援策の抜本的な強化が必要であると考えています。岡山地方最低賃金審議会の中でもこのことを真摯に議論されるようお願いいたします。

#### さいごに

「経済財政運営と改革の基本方針2023」が閣議決定され、最低賃金は地域間格差に配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均で1000円以上を目指すことを打ち出しました。しかし、「平均1,000円」は、2010年の政労使による「雇用戦略対話合意」によって「2020年までに全国平均1,000円を目指す」とされていました。すでに3年も遅れています。

日本の最低賃金は、先進諸国中で最も低水準の国に属し、健康で文化的な最低限度の生活を困難にし、労働者・国民の消費購買力が抑制された状態が続いています。最低賃金1,600円以上、全国一律制の実現は、非正規雇用労働者だけでなく、労働者全体の賃金底上げと消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すこととなります。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,600円以上に引き上げることが必要です。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い支援策の拡充は不可欠であると考えており、冒頭の私たちの意見に対し、真剣な検討を改めて要望いたします。

以上

2023年7月24日

岡山地方最低賃金審議会  
会長 益田佐和子 様

生協労組おかやま  
副委員長 [REDACTED]

## 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

### わたしたちの要望

- ① 岡山県の最低賃金を直ちに1,000円に引き上げ、1,600円以上の早期実現をめざすこと。
- ② 全国一律制度の制定を求め、国・中央最低賃金審議会に意見書を提出すること。
- ③ 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業が使いやすい特別補助策に関する意見を国・中央最低賃金審議会に提出すること。
- ④ 岡山地方最低賃金審議会の運営にあたり以下の改善を行うこと。
  - ・専門部会を完全公開すること
  - ・意義審査会を公開とし、異議申し出の意見陳述を実施すること
  - ・審議会員の任命基準を明らかにすること
  - ・審議会のオンライン配信を行うこと

### 要望事由

#### 1. 岡山県の最低賃金は1000円とし、1600円への引き上げを目指すこと

今や非正規労働者は全労働者の約4割と言われていています。おかやまコープの職場でも正規の仕事が非正規に置き換えられ正規は全職員の2割に過ぎません。非正規労働者が事業にとって欠かせない存在にも関わらず地方最賃に張り付いた低賃金で働いています。たとえば、生協のパート初任時給928円で月160時間働いたとして年間1,781,760円となり、年収200万円に届かないワーキングプア状態で、人間らしい暮らしが出来ないことは明らかです。

上部団体の生協労連が全国のなかまから集めた生活実態アンケートや聞きとりを元に作成した「パート労働黒書No.10」では、暮らしていくだけで精一杯、貯金はできない、子どもの進学をあきらめさせて辛かった等の厳しい暮らしの実態が明らかになっています。また日本の年金制度では、現役時代の収入に応じた支給額になるため、収入の低い人は年金額も低くなってしまいます。非正規労働者は、今の暮らしだけでなく、将来の年金への不安も抱えています。「年金は低いことが予想される。身体がキツイなど言っていられない」「老後の生活が不安です」等の切実な声も寄せられています。少しでも生活費を増やすために、長時間労働を余儀なくされ、健康への不安も同時に抱えています。

40年振りと言われる物価高騰が暮らしを直撃しています。電気代やガソリン代、食料品が軒並み値上がりしています。「熱中症で冷房をつけましようと言われても、電気代が怖くて付けられない」「母は日中は電気も付けず真っ暗な中で暮らしている」等の声も聞こえてきます。また日本のひとり親世帯の多くが母子家庭で、その母親の多くが非正規労働者です。そのことにより、母子家庭の暮らしも物価高騰で窮地に立たされていると言えるでしょう。憲法25条で補償する健康で文化的な生活を保障するためにも、最低賃金の大幅な引き上げで最賃近傍で働く労働者の収入を増やし、消費を促し、暮らしの改善を進めることが求められています。



・最低賃金引き上げの効果（労働総研「最低賃金 1500 円の経済波及効果」 2023.02）

○韓国は、最低賃金を 2020 年までの 3 年間に 29.6%も増やし、日本の 86.2%にあたる 7.27US \$まで引き上げた。現在では日本を上回っている。

○日本の最低賃金は同じ 3 年間に、韓国の 4 分の 1 未満の 7.12%の増加にとどまり、平均賃金（年収）も、韓国の 10.19%、米国の 21.65%に対して 7.45%の増加にとどまっている。経済の規模を表す GDP（国内総生産）は、韓国の 11.58%増、米国の 18.05%増に対して日本は、わずか 0.04%にとどまり、実質では 3.79%の低下となっている。国民の豊かさを表す 1 人当たり GDP で見ても、韓国の 10.8%増、米国の 15.6%増に対して、日本は 10 分の 1 の 1.02%の増加である。雇用については経済学の常識として賃金が上がれば雇用は減るとされているが、失業率で見ると、日、米、韓とも大きな変化はない。

○労働生産性は、この間に、韓国の 7.38%上昇、米国の 7.07%上昇に対して、日本は 4.45%の低下となっている。

## 2. 全国一律制度の制定と中小企業支援をすすめるよう国に働きかけること

私達の上部団体である、全国労働組合総連合（全労連）は全国で最低生計費試算調査に取り組んでいます。その調査から、全国どこで暮らしても生活に必要な費用はほぼ同じで、25 歳独身単身者が自立した暮らしをするためには、時給 1,500 円以上月額 23~24 万円は必要だという調査結果を出しています。岡山県でも取り組み、岡山市でふつうの暮らしをするには時給 1,657 円以上が必要との結果が出されました。これは決して贅沢な暮らしではなく、ささやかな暮らしを実現するための時給です。1500 円以上なくても暮らせるという意見もあります。しかし私たちが求めるのは、節約と我慢を強いる貧困の暮らしではありません。健康で文化的な暮らしです。

暮らす場所により賃金が違うことにより、地方から都市部への人口流出が止まらず、地域経済の衰退に歯止めがかかっていません。最低賃金を全国一律・1500 円にして、どこでも 8 時間働けば普通に暮らせる賃金にすることは、時給・非正規労働者の仕事と暮らしの問題だけでなく、地域の問題としても待ったなしの課題と考えます。大企業の内部留保への適正な課税などによって財源を確保し、中小企業や個人商店への支援を進める事を、国に働きかけていただくよう要請します。

以上。



# 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山地方最低賃金審議会

会長 益田佐和子 様

2023年7月24日

生協労組おかやま

副委員長

## わたしたちの要望

- ① 岡山県の最低賃金を直ちに1,000円に引き上げ、1,600円以上の早期実現をめざすこと。
- ② 全国一律制度の制定を求め、国・中央最低賃金審議会に意見書を提出すること。
- ③ 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業が使いやすい特別補助策に関する意見を国・中央最低賃金審議会に提出すること。
- ④ 岡山地方最低賃金議会の運営にあたり以下の改善を行うこと。
  - ・ 専門部会を完全公開すること
  - ・ 異議審査会を公開とし、異議申し出の意見陳述を実施すること
  - ・ 審議会員の任命基準を明らかにすること
  - ・ 審議会のオンライン配信を行うこと

## 要望事由

生協の職場は、正規・パート・アルバイト・派遣・委託・個人事業主など様々な雇用形態の人々で成り立っています。パートやアルバイトの採用時給は、最低賃金の上昇に伴ってほぼ同額の賃上げがされ、いつまでも最低賃金に貼りついたままです。これは、生協職場だけではありません。街を見渡せば、様々な飲食店やスーパー、コンビニなど、多くの企業が最低賃金近傍額で募集していることが分かります。

最低賃金は、20年ほどの間に加重平均で200円ほど上がりました。しかし、近年稀にみる物価高騰、水光熱費高騰、社会保険料増額、増税などの影響で、実質賃金は下がり続けています。最低生計費に満たない低賃金では、いくら働いても暮らしは良くなりません。

一方で、地域間格差はこの15年で倍増しており、同じ仕事をしていても地域が違っただけで月収3~4万円の差がついてしまいます。私たちは、最低生計費試算調査を行い、人間らしく普通に暮らすために必要なお金は、全国どこでも同じだと確信しています。

世界の中でも日本の最低賃金の伸びは明らかに低く、OECD平均の3分の1未満に留まっています。政府が掲げる全国加重平均1000円を達成できても、海外とは大きく差があります。インフレ率などに連動して最低賃金が伸びるポーランドは34.2%、米国、英国、ドイツで16~28%伸びています。世界の常識と明らかにかけ離れた日本の経済が好循環になるためにも、大幅な最低賃金の上昇は必要です。また、日本では、賃金の低さから、結婚や子どもを持つことを諦める若者が増えています。人口減少、少子化対策としても早急に大幅賃上げをしていく必要があるのではないのでしょうか。

法律では、最低賃金は安定した国民生活を送ることを目的とされています。しかし、実際は「事業の支払い能力」が優先されており、国民の生活はほとんど考慮されていないように思います。

審議委員の皆さんにお願いします。まずは、地域間格差是正のためにも中央目安額に対して必ず上乗せした金額にしてください。また、国に対して「中小企業支援」をセットに「最低賃金全国一律制」を求め、最低賃金法の中から「事業の支払い能力」を削除し、科学的な最低生計費調査に基づいて賃金額の議論がされるように求めて頂きたいと思います。よろしくお願いします。

以上

2023年7月24日

岡山地方最低賃金審議会長 殿

岡山県高等学校教職員組合

執行委員長

## 岡山地方最低賃金審議会への意見書

働く者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展のためにご尽力いただいている委員のみなさまに敬意を表します。今年度の岡山地方最低賃金改定に向けて、岡山県高等学校教職員組合としての意見を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行し、経済活動がコロナ禍前に戻りつつあると言われてはいますが、この間の財政・金融政策による円安やロシアによるウクライナ侵攻による物価高騰が市民の生活を脅かしています。今春闘では近年にない賃上げが実現していますが、物価高騰に追いつかず、実質賃金ではマイナスとなっています。

政府も最低賃金の全国加重平均額を1,000円以上にする方針とお聞きしていますが、現行の岡山県の最低賃金は892円で、全国加重平均961円より69円も低くなっています。このままの格差が温存されると、岡山県で最低賃金1,000円以上が実現するまでに何年もかかることになってしまい、地域間格差の解消につながりません。

近年は少子高齢化の影響もあり、様々な業種で人手不足が深刻化しています。介護、保育などケア労働者も人手不足となっていますが、その賃金は最低賃金ぎりぎりの水準にとどまっています。私たちが携わっている学校教育の現場でも、教員不足が社会問題化しており、教育に関わる様々な職種の人びとの待遇改善が急務となっています。

つきましては、最低賃金のあり方について、次のとおり意見を申し上げますので、岡山地方最低賃金審議会でのご議論に反映させていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 最低賃金を時間額1,600円以上に引き上げてください。

岡山県高等学校教職員組合も加盟する岡山県労働組合会議が、2020年2月から6月にかけて実施した最低生計費試算調査によると、岡山市内で若者が普通の暮らしをするためには、男性で月額248,511円、女性で月額254,812円が必要であることが分かりました。これは、労働時間をワーク・ライフ・バランスに配慮した月150時間とすると、男性で時間額1,657円、女性で時間額1,699円となります。これに対して、現行の岡山県最低賃金時間額892円はあまりに低すぎます。

昨年的人事院勧告及び岡山県人事委員会勧告は3年ぶりの賃上げ勧告となり、岡山県の



行政職の高校卒初任給も月額3,600円引き上げられ161,500円となりました。これに伴い、会計年度任用職員の時間額も20円引き上げられ950円となりましたが、依然として時間額1,000円に満たない水準となっています。地方公務員については最低賃金法の適用が除外されていますが、一般職であってもワーキングプアに近い賃金水準という現状は適正とは言えず、早急な賃金引き上げが求められます。

## 2 全国一律最低賃金制度の必要性を建議してください。

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会は4月6日、ランク制度をA～Cの3ランクに改めることを確認しました。これは、全国一律最低賃金制度を求める私たちの声を一定程度反映したものと思われませんが、ランク制度を維持したままでは地域間格差を解消することはできません。特に、引上げ額の目安が、上位ランクほど高く下位ランクほど低く示されるようなことになると、かえって地域間格差を拡大させることにつながります。引上げ額の目安を示す場合、下位ランクほど高くなるようにして、賃金の底上げを図るべきです。

地域別最低賃金制度を維持したままでは地域間格差の解消にはつながらず、事業の公正な競争の確保や国民経済の健全な発展といった最低賃金法の目的を達成することはできません。コンビニエンスストアなど、全国で商品の価格はほとんど変わらないのに、そこで働く労働者の賃金が、県境を越えただけで違うのは不合理です。使用者にとっても、地域別最低賃金が人材確保の面で障害になっていると聞いています。先に触れた岡山県労働組合会議の最低生計費試算調査の結果でも、最低生計費は全国どこでもそれほど差がないことが明らかになっており、最低賃金は全国一律で設定するべきです。

岡山地方最低賃金審議会として、全国一律最低賃金制度の必要性を議論していただき、岡山労働局長に建議してください。

## 3 中小企業が使いやすい特別補助策の実施を建議してください。

最低賃金の引き上げは中小企業の負担が大きいという議論がありますが、そもそも日本の中小企業支援策は規模が小さすぎます。中小企業支援策の拡充と合わせて、政策的に最低賃金を引き上げるべきです。

政府も賃上げ促進税制を実施していますが、中小企業には赤字企業が多く、法人税額や所得税額を控除しても効果は限定的です。賃金を引き上げた企業の社会保険料負担を減免するなど、赤字の中小企業でも使いやすい特別補助策が求められます。

岡山地方最低賃金審議会として、中小企業が使いやすい特別補助策の必要性を議論していただき、岡山労働局長に建議してください。



2023年7月24日

岡山最低賃金審議会委員 各位

### 最低賃金改正決定の審議に向けた意見書

全国福祉保育労働組合 岡山支部  
執行委員長 [REDACTED]

労働条件の向上及び経済の健全な発展のために、ご尽力いただいている委員のみなさまに敬意を表します。今年度の岡山県最低賃金額改定にかかわる審議にむけて、民間の社会福祉事業所の職員で構成する全国福祉保育労働組合岡山支部として、意見を述べさせていただきます。

#### ◆3年を超えたコロナ禍で低賃金・重労働

以前から保育園の保育士や介護事業所の介護職員など、福祉職場の人材確保難は、賃金の低さと労働条件の厳しさを主な要因として、極めて深刻な状況になってきました。賃上げと職員の増員の必要性が高まっていたなか、コロナ禍で社会生活に欠かせないエッセンシャルワーカーとして認知され、その声がさらに高まっています。約3年半、コロナに感染しない・させない緊張感と新たな業務負担が長期にわたって続いてきましたが、この努力の積み重ねによって、社会が維持されてきたという事実があります。

#### ◆全産業平均と比べて月8万円低い福祉職場の賃金水準

政府は2009年から福祉職員に対する処遇改善策を実施し、一定の改善効果があったとしています。しかし、2022年3月に公表された厚生労働省の賃金構造基本統計調査（2022年6月分賃金）でも、全産業平均と福祉労働者との格差は依然として大きい状況です。超過勤務手当などを含めた「毎月きまって支給する額」では、全産業平均の33万4800円に対し、保育士は25万6500円、介護職員は25万600円と、約8万円も低くなっています。

23春闘では、引き続き物価高騰による労働者の生活への影響を考慮した一定の賃上げが多く業種でおこなわれました。しかし、福祉や医療、小売りなどエッセンシャルワーカーと言われる業種での賃上げは厳しい状況で、全産業平均との格差は再び大きくなる懸念されます。

#### ◆福祉職場では職員のほぼ半数が非正規

上記調査は正規雇用労働者を調査対象としていますが、福祉職場では保育や介護、障害福祉などの業種や地域を問わず、非正規が半数前後という状況です。その賃金は、全産業平均より低い正規よりもさらに低い水準に抑制されています。子どもたちや保護者、高齢者、障害者の生活を支えながら、福祉労働者自身が人間らしい生活をおくることのできないという矛盾を抱えています。低すぎる賃金水準に置かれた福祉労働者が身を削ることによって社会が支えられているという現実と、その役割にまったく見合わない処遇の抜本的な改善の必要性があらためて直視されるべきです。このままでは、人手不足により福祉職場は崩壊します。

#### ◆最低賃金の改定にむけて、福祉労働者の声

私たち福祉保育労は、23春闘にむけて「福祉職場で働くみんなの要求アンケート」にと



りくみました。自由記述欄には一刻も早い賃上げを求める非正規労働者の声が寄せられました。「保育士は、人を育てる仕事、命を預かる仕事であるにも関わらず、賃金が安い。政府に重要性が認められているとは全く感じられない」「勤続年数が増えるごとに、仕事の内容も多く、求められることが増えていくのに、時給が低すぎる。体力的にも精神的にも限界がきているので、辞め時かなと思っている」「大切なお子さんの命をお預かりしている仕事。命の大切さ、重さと賃金があっていないと感じます。かなりの神経を使って保育をしています。17年のキャリアがあるのに、高校生のアルバイトの時給と変わらないってなぜでしょうか？」など、多くの嘆きの声です。

岡山の民間保育園でフルタイムで働く非正規労働者も、「最低賃金よりは上の時給、1000円前後であっても月額15万円程度で生活に最低限必要な額に足りない」「働き続けても基本給が低すぎて貯蓄もできず、将来の不安が増すばかりだ」「物価高騰でどんどん生活の質を下げることができる、やりたいことや自分が成長し豊かになっていくために使う余裕は全くない」といった、労働の質が左右されるような不安や悩みを抱えながら働いているという実態を知ってほしいと思います。

また、パート・有期雇用労働法が改正され、厚生労働省はボーナスについて「貢献度に応じて」として、非正規雇用の労働者に支給を全くしないことについておかしいという考え方を示していますが、「ボーナスがない」という声も寄せられています。時給が低い上に、ボーナスもない状況を生んでいることは、法律の強制力が弱く、非正規労働者の権利が守られていない実態を示しています。

#### ◆全国一律・最低賃金1500円の実現にむけて次元の異なる引き上げを

私たち福祉保育労は、社会全体の賃金底上げにむけた最低賃金の引き上げと全国一律制度、その水準を上回る福祉分野など業種別の最低賃金制度の創設が必要だと考えています。

全労連（全国労働組合総連合）がおこなってきた「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して生活する場合、全国どこでも月24万円、時給にして1500円以上が必要になることが浮き彫りになっています。しかし、エッセンシャルワーカーの福祉労働者の多くは、専門職でありながら1500円からかけ離れた最低賃金近傍の賃金水準での生活を余儀なくされています。そのため、非正規雇用だけでなく、正規雇用の労働者も、改定される最低賃金額の影響を強く受けることとなります。

今回の最低賃金の改定にむけて、岸田首相は加重平均を今の961円から1000円に引き上げる議論をするようにと言及しています。首相は「次元の異なる少子化対策」を政策の柱にしていますが、児童手当の拡充と最低賃金の加重平均1000円への引き上げ程度では、最低賃金ギリギリで一人暮らしさえままならない若い世代の生活状況は、ほとんど変わりません。少子化に歯止めをかけるうえでも、次元の異なる最低賃金の引き上げと中小企業等への支援策が必要です。

福祉分野の業種別の最低賃金制度創設にむけては、今後2年で論議を社会的に広げ、必要な職員配置基準とあわせて、社会的基準として最低賃金額の具体的な提案につなげていきます。

どの地域でも誰もが人間らしい生活ができるように、産業や職種、地域にかかわらず、全国一律の制度による大幅な最低賃金の引き上げを強く求めます。ぜひ、岡山地方最低審議会の中でも、全国一律で最低賃金1500円を一刻も早く実現していくためのご検討をよろしくお願いいたします。

以上

2023年7月24日

岡山地方最低賃金審議会  
会長 益田佐和子 様

岡山県医療労働組合連合会  
執行委員長

岡山市北区下伊福西町1-53 TEL086-255-1140

**最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書**  
～全国一律最低賃金と時給1,600円以上の早期実現を～

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

日本の最低賃金が先進国に比べ低額で見劣りするとの報道もありましたが、日本の最低賃金には3つの問題があると考えます。1つは低すぎて自立した生活が送れないこと、2つ目は地域別で格差が広がっていること、3つ目は中小企業への支援が脆弱であることです。

すべての労働者とその家族が、健康で文化的な最低限度の生活を確保するために必要な賃金の最低額がどの地域で働いても等しく保障されるように、以下の通り意見します。

**1. 医療・介護現場の賃金実態**

医療・介護の現場では、看護師をはじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数います。しかし、その社会的役割に対する低賃金と低待遇についてはコロナ禍でも明らかになった通りです。介護職については、全産業平均と比べ、いまだ約6万7千円も低い実態です。また、事務、給食、介護部門の多くのパート労働者は最低賃金近傍の時給で働いています。

医療の施設では3割以上、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。看護師や介護職でも夜勤ができなければ、看護助手やヘルパーなどの職種では、ほぼ正規雇用になれません。国の社会保障費抑制政策により、低く抑えられた診療報酬、介護報酬のもとで、使用者側も正規雇用にしたくてもできないのが実態です。さらに物価高騰に対応する臨時の報酬改定もなく、コロナ補助金がなければ7割の病院が赤字、コロナ補助金を含めても過半数の病院が赤字経営を強いられており、人材確保も一層厳しく、このままでは地域住民の健康・生命を守ることは大変困難です。



## 2. 全国一律最低賃金制度の創設を求めます

現行の地域別最低賃金では、地域ごとに最低賃金が異なり格差が生じています。同系列のコンビニで同じ値段の商品を扱っていても賃金は地域ごと、販売店ごとに差が生じているのと同様に、診療報酬、介護報酬が全国一律の公定価格であるにもかかわらず、医療・介護の現場でも賃金の地域間格差が生じています。最低賃金を全国一律にして高い水準に合わせるからこそが最も効果的でケア労働者の賃上げに直結する手段であると考えます。

私たちが参加した岡山県労会議や全労連の生計費調査の結果から、都市部か地方かによる差はほとんどなく、普通の暮らしをおくるためには、全国どこでも時給1,600円以上が必要だという結果が出ています。現在の物価高を考慮するとさらに上乘せが必要です。

地域別最低賃金制度を取っている国は、カナダ、中国、インドネシア、日本のたった4か国のみです。また軒並み諸外国では物価高騰への対策として、消費税減税と最低賃金の大幅引き上げが行われています。

## 3. 岡山県の最低賃金を直ちに1,000円に引き上げ、1,600円以上の早期実現を

現行の最低賃金、892円で1日8時間・月20日働いたとすると、月収は約14万にしかありません。ここからさらに税・社会保険料が引かれ手取り額はさらに減少します。追い打ちをかけるように、急激な物価高騰が生活を苦しめ、将来の希望を奪っています。

私たちは、最低賃金で人ひとりが自立して生活できるよう、全国一律最低賃金制度の創設と中小企業への十分な支援策とセットで岡山県の最低賃金を直ちに1,000円に引き上げ、1,600円以上の早期実現をめざすことを求めます。

以上



2023年7月22日

岡山地方最低賃金審議会

会長 益田佐和子 様

岡山医療生協労働組合

### 最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

わたしは、医療・介護の職場の労働組合で、週4日パートで働く事務職員です。前回と前々回この場に参加させていただきました。そして今回は、最賃を決める基準はわたし達労働者の「生計費」であり、それは「健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」配慮されるべきものであることを確認しました。つまり、岡山県が県民に対して考える「人間らしい生活」の基準が表されるものとして見ますとお伝えしました。

それに照らすと、去年は近年にない金額でしたが、それでもまだ800円台。必要な生活費には遠く及びません。それどころか、とどまることを知らない物価高で、より生活が苦しくなったと感じている人の方が多いのではないのでしょうか。また、今後の様々な増税も噂されており、生活の不安は増すばかりです。

昨年、なにより残念だったのは、他の自治体の多くが中小企業に対する助成について付帯決議をあげていたのに対し、岡山からは何もなかったことです。わたしは、付帯決議があがるということは、本気で最賃を上げようとしていることの表れだと感じましたが、岡山はどうだったのでしょうか。わたし達の願いは伝わっていないのでしょうか。わたし達の意見書は、岡山で働く人たちの声を反映したものだと思っています。県民の声をどうか真摯に聴いてほしいということをまず初めに述べさせていただきます。

先日、目をとめたニュースがありました。ついに政府が「年取の壁」に手を付けるというものです。個人的には遅すぎではと思いますが、ようやく、非正規で働き“補助的ではなく”家計を支えている人が多くいるという認識が浸透したのだと感じました。しかし、壁がなくなっても、そもそもの賃金が上がらなくては意味がありません。むしろ、どんどん壁を壊すぐらいの勢いで上がってほしいです。

そもそもこの「年取の壁」の考え方は、女性の労働を下に見るというジェンダー差別が元になった古い考え方に基づくものです。さらに、ケア労働も「もともと女性の仕事だったから」「家庭内で賄っていたから」という考えのもと、低い賃金に据え置かれています。ケア労働の非正規労働者は、2重の差別を受けていると言っても過言ではないのではと考えます。

今年の春闘では、若い職員が次々に熱のこもった発言をしました。「わたし達はこの仕事に誇りを持って働いているし、これからも働き続けたい。でも、人手不足の上、賃金が安すぎて続けられるか不安」「周りの人も辞めていくし、新しい人も入ってこない」…。全国的に次々と新入職員が辞めていっているようで、わたし達の職場で「まだ一人も辞めていないのはすごい！」と話題になるほどです。通常でも人手不足の中、コロナのもとでさらに過酷な業務を強いられてきたことを考えると、



ないと感じます。わたし達は職員の賃金についてはもちろん団体交渉でもたたかいますが、最賃が上がることはリアルに賃金の底上げに反映します。なぜなら、一定数の最賃金額張りつきの職員がいるからです。

また、団体交渉でかちとることに限界があるのも事実です。コロナ5類化で補助は打ち切りとなり、この物価高と高齢者の医療費負担増で受診控えが起きたところに、光熱費の値上げにより病院は桁違いの経費増となっているからです。「このままだと冬の一時金もどうなるか…」と経営陣も頭を抱えている状況です。

いまこそ、中小企業・ケア労働の現場に補助が必要です。ケア労働は、人なしには成り立ちません。技術と経験を持った職員が辞めるダメージは大きく、新しく人を育てるのにも時間と人手が必要です。まずは、いま働いている人を辞めさせない、ケア労働の現場をこれ以上窮地に追い込まず、県民のいのちと安全・生活をまもるために、付帯決議をあげていただくことを強く求めます。

この春わたしは、薄氷を踏むような思いで過ごすこととなりました。車検と車の税金の支払いが重なり、わずかな貯金を取り崩しながら生活したからです。もともとの収入が少ない非正規職員にとっては、月の支払いが1万円でも増えることは、とても大きなことです。車検用の積み立ても少しずつしていましたが、それでも足りませんでした。退職金がないので、病気や退職の時のために手をつけずにおこうと思っていた貯金でしたが、しかたがありません。つくづく、非正規は病気やケガができないなと思います。仕事を休んで有休を使い切ったら、もうアウトです。1日休むごとに、8千円ぐらいつつ賃金が減っていきます。

よく、「ノーワーク・ノーペイ」と言われますが、であるならば、逆もしかりなのではないでしょうか。「ノーペイ・ノーワーク」。例えば非正規職員の賃金が正規職員の1/2や1/3だとして、わたし達ってほんとうに正規職員の1/2や1/3しか働いていないんだろうか？「わたしは、1/2しかもらっていないから、半分の働きしかしません」ということが、果たして現場で通用するのでしょうか？正規職員と全く同じとは思いませんが、こんなに差があることは、どう考えても理不尽に思えてなりません。それは、周りの非正規職員を見ているとそうです。

さらにつらいと感じるのは、周りの多くの若い人たちが非正規で働き、生きづらさを感じていることです。若い人たちには、これから先の長い未来があります。人生のステージが変わることも何回かあるでしょう。その時に、できるだけ選択肢が狭まることのないと願います。これは、わたしが実感してきたことでもあります。わたしの希望は、そもそも非正規雇用という不安定な働き方がなくなることですが、まずはせめて、賃金面での不安が少しでもなくなれば、だいぶ違うと思います。

いちばん全体的に底上げできるのが、最賃を上げることです。みなさんの手でできることです。岡山で働くひと達のこれからのために、大きな決断をよろしく願います。

## 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山地方最低賃金審議会

会長 益田佐和子 様

2023年7月24日  
岡山医療生協労働組合

現在の岡山県の最低賃金は892円。一時間必死に働いて得ることのできる賃金が892円です。892円というお金で私たちの生活を考えてみます。892円×8時間×20日=142,720円。これがひと月頑張りぬいて働いて得ることのできる金額です。ここから厚生年金・健康保険・雇用保険・所得税・住民税を支払い、介護保険を支払う年齢になるとその支払いがあります。手元に残るのは130,000円を切るでしょう。

まず、手元にこの金額しかない、これでひと月生活しないとイケない状況を想像出来ますか。最低賃金の審査をされているみなさんがこの金額しかない状況で生活したことがありますか。たぶん無いでしょう。失礼とは思いますが想像したことも考えたことも本当は無いのではないのでしょうか。

生活するためには何が必要ですか。まず住むところです。持ち家ならローンや税金の支払いがあるでしょう。が、最低賃金で働いている人は借家住まいでしょう。家賃の支払いが待っています。次に電気代・ガス代・水道代・電話代などの費用が発生します。

次には食べないと生きていけません。3食×30日=90食分の食費がかかります。毎日自炊しお弁当と水筒を持参する努力をしても90食分のお金は必ずかかります。

家には冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・炊飯器・掃除機などの最低限度の家電製品も無いと生活できません。自炊するなら米を買わないとご飯は炊けません。野菜も必要です。時には肉も魚も食べるはずですが。洗濯するには洗濯洗剤がいます。

当然、仕事に行くための服も必要です。全身同じ服を毎日着ることは出来ないので何枚かの着替えも必要でしょう。靴も必要です。雨に備えて傘も要るでしょう。通勤には歩く・自転車・バイク・車、バスか電車なら定期券も必要でしょう。

人間が生きていくために最低限必要なものしか列挙してきませんでしたが、これを130,000円以内に抑えることは可能ですか？もし可能だと強弁する方がおられたなら、私にそのやり方を示してください。やったこともなく出来もしないことを分かったように言うことは避けていただきたいと思います。

・家賃5万円のコーポで一人暮らしをするためには56時間働かないと支払うことが出来ない金額です。週5日働いただけでは支払うことが出来ない金額です。

・100円均一で何かを買おうとして8個しか買えません。

・卵は高騰していて10個買うためには230円くらいします。3パックしか買えません。

・電気代は6月からさらに値上がりしています。毎日35度を超え熱帯夜の日が続きます。明日の仕事のためにはしっかり寝る必要があるのでエアコンは必需品です。設定温度の管理を頑張ったとしても月に7,000円から10,000円くらいは必要になるでしょう。10,000円と仮定して11時間以上働かないとその支払いをすることが出来ません。一日8時間働いただけでは支払えないんです。

ここで書いてきたことは最低限度の生活に必要なことです。そこには映画を見に行くことも、友人とランチに行くことも、職場の懇親会に行くことも入っていません。友人の結婚式に列席することも入っていません。本を買うことも、新聞を購読することも入っていません。一人の人間が心豊かに生活するためにはその保障となるどれくらいの賃金が必要なのか、労働者の生活実態をよく見て考えるべきだと思います。



岡山地方最低賃金審議会  
会長 益田佐和子 様

2023年7月19日

倉敷市職員労働組合  
中央執行委員長

## 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

現行の最低賃金、892円で仮に173.8時間働いたとすると、月収155,092であり年収は約180万円  
で200万円以下のワーキングプア水準です。人ひとりが自立した生活をする事ができないような水準  
の賃金が最低賃金として設定されていることは公正さが保たれていると言えるのでしょうか。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全  
国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,600円以  
上に引き上げること。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い  
支援策の拡充は不可欠である。と考えることから、以下のことを要望し早急の実現下さるよう切にお願  
い致します。

### わたしたちの要望

- ① 岡山県の最低賃金を直ちに1,000円に引き上げ、早期に時間給1,600円以上の早期実現をめざすこと。
- ② 全国一律制度の制定を求め、国・中央最低賃金審議会に意見書を提出すること。
- ③ 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業が使いやすい特別補助策に関する意見を国・中  
央最低賃金審議会に提出すること。

以上



岡山地方最低賃金審議会

会長 益田佐和子 様

2023年7月19日

倉敷市職員労働組合倉敷支部

執行委員長

## 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

現行の最低賃金、892円で仮に173.8時間働いたとすると、月収155,092であり年収は約180万円で200万円以下のワーキングプア水準です。人ひとりが自立した生活をする事ができないような水準の賃金が最低賃金として設定されていることは公正さが保たれていると言えるのでしょうか。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,600円以上に引き上げること。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い支援策の拡充は不可欠である。と考えることから、以下のことを要望し早急の実現下さるよう切にお願い致します。

### わたしたちの要望

- ① 岡山県の最低賃金を直ちに1,000円に引き上げ、早期に時間給1,600円以上の早期実現をめざすこと。
- ② 全国一律制度の制定を求め、国・中央最低賃金審議会に意見書を提出すること。
- ③ 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業が使いやすい特別補助策に関する意見を国・中央最低賃金審議会に提出すること。

以上

岡山地方最低賃金審議会  
会長 益田佐和子 様

2023年7月19日

倉敷市職員労働組合玉島支部

執行委員長 XXXXXXXXXX

## 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

現行の最低賃金、892円で仮に173.8時間働いたとすると、月収155,092であり年収は約180万円で200万円以下のワーキングプア水準です。人ひとりが自立した生活をするのができないような水準の賃金が最低賃金として設定されていることは公正さが保たれていると言えるのでしょうか。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,600円以上に引き上げること。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い支援策の拡充は不可欠である。と考えることから、以下のことを要望し早急の実現下さるよう切にお願い致します。

### わたしたちの要望

- ① 岡山県の最低賃金を直ちに1,000円に引き上げ、早期に時間給1,600円以上の早期実現をめざすこと。
- ② 全国一律制度の制定を求め、国・中央最低賃金審議会に意見書を提出すること。
- ③ 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業が使いやすい特別補助策に関する意見を国・中央最低賃金審議会に提出すること。

以上

岡山地方最低賃金審議会  
会長 益田佐和子 様

2023年7月19日  
倉敷市職員労働組合児島支部  
執行委員長 XXXXXXXXXX

## 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

現行の最低賃金、892円で仮に173.8時間働いたとすると、月収155,092であり年収は約180万円  
で200万円以下のワーキングプア水準です。人ひとりが自立した生活をする事ができないような水準  
の賃金が最低賃金として設定されていることは公正さが保たれていると言えるのでしょうか。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全  
国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,600円以  
上に引き上げること。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い  
支援策の拡充は不可欠である。と考えることから、以下のことを要望し早急に実現下さるよう切にお願  
い致します。

### わたしたちの要望

- ① 岡山県の最低賃金を直ちに1,000円に引き上げ、早期に時間給1,600円以上の早期実現をめざすこと。
- ② 全国一律制度の制定を求め、国・中央最低賃金審議会に意見書を提出すること。
- ③ 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業が使いやすい特別補助策に関する意見を国・中  
央最低賃金審議会に提出すること。

以 上

岡山地方最低賃金審議会  
会長 益田佐和子 様

2023年7月19日

倉敷市職員労働組合水島支部

執行委員長

倉敷市水島北幸町一丁目

## 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

現行の最低賃金、892円で仮に173.8時間働いたとすると、月収155,092であり年収は約180万円で200万円以下のワーキングプア水準です。人ひとりが自立した生活をする事ができないような水準の賃金が最低賃金として設定されていることは公正さが保たれていると言えるのでしょうか。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,600円以上に引き上げること。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い支援策の拡充は不可欠である。と考えることから、以下のことを要望し早急の実現下さるよう切にお願い致します。

### わたしたちの要望

- ① 岡山県の最低賃金を直ちに1,000円に引き上げ、早期に時間給1,600円以上の早期実現をめざすこと。
- ② 全国一律制度の制定を求め、国・中央最低賃金審議会に意見書を提出すること。
- ③ 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業が使いやすい特別補助策に関する意見を国・中央最低賃金審議会に提出すること。

以上

岡山地方最低賃金審議会  
会長 益田佐和子 様

2023年7月19日

倉敷市総合福祉事業団労働組合  
執行委員長 XXXXXXXXXX

## 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

現行の最低賃金、892円で仮に173.8時間働いたとすると、月収155,092であり年収は約180万円で200万円以下のワーキングプア水準です。人ひとりが自立した生活をする事ができないような水準の賃金が最低賃金として設定されていることは公正さが保たれていると言えるのでしょうか。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,600円以上に引き上げること。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い支援策の拡充は不可欠である。と考えることから、以下のことを要望し早急を実現下さるよう切にお願い致します。

### わたしたちの要望

- ① 岡山県の最低賃金を直ちに1,000円に引き上げ、早期に時間給1,600円以上の早期実現をめざすこと。
- ② 全国一律制度の制定を求め、国・中央最低賃金審議会に意見書を提出すること。
- ③ 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業が使いやすい特別補助策に関する意見を国・中央最低賃金審議会に提出すること。

以上





岡山地方最低賃金審議会

会長 益田佐和子 様

2023年7月19日

岡山県労働組合倉敷会議

事務局長

倉敷市新田 2936-2

## 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

現行の最低賃金、892円で仮に173.8時間働いたとすると、月収155,092であり年収は約180万円で200万円以下のワーキングプア水準です。人ひとりが自立した生活をする事ができないような水準の賃金が最低賃金として設定されていることは公正さが保たれていると言えるのでしょうか。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,600円以上に引き上げること。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い支援策の拡充は不可欠である。と考えることから、以下のことを要望し早急実現下さるよう切にお願い致します。

### わたしたちの要望

- ① 岡山県の最低賃金を直ちに1,000円に引き上げ、早期に時間給1,600円以上の早期実現をめざすこと。
- ② 全国一律制度の制定を求め、国・中央最低賃金審議会に意見書を提出すること。
- ③ 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業が使いやすい特別補助策に関する意見を国・中央最低賃金審議会に提出すること。

以上

